

中間市男女共同参画に関する市民意識調査 報告書

令和5年5月
中 間 市

目 次

I 調査の概要

1. 調査の目的..... 5
2. 調査の実施概要..... 5
3. 報告書の見方..... 6

II 講 評 (佐賀大学教育学部教授 (法哲学) 吉岡剛彦)

1. 男性の“家庭進出”と、女性の“会議参画”を！..... 9

III 調査結果の分析

1. 結果の分析..... 23

IV 調査結果

1. 回答者の基本属性等について..... 33
2. 男女平等について..... 35
3. 結婚・家庭生活について..... 43
4. 介護における男女参画について..... 54
5. 防災対策における男女参画について..... 60
6. 子どもの教育やしつけについて..... 66
7. 仕事と家庭生活との両立について..... 75
8. 地域の社会貢献活動への参加・参画について..... 89
9. パートナー (配偶者や恋人) 間の暴力について..... 96
10. 男女共同参画の施策に関する意識・関心について..... 109

I 調査の概要

1. 調査の目的

中間市では、平成 25 年にこれまでの取組をふまえながら、「中間市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 26 年に「中間市男女共同参画プラン きらり」、同 31 年に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定し、市民だれもが一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、男女共同参画に関するさまざまな施策を推進してきた。この度、本施策の一環として、さらに「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」の見直しのための基礎資料を得るために男女共同参画に関する市民意識調査を実施することとした。

2. 調査の実施概要

(1) 調査実施期間

令和 5 年 2 月 10 日～3 月 31 日

(2) 調査対象者

満 18 歳以上の市内在住者の中から、無作為抽出した 1,500 人

(3) 調査方法

郵送による配布・回収

本人記入方式

※本人による記入が難しい場合は、家族等による代行記入

(4) 調査項目

- ・男女平等について
- ・結婚・家庭生活について
- ・介護における男女参画について
- ・防災対策における男女参画について
- ・子どもの教育やしつけについて
- ・仕事と家庭生活との両立について
- ・地域の社会貢献活動への参加・参画について
- ・パートナー間の暴力・人権などについて
- ・男女共同参画の施策に関する意識・関心について

(5) 有効回収票

466 票(有効回収率 31.1%)

3. 報告書の見方

- (1) 回答割合は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示している。小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- (2) 複数回答を可とした質問では、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。
- (3) 文中では選択肢を「 」で示した。数表・図表は、スペースの都合上、調査票の文言を省略して表記している場合がある。また、2つ以上の選択肢を合計して表す場合には『 』で示している。文言の詳細は巻末の調査票を参照のこと。
- (4) 表・グラフにおいて、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。
- (5) 単純集計・クロス集計の図表中には、回答者数が非常に少ない場合がある。このような場合には、回答比率の数字が動きやすく、厳密な比較をする事が難しいので、回答の傾向をみる程度になる。
- (6) 表・グラフ中の「無回答」とは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難な回答である。

空白

|| 講 評

男性の“家庭進出”と、女性の“会議参画”を！

—中間市『男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書』(令和5年5月)の講評—

佐賀大学教育学部教授(法哲学) 吉岡剛彦

I. はじめに——男女共同参画／ジェンダーに対する市民の意識の高まり

この『男女共同参画社会に関する市民意識調査』は、中間市における「男女共同参画」やそれに向けた施策の現状や進捗を測定し、そこから変化や課題を読み取って、次の新たな諸対策に活かすことを目的に、定期的実施されている。前々回の調査が2013年(平成25年)に、前回調査が2018年(平成30年)におこなわれた。男女共同参画を推進するための行動計画を、本市では数次にわたり『中間市男女共同参画プラン・きりり』としてまとめてきている。現在は2019年度(平成31年度)に作成された『プラン・きりりⅡ』が実施進行中であるが、今後、現行プランの見なおし作業が予定されている。今回の市民意識調査結果はプラン見なおし作業においても重要な参考指標として活用される。

まず【問1】では「男女平等や女性の地位向上」に対する関心の有無を尋ねている。今回は「関心がある(非常に／まあまあ)」が、全体で63.3%となり前回から微増だが、男性では(女性を上回る)64.3%で、前回比5.5ポイント増となった。これに関連して、男女共同参画に関わる施策や用語の認知度を質問した【問29】を見ると、その言葉を「よく知っている／聞いたことがある」とする回答は、「男女共同参画社会」については前回よりもやや増の70.8%、そして「ジェンダー」に関しては前回比31.4ポイント増の85.8%に達した。

後者「ジェンダー」とは、社会的性別(社会生活を送るうえでの各人の性別)を意味しているが、この「ジェンダー」には、その人が「女だから」「男だから」という性別を理由として、その人の生き方にいろいろと型枠をはめよう(縛りをかけよう)とする意識や慣習が貼りついている。具体的には「女ならば、こうあるべきだ」とか「男が、そんなことをするものじゃない」とかいう類[たぐい]の一つまり「女は女らしくあれ」「男は男らしくあれ」と命ずる一意識や慣習である。その典型が、固定的な「性別役割分業」と呼ばれるもので、「男が、外で働いて稼ぎ、一家を養うべきであり、女が、家事・育児・介護を担って、家を守るべきだ」とする意識・慣習のことである(今回の意識調査の【問4】を参照)。このように各人の生き方を窮屈にする意識・慣習としての「ジェンダー」が、男女間の格差(特に女性にとって不利な状況)を生じさせている。この点、【問3】において「社会に残っている男女間の不平等」の原因として「社会的な慣習」を挙げる回答が最多(58.2%)であることも、性別を理由として個人の生き方を枠づけようとする世の中の意識・慣習、すなわち「ジェンダー」を問題視する意識の表われと見て良いだろう。

II. 社会生活の各分野における男女共同参画の現状と課題——意識調査【問2】を拠点として

つづく【問2】では、社会生活の各分野(家庭、職場、学校、政治など)における男女平等の実現度について、市民の認識(とらえ方)を問うている。各分野について「女性のほうが優遇されている(どちらかといえば、を含む)」<「平等になっている」>「男性のほうが優遇されている(どちらかといえば、を含む)」のいずれかを選択してもらう方式である。本節では、この【問2】を起点／基点として定め、各分野における男女共同参画の進捗度やそこでの課題について、特に注目される他の調査結果を関連づけながら見てみたい。

(1) 家庭生活

はじめに【問2】の「家庭生活」については、全体では56.0%が「男性優遇」と回答しており、前回比7.5ポイント増となっている(「平等」は23.0%で、4.0ポイント減)。「男性優遇」の回答は、女性では63.4%(5.1ポイント増)に対して、男性では45.6%に留まるが、これは前回比でプラス11.9ポイントと急増した値である。男性においても、家庭生活における家事負担の不公平さなどに対する問題意識が広がっているのかもしれない。

この結果との関わりにおいて注目すべきは【問4】である。同問では、回答者に対して「男は仕事、女は家庭」という考え方にくどの程度共感しますかと訊いている。この設問は、前述した「性別役割分業」（「男が、外で働いて稼ぎ、一家を養うべきであり、女が、家事・育児・介護を担って、家を守るべきだ」という考え方）に対する賛否を問うものである。結果は、固定的な性別役割分業にく同感しない（あまり、を含む）とする回答が、全体で66.9%（前回比13.3ポイント増）となって過半数を大きく上回った。内訳は、女性で72.8%（16.7ポイント増）、男性は61.0%（13.9ポイント増）であった。これは全国平均とほぼ同じレベルである（内閣府男女共同参画局『男女共同参画社会に関する世論調査[令和4年11月調査]』の同種設問では、本市調査のく同感しないに該たる回答が全体で64.3%であり、内訳は女性69.4%、男性58.3%だった）。

性別役割分業に対する賛否を問えば「今どき「男が仕事、女が家庭、なんて考え方には、反対だ」と「正解、を答えられる人が過半数を超える状態は全国的に定着してきた。これ自体は一定の評価ができることなのだが、しかし決して見逃しえない問題は、このような見かけ上の「意識変革、が、実際の行動変容に一向につながっていかないという深刻な事態である。つまり、性別役割分業にく同感しない」と答えた男性たちが、それでは現実的に家事や育児を担っているかといえば、残念ながらそうした状況にはなっていない。同様に、男性のパートナー（夫など）が居て、本問にく同感しない」と答えた女性たちが、家庭の仕事をそのパートナーにしっかり分担させているかといえば、これもそうした状態には無いと言わざるを得ないのである。

こうした現状は、直後の【問5】の結果に如実に表われている。ここではく家庭内の仕事くを具体的に挙げて、それを家族の誰が行なっているかについて尋ねている。この結果からは、日常的なケア労働（炊事や洗濯、家計管理、子育て、親の介護など、家族の面倒を見る仕事）のほとんどをく主に妻（夫が一部を分担、を含む）くが引き受けている実態がはっきりと見えてくる。く掃除、洗濯、食事の支度などの家事をするくで86.6%、く日々の家計の管理くで79.6%、く育児、子どものしつけくで59.3%、く親の世話（介護）くで34.4%、という有りさまである。

全国的に見た場合にも、く6歳未満の子どもをもつ妻・夫の家事関連時間及び妻の分担割合くは、週全体の平均で、妻も仕事をもっている「共働き」世帯では、2021年に妻391分／夫114分で、妻の負担率は77.4%であった（2006年は妻336分／夫57分で、妻の負担率85.5%）。また、妻が「専業主婦」である世帯では、2021年に妻567分／夫108分で、妻の負担率84.0%（2006年は妻521分／夫58分で、妻の負担率90.0%）だった。男性の家事関連時間は徐々に増えてきているとされるものの、依然として女性に家庭負担が大きく偏っている現状がある（内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書（令和5年度版）』）。

以上の【問4】と【問5】を併せて考えるならば、性別役割分業（「男は仕事、女は家庭、）にく同感しないく割合は確かに男性でも過半数を超える水準に上がってきたが、その実相は一やや厳しい見方をすれば一今のところ、実際の行動は伴わないまま、単に「口先だけ、もっともらしく答えているに過ぎない」「有言不実行、」の状態にある。【問5-1】では、上記のく家庭内の仕事くについてく配偶者に「もっとしてほしい」くと思うものを訊いているが、当然のように、女性（妻）から男性（夫）に対する要望として、く家事く53.1%、く育児く20.6%、く親の世話く19.4%という結果が出ている。先の【問2】において、特に女性のあいだに「家庭生活」に対する不平等感が強い要因も、こうした固定的な性別役割分業の残存、すなわち、家庭内ケア労働分担のアンバランスさ（女性への過度な偏重）が今なお改善されない状況にあると考えられるだろう。

性別役割分業は、ジェンダー（性別によって、個人の生き方に「枠」をはめようとする意識・慣習）の中核にあるものだが、ジェンダーに関する市民の意識を探るうえで興味深いのは、子育て（しつけ）の方針に関する【問14】である。本問では、く女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てたほうが良いくという考え方に対する賛否を尋ねた。結果はく反対（どちらかといえば、を含む）くが、前回比11.9ポイント増の46.3%となった（なお、く賛成（どちらかといえば、を含む）くは32.0%、くわからないくは18.0%）。く反対くは、女性の53.0%（15.8ポイント増）に対して、男性は37.9%（9.6ポイント増）に留まり、これはく賛成くの39.5%を若干ながら下回る結果であった。ここでも、やはり男性において、今なおく女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしくくというジェンダー意識への囚われから脱しきれていない状況がうかがわれる。

家庭内における不平等（力関係の不均衡）を原因として発生する重大問題として、DV（ドメスティック・バイオレンス）がある。DVとは、夫婦間・恋人間など親密な関係にあるカップルにおいて起こる暴力をいう（異性／同性カップルを問わず、また、法律婚・事実婚しているカップル、婚姻関係を解消[離婚]したカップル、交際している

同居中／非同居のカップル[デートDV]など、さまざまな関係性において発生しうる)。今回調査では【問28】において、DVの具体例を挙げて、被害経験の有無を訊いている。DVは、5つの形態に分類されることが多い。【問28】の具体例に則して述べれば、<押されたり、髪をつかまれたり、つねられたりした><平手でたたかれた><蹴られたり、殴られたりした><立ち上がれなくなるまで殴る、蹴るなどの暴力をふるわれた><包丁などの刃物を突きつけられた>は、パートナーの身体に対して物理的な暴力を加えるDVであり、(a)身体的DVと呼ばれる(設問の例のほか、物を投げつける、「殺すぞ!」などと生命への危険をほのめかして脅しつける、など)。<存在や要望を無視された><「誰のおかげでおまへは生活できるんだ」と言われた><人格を否定されたと感じるほど、激しく罵られた>は、パートナーの精神や人格に傷を負わせるDVであり、(b)精神的DVと呼ばれる(ほかに、「お前はバカだ、無能だ」などと日常的に言われ続ける、など)。<わいせつな写真や動画の送付をSNSで求められた><本人の許可なく性的な写真や動画を公開された><避妊に協力してくれない><脅しや暴力により性的な行為を強要された>は、パートナーの性的自己決定権(いつ、だれと、どのような性行為をするか/しないか、その情報を、だれに、どこまで渡すか/渡さないか?などを、本人自身が決定する権利)や性的な尊厳(自分の望まない性的な話題や映像などに触れずに過ごすこと)を侵害するDVであり、(c)性的DVと呼ばれる。<生活費を渡さない、一方的に経済的負担を強いられる>は、パートナーに不当な経済的負担・困窮を強いるものであり、(d)経済的DVと呼ばれる(ほかに、パートナーが働き出たいと希望しているのに働くことを許さないといったケースも一働きに行かなければ経済的収入を得る機会を逸するので一含まれる)。そして、<交友関係や電話を細かく監視された><外出が禁止されるなど、ひどい束縛を受けた>は、パートナーの人間関係・社会活動を制限するDVであり、(e)社会的DVと呼ばれる(ほかに、携帯電話やスマートフォンをいちいちチェックされ、着信履歴やメールの相手方、SNSの投稿内容について問いただされたり、登録した友人・知人などの連絡先を消すよう命じられたりする、など)。

DVについては、性別を問わずに被害者になりうるが、一般に女性が被害者になりやすい。この【問28】の結果を見ても、やはり女性において被害経験率が高く、(a)身体的DVや(d)経済的DV、(e)社会的DVで約10%、(b)精神的DVで15%強、(c)性的DVでは、避妊非協力7.1%、性的行為の強要2.6%という回答になっている。DVが発生する最大要因は、カップル間の不均衡な力関係(カップル相互が対等と言えない状態)にあり、その多くの場合、男女の異性カップルにおいて、女性が「弱い」、立場(=男性パートナーに対して反対・抵抗できない、自己主張が難しい関係性)に置かれる状況下で、男性加害者からのDV被害を受けることになりやすい、と考えられている。こうした不均衡な力関係(対等で無いカップル関係)が生み出される一要因は、実に【問28】の具体例の一つである<「誰のおかげでおまへは生活できるんだ」と言われた>に端的に表われている。すなわち、前述のように、固定的な「性別役割分業」(「男は仕事、女は家庭、)が実態として今なお根強く残存するなかで、カップル(夫婦等)のなかで、男性(夫など)が家外での会社勤めなど有償労働(給料の発生する仕事)に従事し、反面で女性(妻など)が家内での炊事・洗濯・掃除・育児・介護などのケア労働の大部分に従事し(従事させられ)、しかも一きわめて不当なことに!—こうしたケア労働が無償労働(給料の支払われない労働、つまり「タダ働き、)とされている。この結果、有償労働をおこなう(給料を稼いでくる)男性のほうが、あたかも「偉い」、かのように見なされ、男性(夫など)が「おまへは誰のおかげで食っていけるのだ!」という決め台詞で、女性パートナー(妻など)を支配する—反論・反抗を許さない—ことを可能にしている、という実態があると見られるのである。家庭内ケア労働が女性側に一方的に偏重している—しかもそれが無償労働(アンペイド・ワーク)とされることがほとんどである—という問題は、DVとも決して無関係では無いのである。

DVに関しては、被害経験とともに—あるいはそれ以上に—実際に暴力を受けたときに被害者が誰かに相談できているかどうか重要なポイントである。この点に関して、前問のDV被害経験者に対して被害時の対応を訊いた【問28-1】を見ると、一定の割合で<家族や親族に相談した><友人に相談した>とする回答が見られるものの、依然として<我慢した>や<相談していない>のほうが上回っている。ただ、前々回(10年前)と今回の調査結果を比較すると、<我慢した>(前々回55.4%→今回32.5%)や<相談していない>(29.7%→19.0%)の割合が減少し、<家族や親族に相談した>(14.2%→16.6%)、<友人に相談した>(11.5%→16.6%)、<市役所や福岡県女性相談所などの相談窓口相談した>(1.4%→1.8%)、<配偶者暴力相談支援センターに相談した>(0.0%→0.6%)、<警察に相談(通報)した>(2.7%→4.3%)というように「誰かに相談した」とする回答がわずかながら増加している。この相談率の増加は、本市の地道な啓発活動の成果だと思われる。今後も、相談窓口(連絡先)を広報・周知する取組みを引きつづき進めたい。

なお、DV被害者に対する相談・支援体制の整備を定めた『DV防止法』は、2001年の制定後、数次の改正を経て、内容の拡充が図られてきた。救済対象は、身体的DVのみならず精神的DVや性的DVにも拡大された(経済的・社会的DVについても相談可能と考えられる)。また、カップルの形態としても、事実婚・離婚後を含めた「夫婦」とともに、同居している交際中のカップルにまで救済範囲が拡張された。DV加害者による被害者等への接近を強制的に阻止するため、被害者が裁判所に発出を求める「保護命令」(接近禁止命令と住居退去命令)についても、被害者本人への物理的接近のみに留まらず、被害者の子どもや親族への接近や、電話やSNS等による執拗な連絡(アクセス)なども禁止対象に入れられた。また、2024年からは、精神的DVの被害を理由とした「保護命令」発出も可能になり、加害者側が「保護命令」に違反した場合の罰則も(これまでの懲役1年/罰金100万円から)最大で懲役2年/罰金200万円へ引き上げられる。パートナーからのDV被害に遭っている(かもしれない)場合には、市役所等の身近な相談窓口(地元の市役所だと却って相談しにくいという場合は、福岡県のDV相談窓口や他の自治体の窓口でも構わない)に、ぜひ気軽に連絡してもらいたい。きちんと秘密が守られ、安全な環境で話を聴いてもらえる相談体制が整えられている。

(2) 職場

各分野での男女間の(不)平等感を尋ねた【問2】では、「職場」について全体の54.1%が<男性優遇>と回答した。女性では59.7%(前回と同率)、男性では47.8%(前回比で3.5ポイント減—ただし、はっきりと<男性のほうが優遇>とする回答率は4.6ポイント増)だった。

女性が職業をもつことに対する考え方を訊いた【問17】を見ると、女性が妊娠・出産しても仕事を継続することを支持する意見が、はっきりと多数を占めるようになってきた。すなわち<子どもができて、ずっと職業を持ち続けるほうがよい>(出産後も仕事継続)と<子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい>(子の成長後に仕事復帰)の割合は、全体では、前回の44.0%/31.5%に対して、今回は57.3%/19.5%となった。女性では、前回45.4%/31.1%に対して今回56.7%/21.3%。男性のほうが意識変化は顕著で、前回41.2%/33.2%に比して、今回は59.3%/17.0%と、仕事継続を支持する回答は女性を上回った。

だが、ここでも意識面(理想)の変化とは裏腹に、実際には、女性が妊娠・出産(や介護)を機にそれまでの仕事を辞めるケースが少なくない現実がある。2000年代前半(2004年ごろ)まで、仕事をもっていた女性のうち第一子の出産後に離職する割合は60%前後に達していた。その後は漸減傾向にあるものの、2015~2019年(平成27年~令和元年)の段階でも、第一子出産後に離職した女性は約30%とするデータがある。加えて、就業自体は継続できたとしても、出産・育児をきっかけにキャリアが停滞してしまい、思うように活躍できない「マミートラック」の問題(キャリアロス)の存在も指摘されている。このように妊娠・出産・育児のために女性の職歴(キャリア)が断絶ないしは停滞させられることが、企業等における女性管理職の少なさ(2022年段階における女性の割合は、民間企業の係長級24.1%、課長級13.9%、部長級で8.2%に留まる)や、女性の平均所得が男性の約4分の3(2021年の給与水準は、男性を100とした場合、女性は75.2)に留まる現状にもつながっている(以上、本段落の内容については、内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書(令和5年度版)』および『同白書(令和4年度版)』を参照)。

前項(1. 家庭生活で)において確認された家庭内ケア労働の女性偏重問題が、女性の仕事継続(やそれに伴うキャリアアップや所得向上など)を阻害している。それゆえにこそ、ここでも当然ながら、女性の側から、男性に対してケア労働の積極的な分担を求めたり促したりする声が多く上がっている。女性の就業促進策を尋ねた【問20】を見ると、女性による最多回答は、実に<男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする>であった(選択率は女性42.5%/男性31.3%で、男女間の意識差が明確に出ている)。

また、【問22】では、選択肢を挙げて<今後、男性が女性とともに家事、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか>と尋ねている。ここでの回答結果については、男性よりも女性のほうの選択率が高い項目に、女性の意識がクリアに表われているように感じられる。具体的には<男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす>(女性45.5%/男性41.2%)、<家庭等で性別に関わらず家事などに参加する意識をもたせるような教育をする>(女性43.7%/男性33.0%)、<男性が家事などに参加することについて職場の上司や周囲の理解をすすめる>(女性48.5%/男性40.7%)、<年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること>(女性29.9%/男性23.1%)、などの諸項目である。いずれの項目も、これから男性たちが家庭内ケア労働を分担するように、男性自身とその周囲の者たち(職場の上司や、夫婦より年配の親族など)の意識変化やそ

れを押し促す教育・啓発を要請するものである。

人びとがとりわけ女性が一職場で働くことを妨害する問題の一つに、性的な人権侵害(いじめ行為)であるセクシュアル・ハラスメントがある(*日本語として軽いニュアンスで捉えられる恐れのある「嫌がらせ」の語を本稿は用いない)。**【問26】**では、具体的な行為を例示し、その行為が<セクシュアル・ハラスメントだと思う>かどうかを訊いている。本問で具体例として挙げられている行為は、すべてセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)に該当するものである。この点、ある行為をセクハラだと認知する市民の感度(鋭敏さ)は少しずつ上がってきている。ただし、いくつかの項目では、セクハラだと認識する割合が全体的に少なかったり、男女間に認識差(男性のほうが認知感度が低い)があったりといった課題も見えてくる結果であった。そうした課題が感じられる具体的項目は、<「まだ結婚しないのか」「子どもを産まないのか」と何度も言われる><女のくせにとか男のくせにとかよく言われる><服装や化粧などについてあれこれ言われる><お酒の席でお酌を強要される>などである(ちなみに、従業員の服装や化粧等に職務上なんらかの問題があると考えられる場合には、当該従業員を個別に呼び出すなどして、穏やかな口調で、なぜ問題なのか理由などを伝えたいと、服装等の改善を理性的に説得・指示するべきであって、職務上の必要性も無いのに、服装等にあれこれ口を出す行為、わけても、それをからかったり馬鹿にしたりする行為はハラスメントである)。同じ**【問26】**では、つづいて、そうした具体的なセクハラ行為について被害経験の有無を尋ねているが、いずれの項目でも「被害経験あり」が一定割合で存在している。前々回・前回の調査に比べて被害経験率が高くなっている項目も複数見られることから、今後の推移に嚴重な注意を要する(過去の調査よりも被害経験率が高くなっている原因としては、セクハラを認知する感度が高まったことによって自分が受けたセクハラ被害を自覚化した人が増えたためかも知れないし、職場等で発生するセクハラの実数が増加しているためかも知れない)。

【*補記1】女性の就業促進策に関する**【問20】**において、男女ともに選択率の高かった<結婚・出産・介護などの都合で一度退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する>も、もちろん重要ではある。しかしながら、仕事継続を希望する女性たちが<結婚・出産・介護などの都合で>そもそも一時離職しなくても済むような態勢づくり(家庭・職場・行政などによる諸対策)こそが本来の優先課題であることに留意しておきたい。加えて、女性が出産後に就業(再雇用を含む)する場合、「家事・育児・介護等と両立するため」という理由で、正規雇用では無しに、パートタイマーなどの非正規雇用で働く(働かざるをえない)ケースが非常に多い。総務省『労働力調査』(2022年)によれば、出産・育児の始まることが多いと考えられる30歳代前半あたり以降に、女性の非正規率がぐんと高くなる。正規雇用率(いわゆる正社員として働く割合)は、女性の場合、20歳代後半では60.0%であるのに、30歳代後半では40.2%へ大きく落ちこみ、40歳代後半では36.0%、50歳代後半では29.5%と徐々に低下していく。これと対照的に男性の正規雇用率は、20歳代後半73.1%、30歳代後半78.8%、40歳代後半78.8%、50歳代後半73.8%と、ほぼ一定割合をキープしている。パートや派遣社員などの非正規雇用では、短期雇用かつ歩合給制のような場合が一般的で、不安定・低収入の働き方を余儀なくされることが少なくない。

【*補記2】**【問18-2】**を見ると、女性の仕事継続を困難にさせている職場の問題として、<募集や採用人数で差があり、女性が男性より不利であること><女性の昇進・昇格が遅い、または認めないこと><女性にはつけないポスト・職種があること>といった項目について、男女とも選択割合がやや高く(2~3割前後)になっている。もし一部の企業等において、このような男女間の待遇格差が実際に存在しているとすれば、『男女雇用機会均等法』など労働法制に違反する状態であり、必要に応じて、行政機関による適切な実態調査や監督指導なども視野に入れられるべきだろう。

(3) 学校教育の場

【問2】で問われた各分野のなかで、<平等>とする回答割合が最多を占める唯一の分野が、この「学校教育の場」である。学校教育の場については、全体の47.9%が<平等>と答えている(<男性優遇>15.4%、<女性優遇>3.2%)。ただし、<平等>の回答割合は、10年前の前々回調査(59.3%)に比べると、11.4ポイント減少しており、やや気懸かりである。

確かに、学校教育は、男女間の平等が比較的進んだ分野といえるだろう。カリキュラム面では、戦後長らく「家庭科」の男女別修(家庭科は女子のみで、男子は技術科)が続いていたが、1985年に日本が『女性差別撤廃条約』を批准するのに合わせて学習指導要領が改訂され、中学校・高等学校において「家庭科」の男女共修(男女ともに家庭科を学ぶ)が始まってから、ちょうど30年ほどになる(中学校は1993年、高等学校は1994年より開始)。

学校における慣習・因習(「隠れたカリキュラム」とも称される)の部分でも、従来に比べて、不必要な男女区分(女子/男子を区別する取扱い)は、ずいぶん見直されてきた。たとえば、学校で用いられる名簿(出席簿など)について、かつては「男女別名簿」(男子/女子を前半と後半に分けて記載した上に、ほとんどの場合、男子が先[前半部]に置かれる)が一般に多用されていた。この男女別名簿については、男女を区別して考える意識を必要以上に刷り込み、しかも「男子優先」を当然視する感覚を植えつける危険性の高いものとして、強い批判を受けていた。その後、全国で少しずつ改善が図られ、2020年度時点において全国の幼稚園・小中高校などの87%が「男女混合名簿」(児童生徒の性別を問わず、氏名の五十音順等で並べる方式)を採用するに至った。また、昨今では、男女別が当たり前だった制服についても、トランスジェンダーの(戸籍上・名簿上の性別に違和感があり、みずからの自認する「こころの性別」で生活することを望む)児童生徒に対する配慮などから、名簿上女子の生徒がズボンの制服を選んだり、名簿上男子の生徒がスカートの制服を選んだりすることを可能にし、制服について女子専用/男子専用という考え方を廃する「制服選択制」を導入する学校も増えてきた。すでに2020年12月時点で、19都道府県で600校以上の公立高校が制服選択制を取り入れたとされる。男女混合名簿や制服選択制は、学校における不必要な男女区分を検証・撤廃しようとする動きの象徴的なものと言える(導入率について、男女混合名簿は朝日新聞2021年06月29日、制服選択制は佐賀新聞2020年12月06日を参照)。

とはいえ、今なお教師自身のあいだに、ジェンダー(性別によって生き方に縛りを掛けようとする「女は女らしく/男は男らしく」という発想)に囚われた言動を取ってしまったケースが散見される。たとえば、氏名を呼ぶとき、名簿上女子の生徒には「さん」付け、名簿上男子の生徒には「くん」付けといった区別をおこなう(本来は、性別にかかわらず全員を一律に「さん」付けで呼ぶのが正道である)。「男なんだから、しゃきっとしろ!」「女のくせに、みっともない」といった類の発言をする。体育祭等の行事のときの準備・撤去作業時に、重たい荷物の運搬を「男子」を指定しておこなわせる(名簿上男子であっても重たい荷物を運ぶのが苦手な生徒は居るし、逆に名簿上女子であっても重い荷物を運ぶことができる生徒は居るのだから、時と場合に応じて、その作業ができる生徒を個人として指名するほうが望ましい)。そのほか、結婚や家族を授業等で取り上げる際に、いわゆる核家族(男女間の異性カップル+子どもというタイプの家族像)のみをモデルとして話してしまうケースも少なくないだろう(そもそも文科省検定を受けた教科書における「家族像」が核家族中心の傾向にもある)。今やシングル・ペアレント(一人親)家庭は珍しくないし、同性カップルや、再婚等によって親子で血のつながらないステップファミリー、養子・里子を迎えた家族、子どもを祖父母等が養育している家族、子どもの居ないカップル、法律婚をしないで事実婚を選んでいる(異性間/同性間の)カップルなどなど、家族や結婚の形態も多種多様であることに可能なかぎり目配りしながら言及する姿勢が求められる。

この点、【問15】では、<男女平等の人間関係をつくっていくために、学校教育の場でどのようなことに力を入れたらよい>と考えるかについて、選択肢を挙げて問うているが、<教員自身の固定観念をとりのぞく研修をおこなう>を選んだ回答率は、調査をおこなうごとに上がって、今回は52.8%に達した。【問2】で<平等>の回答がいちばん多かったことから、学校教育の場は比較的、性差別の少ない空間として認識されているが、しかし、教師の言動等に問題意識をもっている市民が一定数いることが窺われる調査結果だといえよう。

(4) 地域活動・社会活動の場で

【問2】において「地域活動・社会活動の場」については、<男性優遇>が40.5%(<平等>は29.2%)であった。本分野は、男女間の意識差が目立つのが特徴である。男性では、<平等>とする回答が40.1%で最多、次いで<男性優遇>(31.8%)であったのに対して、女性では、<平等>は22.0%に留まり、<男性優遇>が48.1%を占めた。

こうした意識差の一因を、【問5】と【問24】を比較することから、少し探ることができるようにも思う。【問5】は先述のように、家庭内のさまざまな活動を家族のうち誰が担っているかを尋ねる設問だが、そのうち<自治会等の地域活動>に関しては<主に妻(夫が一部を分担、を含む)>が48.2%に上った。他方、【問24】では<あなた自身が、団体の長や代表者として選ばれる機会があったとしたら、あなたはその職につきたいと思いますか>と訊いている。これに対して、男女ともに<やりたくない>が最多なのだが、その比率は、男性が60.4%だったのに対して、女性は73.5%で有意な差が認められる。これらの結果を考え併せると、地域の自治会活動などにおいて、いちばん手間の掛かる下働きのな「実働部門」を主に地域の女性たちが担う(担わされる)一方で、自治会の方針を話し合っって決めるような会長職や役員職など「決定部門、

は男性たちが務めているという—中間市のみならず全国各地の自治体に共通に見られる—地域の構図が見えてくる。

地域の自治会等において運営方針を決める意思決定の場(役員会等)に、女性が少ない・居ないことの弊害が、住民の生死にも影響しかねない場面が、災害発生時に各地域に設けられる避難所である。各地で豪雨や地震などの自然災害が頻発するなか、従来ともすれば男性主導になりがちだった避難所運営に、女性視点(加えて、LGBTQなどを含めた「性の多様性」の視点)を取り入れるべき必要性については、ずいぶん認識が広がってきた。

本市の意識調査でも「防災対策における男女参画について」という独立のパート(節)を設けている。**【問10】**では「災害時の緊急避難所において、男女共同参画の視点から望ましいと思われる民間および行政の支援」について尋ねている。「男女別のトイレ、入浴施設、寝所など、性差に配慮した施設・空間の配置」や「粉ミルク・哺乳瓶・おむつといった育児用品の手配など育児に関する配慮」「女性用下着や生理用品を配付する際、女性には女性職員が配付するなどの細かな気配り」など、回答率の多寡を問わず、いずれも重要な対策である(加えて、男女という性区分のみに留まらず、たとえば、同性パートナーと暮らしているカップルの寝所の配慮や、外見的には「男性、だと思われ、本人の性自認[こころの性別]も男性であるけれども、女性身体をもっている[性別適合手術等を受けていない]トランス男性に対するトイレ・風呂・生理用品の対応など、今後はLGBTQ[性的少数者]も視野に入れた対策が求められる)。この**【問10】**の選択肢のなかで、とりわけ大事なのは「避難所の運営管理などに、男性と女性の双方の視点が採り入れられること」だと思われる。

しかし、災害対策と男女共同参画(ジェンダー)に関する諸研究においては「ふだんやっていないことは、いざというときにもできない、(平常時におこなっていないことを、いきなり災害時に実践することはできない)」というのが定説である。ふだんの自治会では、男性中心で方針決定をおこなっておきながら、いざ災害が発生したときには、女性と男性がしっかり対等に協議・協働して避難所運営に当たる……というような芸当が可能になるなどと決して夢想してはならない。日常の自治会運営の段階から、女性と男性とが、対等な発言権を持ち合って関与している状態にあることが強く望まれる(あまりに理想的に過ぎるという反論はあるが、願わくば、平生から地域活動やその管理運営に、育児中の人や、障害のある人、外国籍の人など、多様な人たちが参画している状態を目指したい)。その意味で「男女共同参画の視点から防災に関するまちづくり」をおこなうために重要なことを訊いた次の**【問11】**において、多くの市民が選択している「集団の意思決定の場への女性の参加を促進する」「災害時に性差に応じた配慮ができるよう、地域で交流会などを開き、意見交換を行う」「地域の避難訓練などの際に、性差へ配慮することを意識的に行う」などは、是非とも日常的に準備・実践しておきたい。各地域の自治会の会長・役員などに女性が少ないとすれば、いったい何が女性の就任を妨げているのか(今もなお「団体の長は男が務めるもの」「女が出しゃばるな」といった旧来の価値観が強いのか、女性が会長職を引き受けようとしても家事・育児・介護などを多く担っているため両立が困難なのか、等々)、その要因を調べて改善・除去してゆく取組みも肝要である。

(5～7) 政治や政策決定の場／法律や制度のうえで／社会通念・慣習・しきたりなど

ふたたび**【問2】**を見てみると、とりわけ市民のあいだに不平等感(「男性優遇」)が強いのが、次の3つの分野である。すなわち「男性優遇」であるとする回答率(全体)は、「政治や政策決定の場」では75.1%、「法律や制度のうえで」では52.3%、「社会通念・慣習・しきたりなど」では77.1%を占めた。

[イ] 政治や政策決定の場

まず「政治や政策決定の場」に関しては、その(不)平等感について男女差が大きい。「男性優遇」という回答は、男性では68.1%(「平等」16.5%)だったのに対して、女性では82.1%に達し(「平等」はわずか5.6%)、女性が政治の現状を非常に厳しく批判的に見ていることが分かる。そうした現状として、やはり政策決定や法令制定をおこなう議会に、女性議員がきわめて少ない現状を指摘すべきだろう。残念ながら、中間市議会における女性議員の割合も、2021年(令和3年)段階では18.3%(定数16名中、女性は3名)に留まっている。むしろ、女性議員の少なさは、中間市だけの問題というわけでは無い。福岡県議会も、女性議員はわずか9.5%(定数84名中、女性8名)で、これは全国平均(11.8%)を下回っている(内閣府男女共同参画局『女性の政治参画マップ2022』令和4年9月)。そして何よりも、国会自体がひどい状況である。国会の女性議員比率については、衆議院が9.7%、参議院が27.4%どまりである(内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書(令和5年度版)』)。

2018年には、各政党等に対して選挙立候補者の男女比を「できる限り均等」とするように努力義務を課する『政治分野における男女共同参画推進法』が成立したが、今のところ十分に遵守されているとはいえない。これが、男女共同参画の達成度を国際的に比較した場合における、日本の著しい後進性(下位低迷)にもつながっている。世界経済フォーラムが、世界各国の男女共同参画の進捗度を比較検証できる「ジェンダー・ギャップ指数」(GGI)を毎年発表している。日本は、このGGIにおいて、世界の約150か国中で120位前後という、目を覆いたくなるような最下等ランク(先進7か国[G7]の中ではもちろん最下位)が長らく「定位置」となっている。2023年6月発表の最新データでは、世界146か国中、125位に落ちこみ、過去最低となった。これは、政治分野における女性参画の甚だしい遅れ(世界最低レベルの138位)が、大きく足を引っ張っているせいである。

[口]法律や制度のうえで

次に「法律や制度のうえで」についても、男女間の認識差が大きい。〈男性優遇〉の回答は、男性では43.4%(<平等>34.1%)だったのに対して、女性では59.7%に昇った(<平等>は17.5%)。

上記のように「政治や政策決定の場」(立法機関)が男性議員にほぼ「独占」されていることを反映して、そこでおこなわれている法令制定や政策決定についても「男性目線」の不公平なもの(男性にばかり都合の良いもの)になっているのではないかという疑念が、この「法律や制度のうえで」に対する不平等感(<男性優遇>)に反映していると考えられる。その具体例と考えられるものは少なくない。たとえば、戦後長らく、女性に対してのみ6か月間(2016年以降は100日間)の「再婚禁止期間」を定めていた『民法』の規定(733条)がある。この再婚禁止期間については、近時(2022年12月)民法改正がおこなわれ、来たる2024年4月によりやく廃止される予定だが、戦後およそ80年が経とうとする今ごろになってのことである。また、夫婦の一方が他方に扶養されている場合、多くのケースでは、夫が主たる稼ぎ手であって、妻がパートタイマー等として少額の収入を得ている場合における「年収の壁」、問題もある(妻自身に所得税が課されはじめる「103万円の壁」、や、妻に社会保険料の負担が発生する「106万円/130万円の壁」、など)。こうした「年収の壁」の存在が、妻自身には働きたいという意欲も時間もあるにもかかわらず、給与収入を「壁」、未満の金額に抑えるため操作的に仕事を休む(労働時間を増やさないよう調整する)という行動をうながし、女性の就業・活躍を阻害する一因になっていることが、つとに指摘されている。

法律・制度の問題として加えて注意しておくべきは、「夫婦別姓制度(の未実現)」であろう。現行の『民法』750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めており、夫婦は同じ姓(氏)に統一しなければならないという夫婦同姓原則を定めている。民法の規定上は「夫又は妻」とあるから、夫婦いずれの姓を選ぶこともできるが、明治期から敗戦まで続いた「家制度」の残滓から、妻のほうに改姓する割合が、最近の2021年(令和3年)段階でも依然として95.0%に昇っている(内閣府男女共同参画局ホームページ「夫婦の姓(氏・名字)に関するデータ」)。結婚時の改姓では、運転免許証やパスポートなどの公的書類はもとより、銀行の預金通帳や生命保険の名義、クレジットカードから、勤務先の人事書類、果てはレンタルショップの会員証まで、あらゆる書類の名義変更を余儀なくされる。また、離婚時には、引きつづき改姓後の姓を名乗りつづけるか、旧姓に戻すかの選択を迫られる。旧姓に戻す場合には、上記と同じ名義変更が必要になるとともに、勤務先等へ届け出をすることによって離婚したことを職場に知られ、あれこれ余計な詮索をされることも少なくない。上記の95%という数値からも分かるように、事実上、女性(妻)の改姓が当然視されていることによって、改姓にともなう種々の不利益を、現状では、圧倒的多数のケースで女性(妻)が背負わされているのである。こうした不利益・不公平の解消策として、日本では、もう四半世紀以上も前(1996年の法制審議会答申)から、夫婦がそれぞれの判断で、夫婦いずれかの姓に統一する「同姓」も、夫婦双方が結婚前の姓を使いつづける「別姓」も、どちらも選べるようにしようという「選択的夫婦別姓制度」(民法改正)が提起されているが、延々と棚ざらしにされたまま、今もなお実現を見ていない。

この「夫婦別姓」については一自治体の意識調査で訊かれることは珍しく貴重な資料といえるが一本市の今回調査の【問7】で賛否を問うている。【問7】は市民の結婚観を尋ねる設問だが、そのなかで「夫婦は別々の姓を名乗ること(夫婦別姓)を選択できるようにすべきである」という考え方について賛成か反対かを答えてもらっている。夫婦別姓への〈賛成(どちらかといえば、を含む)〉の割合は、調査を重ねるごとに増えて、今回は46.4%(前々回比25.2ポイント増、前回比11.6ポイント増)となり、今回初めて〈反対(どちらかといえば、を含む)〉(26.4%)を上回る結果となった。男女別に見ると、男性では〈賛成〉37.4%(<反対>36.8%と拮抗)であるのに対して、女性では〈賛成〉53.7%(<反対>20.2%を大きく上回る)であった。

現行制度(夫婦同姓原則)において改姓とその不便を強いられることの多い女性において、選択的夫婦別姓の導入に賛同する意見が多いことは当然だと考えられる(逆に、現状では結婚前の姓をそのまま変えないことが多い男性の場合、どうしても夫婦別姓への切実さが女性よりも小さくなりがちである——そこで、余談ながら、“夫婦は同じ姓を名乗らなければ「家族の一体性」が保てない、などと述べる現状維持派に百歩譲歩して＜現行の夫婦同姓制度を維持する代わりに、夫婦は、婚姻届を出すときに「クジ引き」によって、妻または夫どちらかの姓に統一する制度＞に改めてみてはどうだろう?、そうすれば男性側にとっても改姓が現実味を帯びて迫ってくるから、即座に「選択的夫婦別姓制度」が実現するのではないか、とも愚考するのだが)。

[ハ] 社会通念・慣習・しきたりなど

最後に「社会通念・慣習・しきたり」について、これに関しては男女の認識差は大きくない。＜男性優遇＞とする回答は、全体で77.1%、内訳は女性が80.9%で、男性が75.9%であった。男性(75.9%)は前回比11.1ポイント増だが、そのうちで今回は(＜どちらかといえば男性のほうが優遇＞では無しに)明確に＜男性のほうが優遇＞と答えた人が13.7ポイント増えて33.0%に昇ったことが目を引く。

社会慣習等において＜男性優遇＞と見る認識が当の男性自身において高まった要因は何であろうか。この点については、あくまでも(期待を込めた)推測に留まるが、今回調査の【問29】でも認知度が問われている「アンコンシャス・バイアス」の自覚化が、もしかすると一定程度、進んできたことが背景にあるのかもしれない。この「アンコンシャス・バイアス」とは無意識の偏見のことで、たとえば、本人自身も意識しないままにジェンダー(性別を理由として人の生き方に「枠」をはめる思考法)に囚われた判断や言動をおこなってしまうことなどを指す。典型的な一例として、ある企業の同じ部署に、同じように30歳代半ばで、同じように最近それぞれ子どもが生まれたばかりの女性従業員と男性従業員がいると想定する。ある大型のビジネス案件が持ち込まれ、この二人のうちのどちらかに対応を任せようとするとき、あなたが上司だったらどのような判断をおこなうだろうか。こうしたケースにおいて、この上司が、“女性従業員のほうは、生まれたばかりの赤子の世話で大変だろう、という、部下たちを思いやる「配慮」から—あくまで良かれと思って—その仕事を男性従業員に任せることに決めたような場合、そこにアンコンシャス・バイアスが働いていることが指摘される。つまり、性別役割分業(女性が子育てをするものだと決めつけるジェンダー規範)を前提として、子育て(母親業)に追われる女性従業員に大きな仕事は無理だろうという無自覚な思い込みによる判断をおこなっているからである。このような場合、当該の二人の社員それぞれに本人の意向や事情を(もちろん子育てに関する状況も)尋ねたうえで、両社員の(性別では無く!)職務上の能力や適性を考慮して、どちらに仕事を割り当てるかを決定すべきである。

考えてみれば「社会通念・慣習・しきたり」は、“女はこうするものだ／男はこうあるべきだ、といった無自覚な思い込みを当然視させるジェンダーによる偏見(バイアス)の“宝庫”である。そうした「社会通念・慣習・しきたり」を＜男性優遇＞と見とおす認識は、これまでは当たり前だとして疑ってこなかった“常識・習慣”が、実は男性に有利なように(女性に不利なように)仕組まれているのではないかと批判的に問いなおす意識から生ずるものだと考えられる。特に男性における明確な＜男性優遇＞の回答の増加が、これまで当然のものとして受け取ってきた“常識・習慣”(一種のアンコンシャス・バイアス)に対する批判的な自覚化(問題として意識すること)に裏打ちされているとすれば、これは男女共同参画の進展に向けた変化の兆候といえるかもしれない。

Ⅲ. 性の多様性(LGBT)をめぐって——そのほかの留意点として

男女共同参画に関する施策・用語の認知度を尋ねた【問29】では、前回調査から「LGBT」についても訊いている。この「LGBT」についての認知度は、＜よく知っている＞が前回比17.7ポイント増の34.1%、＜聞いたことがある＞が17.4ポイント増の36.5%に達した。前回に比べて、認知度がほぼ倍増している。LGBTとは、性的少数者のなかの代表的なタイプの人たちのことである(あるいは、性的少数者の総称としても用いられている)。

性的少数者とは、性別に関して多数派とは異なる特徴をもつ人たちを意味している。この場合、性別に関する多数派(性的多数者)とは、①生まれたときに戸籍等に登録された性別(＝多くの場合、性器の形状などの身体的特徴にもとづいて、産科医等から出生時に割り当てられた性別)に対して強い違和感が無く、かつ、②異性のみを恋愛対象とする、という二つの特徴に当てはまる人たちであり、世の中の多数派だと考えられてい

る。

他方、性的少数者とは、まず、①に関して、戸籍上の性別に強い違和感がある人たちである。戸籍上の性別では無く、本人自身が「これが自分の性別である」と認識している「心の性別」(性自認)に則って社会生活を送りたいと望んでいる人たちで「性別違和者」(T:トランスジェンダー)という。この場合、本人に自認されている性別は、女性または男性のほか、男女のどちらでもある／どちらでもない、男女という二分法で捉えられるもの以外の本人固有の性別、などなど多様である。

それから、②に関して、異性(のみ)を恋愛対象としない人たち、すなわち、自分の性愛の感情が向かう相手方の性別である「好きになる性別」(性的指向)が異性(のみ)では無いことから、少数者だと考えられる人たちである。具体的には、同性のみを恋愛対象とする人たちとして、女性として同じ女性のみを恋愛対象とする「女性同性愛者」(L:レズビアン)と、男性として同じ男性のみを恋愛対象とする「男性同性愛者」(G:ゲイ)。また、同性も異性も恋愛対象とする「両性愛者」(B:バイセクシュアル)などの人たちである。

性的少数者には、①の特徴(性別違和がある)のみの人、②の特徴(異性愛者で無い)のみの人、さらに①と②両方の特徴をもつ人(性別違和があり、かつ、同性愛者等でもある)など、さまざまである。また、①に関わる「心の性別」(性自認)や、②に関わる「好きになる性別」(性的指向)に関して、揺れている／迷っている(自問している)人たちも少なくなく、「クエスチョニング」(Q)と呼ばれる。そのほか②に関しては、恋愛感情や性的欲求をまったく・ほとんど抱かないという「無性愛者」(アセクシュアル/アロマンティック)の人たちもいる。このように、性的少数者はLGBTQ+のみに留まらず、多様なタイプの性的少数者がいることから、最近では「LGBTQ+」と表記されることも増えてきている(性的少数者の代表的タイプとされる「LGBT」に、クエスチョニング「Q」を加え、無性愛者[A]など、そのほかのタイプの人たちも多様に存在していることを考慮する意図を込めて「+」を付したものである)。

性的少数者をめぐっては2023年6月に『LGBT理解増進法』が国会で成立した。多くの問題点を含んだ法律であり、当事者や研究者のあいだでは批判の声が強い(法案審議の過程において、トランスジェンダーに対する誤解や偏見を却って助長・煽動するような議論がおこなわれたことや、性的多数派に配慮するという名目で今後の「LGBTQ+」に関する教育や啓発を困難にしかねない条項が盛り込まれた点など)。とはいえ、曲がりなりにも性的少数者(LGBTQ+)に対する理解促進と差別防止を掲げた法律が制定されたことになる。同法成立の前月(2023年5月)には広島でサミットが開催された。サミット参加国である主要先進7カ国(G7)のうち、同性婚の法制化と、性的少数者に対する差別禁止法の制定を果たしていないのは、実に日本のみであり、その世界的な後進性を問題視する声もあった。かくして「それではサミット開催国として、あまりにも体裁が悪い」ということで、この『LGBT理解増進法』は、サミット開幕の前日(!)に、まさに駆け込み的に国会提出されたものである(*なおG7中、イタリアは、正式の同性婚法制化に至っていないが、同性カップルに法律婚とほぼ同等の法的な権利・資格を付与する「同性パートナーシップ登録制度」を備えている)。

欧米等(2023年時点で、およそ30カ国)では「同性婚」の法制化・合法化が進んでいる。同性婚とは、法律上の結婚(法律婚)を同性カップルにも認め、これまで男女の夫婦のみに限定して保障されてきた法律婚にともなう法的な権利・資格を、同性婚カップルにも与える制度である。

こうした諸外国の同性婚制度と比較した場合、東京都渋谷区(2015年11月)や、福岡市(2018年4月)／福岡県(2022年4月)など、日本の一部自治体が始めている「同性パートナーシップ証明(宣誓)制度」は、きわめて不十分な水準のものに留まる。というのも、自治体が発行する「同性パートナーシップ証明(宣誓)書」には、ほぼ法的効力が無いに等しく、公営住宅への入居や、公立病院での面会等、ごく限られた部面で便宜が図られるに過ぎないからである。従って、もしかしたら「日本でも同性婚が認められるようになった」と誤解している人がいるかもしれないが、欧米等の「同性婚」(や、前述したイタリアなどの「同性パートナーシップ登録制度」と、日本の自治体における「同性パートナーシップ証明(宣誓)制度」とはまったくの別物である(行政が公的な「証明書」を発行することから、同性愛者などの当事者にとっては、一定の「励まし」を与える側面はあるけれども)。

政府・国会による(国レベルでの)同性婚法制化が一向に見通せないなか、その代替策としての各自治体による「同性パートナーシップ証明(宣誓)制度」の導入は、非常に不満足ながら、身近な地方レベルにおいて同性カップルの生活上の不便をいくらか軽減しようとする試みだといえよう。この「同性パートナーシップ証明(宣誓)制度」は最近までに、全国の328自治体で導入されており、日本の全人口に対する制度導入自治体の人口カバー率は70.9%とされる(2023年6月28日現在、「虹色ダイバーシティ」調べ)。本市(中間市)

では、独自の「同性パートナーシップ証明(宣誓)制度」については未整備ながら、同性カップルが、福岡県発行の「同性パートナーシップ宣誓書受領証」を提示することによって、中間市の市営住宅への入居資格については認められるようである。

IV. おわりに——男性の“家庭進出、と、女性の“会議参画、を！

今回の『中間市男女共同参画に関する市民意識調査』から見えてきた主な課題について、最後に簡略にまとめておこう。

ひとつは、家庭内における炊事・洗濯・掃除や、子どもの養育、老親等の介護などの営みを、男性たちが、今よりもっと多く担おうとする状況をつくることである。1985年の『男女雇用機会均等法』制定の頃から、女性就労を推進する意図から「女性の社会進出」が盛んに唱えられてきた。このスローガンになぞらえて表現するならば、ここでの課題は、実に“男性の家庭進出、をいかに促していくか、である。性別役割分業(“男は外で仕事、女は家で家事・育児・介護、)が根強く残るなか、まさに社会／会社を本拠地としてきたに等しい男性たちをして家庭へ回帰させることは、まさに“男性の家庭進出、と称するにふさわしい一大プロジェクトといえる。上記【問22】で多くの人(女性48.5%／男性40.7%)が選択していたく男性が家事などに参加することについて職場の上司や周囲の理解をすすめる>という回答が示すように、このプロジェクトは、職場改革(働き方改革)と相携えて進めていく必要がある。

ふたつは、地域の諸課題について何らかの方針決定をおこなう場に、女性が、今よりもっと多く関わるような状況をつくることである。具体的には、町内の自治会(あるいは、中間市の市議会や審議会、さらに企業の取締役会)など、各所でさまざまに開かれる会議の席に、必ず一定数の女性が存在する光景を増やす(やがて常態化させる)ことである。その意味で、これを“女性の会議参画、の促進と表現できよう。これは、防災(災害対策)などを考えれば急務である。将来起こりうる災害時に、地元の避難所が、男女共同参画の視点をしっかり踏まえて設営運用されるかどうかは、とりわけ女性住民が、そうした非常事態をサバイブする(生き延びる)ことができるか否かに直結するからである。仮に避難所が女性のニーズ(あるいは、育児中・介護中の家庭や、傷病者・障害者、LGBTQ+、外国人など、さまざまな少数者のニーズ)を十分に顧慮しないまま運営されてしまえば、それは女性(あるいは少数者)の「生活・人生・生命の質」(クオリティ・オブ・ライフ:QOL)を著しく低下させる。そのような「生の質」の悪化が続けば、せつかく水害や地震などによって直接に命を奪われる事態は避けられたとしても、その後の避難生活から受けるストレスが昂じて、心身の病を発症し、場合によっては“関連死、(被災後の避難生活上のストレスに起因する死)という最悪の結果にもつながりかねないからである。

このように家庭と地域において女性と男性が共に参画する状況を今後、少しずつでも実現させるための具体的な手立てを(たんなる掛け声では無く!)案出していくこと——今回の意識調査から見えてきた次なる課題を端的にまとめるならば、以上のように総括できるように思われる。

III 調査結果の分析

1. 結果の分析

(1) 男女平等について (問1～問3)

「男女平等」に関して、「非常に関心がある」、「まあまあ関心がある」を合わせた割合は全体の63.3%を占め、前回の平成30年調査に比べて2.7ポイント、同25年調査と比べ13.1ポイント高くなっている。また、男性で『関心がある』人の増加割合が女性よりも高くなっており、前回調査と比べても男性の増加割合が女性を上回っており、男性の関心が徐々に高くなってきたことがうかがえる。

「男女の地位の平等意識」をみると、「(3) 学校教育の場」を除くすべての場において、女性より男性の方が優遇されているという割合が高く、特に、「社会通念・慣習・しきたり」と「政治や政策決定の場」では『男性優遇』のわりあいが7割台を占めており不平等感が高まっている。

男女間の不平等感の原因としては、「社会的な慣習」の割合が最も高くなっているが、「現行の法律や制度」と回答した人の割合が前々回調査の結果以降、徐々に高くなる傾向が認められ、5人に1人の割合で「現行の法律や制度」が不平等感の原因としている点が注目される。

- ✓ 男女平等への関心を高めるとともに男女間の平等意識のずれを改善するため、今後も、「社会通念・慣習・しきたり」や「政治や政策決定の場」をターゲットとしたポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）を志向した施策を継続して進める必要がある。

< II 講評から >

(政治や政策決定の場)

- 2018年には、各政党等に対して選挙立候補者の男女比を「できる限り均等」とするように努力義務を課する『政治分野における男女共同参画推進法』が成立したが、今のところ十分に遵守されているとは言いがたい。

(法律や制度のうえで)

- 戦後長らく、女性に対してのみ6か月間(2016年以降は100日間)の「再婚禁止期間」を定めていた『民法』の規定(733条)がある。この再婚禁止期間については、近時(2022年12月)民法改正がおこなわれ、来たる2024年4月によりやく廃止される予定だが、戦後およそ80年が経とうとする今ごろになってのことである。
- 法律・制度の問題として加えて注意しておくべきは、「夫婦別姓制度(の未実現)」であろう。現行の『民法』750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めており、夫婦は同じ姓(氏)に統一しなければならないという夫婦同姓原則を定めている。民法の規定上は「夫又は妻」とあるから、夫婦いずれの姓を選ぶこともできるが、明治期から敗戦まで続いた「家制度」の残滓から、妻のほうが改姓する割合が、最近の2021年(令和3年)段階でも依然として95.0%に昇っている(内閣府男女共同参画局ホームページ「夫婦の姓(氏・名字)」に関するデータ)。結婚時の改姓では、運転免許証やパスポートなどの公的書類はもとより、銀行の預金通帳や生命保険の名義、クレジットカードから、勤務先の人事書類、果てはレンタルショップの会員証まで、あらゆる書類の名義変更を余儀なくされる。また、離婚時には、引きつづき改姓後の姓を名乗りつづけるか、旧姓に戻すかの選択を迫られる。旧姓に戻す場合には、上記と同じ名義変更が必要になるとともに、勤務先等へ届け出をすることによって離婚したことを職場に知られ、あれこれ余計な詮索をされることも少なくない。

(2) 結婚・家庭生活について (問4～問7)

「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、『同感しない』の割合が前回調査で初めて半数を超え、今回は6割台となったことが示すように、固定的な性別役割意識を持つ人の割合が徐々に低くなっていく傾向がみられる。

家庭内の仕事の役割分担をみると、妻は「家事」、「家計管理」、「育児、しつけ」、「地域活動」において主体的に担っており、配偶者に対して、「家事」、「地域活動」への協力を望む声を多くあげている。ただし、前回調査と比べて「家計を支える」については、「主に夫が行っている」の割合が7.8ポイント減少しており、「家事」については「主に妻が行い、夫が一部を分担」の割合が9.8ポイント増加しており、共働き世帯の増加の中、まだ一部分とは言え夫による家事の分担が進んできていることがうかがえる。

配偶者と意見が食い違った場合において、男女ともに『自分の意見がとおる』という回答は2割台となっており、前回調査と比べて女性では「お互いが納得いくまで話し合う」が割合が増加し、「どちらかといえば配偶者の意見がとおる」が減少している。

また、「結婚は本人の意思」という考えに賛成する人は、全体の7割が賛成と回答し、男性に比べ女性の回答の割合が高くなっている。前回調査と比べると、男女とも賛成の割合が増加しており、結婚は個人の自由という考え方が年々滲透してきていることがうかがえる。

「(2) 結婚後は必ずしも子どもを持つ必要はない」、「(3) 結婚後、相手に満足できない時は離婚すればよい」、「(4) 夫婦は別々の姓を名乗ることを選択できるようにすべきである」の考えに対しては、前回調査と比べ賛成が10ポイント以上増加しており、いずれの考え方も男性よりも女性の賛成割合が高くなっており、この5年間で結婚や家庭生活に係わる意識が変化していることがうかがえる。

- ✓ 家庭における、性別役割分担意識や男性優位の意識は、前回調査に比べて低くなっているものの、未だ残っており、差別意識を軽減していく必要がある。
- ✓ 男性の家事や地域活動への介入を推奨する啓発活動を行い、男女ともに家庭の責任を平等に担う環境づくりの推進が必要である。

(3) 介護における男女参画について (問8～問9)

介護が必要になった場合、特別養護老人ホームや老人保健施設などへの入所を希望する回答が最も高くなっているが、前回調査と比べ男女ともにその割合は減少し、自宅で家族にたよらない在宅サービスの割合が増加している。自宅での介護希望者のうち、配偶者による介護を希望する人が多いが、その割合は女性に比べ男性の方が高い。

親の介護は夫婦が役割分担し、協力して行うという意識が高いが、「自分が夫の両親（または妻の両親）を介護する必要はない」についての賛成は男性の54.9%に対し女性は65.2%と高くなっているが、男性の賛成は前回調査と比べ20.1ポイント増加している。また、「女性ヘルパーの方がきめ細やかに配慮してくれる」について賛成という回答は、女性より男性がやや低く、特に男性は前回調査と比べて15.2ポイント減少している。

- ✓ 施設入所希望者の割合が最も高いものの、前回調査と比べ男女ともにその割合は減少し、自宅で家族にたよらない在宅サービスの割合が増加しており、今後も個々のニーズに応じた介護支援サービスを提供する施策が必要である。
- ✓ 介護において夫婦が役割分担し、協力して行うという意識が高いが、女性に負担を強いられがちな介護の現状から、男女ともに介護の責任を平等に担いながら介護サービスを有効に利用できる社会の構築が重要となっている。

(4) 防災対策における男女参画について (問 10~問 12)

避難所における民間および行政の支援を男女共同参画の視点からみると、「男女別のトイレ、入浴施設、寝所など、性差に配慮した施設・空間の設置」を望む声が圧倒的に多くあがっている。これを性別にみると、「女性用下着や生理用品を配布する際、女性には女性職員が配布するなどの気配り」については、男性に比べ女性の回答率が 1.6 倍高くなっており、男女間の感覚の違いがみられる。また、男女共同参画の視点から防災に関するまちづくりを地域で行う場合の最も重要だと思うこととしては、子育て世帯や母子世帯の把握、集団の意思決定の場への女性の参加を挙げた回答が多くなっている。

- ✓ 地域での防災対策において、性差に配慮した施設・空間の設置や男女間の感覚の違いに配慮した取組みなどに重点的に取り組む必要がある。
- ✓ 男女共同参画の視点から防災に関するまちづくりを地域で行う場合は、子育て世帯や母子世帯の把握と集団の意思決定の場への女性の参加という視点が重要である。

< II 講評から >

(「防災対策における女性及び LGBTQ の視点」について)

- 地域の自治会等において運営方針を決める意思決定の場(役員会等)に、女性が少ない・居ないことの弊害が、住民の生死にも影響しかねない場面が、災害発生時に各地域に設けられる避難所である。各地で豪雨や地震などの自然災害が頻発するなか、従来とすれば男性主導になりがちだった避難所運営に、女性視点(加えて、LGBTQ などを含めた「性の多様性」の視点)を取り入れるべき必要性については、ずいぶん認識が広がってきた。
- 本市の意識調査でも「防災対策における男女参画について」という独立のパート(節)を設けている。【問10】では「災害時の緊急避難所において、男女共同参画の視点から望ましいと思われる民間および行政の支援」について尋ねている。<男女別のトイレ、入浴施設、寝所など、性差に配慮した施設・空間の配置>や<粉ミルク・哺乳瓶・おむつといった育児用品の手配など育児に関する配慮><女性用下着や生理用品を配付する際、女性には女性職員が配付するなどの細かな気配り>など、回答率の多寡を問わず、いずれも重要な対策である(加えて、男女という性区分のみに留まらず、たとえば、同性パートナーと暮らしているカップルの寝所の配慮や、外見的には「男性、だと思われ、本人の性自認[こころの性別]も男性であるけれども、女性身体をもっている[性別適合手術等を受けていない]トランス男性に対するトイレ・風呂・生理用品の対応など、今後はLGBTQ[性的少数者]も視野に入れた対策が求められる)。この【問10】の選択肢のなかで、とりわけ大事なのは「避難所の運営管理などに、男性と女性の双方の視点が採り入れられること」だと思われる。

(5) 子どもの教育やしつけについて (問 13~問 16)

受けさせたい学校教育をみると、前回調査と比べ「子ども次第」という回答が増加しており、男の子、女の子のいずれも 36% 台と多くなっており、子どもの性別によって希望する最終学歴を変える親よりも、個性に応じた進路を考える親が増えてきていることがうかがえる。これに関連して、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方については「どちらかといえば反対」、「反対」の合計は全体の 46.3%、「賛成」、「どちらかといえば賛成」の合計 32.0% を上回っている。「賛成」については、前回調査と比べ 15.9 ポイント減少し、男女とも 10 ポイント台の減少となっており、性別に関わらず子どもの個性に応じた育て方をしたい親が増えてきていることがわかる。

学校教育の場では、男女平等の意識を育成する授業、男女差のない生活・進路指導、指導者の資質向上が求められており、特に前回調査と比べて「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」、「性暴力やセクシャル・ハラスメントに関する相談機能をつくる」という回答が増加している。

安心して子どもを産み、健やかに育てる社会にするために行政に期待することとしては、性別に係わらず経済的な支援に対する期待が大きくなっているほか、家事や育児を男女で担う考え方の普及、啓発については、前回調査と比べて女性の回答割合が増加している。

- ✓ 性別に関わらず子どもの個性に応じた育て方をしたい親が増えており、こういった子育て環境をさらに浸透させていくことが重要である。
- ✓ 学校教育では、男女平等意識の育成を進め、性差に関係なく、子ども自身の個性や能力を伸ばす教育が必要であるとともに、教員をはじめとする指導者の資質向上が求められている。

(6) 仕事と家庭生活との両立について (問 17~問 22)

女性が職業を持つことについては、「ずっと職業を持ち続ける方がよい」が最も高く全体の57.3%を占めているが、30~39歳で「ずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人の割合は46.6%で他の年代よりも低くなっている。

就業している人の割合をみると、「職業を持っている」のは61.2%で、3人に2人は就業している状況であり、これを性別にみると、男性62.6%、女性60.1%と大きな差は認められない。前々回調査と比べ女性で「職業を持っている」の割合は12.2ポイント増加しており、男女の就業率の差が小さくなってきている。このことは、男女共同参画の取り組みにおいても大きな変化だと思われる。

職業を継続する上で、「家族手当がつかないこと」などに障がいを感じている女性が多い中、全体的に男性の各項目に対する選択率が前回調査と比べ高くなっており、女性が職業を継続する上での矛盾を感じている男性が増加してきていることがうかがえる。女性の職場進出を促進するために、企業に対する女性の再雇用制度と、女性に委ねる傾向が強い育児や介護の施設・サービスの充実、男性の家事・育児・介護などへの参加を促すための啓発を望む声が多くあがっている。

政策決定の場で女性参画を肯定する人は全体の7割台となっているが、前回調査と比べると、女性自身の回答率が増加している。

男女ともに、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望が強いが、現状では、女性は「家庭生活」、男性は「仕事」を優先している割合が高い。

男性が家事、介護、地域活動に参加するために、全体では「夫婦や家族間でのコミュニケーション」が必要という回答割合が最も高くなっているが、今回の調査で新設した「性別に関わらず家事などに参加する意識をもたせる教育」が39.3%、「男性が家事などに参加することについて職場や上司の理解をすすめる」が44.6%と高い割合を示しており、夫婦間等のコミュニケーションのほか労働環境の整備や性別に関わらない家事参加が重要視されていることがうかがえる。

- ✓ 女性の就業率が増加してきており、男女共同参画の取り組みにおいても課題やニーズの変化を注視し対応していく必要がある。
- ✓ 行政が企業に働きかけ、女性の再雇用制度の増進や、育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備を推進する必要がある。
- ✓ 「仕事」最優先の男性が「家庭生活」の優先度を高めていくようにするため、夫婦や家族間でのコミュニケーションと労働環境の整備と性別に関わらない家事参加が必要である。

<Ⅱ 講評から>

(「女性の仕事継続を困難にさせている職場の問題」について)

- 【問18-2】を見ると、女性の仕事継続を困難にさせている職場の問題として、<募集や採用人数で差があり、女性が男性より不利であること><女性の昇進・昇格が遅い、または認めないこと><女性にはつけないポスト・職種があること>といった項目について、男女とも選択割合がやや高く(2~3割前後)になっている。もし一部の企業等において、このような男女間の待遇格差が実際に存在しているとすれば、『男女雇用機会均等法』など労働法制に違反する状態であり、必要に応じて、行政機関による適切な実態調査や監督指導なども視野に入れられるべきだろう。

(7) 地域の社会的貢献活動への参加・参画について (問 23~問 25)

現在、何らかの活動に参加している人は、前回調査と同様少ないが、参加している活動の中では、「スポーツ、レクリエーション活動」、「婦人会、女性の会、自治会、子ども育成会などの地域活動」、「ボランティアの活動」が多い。今後の参加意向をみると、「ボランティアの活動」に参加したいという人が21.9%で最も高く、現在参加している人が8.8%であることから、今後新たに参加してみたいという人が約1割いることがわかる。

女性が団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向について、73.5%の女性が団体の長や代表者にはなりたくないと回答している。

有職者が地域活動に参加しやすくなるための条件整備としては、「労働時間を短くして余暇を増やす」という具体的な取り組みに係わる選択肢が増加している。

- ✓ 性別や就業状況などに関わらず、地域活動への参加を促すために、仕事と家庭の両立を支援する体制整備、地域活動・地域貢献の重要性の啓発、地域活動についての情報提供、企業等と連携した労働時間の短縮策などが必要である。

(8) 人権・パートナー間の暴力について (問 26~問 28)

前回調査と比べると、あらゆる行為について、セクシャル・ハラスメントに当たるという意識は高まっており、特に男性に比べて女性の意識が高い。「女(男)のくせに」、「まだ結婚しないのか」という言葉による暴力については、セクハラだという意識が上位と比較して低くなっているが、1割以上の女性はそれらの行為を受けた経験があると回答している。

また、パートナーからの暴力について、「存在や要望を無視された」(17.0%)、「人格を否定されたと感じるほど、激しく罵られた」(14.4%)、「誰のおかげでおまえは生活できるんだ」と言われた」(12.4%)、「交友関係や電話を細かく監視された」(10.5%)という精神的暴力の割合が高い。また「平手でたたかれた」(10.3%)、「蹴られたり、殴られたりした」

(8.4%)という身体的暴力の経験者も1割前後を占めている。その後の対応としては、「我慢した」、「相談していない」という消極的な対応をとる人が多いが、前回調査と比べ「我慢した」という回答が減少し、「家族や親族に相談した」、「友人に相談した」の割合が増加している。行動を起こした人で多いのは離婚(別れた)、友人や親族への相談となっている。

- ✓ セクハラやパートナー間の暴力に対する啓発活動を行い、「人権尊重」についての認識を深め、セクハラ・暴力の防止を図る必要がある。
- ✓ 暴力についての相談体制の周知を図り、被害者が安心して避難、生活できるような場所の確保が必要である。

<Ⅱ 講評から>

（「セクシュアル・ハラスメント」について）

- 【問26】では、具体的な行為を例示し、その行為が「セクシュアル・ハラスメントだと思ふ」かどうかを訊いている。本問で具体例として挙げられている行為は、すべてセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)に該当するものである。

（「服装や化粧などについてあれこれ言われる」について）

- 従業員の服装や化粧等に職務上なんらかの問題があると考えられる場合には、当該従業員を個別に呼び出すなどして、穏やかな口調で、なぜ問題なのか理由などを伝え、服装等の改善を理性的に説得・指示するべきであって、職務上の必要性も無いのに、服装等にあれこれ口を出す行為、わけても、それをからかったり馬鹿にしたりする行為はハラスメントである。

（「誰のおかげでおまえは生活できるんだ」について）

- …不均衡な力関係(対等で無いカップル関係)が生み出される一要因は、実に【問28】の具体例の一つである「誰のおかげでおまえは生活できるんだ」と言われたに端的に表われている。すなわち、前述のように、固定的な「性別役割分業」(「男は仕事、女は家庭」)が実態として今なお根強く残存するなかで、カップル(夫婦等)のなかで、男性(夫など)が家外での会社勤めなど有償労働(給料の発生する仕事)に従事し、反面で女性(妻など)が家内での炊事・洗濯・掃除・育児・介護などのケア労働の大部分に従事し(従事させられ)、しかも一きわめて不当なことに！—こうしたケア労働が無償労働(給料の支払われない労働、つまり「タダ働き」)とされている。この結果、有償労働をおこなう(給料を稼いでくる)男性のほうが、あたかも「偉い」かのように見なされ、男性(夫など)が「おまえは誰のおかげで食っていけるのだ！」という決め台詞で、女性パートナー(妻など)を支配する—反論・反抗を許さない—ことを可能にしている、という実態があると見られるのである。家庭内ケア労働が女性側に一方的に偏重している—しかもそれが無償労働(アンペイド・ワーク)とされることがほとんどである—という問題は、DVとも決して無関係では無いのである。

（『DV防止法』について）

- DV被害者に対する相談・支援体制の整備を定めた『DV防止法』は、2001年の制定後、数次の改正を経て、内容の拡充が図られてきた。救済対象は、身体的DVのみならず精神的DVや性的DVにも拡大された(経済的・社会的DVについても相談可能と考えられる)。また、カップルの形態としても、事実婚・離婚後を含めた「夫婦」とともに、同居している交際中のカップルにまで救済範囲が拡張された。DV加害者による被害者等への接近を強制的に阻止するため、被害者が裁判所に発出を求める「保護命令」(接近禁止命令と住居退去命令)についても、被害者本人への物理的接近のみに留まらず、被害者の子どもや親族への接近や、電話やSNS等による執拗な連絡(アクセス)なども禁止対象に入れられた。また、2024年からは、精神的DVの被害を理由とした「保護命令」発出も可能になり、加害者側が「保護命令」に違反した場合の罰則も(これまでの懲役1年／罰金100万円から)最大で懲役2年／罰金200万円へ引き上げられる。パートナーからのDV被害に遭っている(かもしれない)場合には、市役所等の身近な相談窓口(地元の市役所だと却って相談しにくいという場合は、福岡県のDV相談窓口や他の自治体の窓口でも構わない)に、ぜひ気軽に連絡してもらいたい。きちんと秘密が守られ、安全な環境で話を聴いてもらえる相談体制が整えられている。

（9）男女共同参画の施策に関する意識・関心について （問 29～問 30）

「よく知っている」と「聞いたことがある」の合計で見ると、「ジェンダー（社会的差別）」が85.8%で最も高く、以下、「配偶者からの暴力防止法（DV防止法）」（84.7%）、「男女雇用機会均等法」（80.3%）、「男女共同参画社会」（70.8%）、「LGBT」（70.6%）などの認知度は高い。これに対し中間市独自の施策である「中間市男女共同参画講座」、「中間市男女共同参画プラン・中間市男女共同参画行動計画」、「中間市女性ネットワーク「女性ネットなかま」」については、知らないという人の割合が約6～7割と高く、前回調査と比べても、「知らない」の割合がやや増加している。

男女共同参画社会を進めるための行政施策として、前回調査と比べると、子育て支援や教育や学習の機会提供に係わる項目が増加傾向となっている。

性別でみると、女性の場合、「子育て支援の充実」、「介護サービスの充実」が5割台と回答率が高く、従来女性が担う部分が大きかった役割への要望が高いと考えられる。

- ✓ 男女共同参画社会を進めるためには、家庭生活と社会生活の両立支援、学校や地域における学習の場など、家庭、地域、学校、職場など様々なつながりの中での支援施策が必要である。
- ✓ 子育て支援や介護サービスなど従来女性が担う部分が大きかった役割への行政に対する要望が高いことへの対応が必要である。

< II 講評から >

(『LGBT理解増進法』について)

- 性的少数者をめぐっては2023年6月に『LGBT理解増進法』が国会で成立した。多くの問題点を含んだ法律であり、当事者や研究者のあいだでは批判の声が強い(法案審議の過程において、トランスジェンダーに対する誤解や偏見を却って助長・煽動するような議論がおこなわれたことや、性的多数派に配慮するという名目で今後の「LGBTQ+」に関する教育や啓発を困難にしかねない条項が盛り込まれた点など)。とはいえ、曲がりなりにも性的少数者(LGBTQ+)に対する理解促進と差別防止を掲げた法律が制定されたことになる。同法成立の前月(2023年5月)には広島でサミットが開催された。サミット参加国である主要先進7カ国(G7)のうち、同性婚の法制化と、性的少数者に対する差別禁止法の制定を果たしていないのは、実に日本のみであり、その世界的な後進性を問題視する声もあった。

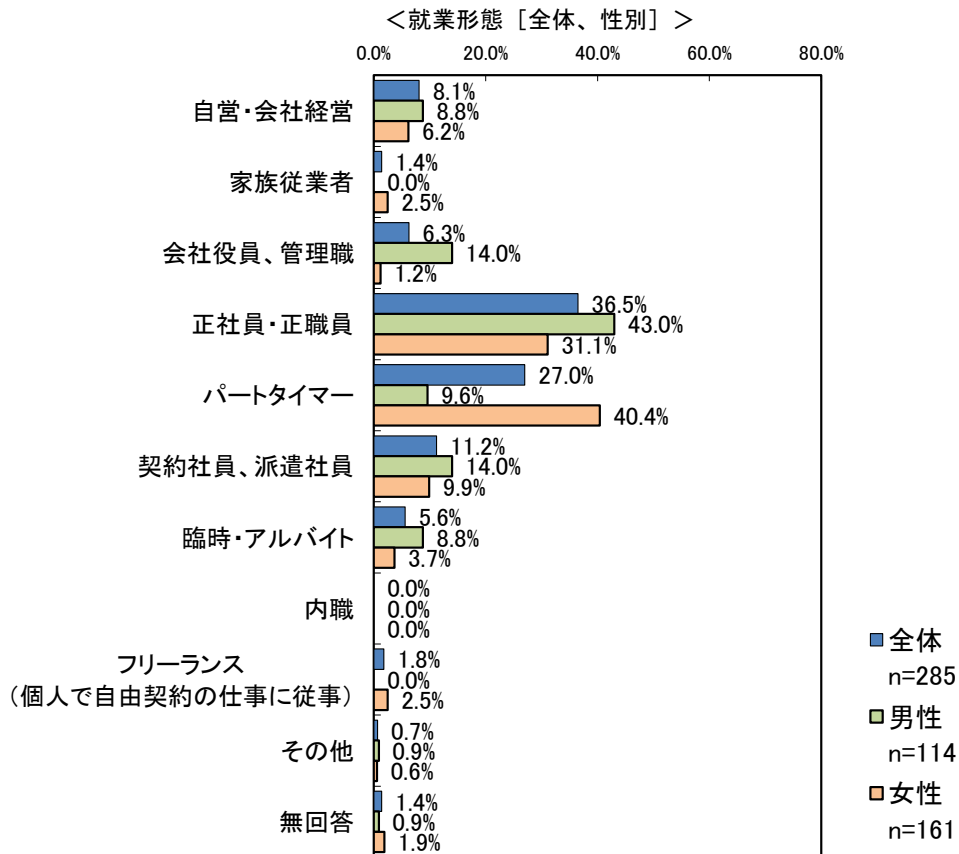
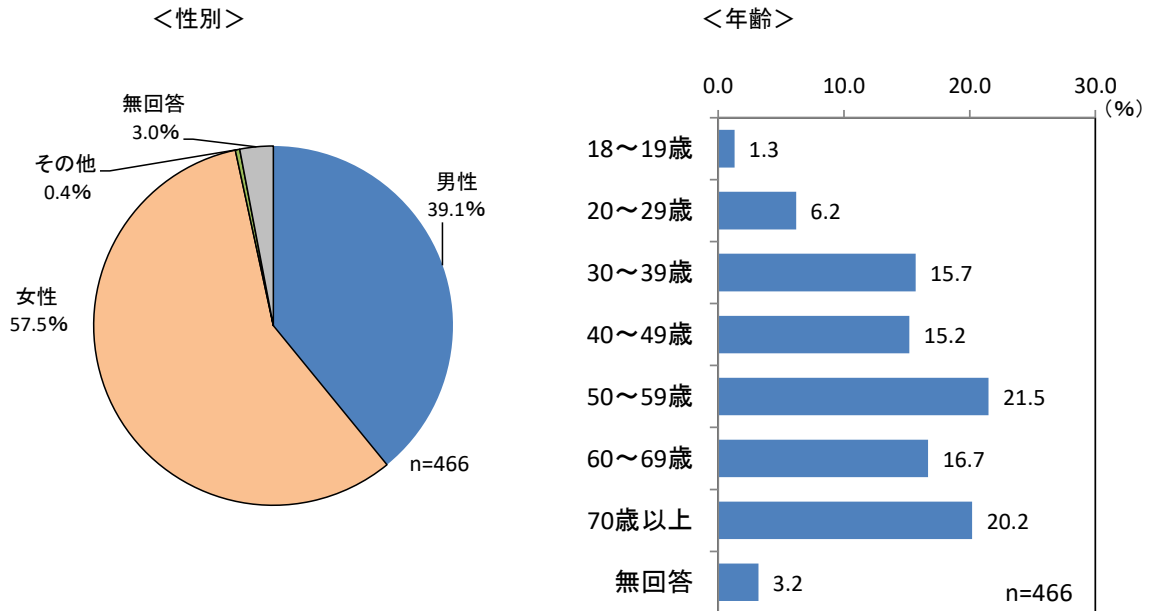
(「同性婚」の法制化・合法化について)

- 欧米等(2023年時点で、およそ30カ国)では「同性婚」の法制化・合法化が進んでいる。同性婚とは、法律上の結婚(法律婚)を同性カップルにも認め、これまで男女の夫婦のみに限定して保障されてきた法律婚にともなう法的な権利・資格を、同性婚カップルにも与える制度である。
- こうした諸外国の同性婚制度と比較した場合、東京都渋谷区(2015年11月)や、福岡市(2018年4月)／福岡県(2022年4月)など、日本の一部自治体が始めている「同性パートナーシップ証明(宣誓)制度」は、きわめて不十分な水準のものに留まる。というのも、自治体が発行する「同性パートナーシップ証明(宣誓)書」には、ほぼ法的効力が無いに等しく、公営住宅への入居や、公立病院での面会等、ごく限られた部面で便宜が図られるに過ぎないからである。
- 「同性パートナーシップ証明(宣誓)制度」は最近までに、全国の328自治体で導入されており、日本の全人口に対する制度導入自治体の人口カバー率は70.9%とされる(2023年6月28日現在、「虹色ダイバーシティ」調べ)。本市(中間市)では、独自の「同性パートナーシップ証明(宣誓)制度」については未整備ながら、同性カップルが、福岡県発行の「同性パートナーシップ宣誓書受領証」を提示することによって、中間市の市営住宅への入居資格については認められるようである。

III 調査結果

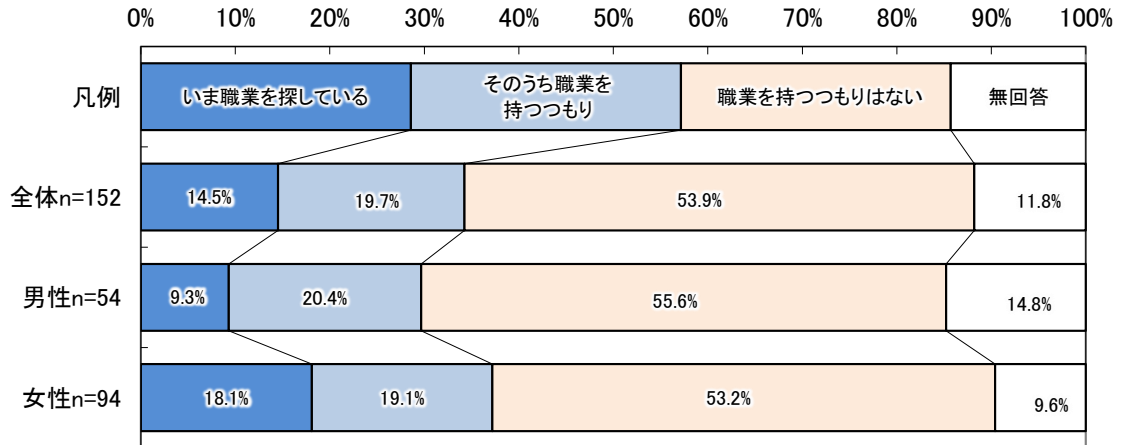
1. 回答者の基本属性等について

- ✓ 回答者の男女比は、女性 57.5%、男性 39.1%と、女性の割合が高い。
- ✓ 年齢は、50～59 歳の 21.5%が最も高く、これに 70 歳以上の 20.2%が続いている。
- ✓ 就業形態を性別にみると、「正社員・正職員」の割合は男性の 43.0%に対し、女性は 31.1%となっている。その分、女性は「パートタイマー」の割合が 40.4%と高い。

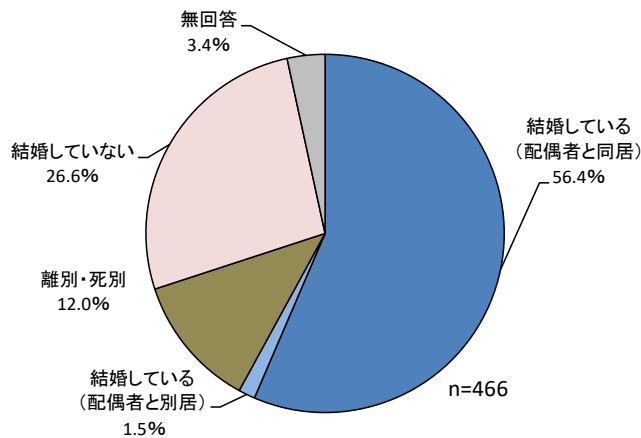


- ✓ 無職の人の就業希望を性別にみると、「いま職業を探している」の割合は男性の9.3%に対し、女性は18.1%と高い。
- ✓ 「結婚している」人の割合は56.4%で、52.2%が「共働き」と回答している。

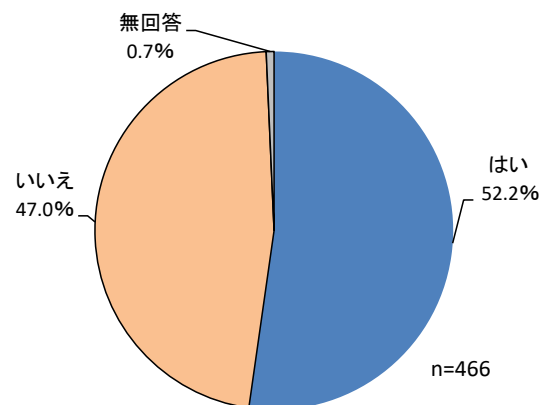
<無職の人の就業希望 [全体、性別]>



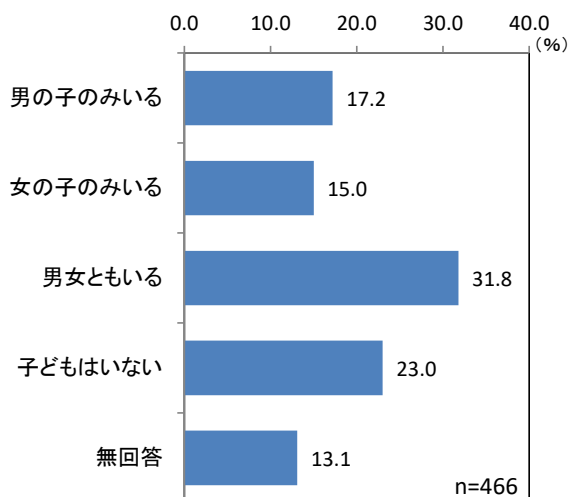
<結婚状況>



<共働きの有無>



<子どもの有無>



2. 男女平等について

(1) 男女平等や女性の地位向上をテーマとする話題への関心度

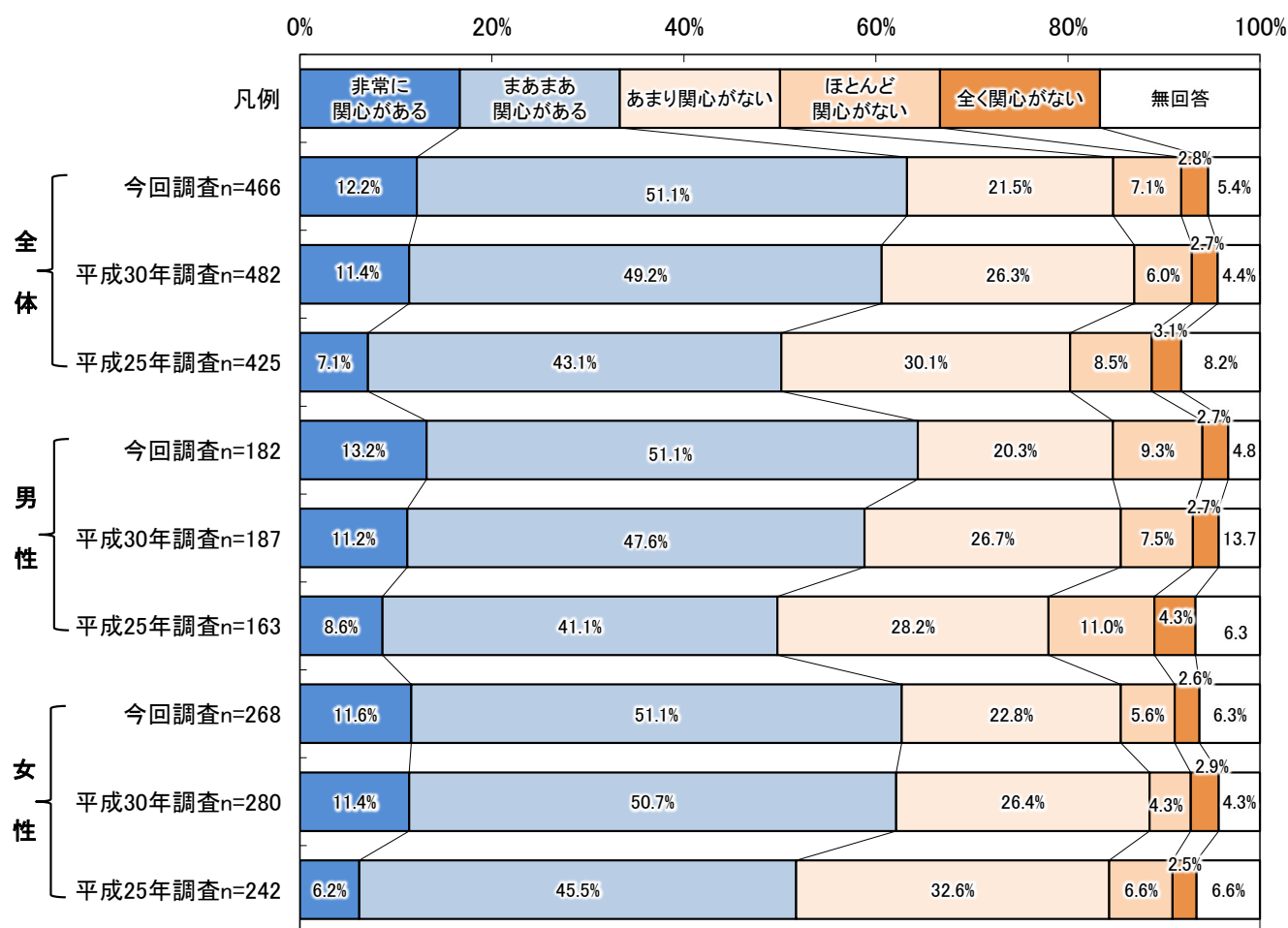
問1 あなたは男女平等や女性の地位向上をテーマとする話題にどの程度関心がありますか。
(単一回答)

- ✓ 「非常に関心がある」、「まあまあ関心がある」を合わせた割合は全体の63.3%を占め、前回の平成30年調査に比べて2.7ポイント、同25年調査と比べ13.1ポイント高くなっている。
- ✓ 前回調査と比べると、男性で『関心がある』人の増加割合が女性よりも高くなっており、男性の関心が徐々に高くなってきたことがうかがえる。

全体でみると、「非常に関心がある」、「まあまあ関心がある」と回答した人の合計（『関心がある』）は全体の63.3%を占める。

性別にみると、『関心がある』と答えた人の割合は女性より男性の方がやや高い。また、『関心がある』と答えた人の増加割合は男性が前回調査と比べ5.5ポイント増となっており、女性の増加割合よりも高くなっている。

<男女平等・女性の地位向上への関心度 [全体、性別] (前回、前々回調査比較) >



(2) 様々な場における男女の地位の平等意識

問2

あなたは次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
(単一回答)

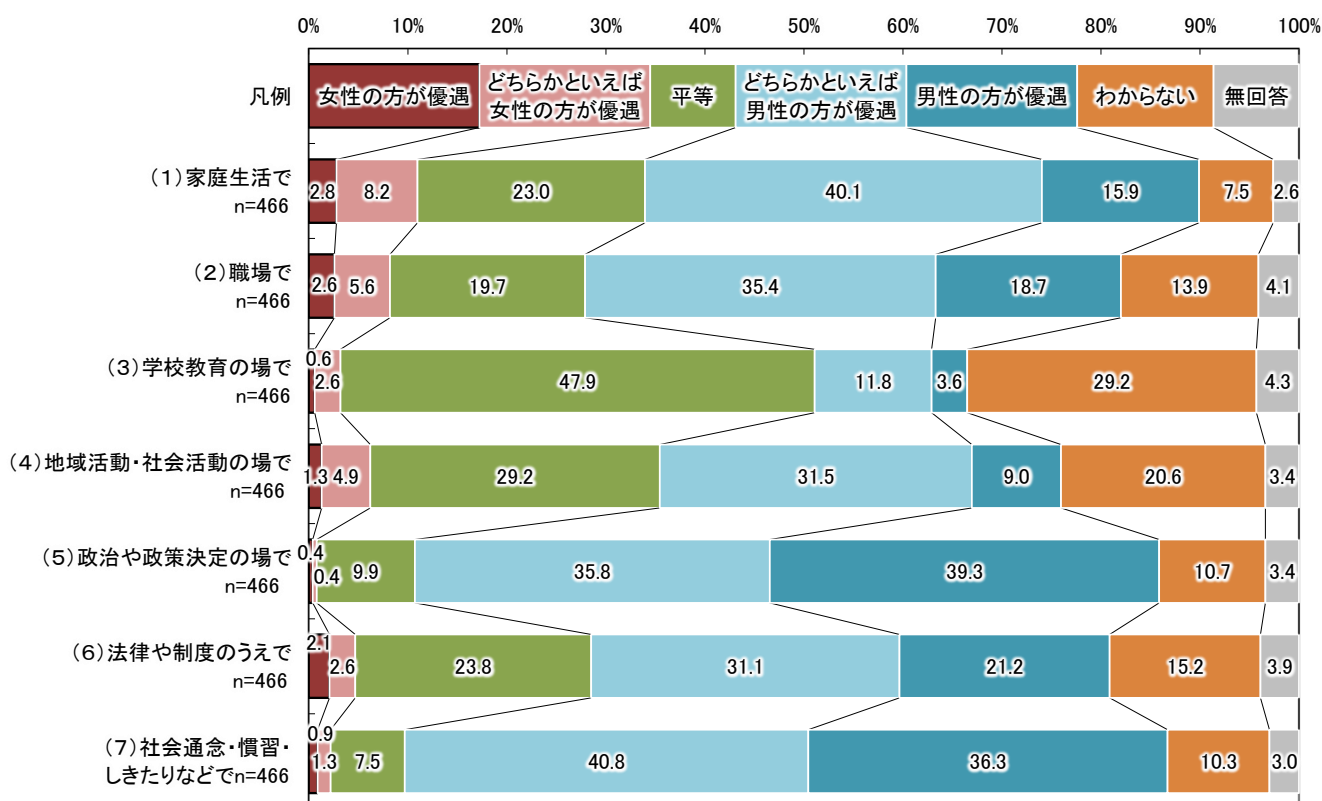
- ✓ 「(3) 学校教育の場で」を除くすべての場において、女性より男性の方が優遇されているという割合が高く、特に、「(7) 社会通念・慣習・しきたりなど」と「(5) 政治や政策決定の場」では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた回答は7割台を占める。
- ✓ 前回調査と比べると、「(1) 家庭生活」、「(4) 地域活動・社会活動の場」、「(7) 社会通念・慣習・しきたりなど」では『男性の方が優遇』の割合が増加傾向であることが認められる。
- ✓ 男性は女性に比べ、すべての場において「平等」と感じている割合が高い。

全体でみると、□ 「(3) 学校教育の場で」を除くすべての場において、女性より男性の方が優遇されているという割合が高く、特に、「(7) 社会通念・慣習・しきたりなど」と「(5) 政治や政策決定の場」では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた回答は7割台を占める。

前回調査と比べると、「(1) 家庭生活」、「(4) 地域活動・社会活動の場」、「(7) 社会通念・慣習・しきたりなど」では『男性の方が優遇』の割合が増加傾向であることが認められる。

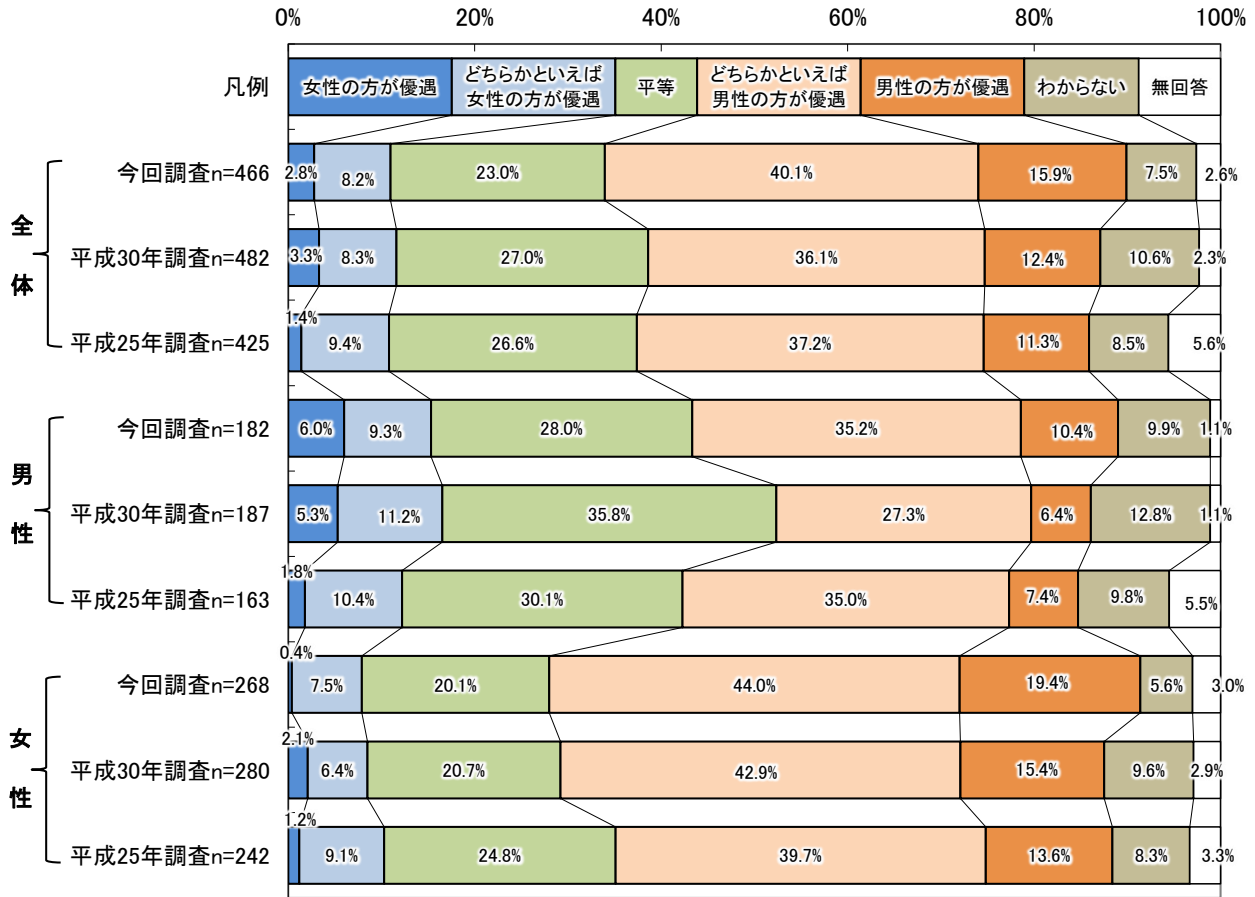
性別にみると、すべての場において、「平等」という回答は女性に比べて男性の方が高いが、その割合は減少傾向である。

<男女の地位の平等について [全体]>

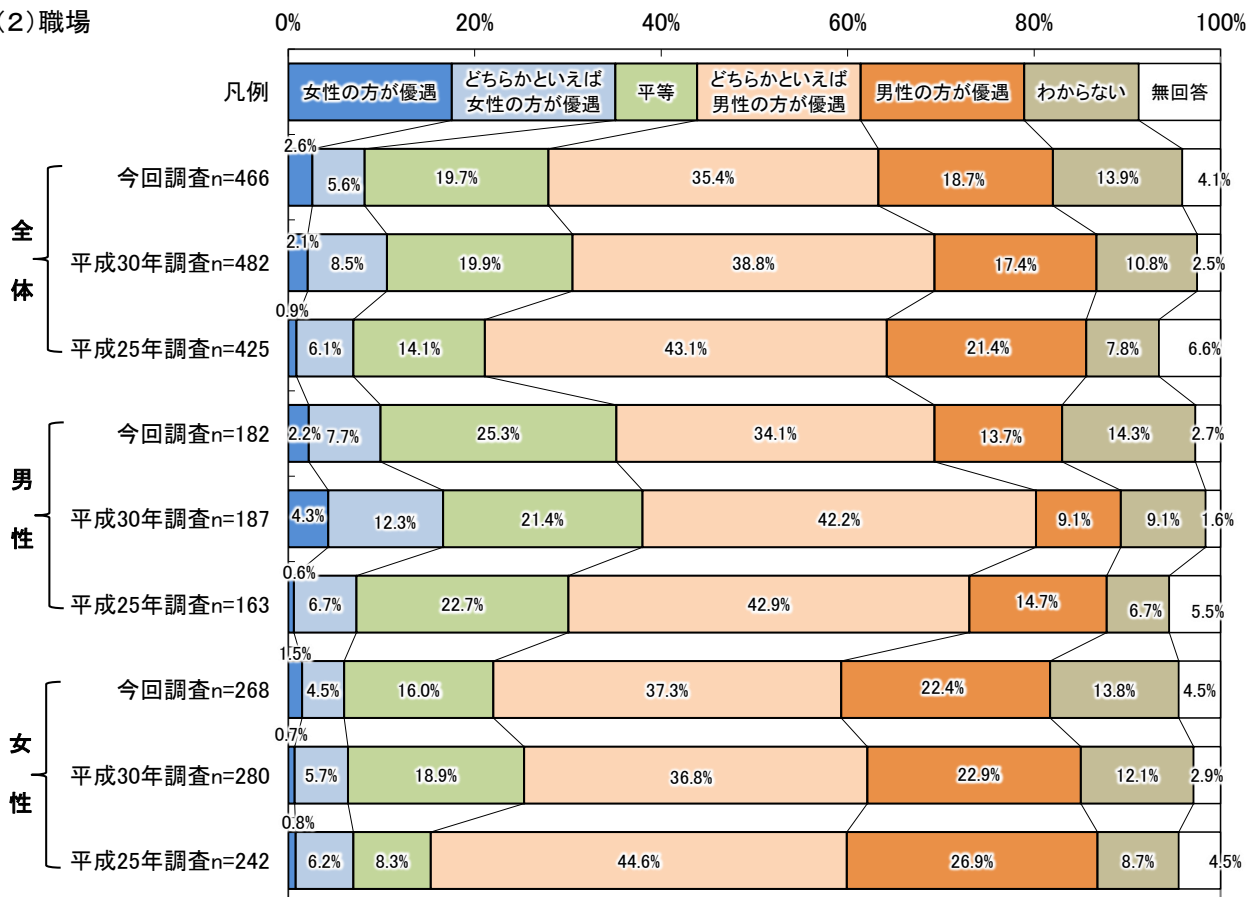


<男女の地位の平等について [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 1 >

(1) 家庭生活

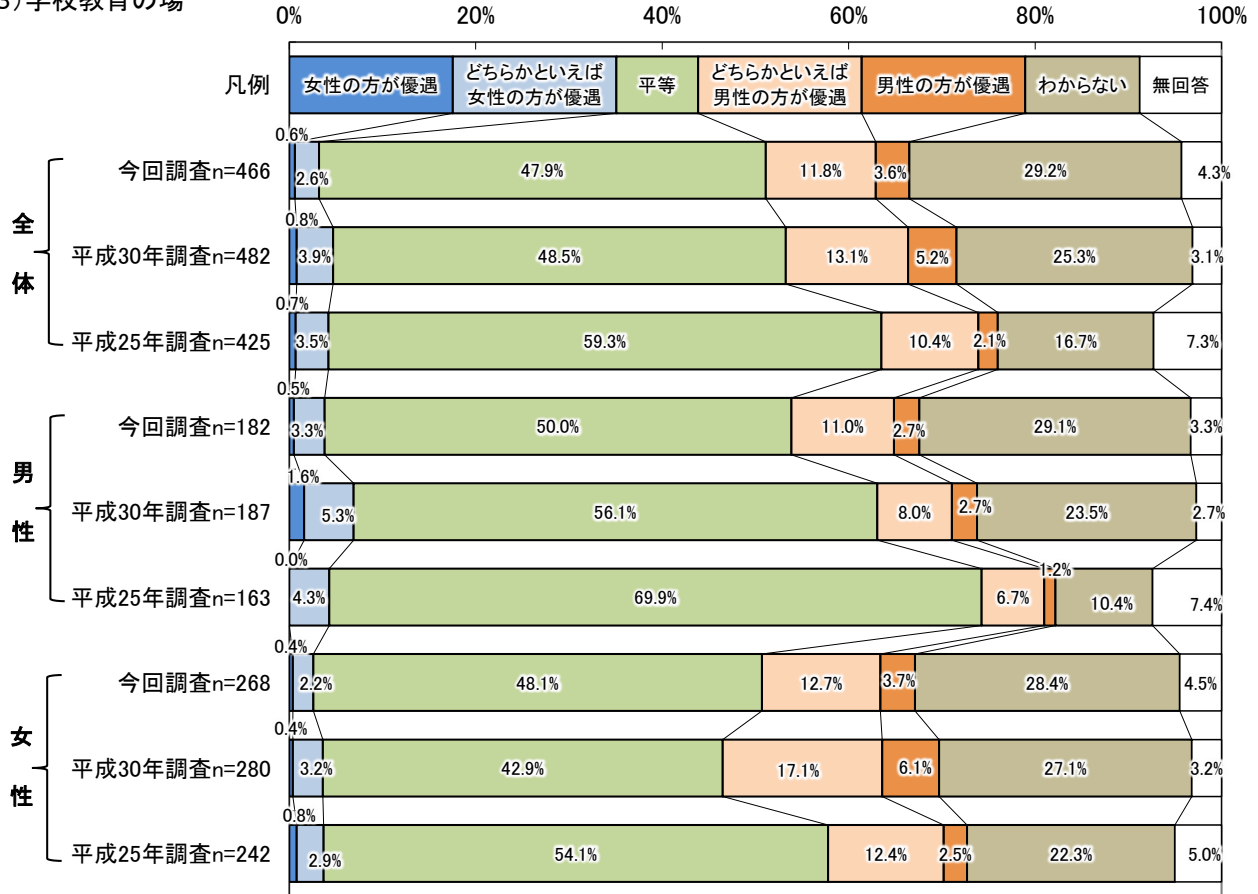


(2) 職場

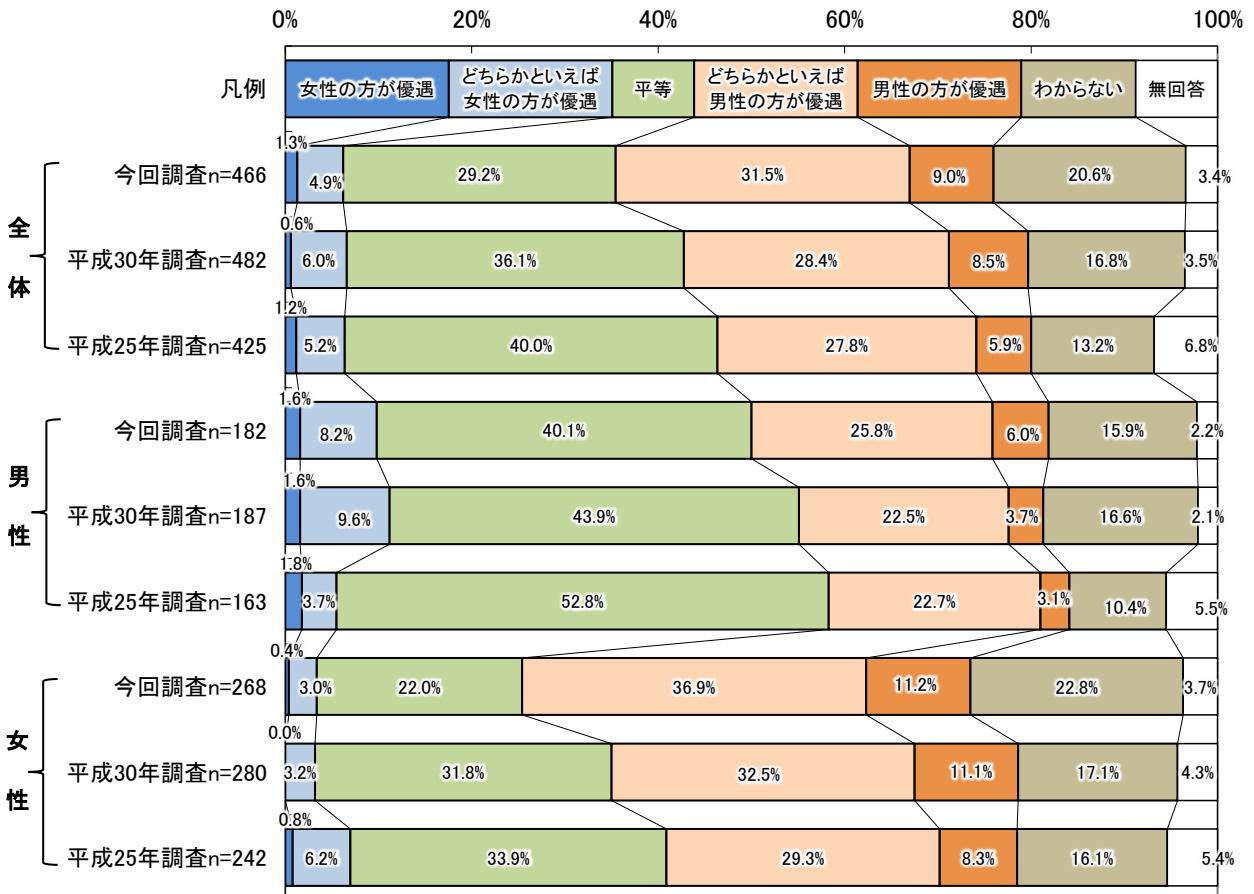


<男女の地位の平等について [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 2 >

(3) 学校教育の場

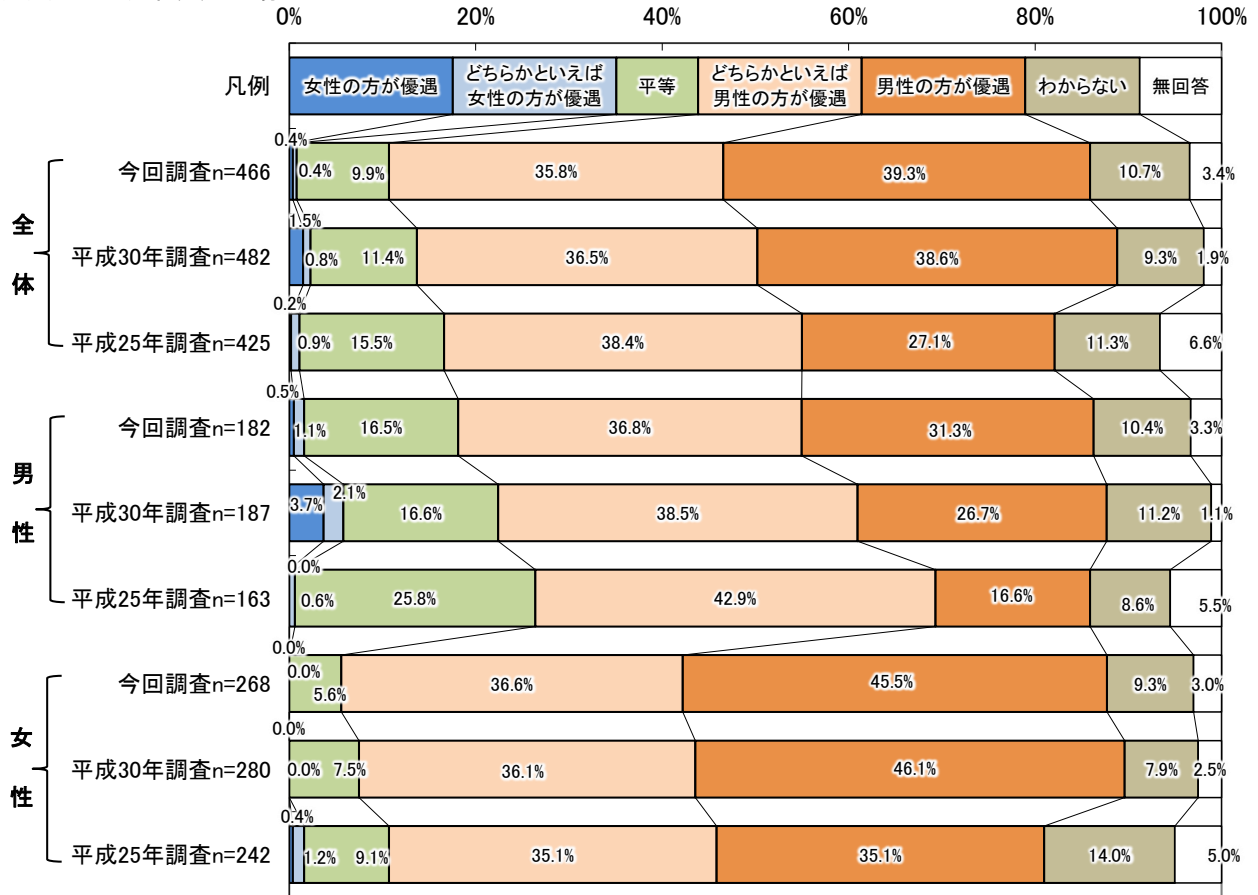


(4) 地域活動・社会活動の場

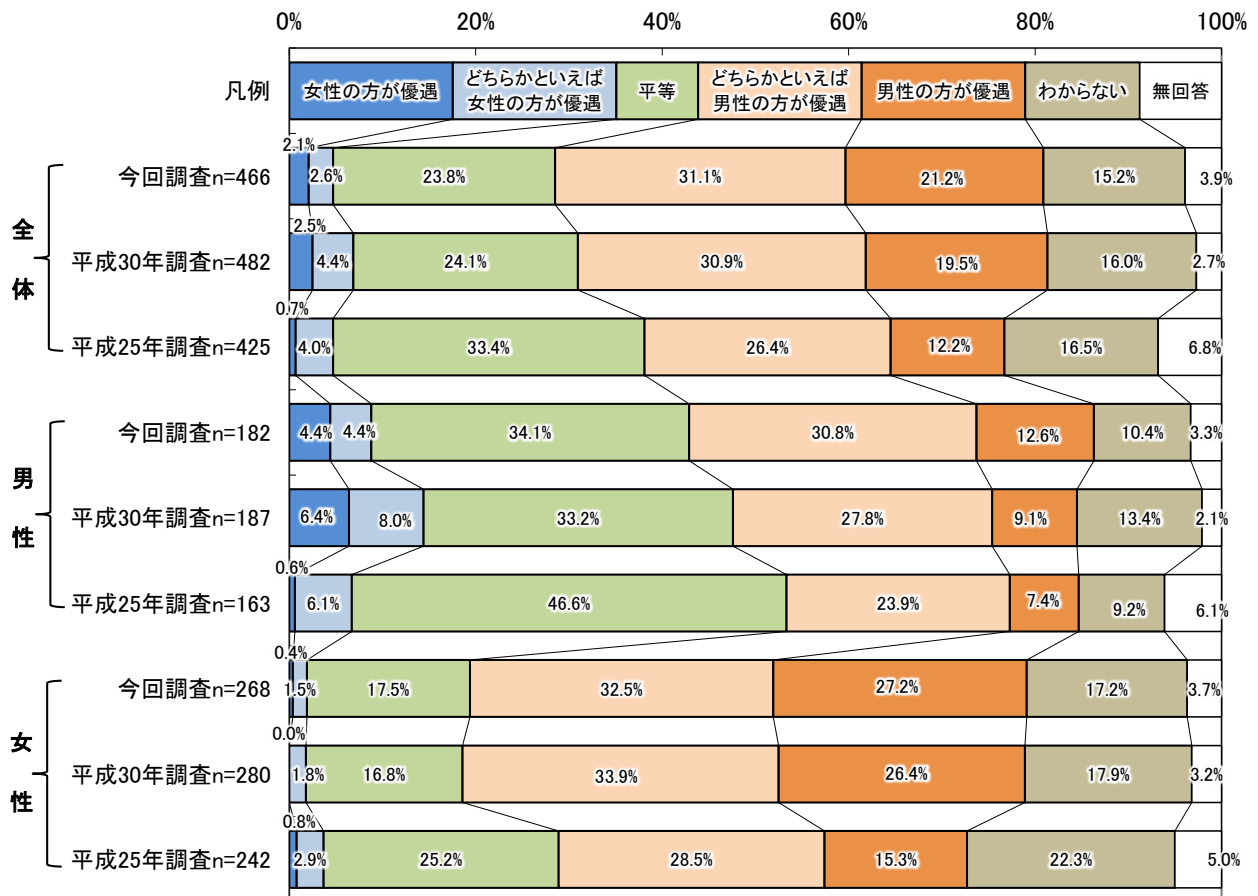


<男女の地位の平等について [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 3 >

(5) 政治や政策決定の場

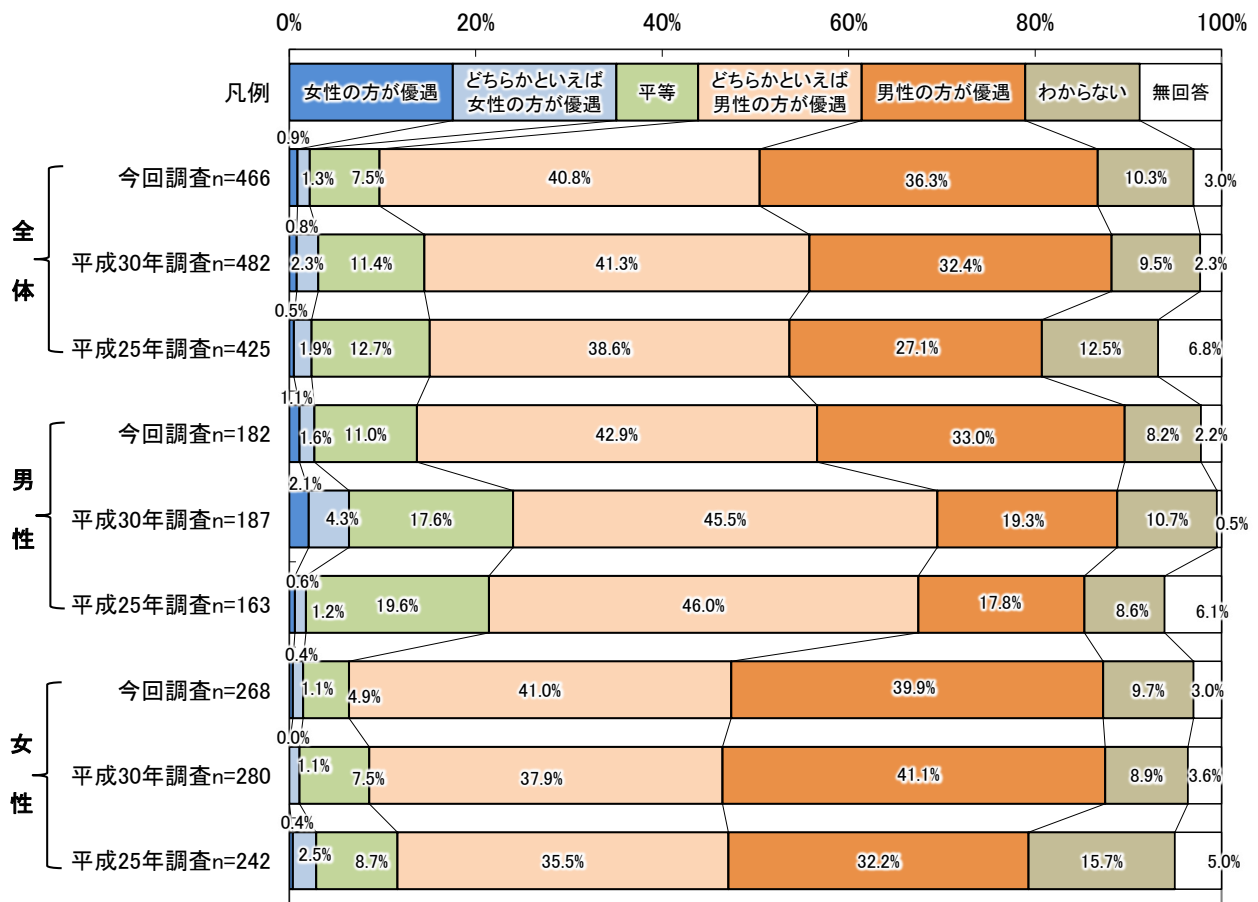


(6) 法律や制度のうえで



<男女の地位の平等について [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 4 >

(7) 社会通念・慣習・しきたりなど



(3) 社会に残る男女間の不平等感の原因

問3

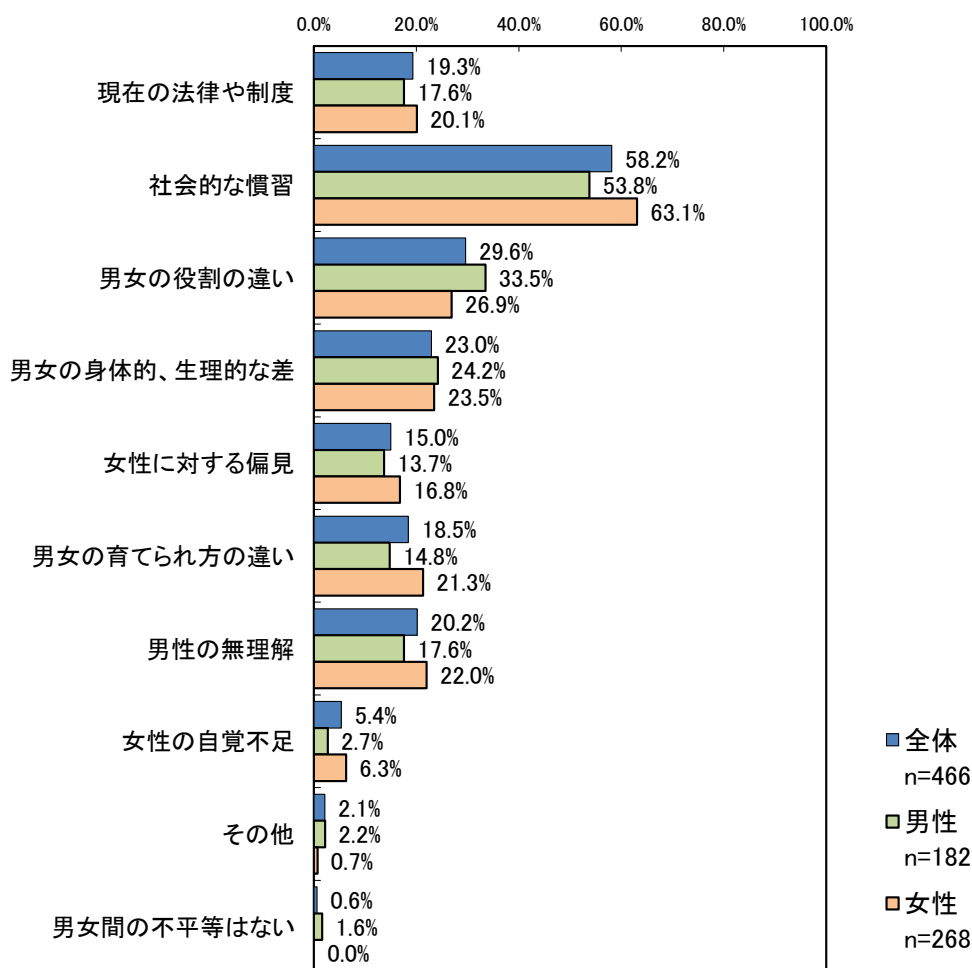
現在、社会に残っている男女間の不平等について、あなたはどのようなことが原因だと思いますか。(〇は2つまで)

- ✓ 男女間の不平等感の原因としては、「社会的な慣習」という回答の割合が最も高く、前回調査とほぼ同じ割合となっている。
- ✓ 「現行の法律や制度」、「女性に対する偏見」と回答した人の割合が前々回調査の結果以降、徐々に高くなる傾向が認められ、5人に1人の割合で「現行の法律や制度」が不平等感の原因としている点が注目される。

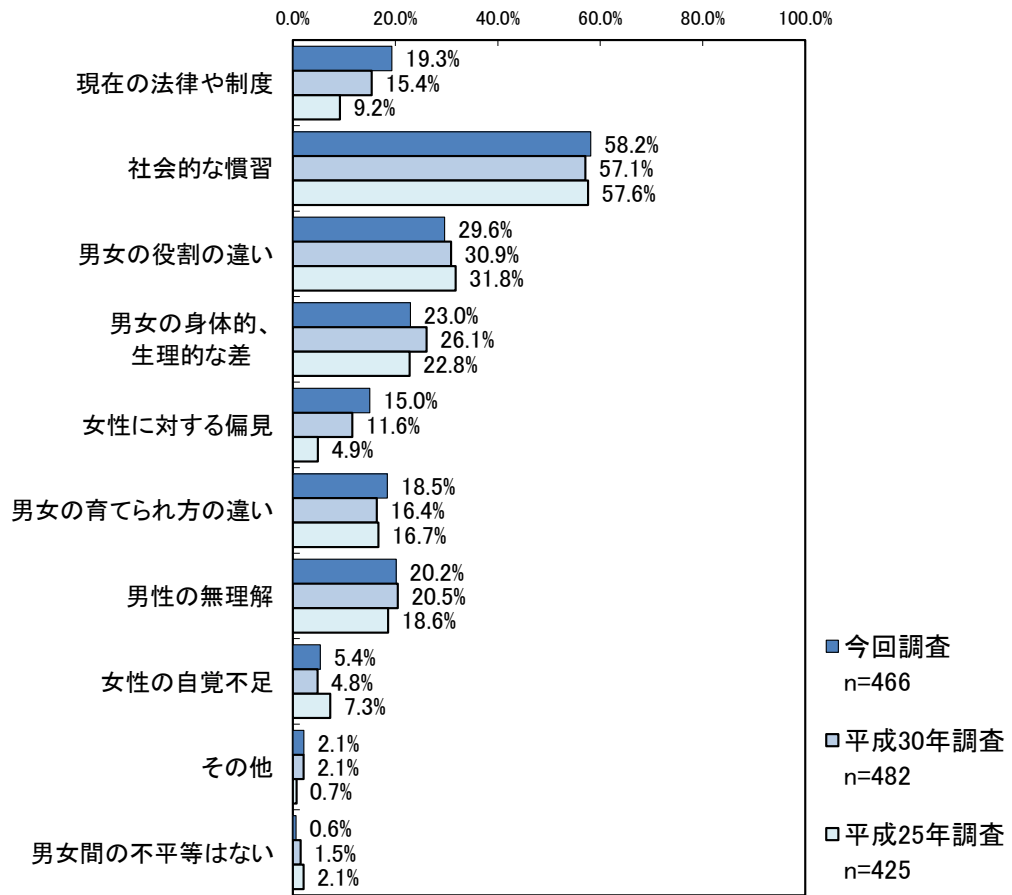
全体でみると、「社会的な慣習」と回答した人の割合が58.2%と最も高く、以下、「男女の役割の違い」、「男女の身体的、生理的な差」、「男性の無理解」、「現在の法律や制度」と続いている。また、前回及び前々回調査との比較では、「現行の法律や制度」、「女性に対する偏見」の割合が増加傾向であることが認められる。

性別にみると、「社会的な慣習」、「男女の育てられた方の違い」、「男性の無理解」と回答した人の割合は、男性に比べて女性の方が高い。「男女の役割の違い」は女性より男性の割合が高い。

<男女間の不平等の原因 [全体、性別]>



<男女間の不平等の原因 [全体] (前回、前々回調査比較) >



3. 結婚・家庭生活について

(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

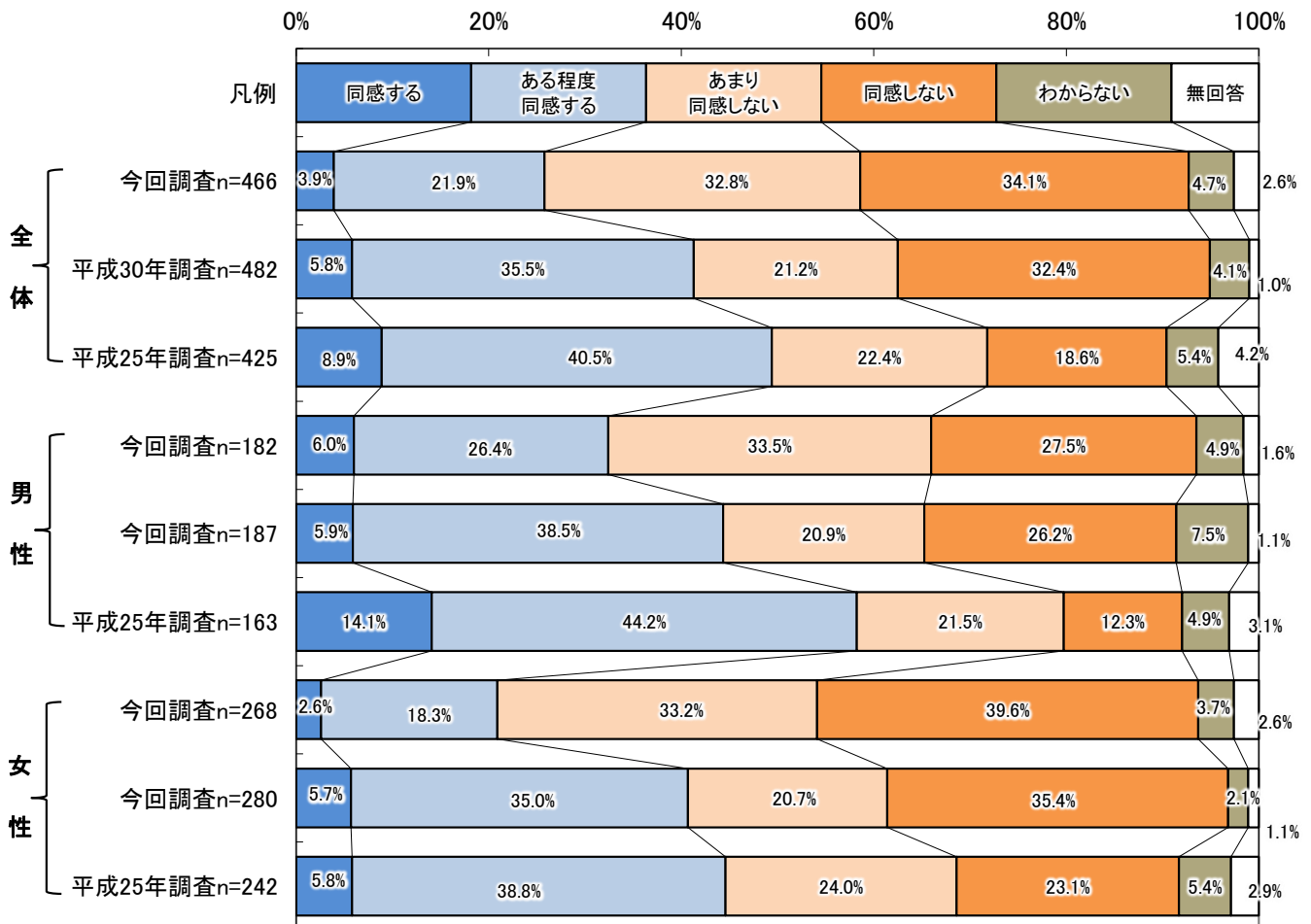
問4 「男は仕事、女は家庭」という考え方があります。あなた自身の気持ちとしては、この考え方にどの程度共感しますか。(単一回答)

- ✓ 『同感しない』の割合が6割台となり、固定的な性別役割意識を持つ人の割合が徐々に低くなっていく傾向が認められる。
- ✓ 女性は男性に比べ、『同感しない』と回答した人の割合が高くなっているほか、前回調査とくらべ男女とも『同感しない』が10ポイント台の増加となっている。

全体でみると、「同感する」、「ある程度同感する」という回答の合計（『同感する』）は全体の25.8%で、「同感しない」、「あまり同感しない」と回答した人の合計（『同感しない』）の66.9%を41.1ポイント下回っている。前回調査と比べると、『同感しない』の割合が13.3ポイント増加し、固定的な性別役割意識を持つ人の割合が減少していく傾向が認められる。

性別にみると、『同感しない』は、女性が72.8%で、男性の61.0%より高く、前回調査と比べて男女とも割合が10ポイント台の増加となっている。

< 「男は仕事、女は家庭」という考え方について [全体、性別] (前回、前々回調査比較) >



(2) 家庭内における仕事の役割分担

問5

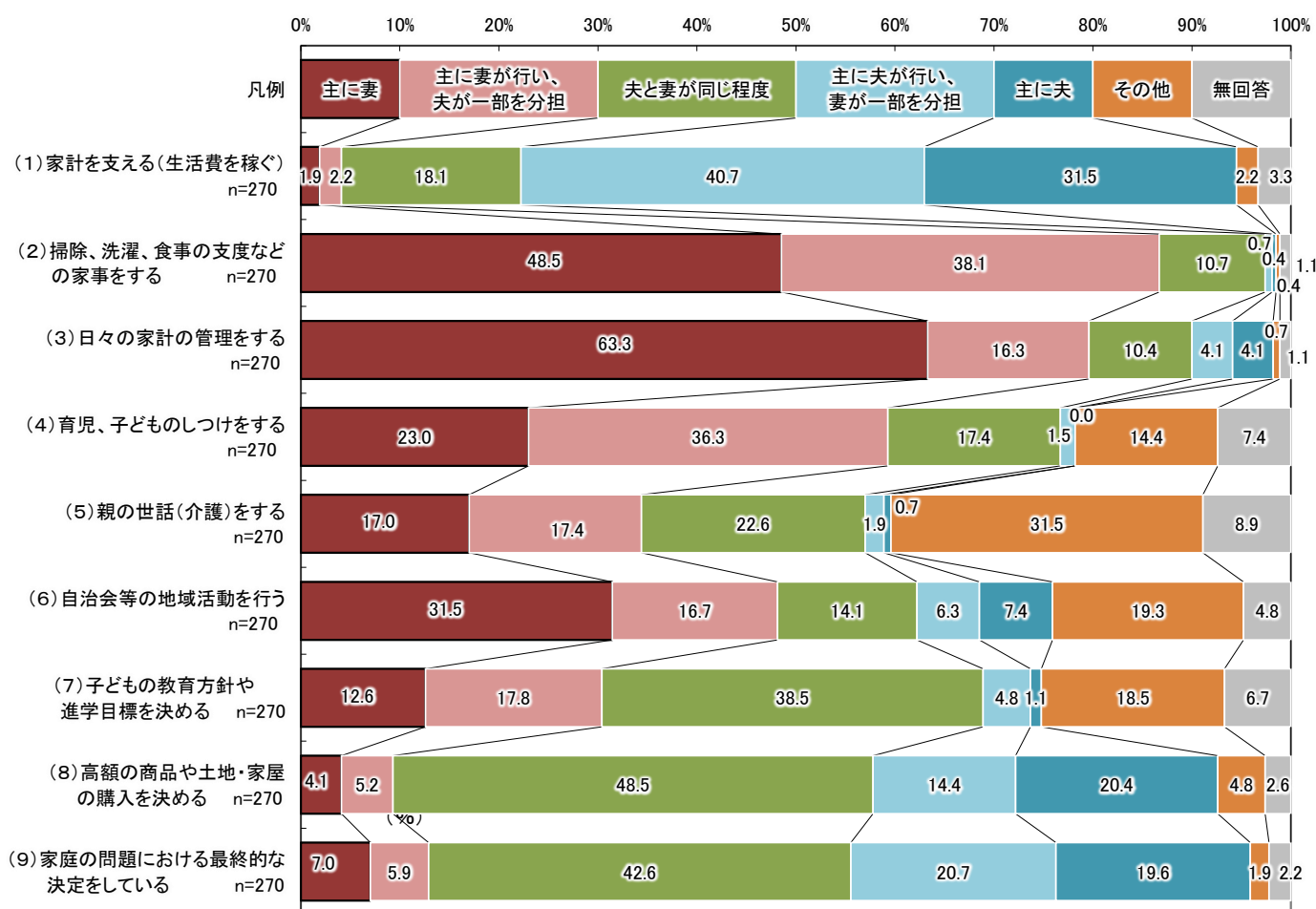
あなたのご家庭では、次にあげるような家庭内の仕事を、主にどなたがしていますか。
※現在、配偶者がいる人を対象（単一回答）

- ✓ 「家計を支える」については、「主に夫が行っている」の割合が7.8ポイント減少しており、「家事」については「主に妻が行い、夫が一部を分担」の割合が9.8ポイント増加している。
- ✓ 「主に妻が行い、夫が一部を分担」の割合がこのほか増加しているのは、「家計管理」、「育児、しつけ」となっている。

全体でみると、「主に夫が行っている」という回答の割合は、「家計を支える」(31.5%)が最も高く、次いで、「高額な買物の決定」、「家庭問題の最終決定」の順で割合が高くなっている。一方「主に妻が行っている」という回答の割合は、「家計管理」(63.3%)で最も高く、次いで、「家事」、「地域活動」、「育児、しつけ」、「介護」の順となっている。

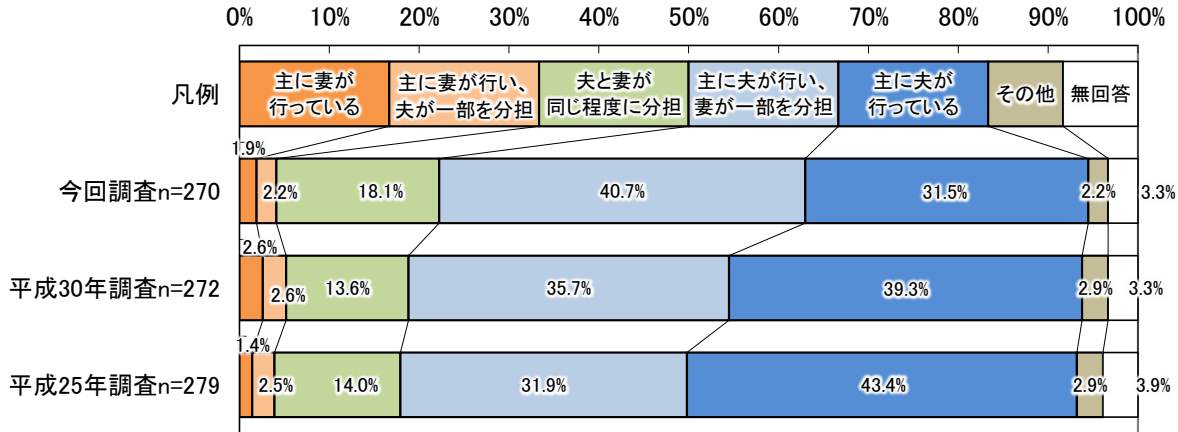
前回調査と比べると、「家計を支える」については、「主に夫が行っている」の割合が7.8ポイント減少しており、「家事」については「主に妻が行い、夫が一部を分担」の割合が9.8ポイント増加している。「主に妻が行い、夫が一部を分担」の割合がこのほか増加しているのは、「家計管理」、「育児、しつけ」となっている。

<家庭内における仕事の役割分担 [全体]>

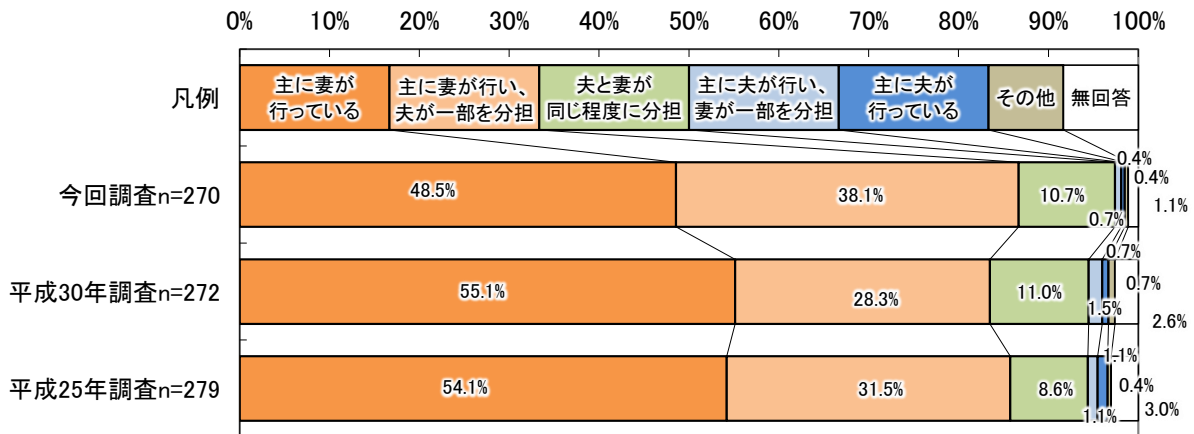


<家庭内における仕事の役割分担 [全体] (前回、前々回調査比較) - 1 >

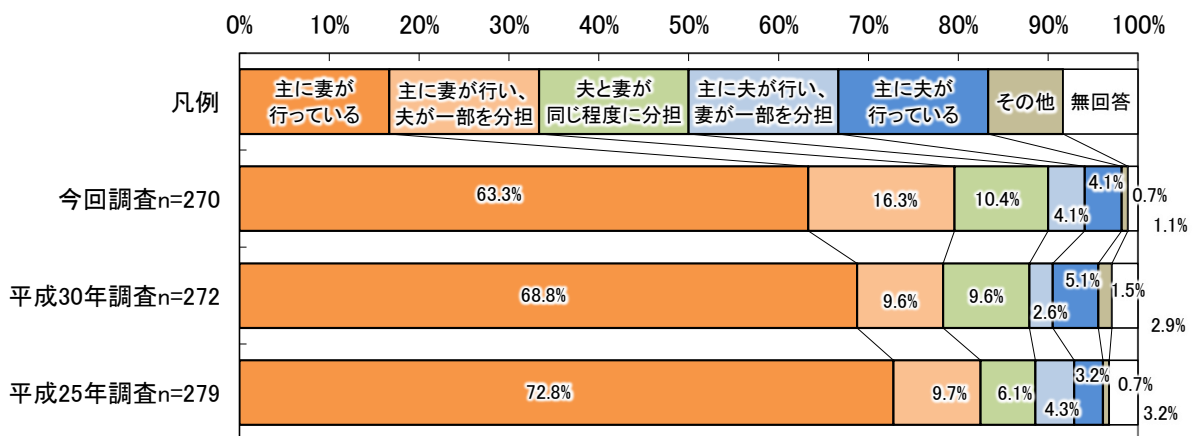
■家計を支える(生活費を稼ぐ)



■掃除、洗濯、食事の支度などの家事

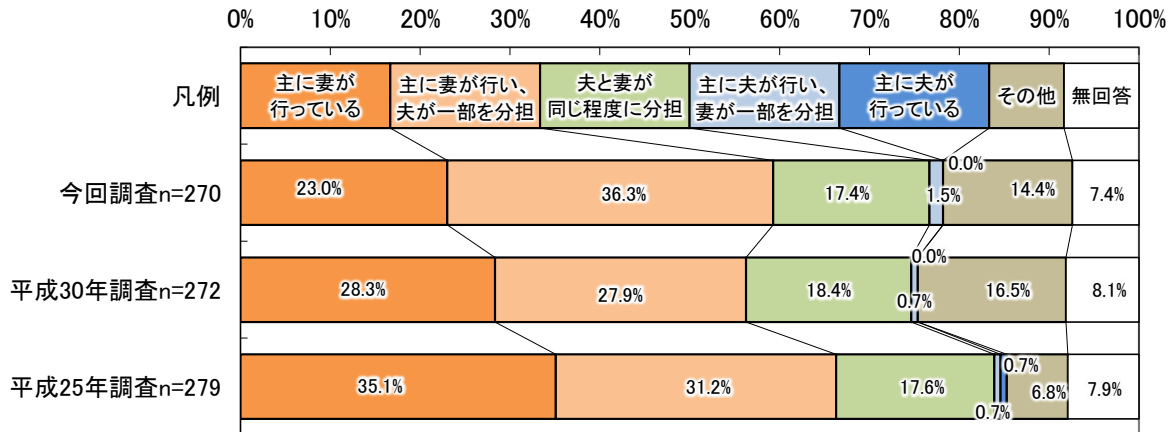


■日々の家計の管理

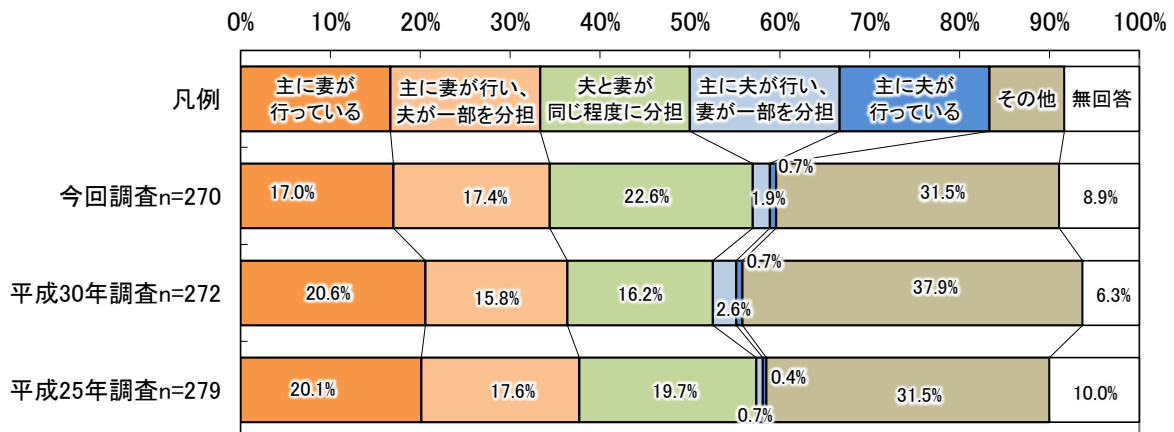


<家庭内における仕事の役割分担 [全体] (前回、前々回調査比較) - 2 >

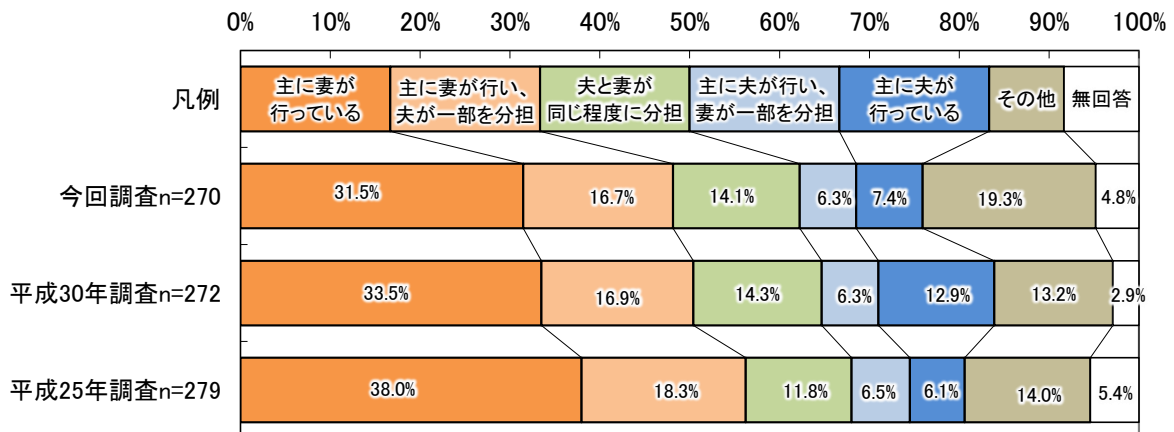
■ 育児、子どものしつけ



■ 親の世話(介護)をする

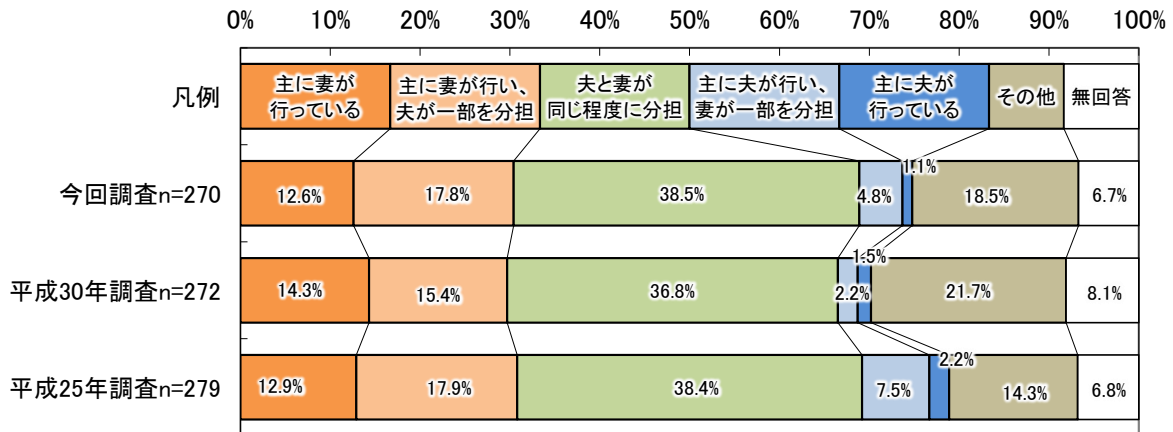


■ 自治会等の地域活動

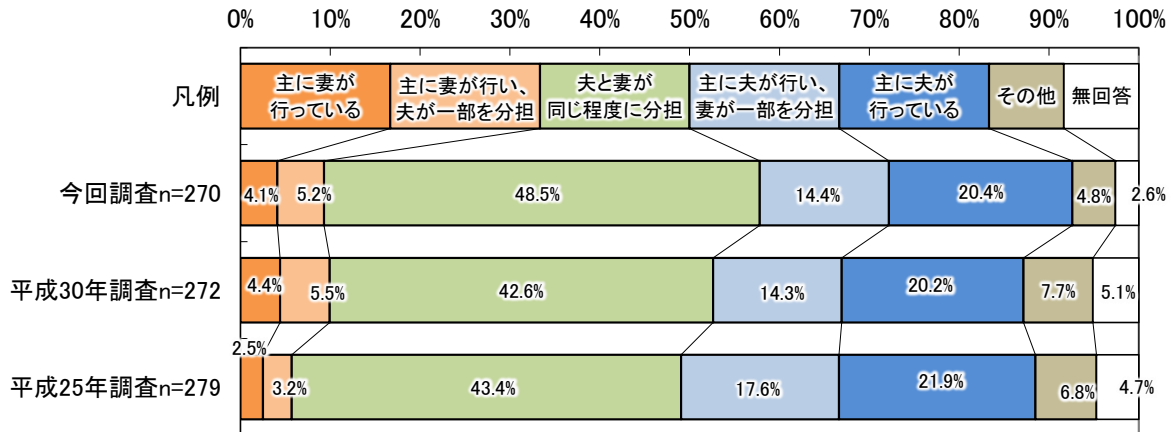


<家庭内における仕事の役割分担 [全体] (前回、前々回調査比較) - 3 >

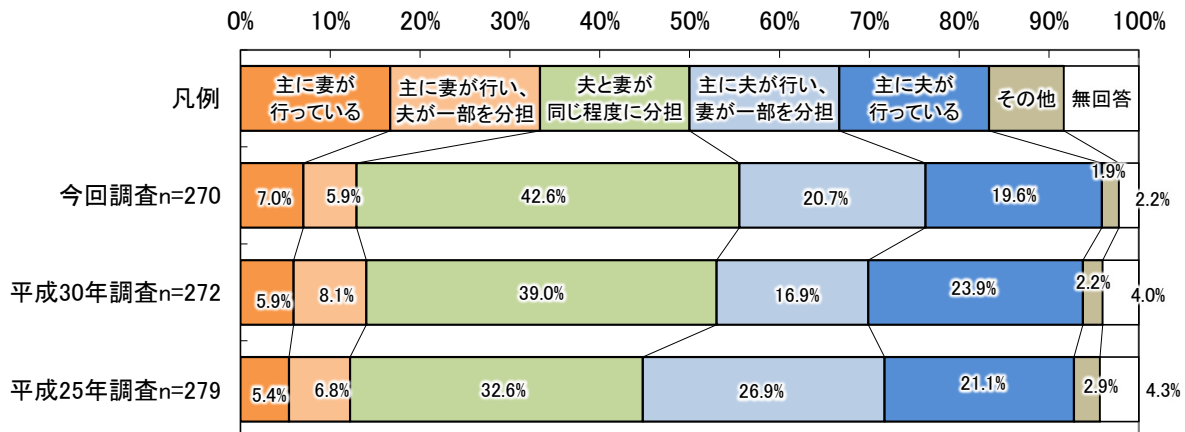
■子どもの教育方針や進学目標



■高額の商品や土地・家屋の購入



■家庭の問題における最終的な決定



(3) 配偶者に「もっとしてほしい」と思う家庭内の仕事

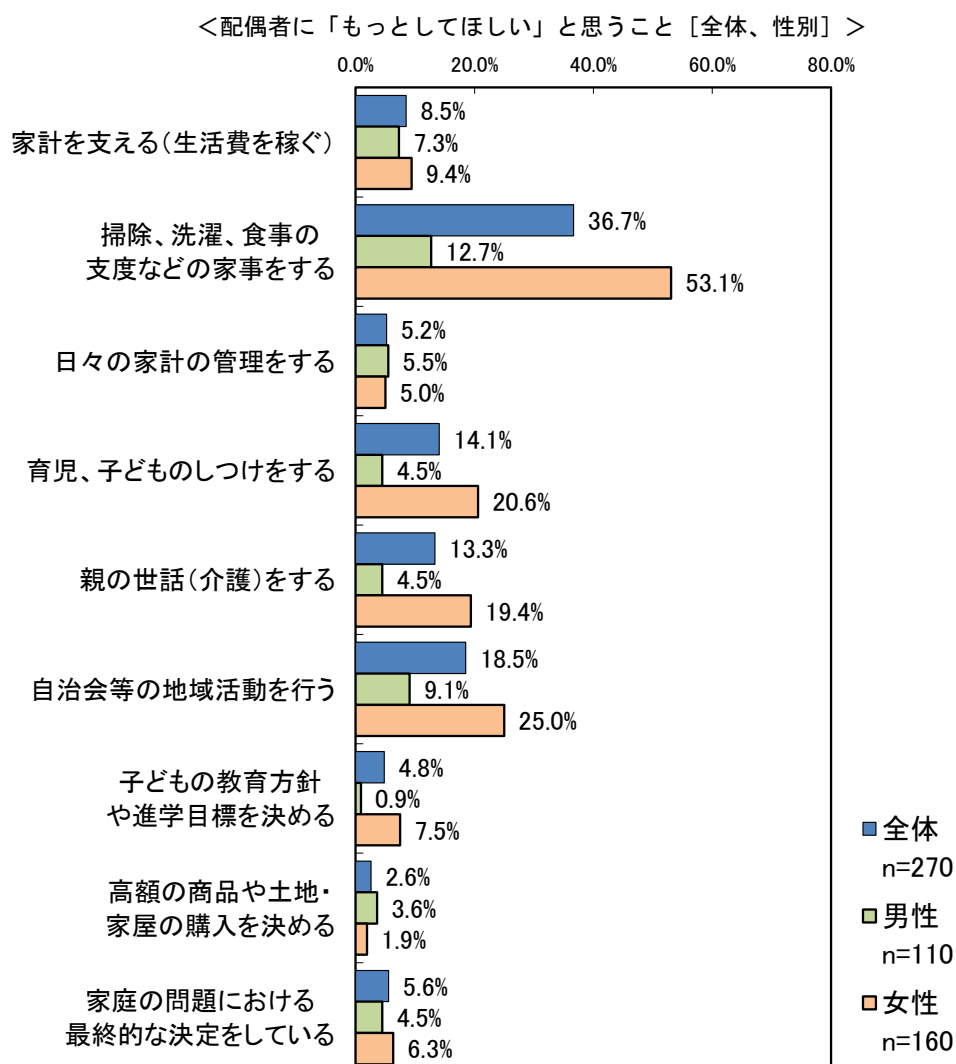
問5-1 家庭内の仕事について、あなたが配偶者に「もっとしてほしい」と思うことはどれですか。※現在、配偶者がいる人を対象（〇は3つ以内）

- ✓ 女性が配偶者に求める家庭内の仕事として、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」という回答の割合が最も高く、次いで、「地域活動」となっている。
- ✓ 「家事」が前回調査と比べ 9.9 ポイント増、前々回調査と比べて 18.8 ポイント増加しており、共働き世帯が増加する中、男性の家庭内の仕事への参加が大きな課題であることがうかがえる。

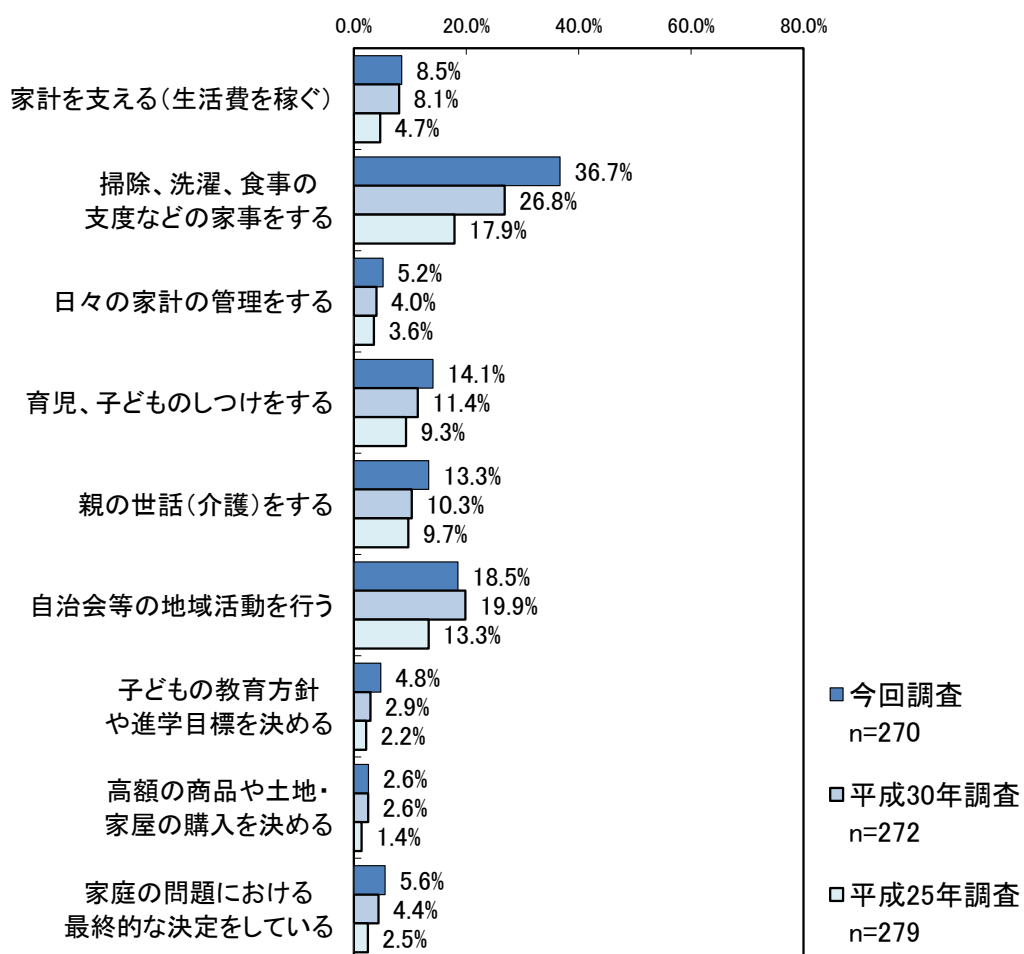
性別でみると、女性は、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」が 53.1%と最も高く、以下、「地域活動」（25.0%）、「育児、しつけ」（20.6%）、「介護」（19.4%）と続いている。

一方、男性も「家事」と「地域活動」と、女性と同じ項目が高い割合となっているが、それらの割合は女性に比べて低くなっている。男性では「家計を支える」が三番目に高い割合となっているのも特徴。このように、女性と男性では家庭内の仕事に対する配偶者への満足、不満足度に大きな差があり、共働き世帯が増加する中、男性の家庭内の仕事への参加が大きな課題であることがうかがえる。

「家事」が前回調査と比べ 9.9 ポイント増、前々回調査と比べて 18.8 ポイント増加している。



<配偶者に「もっとしてほしい」と思うこと [全体] (前回、前々回調査比較) >



(4) 配偶者と意見が食い違った場合について

問6

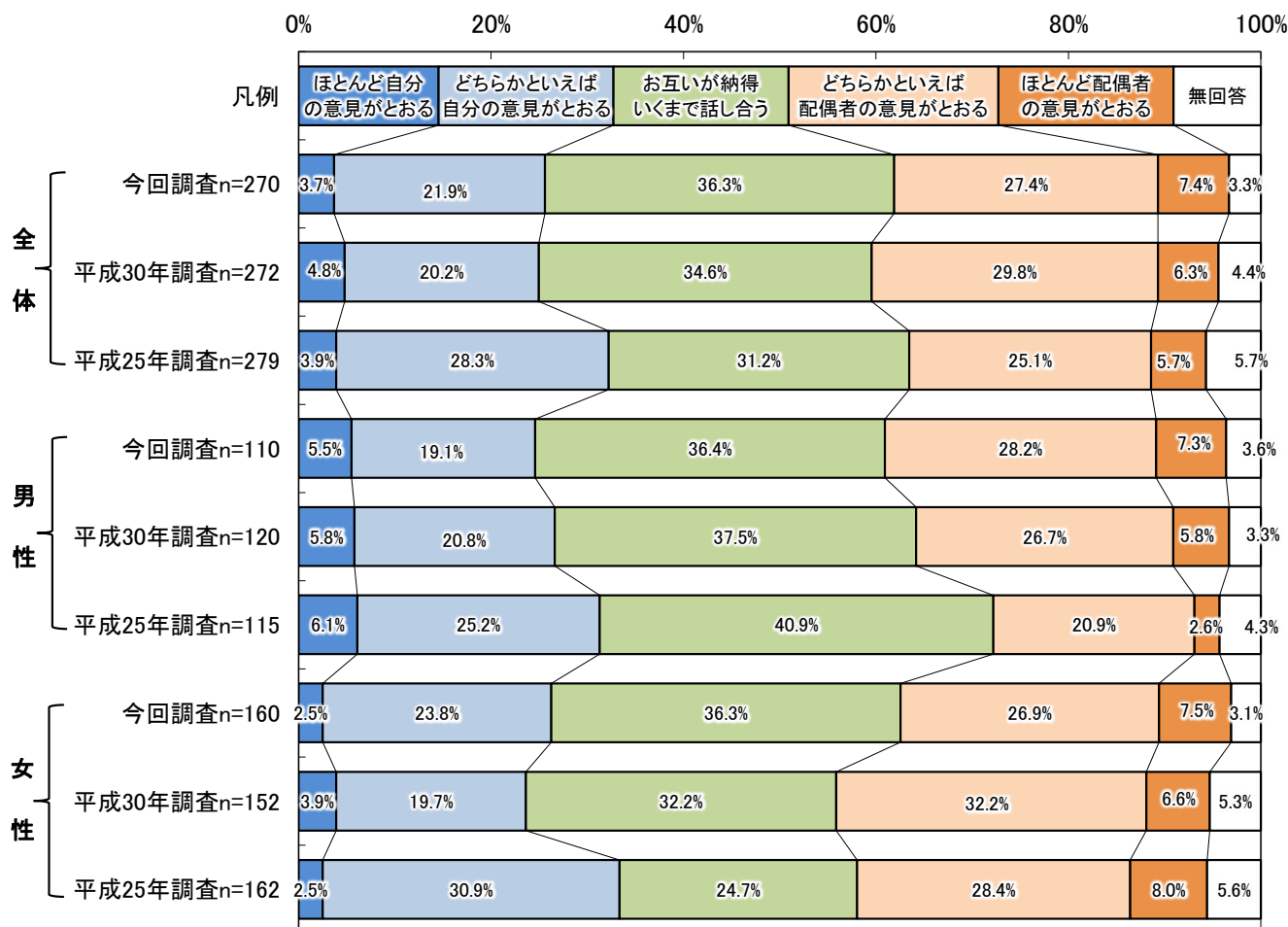
あなたと配偶者の意見が食い違った場合、どのようになることが多いですか。
※現在、配偶者がいる人を対象（単一回答）

- ✓ 「どちらかといえば配偶者の意見がとおる」または「ほとんど配偶者の意見がとおる」と回答しているのは、女性が34.4%、男性が35.5%で、大きな差は認められない
- ✓ 前回調査と比べて、女性では「お互いが納得いくまで話し合う」が割合が増加し、「どちらかといえば配偶者の意見がとおる」が減少している。

「どちらかといえば配偶者の意見がとおる」または「ほとんど配偶者の意見がとおる」と回答しているのは、女性が34.4%、男性が35.5%で、大きな差は認められない。

性別にみると、男女ともに『自分の意見がとおる』という回答は2割台となっている。前回調査と比べて男性では大きな差は認められないが、女性では「お互いが納得いくまで話し合う」が割合が増加し、「どちらかといえば配偶者の意見がとおる」が減少している。

<配偶者と意見が違う場合にどうなるか [全体、性別] (前回、前々回調査比較) >



(5) 結婚について

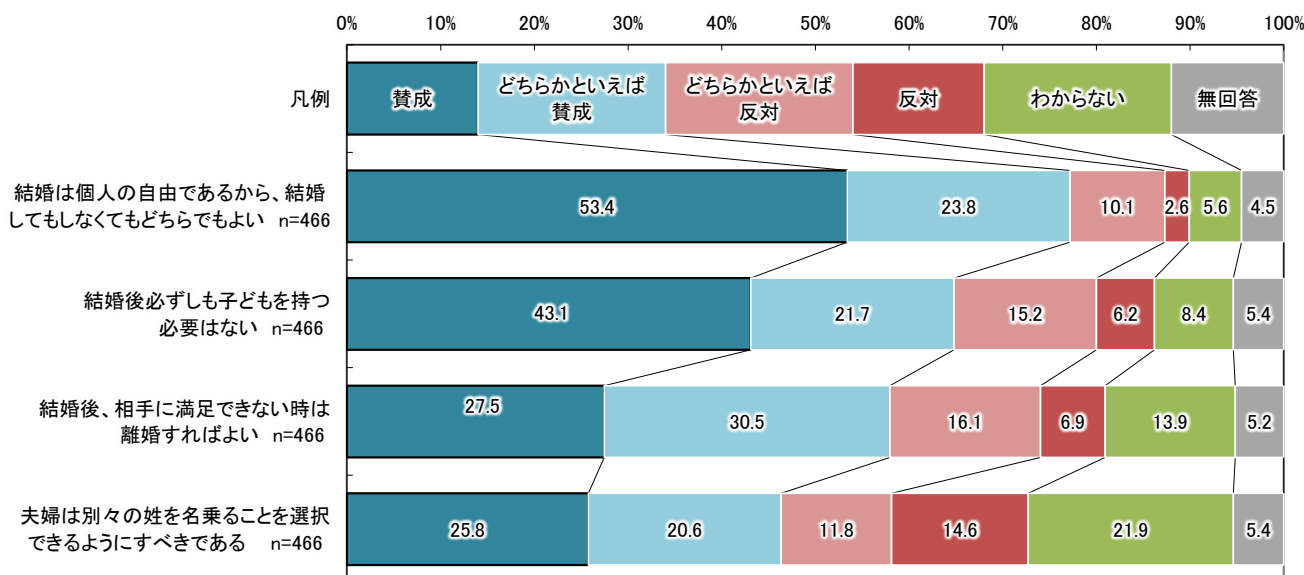
問7 あなたは結婚について、どのような考えをお持ちですか。(単一回答)

- ✓ 「(1) 結婚は本人の意思」に対しては全体の7割が賛成と回答し、男性に比べ女性の回答の割合が高くなっている。
- ✓ 「(2) 結婚後は必ずしも子どもを持つ必要はない」、「(3) 結婚後、相手に満足できない時は離婚すればよい」、「(4) 夫婦は別々の姓を名乗ることを選択できるようにすべきである」の考えに対しては、前回調査と比べ賛成が10ポイント以上増加しており、賛成が多数派となっている。

「(1) 結婚は個人の自由であるから、してもしなくてもどちらでもよい」という考えに対して、「賛成」、「どちらかといえば賛成」という回答の合計は全体の77.2%を占め、「どちらかといえば反対」、「反対」という回答の合計(12.7%)を大きく上回っている。また、この考えに対しては男性に比べ女性の賛成割合が高く、前回調査と比べると、男女とも賛成の割合が増加しており、結婚は個人の自由という考え方が年々滲透してきていることがうかがえる。

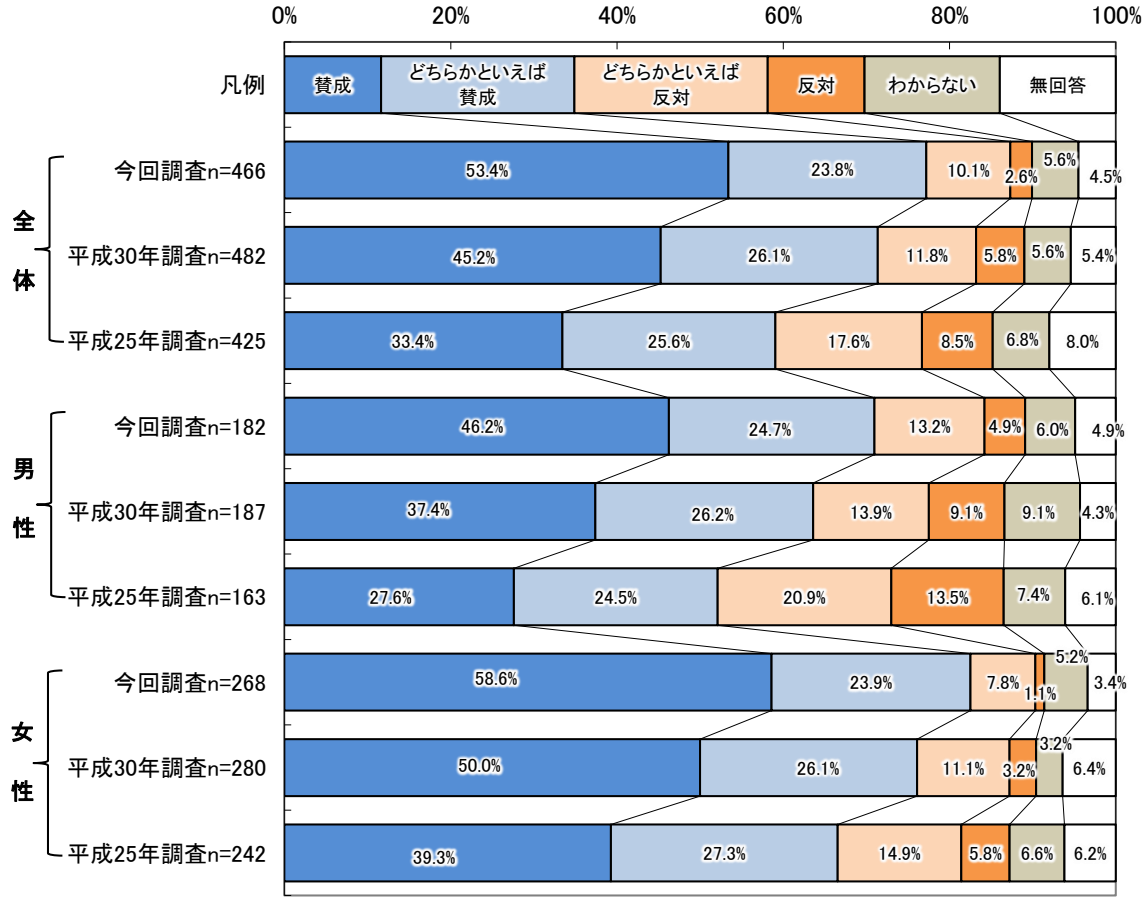
「(2) 結婚後は必ずしも子どもを持つ必要はない」、「(3) 結婚後、相手に満足できない時は離婚すればよい」、「(4) 夫婦は別々の姓を名乗ることを選択できるようにすべきである」の考えに対しては、前回調査と比べ賛成が10ポイント以上増加しており、いずれの考え方も男性よりも女性の賛成割合が高くなっている。

<結婚について [全体]>

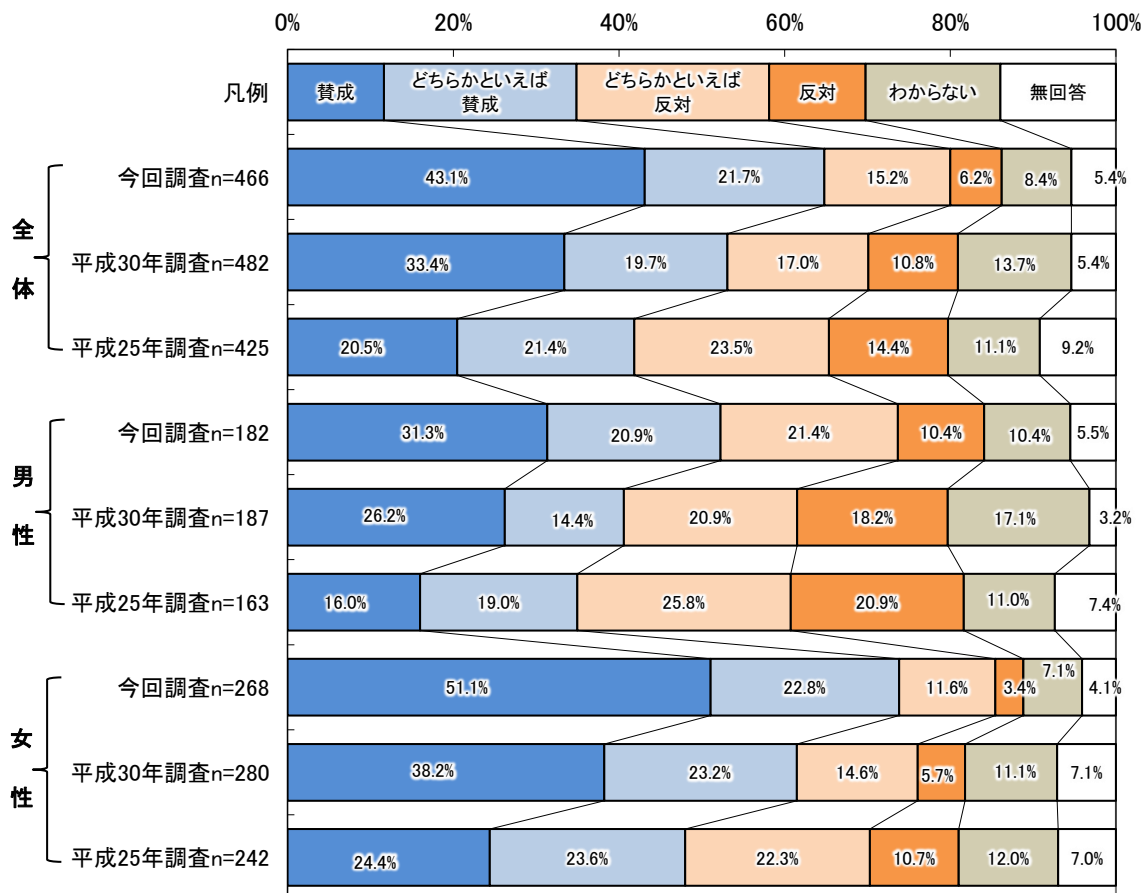


<結婚について [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 1 >

(1) 結婚は個人の自由であるから、結婚はしてもしなくてもどちらでもよい

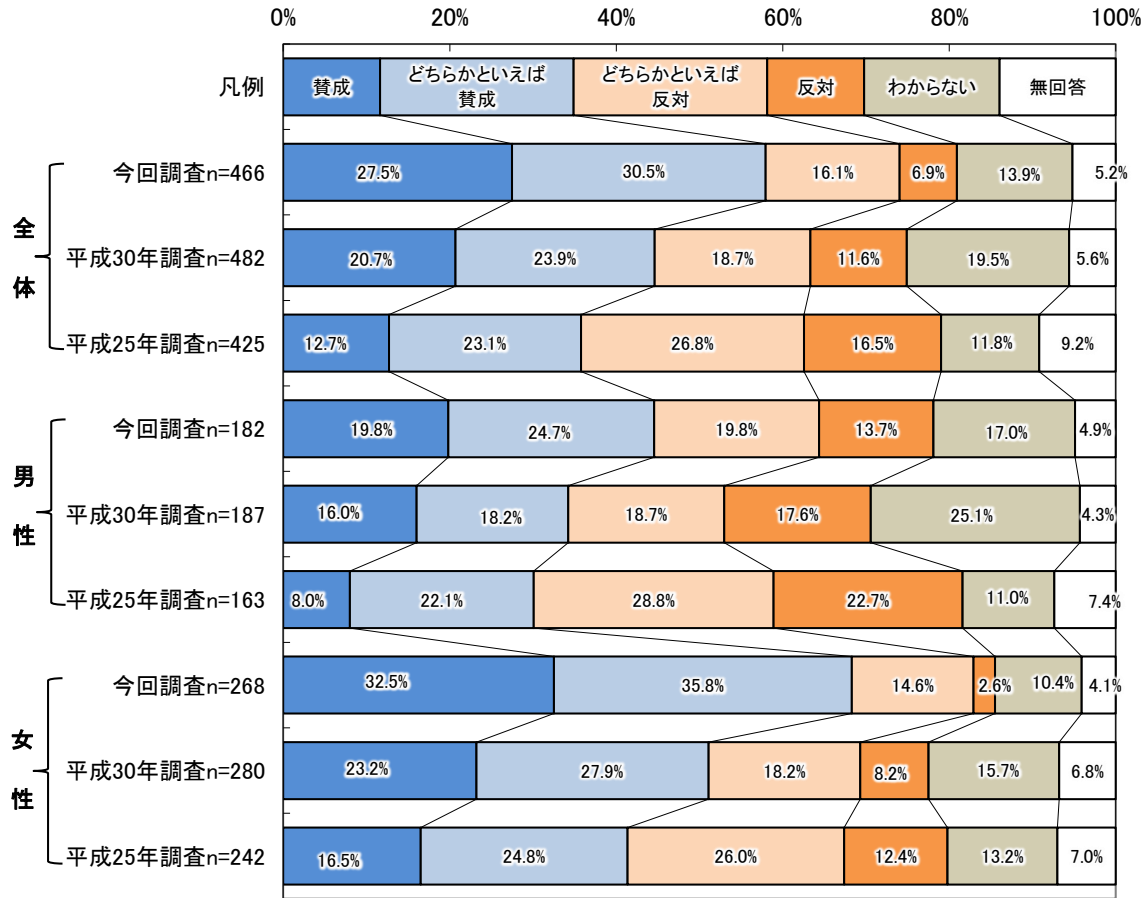


(2) 結婚後必ずしも子どもを持つ必要はない

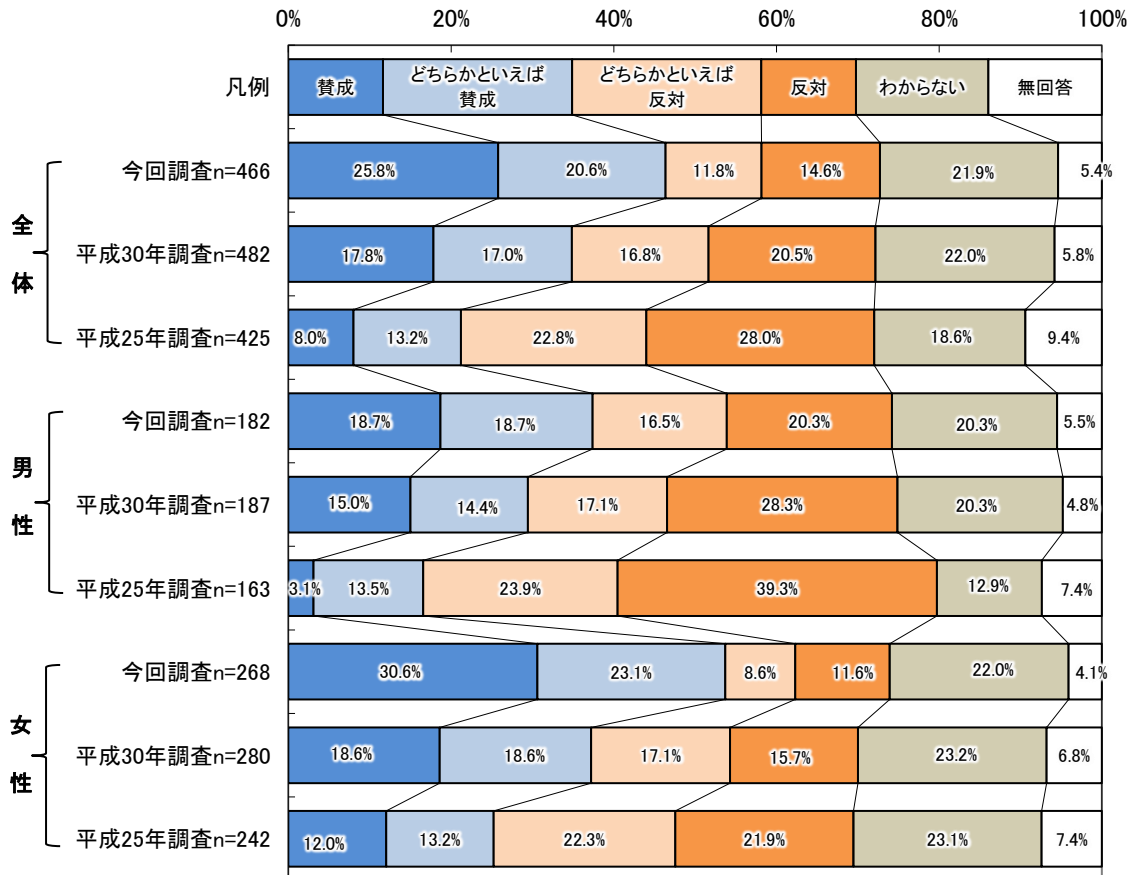


<結婚について [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 2 >

(3) 結婚後、相手に満足できない時は離婚すればよい



(4) 夫婦は別々の姓を名乗ること(夫婦別姓)を選択できるようにすべきである



4. 介護における男女参画について

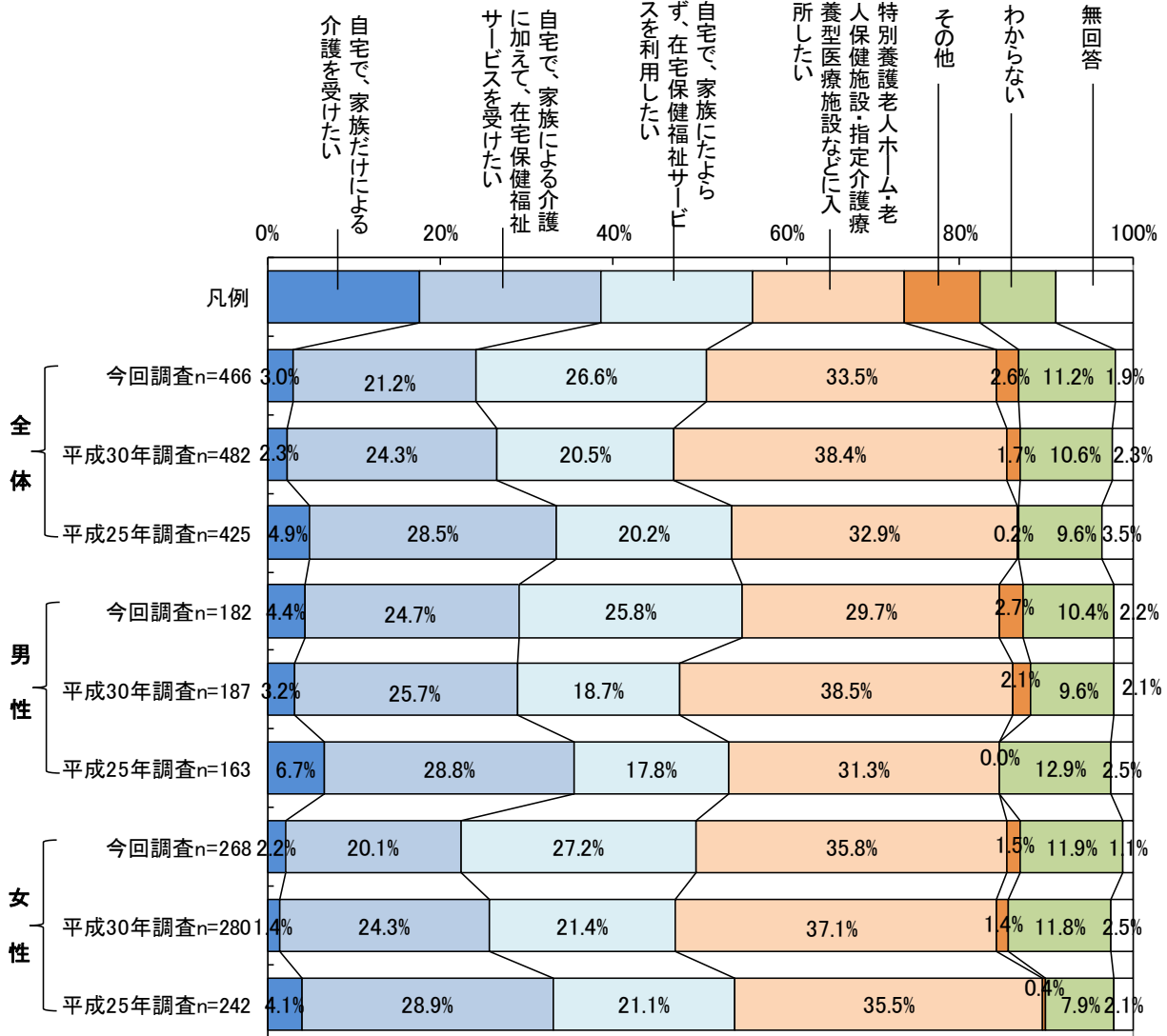
(1) 介護を受けたい場所

問8 今後、介護が必要になった場合、あなたはどこで介護を受けたいと思いますか。(単一回答)

- ✓ 特別養護老人ホームや老人保健施設などへの入所を希望するという回答が最も高くなっているが、前回調査と比べ男女ともにその割合は減少し、自宅で家族にたよらない在宅サービスの割合が増加している。

全体で見ると、「特別養護老人ホーム・老人保健施設などに入所したい」(33.5%)が最も高く、以下、「自宅で、家族にたよらず、在宅保健福祉サービスを利用したい」(26.6%)、「自宅で、家族による介護に加えて、在宅保健福祉サービスを受けたい」(21.2%)と続いている。前回調査と比べると、「施設に入所したい」と「自宅で家族介護と在宅サービス」の割合が減少し、「自宅で家族にたよらず在宅サービス」の割合が増加している。性別にみると、男女ともに前回調査に比べ、施設入所希望が減少し、自宅で家族にたよらず在宅サービスの割合が増加している。

<介護を受けたい場所 [全体、性別] (前回、前々回調査比較) >



<介護を受けたい場所〔年齢別〕>

		合計	自宅で、 家族だけ による介 護を受け たい	自宅に 家族によ る介護に 加えて、 在宅保 険による 介護に	自宅に 家族によ る介護に 加えて、 在宅保 険による 介護に	在宅保 険によ る介護 に	特別養 護老人 ホーム ・老人 福祉サ ービス 施設等 に	その他	わから ない	無回 答
全体	今回調査	466	3.0%	21.2%	26.6%	33.5%	2.6%	11.2%	1.9%	
	平成30年調査	482	2.3%	24.3%	20.5%	38.4%	1.7%	10.6%	2.3%	
	平成25年調査	425	4.9%	28.5%	20.2%	32.9%	0.2%	9.6%	3.5%	
18～19歳	今回調査	6	16.7%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	
	平成30年調査	8	0.0%	37.5%	0.0%	25.0%	0.0%	37.5%	0.0%	
	平成25年調査	8	12.5%	25.0%	50.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
20～29歳	今回調査	29	3.4%	24.1%	34.5%	31.0%	0.0%	6.9%	0.0%	
	平成30年調査	45	2.2%	22.2%	17.8%	35.6%	2.2%	20.0%	0.0%	
	平成25年調査	36	11.1%	27.8%	25.0%	25.0%	0.0%	11.1%	0.0%	
30～39歳	今回調査	73	1.4%	15.1%	32.9%	27.4%	8.2%	12.3%	2.7%	
	平成30年調査	57	5.3%	28.1%	19.3%	35.1%	0.0%	8.8%	3.5%	
	平成25年調査	53	3.8%	28.3%	20.8%	37.7%	0.0%	9.4%	0.0%	
40～49歳	今回調査	71	5.6%	15.5%	25.4%	36.6%	0.0%	15.5%	1.4%	
	平成30年調査	77	0.0%	23.4%	19.5%	39.0%	2.6%	15.6%	0.0%	
	平成25年調査	54	3.7%	31.5%	16.7%	33.3%	1.9%	9.3%	3.7%	
50～59歳	今回調査	100	3.0%	23.0%	28.0%	31.0%	2.0%	10.0%	3.0%	
	平成30年調査	78	0.0%	17.9%	24.4%	48.7%	0.0%	7.7%	1.3%	
	平成25年調査	78	3.8%	32.1%	19.2%	30.8%	0.0%	10.3%	3.8%	
60～69歳	今回調査	78	2.6%	29.5%	24.4%	33.3%	2.6%	7.7%	0.0%	
	平成30年調査	99	3.0%	26.3%	23.2%	29.3%	3.0%	11.1%	4.0%	
	平成25年調査	104	1.9%	28.8%	18.3%	41.3%	0.0%	9.6%	0.0%	
70歳以上	今回調査	94	2.1%	24.5%	22.3%	38.3%	1.1%	10.6%	1.1%	
	平成30年調査	103	2.9%	28.2%	18.4%	39.8%	1.9%	4.9%	3.9%	
	平成25年調査	73	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 主に世話をしてほしい人

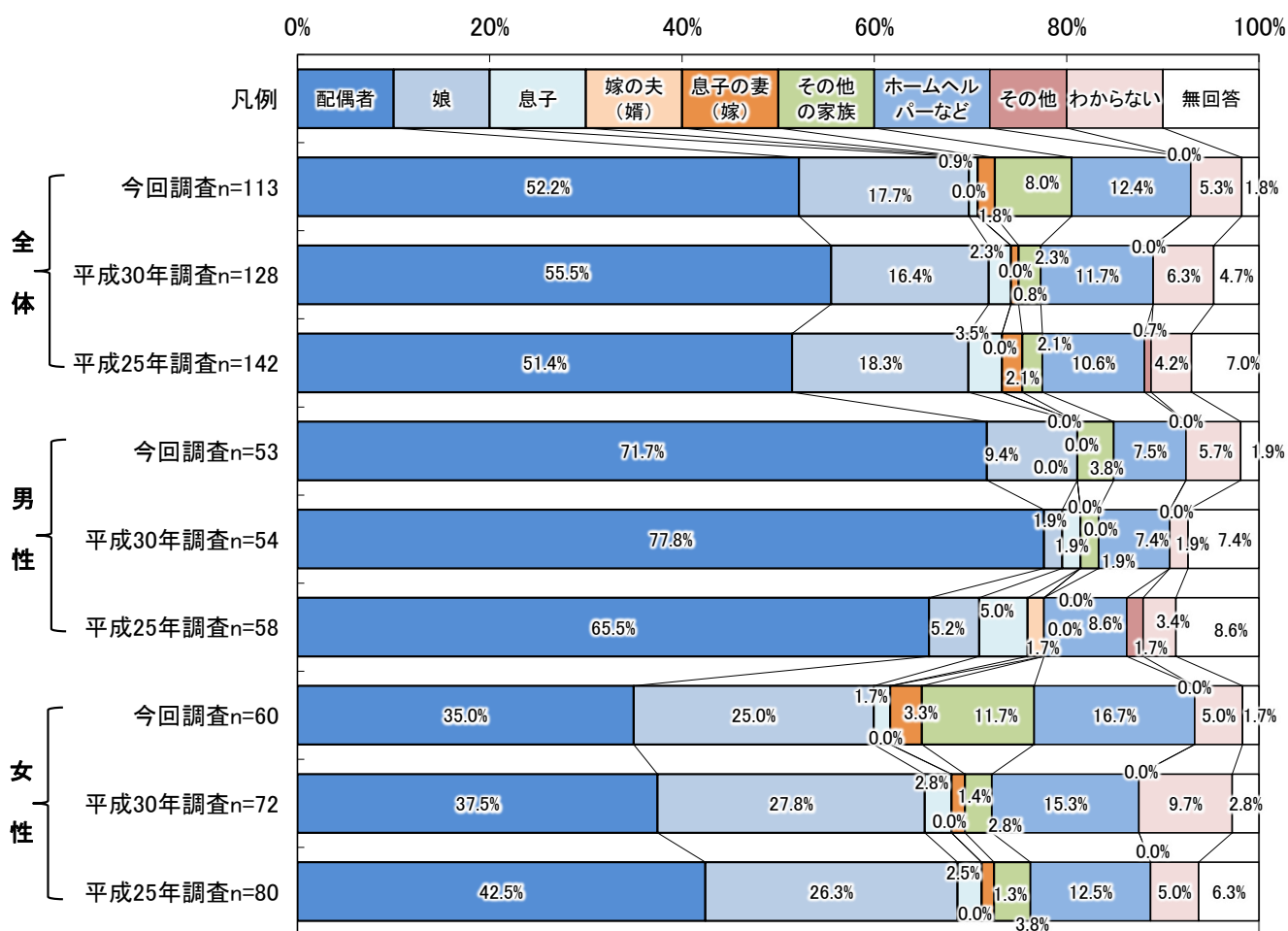
問8-1 主に誰に世話をしてもらいたいですか。
 ※問8で1、2「自宅で介護してほしい」と答えた人を対象（単一回答）

- ✓ 全体では「配偶者」に世話をしてもらいたいという人の割合が高く半数を占めているが、女性で「配偶者」を選んだ人は35.0%と低く、その分「娘」の割合（25.0%）が高くなっている。
- ✓ 前回調査と比べると、女性では「その他の家族」がやや増加し、男性では「娘」が増加している。

全体でみると、「配偶者」に世話をしてもらいたいという回答が半数（52.2%）を占め、以下、「娘」（17.7%）、「ホームヘルパーなど」（12.4%）と続いている。前回調査と比べると、今回は「その他の家族」の割合がやや増加している。

性別でみると、男性の71.7%が「配偶者」に世話をしてもらいたいと回答しているが、女性で「配偶者」を選んだ人は35.0%と低く、その分「娘」の割合（25.0%）が高い。前回調査と比べると、女性では「その他の家族」がやや増加し、男性では「娘」が増加している。

<主に世話をしてもらいたい人 [全体、性別] (前回、前々回調査比較) >



(3) 介護に関する問題についての考え

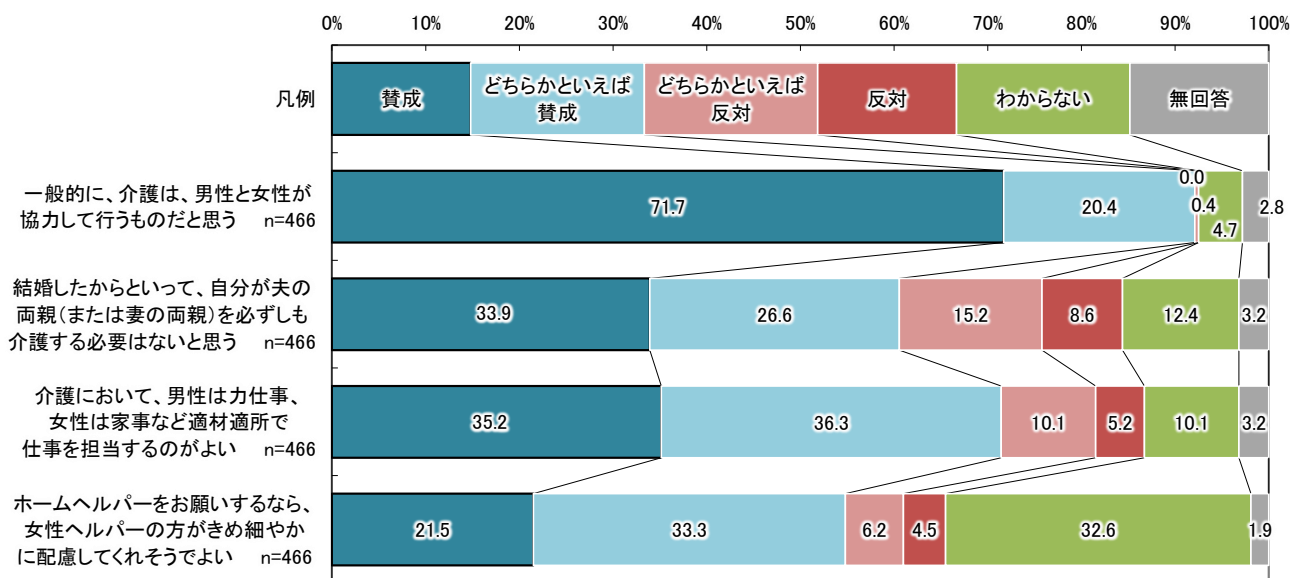
問9 あなたは、介護についてどのような考えをお持ちですか。(単一回答)

- ✓ 「(1) 介護は、男性と女性が協力して行うもの」、「(3) 男性は力仕事、女性は家事など適材適所で仕事を担当」という考えについては、多くの人が賛成と回答している。
- ✓ 「(2) 自分が夫の両親(または妻の両親)を介護する必要はない」については、賛成は男性の54.9%に対し女性は65.2%と高くなっているが、前回調査と比べ男性は賛成が20.1ポイント増加している。
- ✓ 「(4) 女性ヘルパーの方がきめ細やかに配慮してくれる」について賛成という回答は、女性より男性がやや低く、特に男性は前回調査と比べて15.2ポイント減少している。

全体で見ると、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた回答は、「(1) 一般的に、介護は、男性と女性が協力して行うものだと思う」という考えで最も高く92.1%を占め、次いで、「(3) 介護において、男性は力仕事、女性は家事など適材適所で仕事を担当するのがよい」について(71.5%)となっている。男女ともに、親の介護は夫婦が役割分担し、協力して行うという意識が強いといえるが、「(2) 結婚したからといって、自分が夫の両親(または妻の両親)を介護する必要はないと思う」については、賛成は男性の54.9%に対し女性は65.2%と高くなっている。前回調査と比べ男女とも賛成の割合は増加しており、特に男性では20.1ポイント増加している。

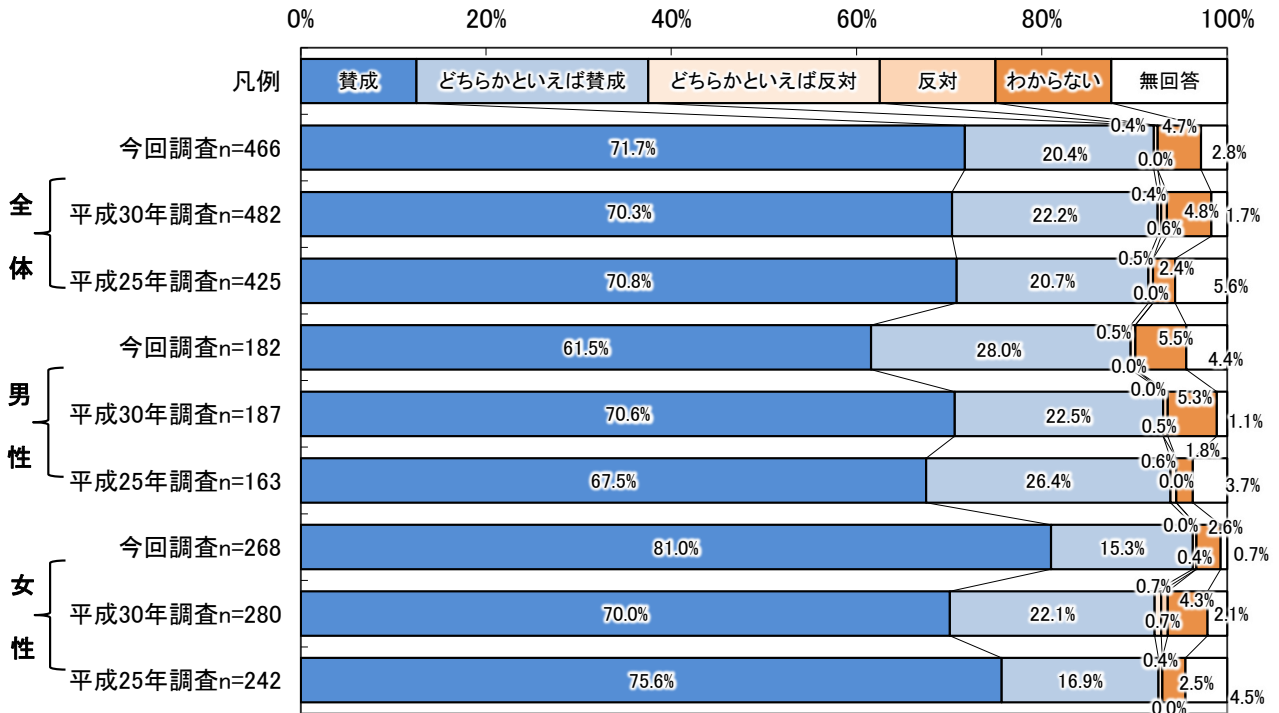
「(4) ホームヘルパーをお願いするなら、女性ヘルパーの方がきめ細やかに配慮してくれる」について賛成という回答は、女性に比べて男性の方が低く、特に男性は前回調査と比べて15.2ポイント減少している。

<介護に関する問題についての考え [全体] >

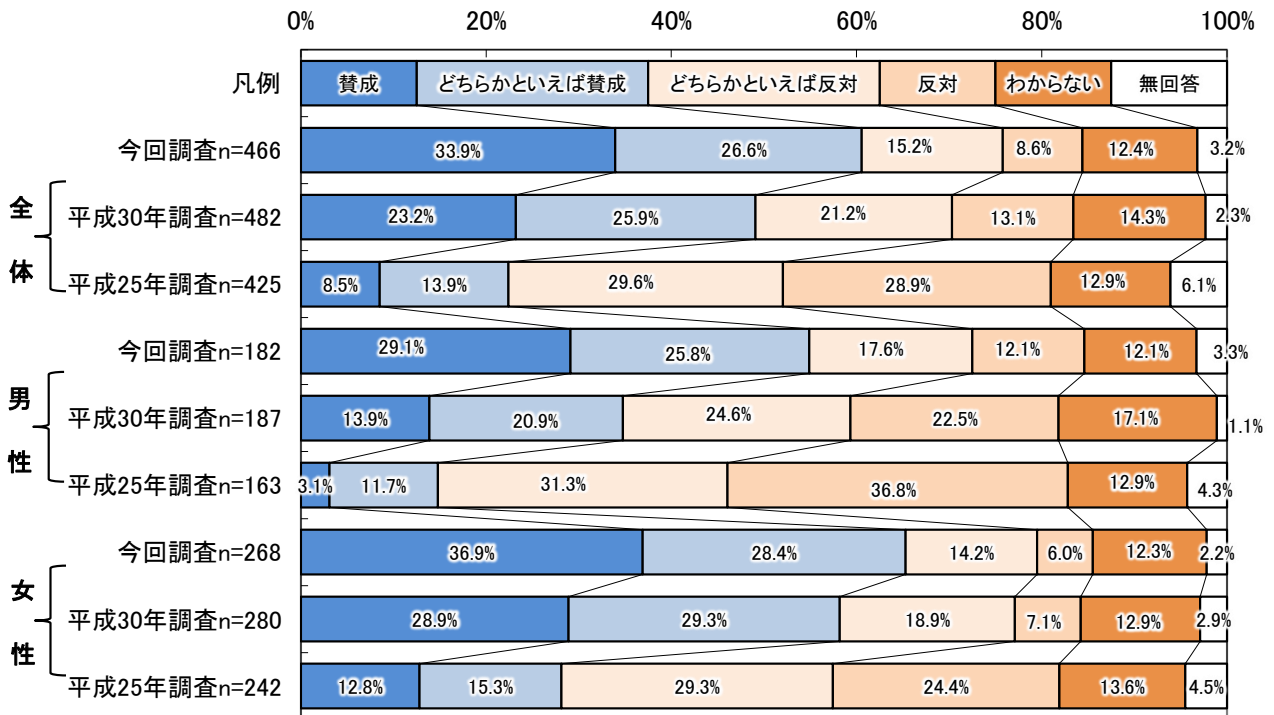


<介護に関する問題についての考え [全体、性別] (前回調査比較) - 1 >

(1) 一般的に、介護は、男性と女性が協力して行うものだと思う

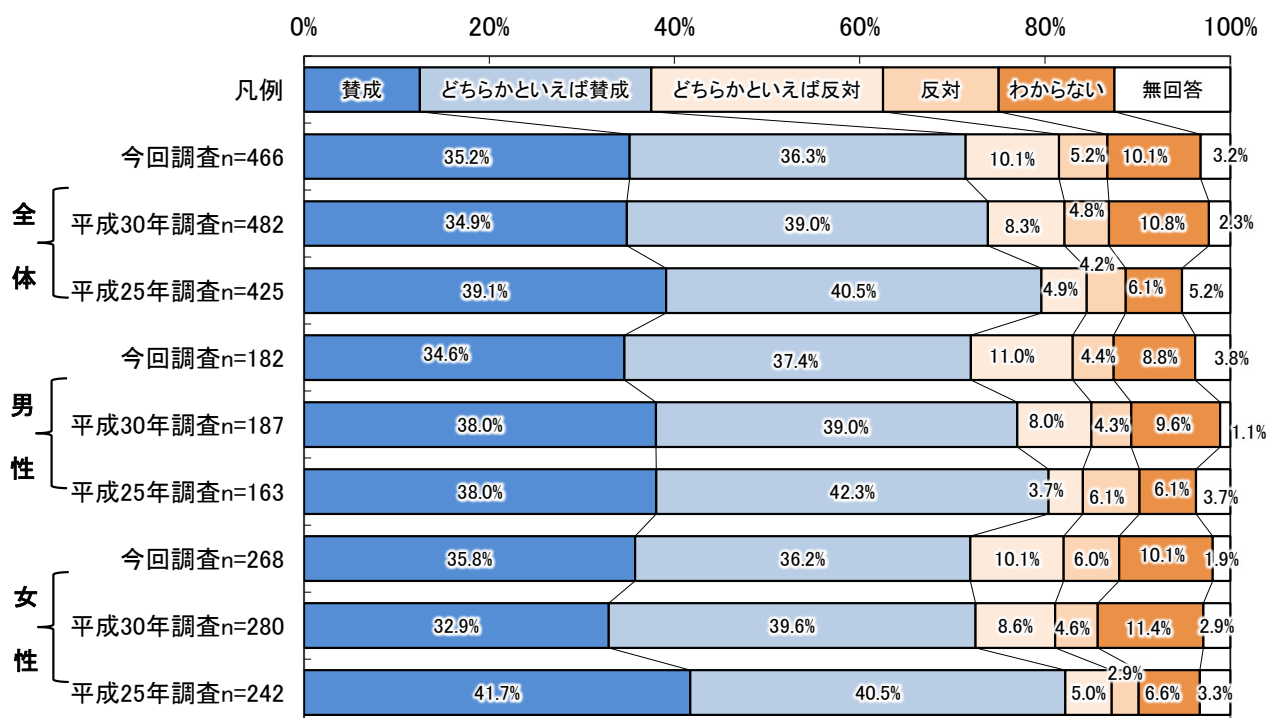


(2) 結婚したからといって、自分が夫の両親(または妻の両親)を介護する必要はないと思う

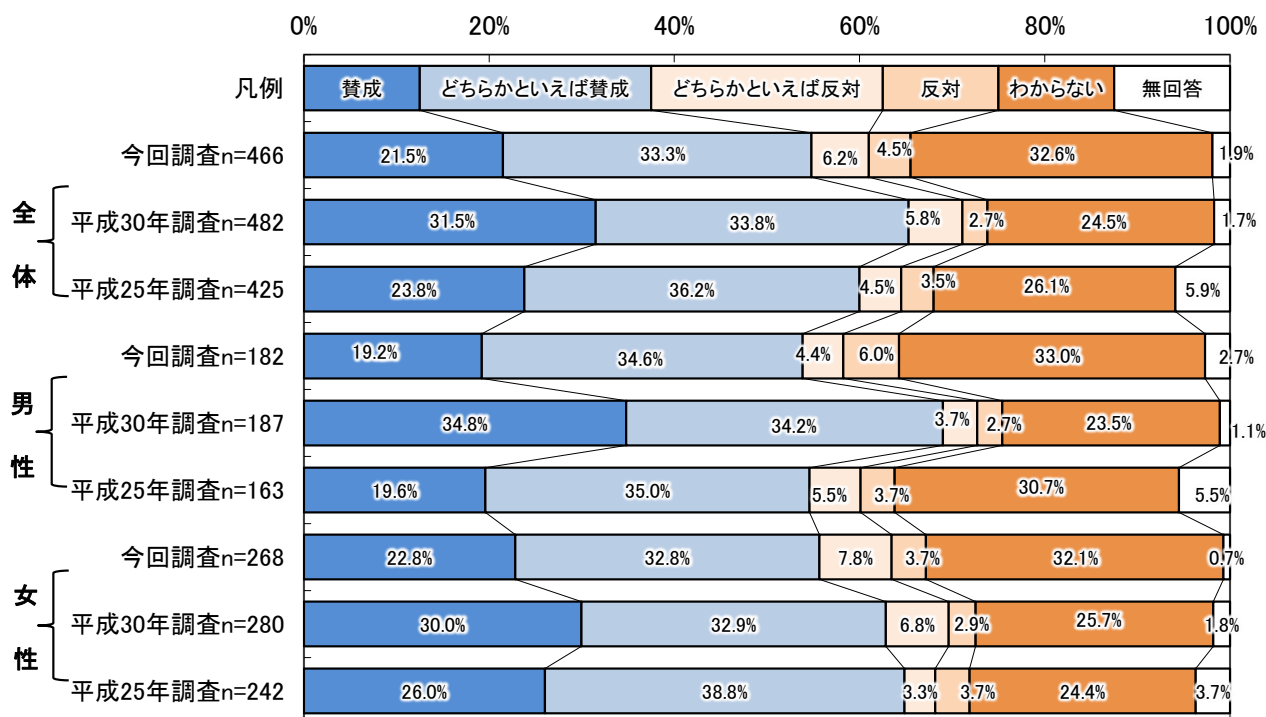


<介護に関する問題についての考え [全体、性別] (前回調査比較) - 2 >

(3) 介護において、男性は力仕事、女性は家事など適材適所で仕事を担当するのがよい



(4) ホームヘルパーをお願いするなら、女性ヘルパーの方がきめ細やかに配慮してくれる



5. 防災対策における男女参画について

(1) 避難所における民間および行政の支援

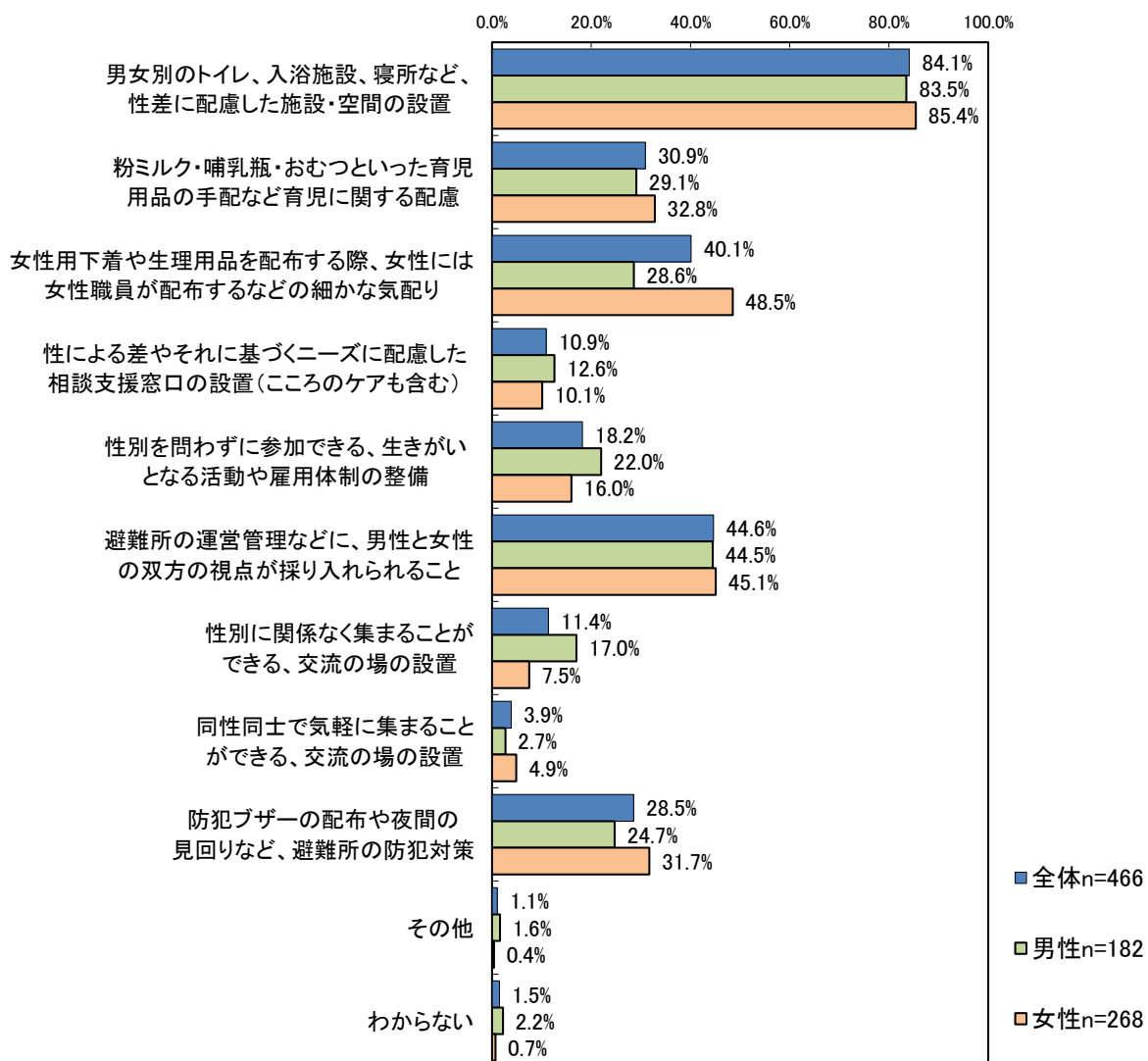
問 10 災害時の緊急避難所において、男女共同参画の視点から望ましいと思われる民間および行政の支援は何ですか。(〇は3つまで)

- ✓ 「男女別のトイレ、入浴施設、寝所など、性差に配慮した施設・空間の設置」という回答の割合が、男女ともに約8割と圧倒的に高くなっている。

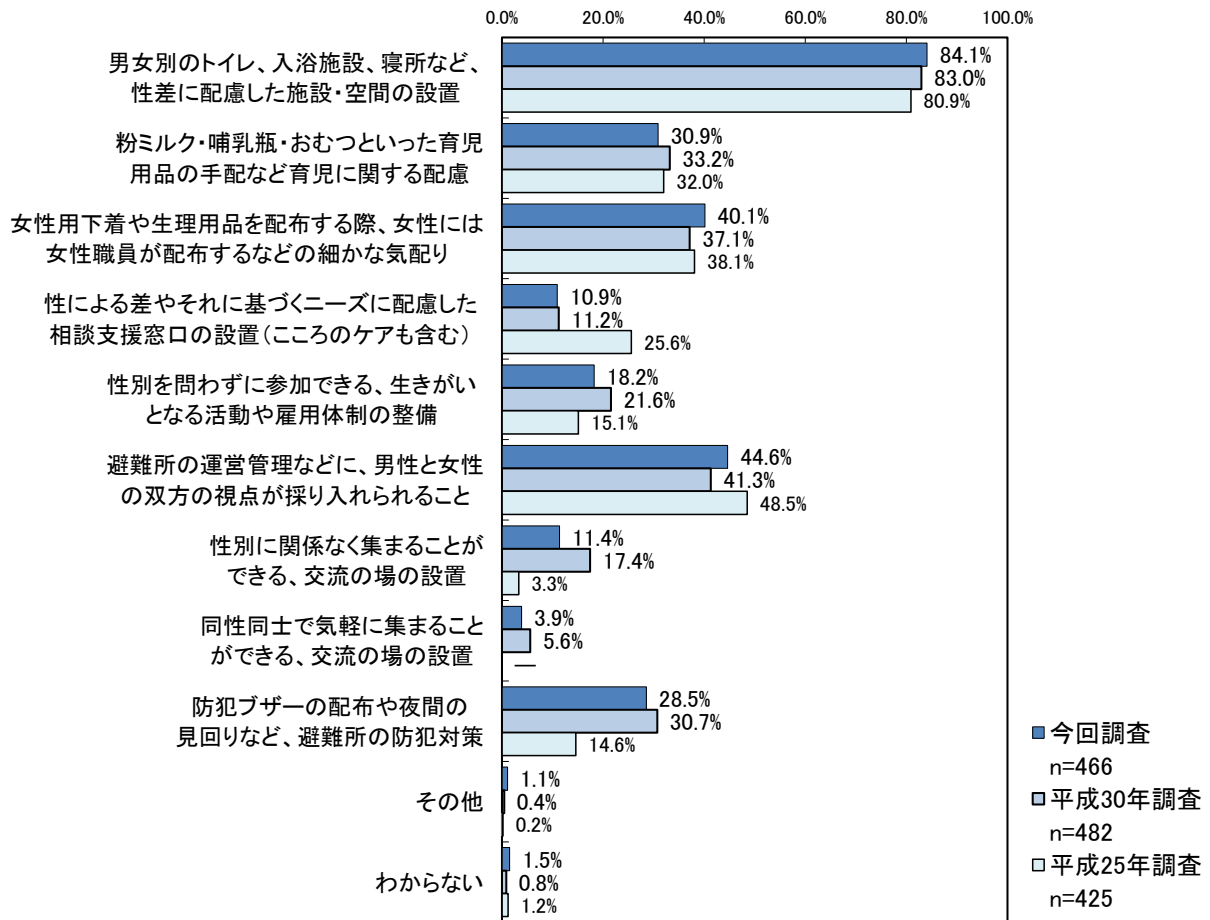
全体でみると、「男女別のトイレ、入浴施設、寝所など、性差に配慮した施設・空間の設置」(84.1%)が最も高く、次いで、「避難所の運営管理などに、男性と女性の双方の視点が採り入れられること」(44.6%)、「女性用下着や生理用品を配布する際、女性には女性職員が配布するなどの気配り」(40.1%)となっている。

性別にみると、「女性用下着や生理用品を配布する際、女性には女性職員が配布するなどの気配り」については、男性に比べ女性の回答率が1.6倍高くなっており、男女間の感覚の違いがみられる。また、前回調査と比較すると、「性別に関係なく集まることができる、交流の場の設置」の割合が減少している。

< 避難所での望ましい民間および行政の支援 [全体、性別] >



<避難所での望ましい民間および行政の支援 [全体] (前回調査比較) >



※平成 25 年調査には「同性同士で気軽に集まることができる、交流の場の設置」の選択はない

<避難所での望ましい民間および行政の支援【年齢別】（前回調査比較）>

		合計	空間 間の 設置	男女 別の トイレ、 入浴 施設、 寝	に い つ た 育 乳 瓶 ・ お む つ と	粉 ミ ル ク ・ 哺 乳 の 手 配 り	する 際 の 細 か な 気 配 り	女性 用 下 着 や 生 理 用 品 が 配 布 す	置 （ こ こ ろ の ケ ア も 含 む ）	性 に よ る 差 や そ れ に 基 づ く 二 設 け	整 備	性 別 を 問 わ ず に 参 加 で き る 、 生 活 上 の 支 援	ら れ る こ と	避 難 所 の 運 営 管 理 な ど に 、 男 性	き る 、 交 流 の 場 の 設 置	性 別 に 関 係 な く 集 ま る こ と が で き る 、 交 流 の 場 の 設 置	同 性 同 士 で 気 軽 に 集 ま る こ と が で き る 、 交 流 の 場 の 設 置	防 犯 ブ ザ ー の 配 布 や 夜 間 の 見 回 り な ど 、 避 難 所 の 防 犯 対 策	そ の 他	わ か ら な い
全体	今回値調査	466	84.1%	30.9%	40.1%	10.9%	18.2%	44.6%	11.4%	3.9%	28.5%	1.1%	1.5%							
	平成30年調査	482	83.0%	33.2%	37.1%	11.2%	21.6%	41.3%	17.4%	5.6%	30.7%	0.4%	0.8%							
	平成25年調査	425	80.9%	32.0%	38.1%	25.6%	15.1%	48.5%	3.3%	—	14.6%	0.2%	1.2%							
18～19歳	今回値調査	6	50%	50%	33%	17%	17%	33%	17%	0%	17%	0%	17%							
	平成30年調査	8	87.5%	37.5%	37.5%	0.0%	0.0%	25.0%	12.5%	0.0%	62.5%	0.0%	12.5%							
	平成25年調査	8	75.0%	25.0%	37.5%	25.0%	25.0%	25.0%	12.5%	—	62.5%	0.0%	0.0%							
20～29歳	今回値調査	73	83.6%	37.0%	50.7%	9.6%	8.2%	42.5%	11.0%	0.0%	34.2%	0.0%	2.7%							
	平成30年調査	29	72.4%	51.7%	48.3%	6.9%	27.6%	24.1%	24.1%	3.4%	31.0%	0.0%	0.0%							
	平成25年調査	36	86.1%	61.1%	58.3%	13.9%	19.4%	30.6%	2.8%	—	19.4%	0.0%	0.0%							
30～39歳	今回値調査	73	83.6%	37.0%	50.7%	9.6%	8.2%	42.5%	11.0%	0.0%	34.2%	0.0%	2.7%							
	平成30年調査	57	82.5%	54.4%	45.6%	7.0%	12.3%	40.4%	8.8%	7.0%	35.1%	0.0%	0.0%							
	平成25年調査	53	86.8%	62.3%	41.5%	13.2%	17.0%	24.5%	7.5%	—	7.5%	0.0%	1.9%							
40～49歳	今回値調査	71	83.1%	39.4%	46.5%	8.5%	15.5%	40.8%	5.6%	5.6%	35.2%	1.4%	1.4%							
	平成30年調査	77	87.0%	48.1%	54.5%	10.4%	13.0%	32.5%	13.0%	2.6%	32.5%	1.3%	0.0%							
	平成25年調査	54	81.5%	29.6%	46.3%	22.2%	9.3%	50.0%	1.9%	—	13.0%	1.9%	1.9%							
50～59歳	今回値調査	100	90.0%	31.0%	46.0%	10.0%	17.0%	42.0%	4.0%	3.0%	28.0%	1.0%	0.0%							
	平成30年調査	78	85.9%	32.1%	33.3%	11.5%	19.2%	41.0%	16.7%	5.1%	34.6%	1.3%	1.3%							
	平成25年調査	78	80.8%	24.4%	37.2%	29.5%	9.0%	61.5%	1.3%	—	11.5%	0.0%	2.6%							
60～69歳	今回値調査	78	80.8%	20.5%	30.8%	10.3%	33.3%	52.6%	11.5%	3.8%	19.2%	1.3%	2.6%							
	平成30年調査	99	81.8%	23.2%	30.3%	13.1%	32.3%	45.5%	24.2%	5.1%	23.2%	0.0%	1.0%							
	平成25年調査	104	85.6%	24.0%	40.4%	36.5%	15.4%	53.8%	1.9%	—	8.7%	0.0%	1.0%							
70歳以上	今回値調査	94	89.4%	22.3%	28.7%	17.0%	16.0%	52.1%	20.2%	7.4%	27.7%	1.1%	0.0%							
	平成30年調査	103	81.6%	10.7%	29.1%	11.7%	26.2%	47.6%	24.3%	10.7%	26.2%	0.0%	1.0%							
	平成25年調査	73	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							

(2) 防災に関するまちづくりについて

問 11

男女共同参画の視点から防災に関するまちづくりを地域で行う場合、あなたが最も重要だと思うことは何ですか。(単一回答)

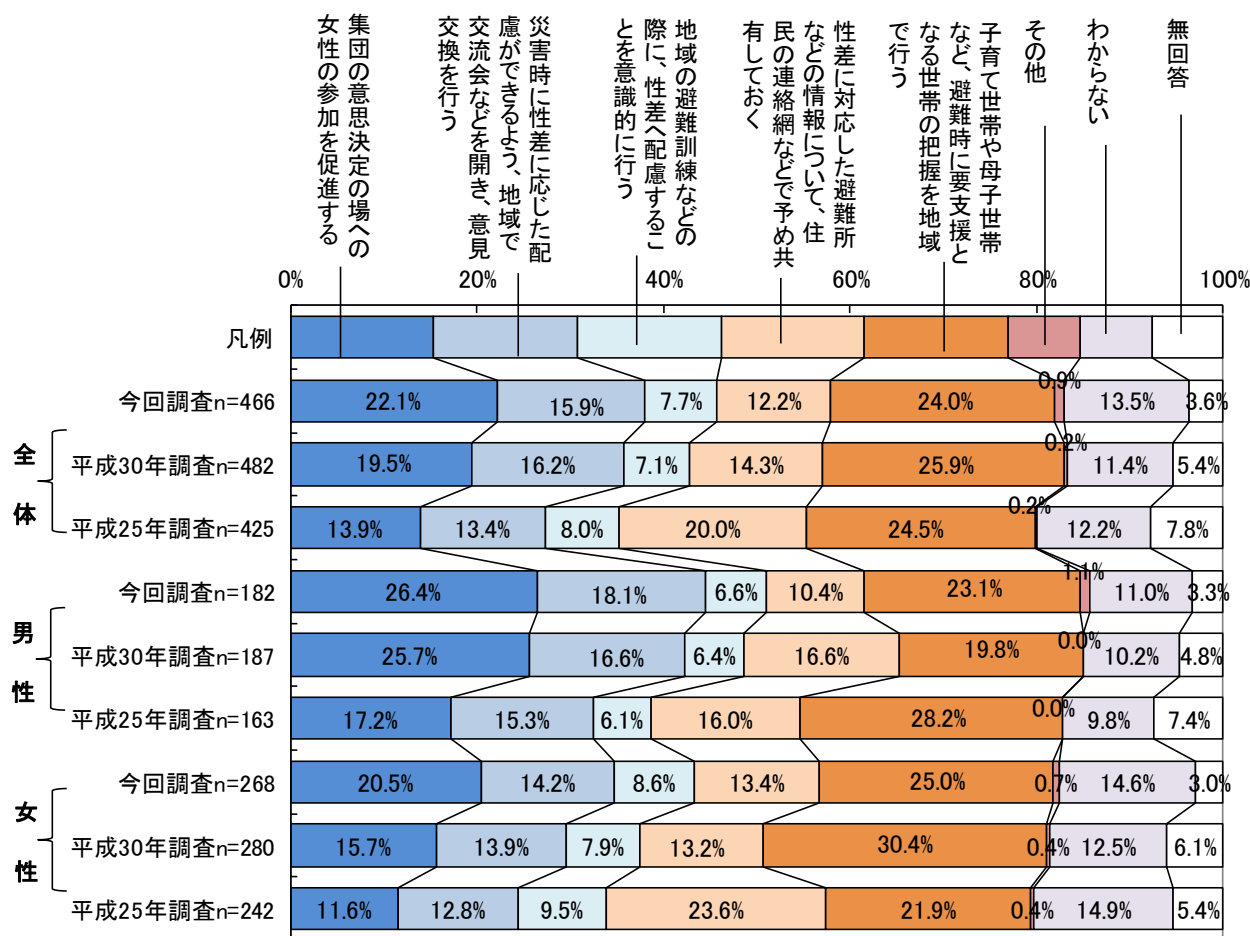
- ✓ 子育て世帯や母子世帯の把握や集団の意思決定の場への女性の参加が多くなっている。
- ✓ 子育て世帯や母子世帯など、避難時に要支援となる世帯の把握については、特に 30 歳代で割合が高くなっている。

全体でみると、「子育て世帯や母子世帯など、避難時に要支援となる世帯の把握を地域で行う」(24.0%) が最も高く、次いで、「集団の意志決定の場への女性の参加促進」(22.1%) となっている。

「子育て世帯や母子世帯など、避難時に要支援となる世帯の把握を地域で行う」では 30 歳代では 41.1% と高くなっている。

前回調査と比べると、「集団の意志決定の場への女性の参加促進」では女性の割合が増加している。

<防災に関するまちづくりを地域で行う場合に重要なこと [全体、性別] (前回調査比較) >



＜防災に関するまちづくりを地域で行う場合に重要なこと〔年齢別〕（前回調査比較）＞

		合計	の集 団の 参加 の意 思決 定の 場へ の女 性	どで 災害 時に 性差 に 応じ た配 慮が	に性 差の 配 慮す るこ とを 意識 的に	地域 の配 慮す るこ とを 意識 的に	情報 につ いて 共有 して おく	性差 に対 応し た避 難所 など の	把握 を地 域で 行う	子育 て世 帯や 母子 世帯 など の	その他	わ か ら な い	無 回 答
全体	今回調査	466	22.1%	15.9%	7.7%	12.2%	24.0%	0.9%	13.5%	3.6%			
	平成30年調査	482	19.5%	16.2%	7.1%	14.3%	25.9%	0.2%	11.4%	5.4%			
	平成25年調査	425	13.9%	13.4%	8.0%	20.0%	24.5%	0.2%	12.2%	7.8%			
18～19歳	今回調査	6	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	33.3%	0.0%			
	平成30年調査	8	37.5%	0.0%	12.5%	12.5%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%			
	平成25年調査	8	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%	37.5%	0.0%	25.0%	0.0%			
20～29歳	今回調査	29	27.6%	20.7%	10.3%	6.9%	20.7%	0.0%	13.8%	0.0%			
	平成30年調査	45	15.6%	20.0%	2.2%	11.1%	42.2%	0.0%	6.7%	2.2%			
	平成25年調査	36	13.9%	13.9%	2.8%	13.9%	41.7%	0.0%	11.1%	2.8%			
30～39歳	今回調査	73	8.2%	11.0%	5.5%	16.4%	41.1%	0.0%	15.1%	2.7%			
	平成30年調査	57	19.3%	8.8%	5.3%	10.5%	31.6%	0.0%	15.8%	8.8%			
	平成25年調査	53	5.7%	17.0%	7.5%	20.8%	22.6%	1.9%	18.9%	5.7%			
40～49歳	今回調査	71	19.7%	8.5%	8.5%	16.9%	31.0%	2.8%	8.5%	4.2%			
	平成30年調査	77	11.7%	10.4%	13.0%	13.0%	35.1%	1.3%	13.0%	2.6%			
	平成25年調査	54	14.8%	14.8%	7.4%	22.2%	16.7%	0.0%	18.5%	5.6%			
50～59歳	今回調査	100	27.0%	17.0%	4.0%	7.0%	20.0%	1.0%	20.0%	4.0%			
	平成30年調査	78	21.8%	20.5%	9.0%	14.1%	19.2%	0.0%	9.0%	6.4%			
	平成25年調査	78	14.1%	10.3%	14.1%	20.5%	17.9%	0.0%	15.4%	7.7%			
60～69歳	今回調査	78	30.8%	19.2%	7.7%	10.3%	19.2%	0.0%	10.3%	2.6%			
	平成30年調査	99	21.2%	12.1%	4.0%	19.2%	21.2%	0.0%	12.1%	10.1%			
	平成25年調査	104	15.4%	13.5%	7.7%	21.2%	26.0%	0.0%	10.6%	5.8%			
70歳以上	今回調査	94	24.5%	19.1%	12.8%	14.9%	13.8%	1.1%	10.6%	3.2%			
	平成30年調査	103	23.3%	19.4%	7.8%	15.5%	19.4%	0.0%	11.7%	2.9%			
	平成25年調査	73											

(3) 緊急避難所運営における男女の役割分担について

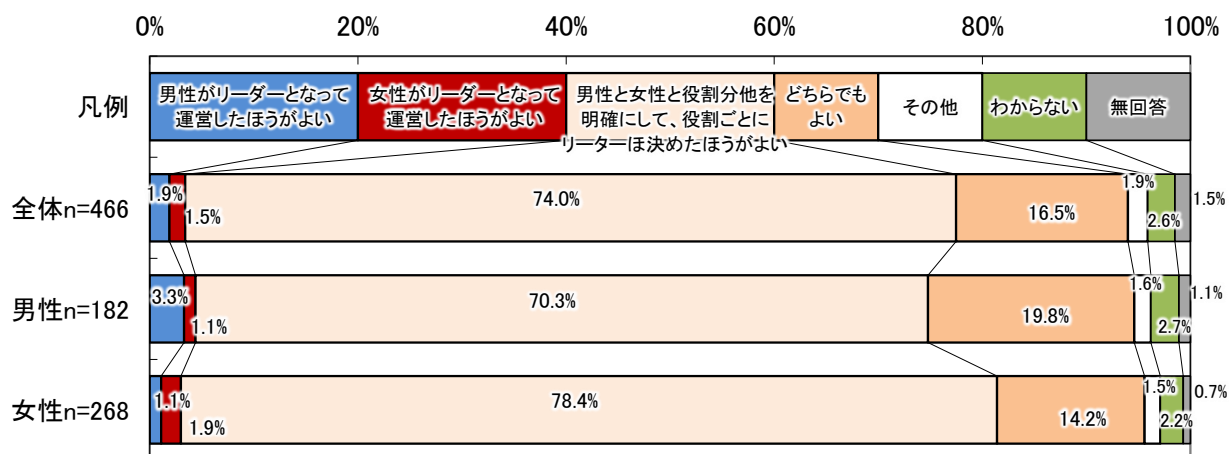
問 12 災害時の緊急避難所運営について、男女の役割分担はどうあるべきと思いますか。男女共（単一回答）

- ✓ 「男性と女性と役割分担を明確にして、役割ごとにリーダーを決めたほうがよい」が70%台を占めており、男性に比べて女性の割合が8.1ポイント高くなっている。

全体でみると、「男性と女性と役割分担を明確にして、役割ごとにリーダーを決めたほうがよい」（74.0%）が最も高く、次いで、「どちらでもよい」（16.5%）となっている。

「男性と女性と役割分担を明確にして、役割ごとにリーダーを決めたほうがよい」は、男性に比べて女性の割合が8.1ポイント高くなっている。

<緊急避難所運営における男女の役割分担について [全体、性別] >



6. 子どもの教育やしつけについて

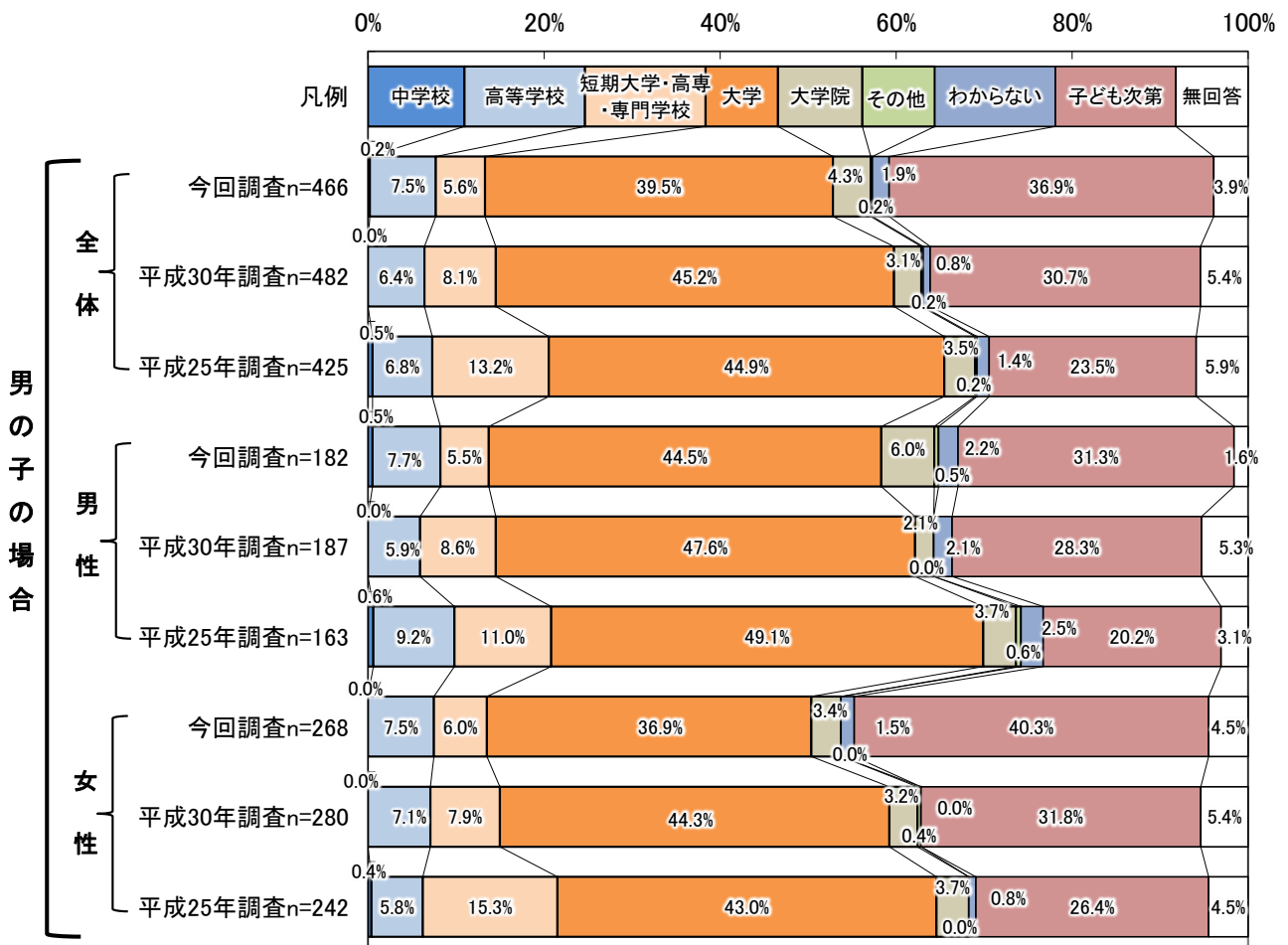
(1) 子どもの最終学歴

問 13 あなたは、お子さんにどの程度の学校教育を受けさせたいと思いますか。(単一回答)

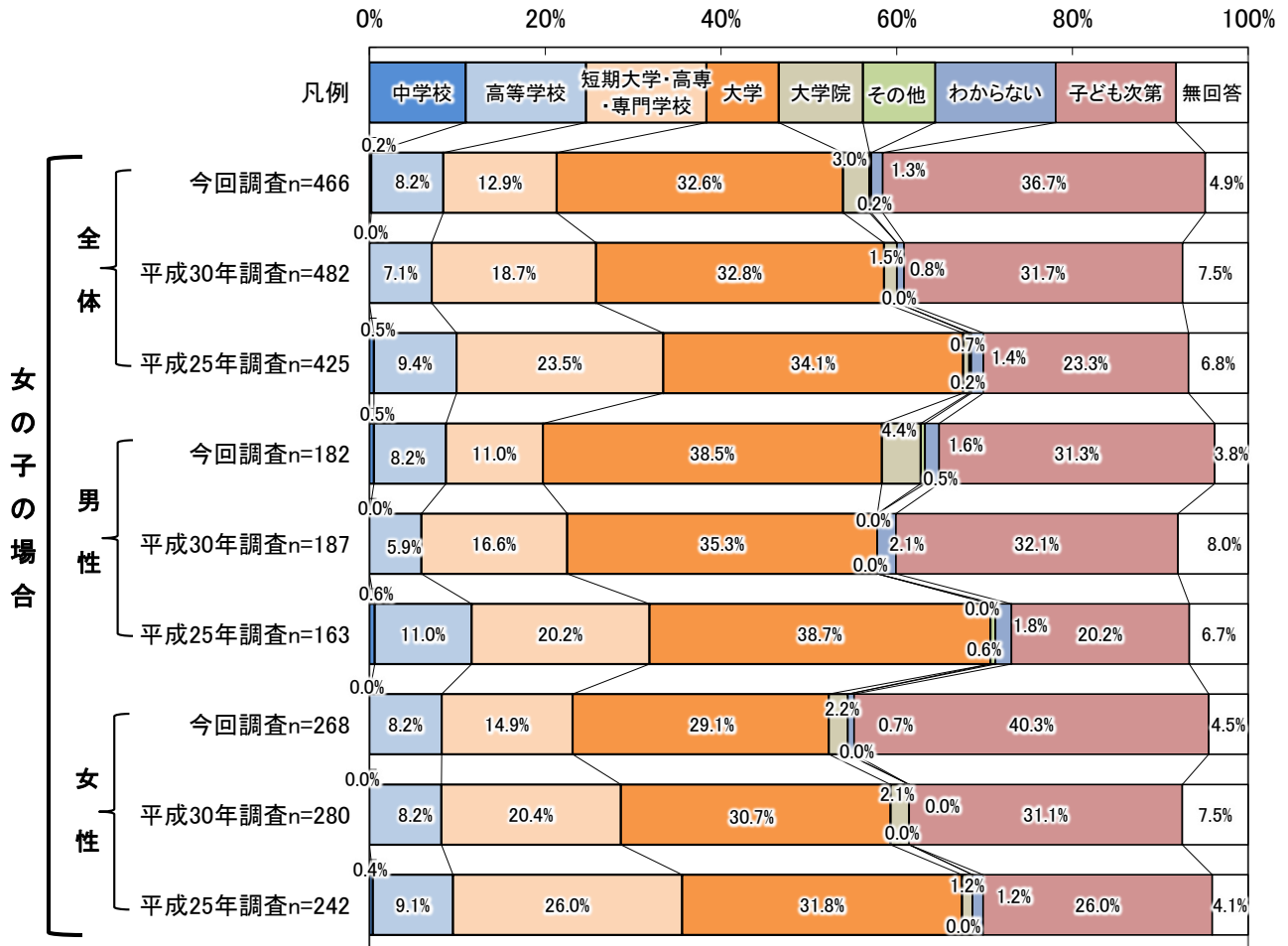
- ✓ 前回調査と比べ、「子ども次第」という回答が増加しており、男の子、女の子のいずれも36%台と多くなっている。

全体でみると、男の子の場合、「大学」が39.5%と最も高いが、前回調査と比べ5.7ポイント減少し、次いで「子ども次第」が36.9%で前回調査と比べ6.2ポイント増加している。女の子の場合、「子ども次第」(36.7%)が最も高く、次いで「大学」(32.6%)、「短期大学・高等専門学校・専門学校」(12.9%)となっており、このうち「短期大学・高等専門学校・専門学校」は前回調査と比べ5.8ポイント減少している。前回調査と比べると、「子ども次第」という回答が増加しており、男の子、女の子のいずれも36%台となっている。

<子どもの最終学歴〔全体、性別〕(前回、前々回調査比較) - 1 >



<子どもの最終学歴〔全体、性別〕（前回、前々回調査比較）－2>



(2) 子どもに対するしつけや教育

問 14 あなたは子どものしつけや教育について、どのような考え方をお持ちですか。(単一回答)

- ✓ 「(1) 女の子にも経済的に自立できるよう職業人としての教育をする」、「(2) 男の子にも生活に必要な技術を身につけさせる」という考え方には、全体の9割前後が賛成と回答している。
- ✓ 「(3) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方については、賛成が全体の3割を占めているが、前回調査よりも 15.9 ポイントと大きく減少している。

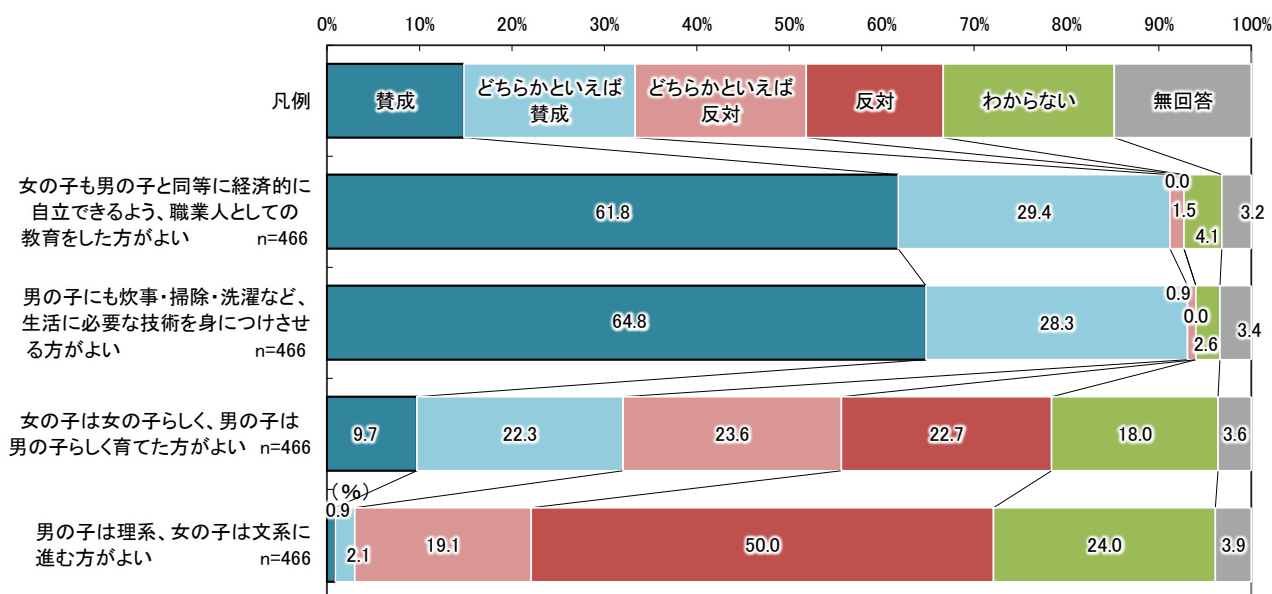
「(1) 女の子も男の子と同等に経済的に自立できるよう、職業人としての教育をした方がよい」、「(2) 男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」という考え方に対して、それぞれ「賛成」、「どちらかといえば賛成」という回答の合計は全体の9割台を占め、「どちらかといえば反対」、「反対」という回答の合計を大きく上回っている。

「(3) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方に対して、「どちらかといえば反対」、「反対」の合計は全体の 46.3%、「賛成」、「どちらかといえば賛成」の合計 32.0%を上回っている。前回調査と比べ賛成の割合が 15.9 ポイント減少し、男女とも 10 ポイント台の減少となっている。

女の子の経済的自立、男の子の生活的自立に対してはかなり肯定的な考え方が浸透するとともに、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるという考え方についても減少傾向が認められる。

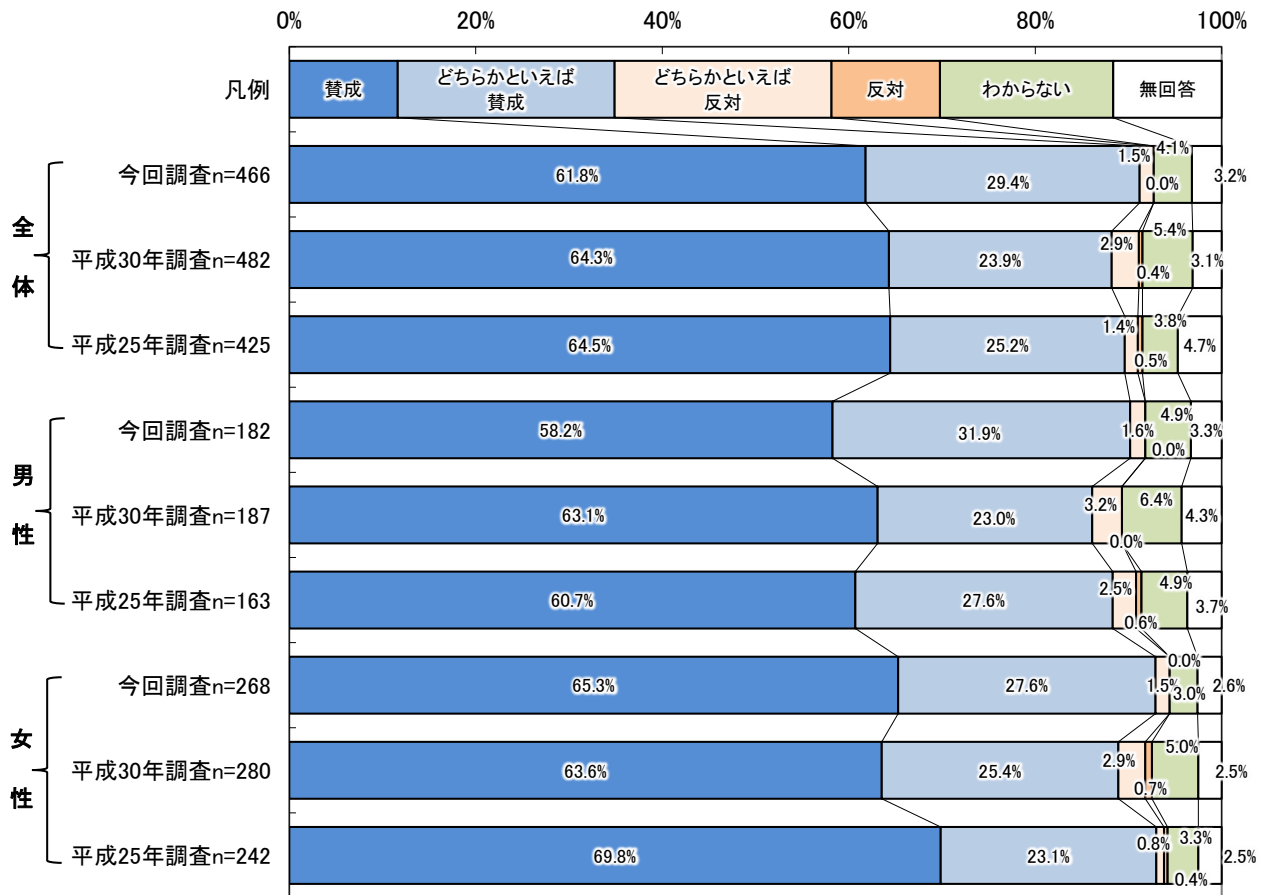
「(4) 男の子は理系、女の子は文系に進む方がよい」という考え方に対しては、反対という回答 (69.1%) が賛成という回答 (3.0%) を大きく上回っているが、「わからない」と回答した人も4人に1人程度みられる。

<しつけや教育への考え方 [全体] >

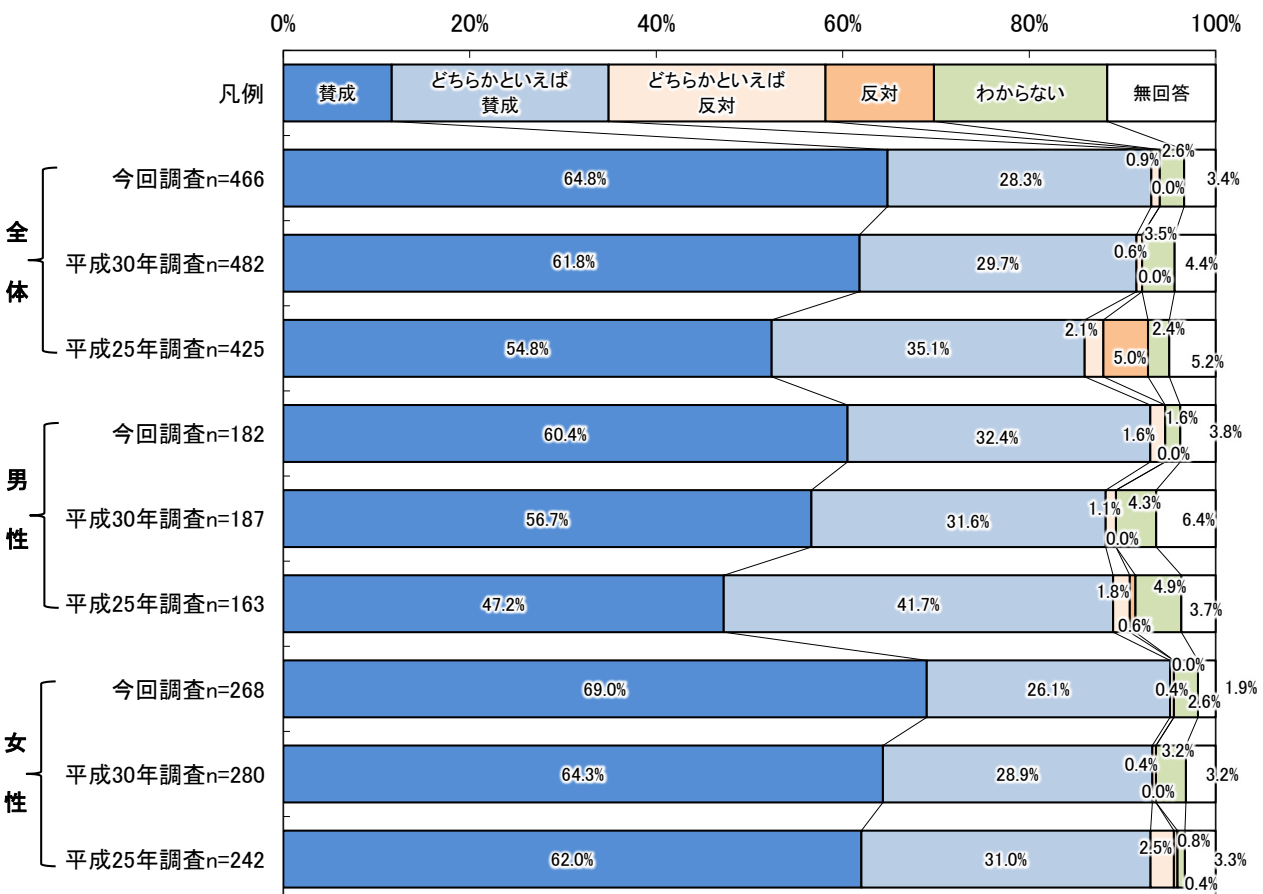


＜しつけや教育への考え方 [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 1＞

(1) 女の子も男の子と同等に経済的に自立できるよう、職業人としての教育をした方がよい

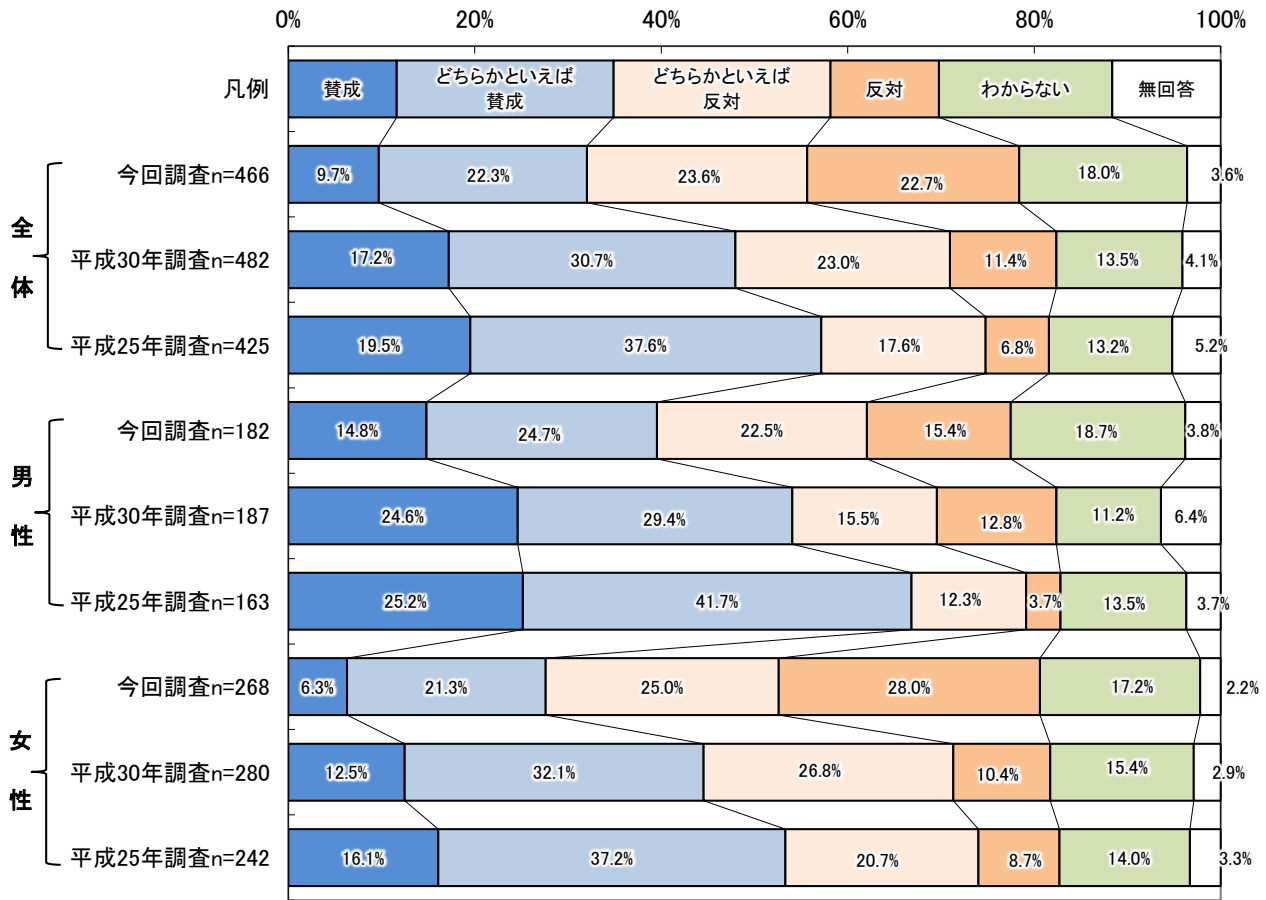


(2) 男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい

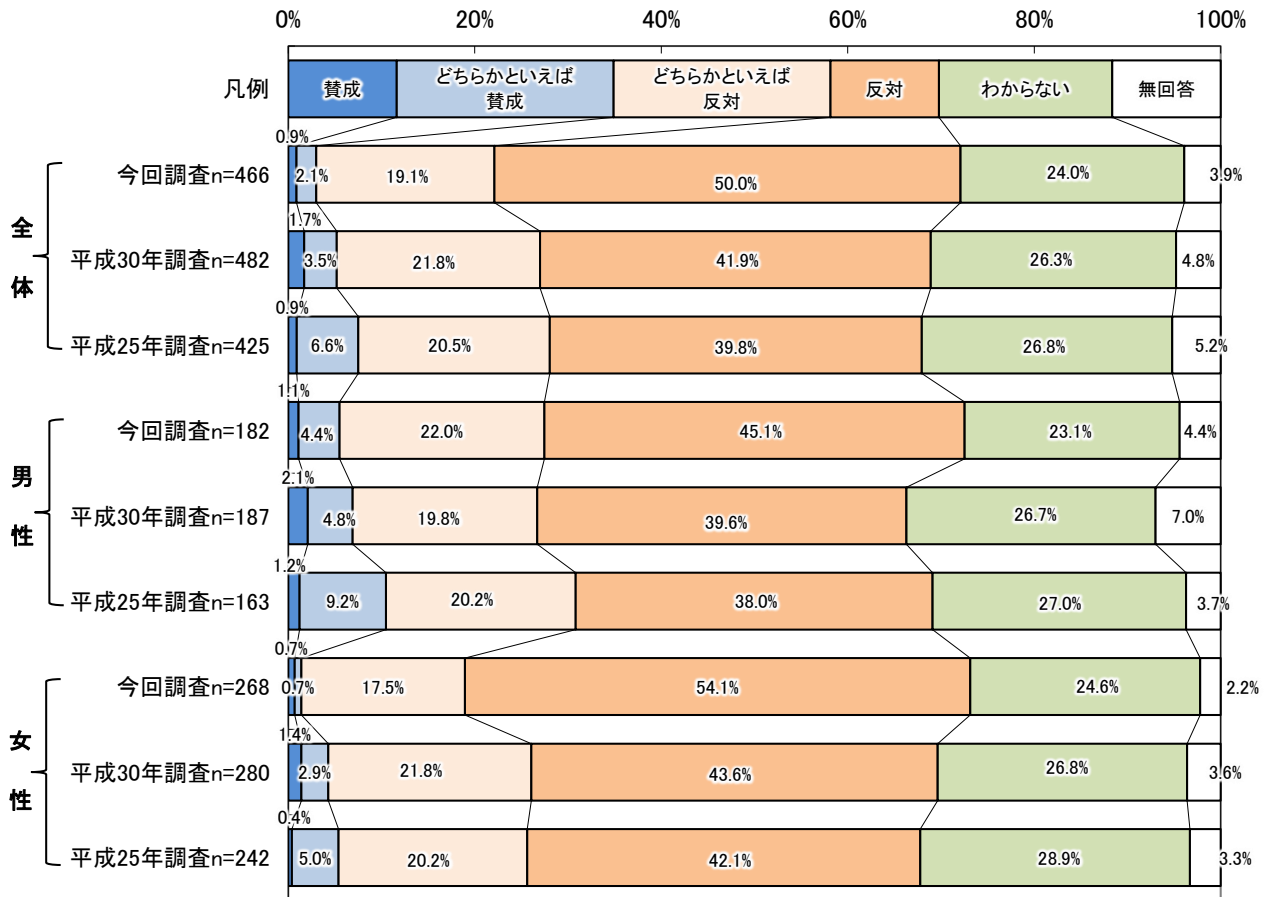


くしつけや教育への考え方 [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 2 >

(3) 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい



(4) 男の子は理系、女の子は文系に進む方がよい



(3) 男女平等実現のために学校教育の場で力を入れるべきこと

問 15

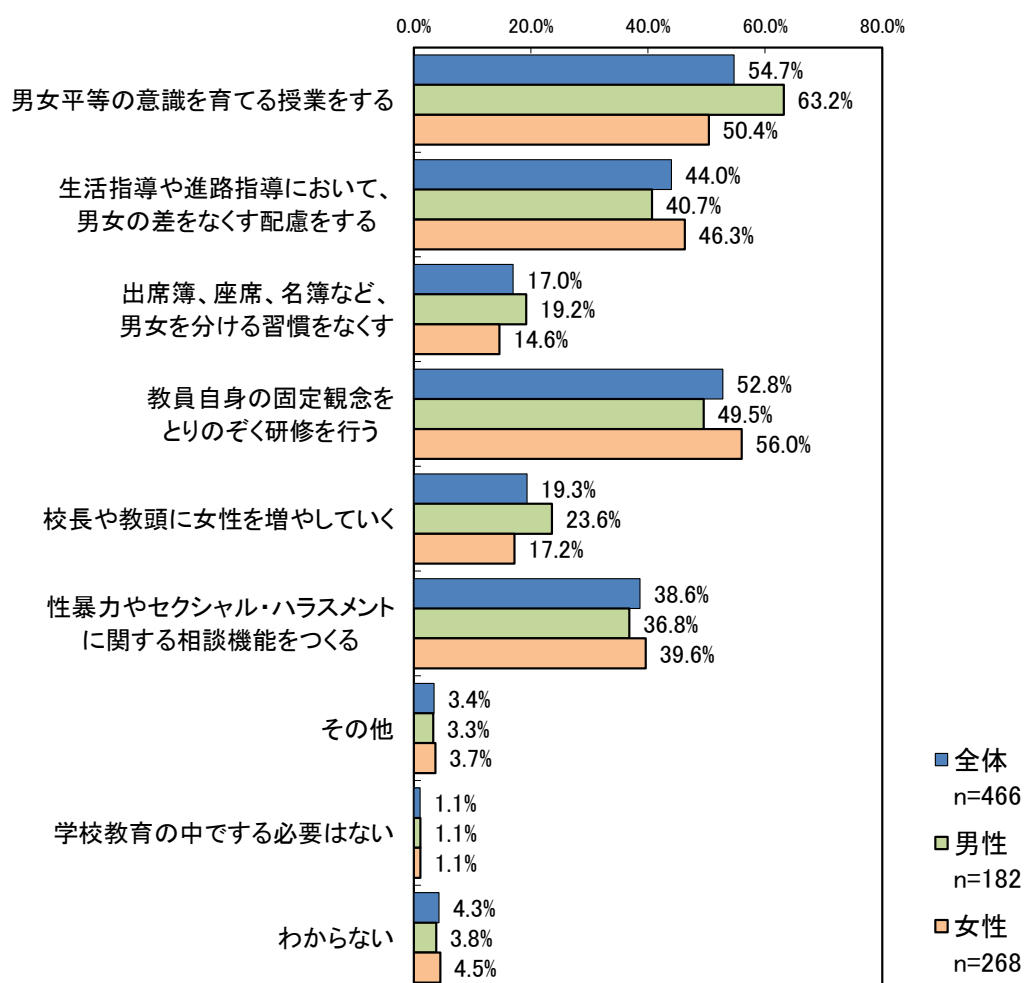
これからの社会で、男女平等の人間関係をつくっていくために、学校教育の場でどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(〇は3つまで)

- ✓ 「男女平等の意識を育てる授業」と「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」に力を入れるべきと回答した人の割合が高くなっており、男女平等意識育成授業、指導者の資質向上を要望する人が多いことがうかがえる。
- ✓ 前回調査と比べて、「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」と「性暴力やセクシャル・ハラスメントに関する相談機能をつくる」が増加傾向。

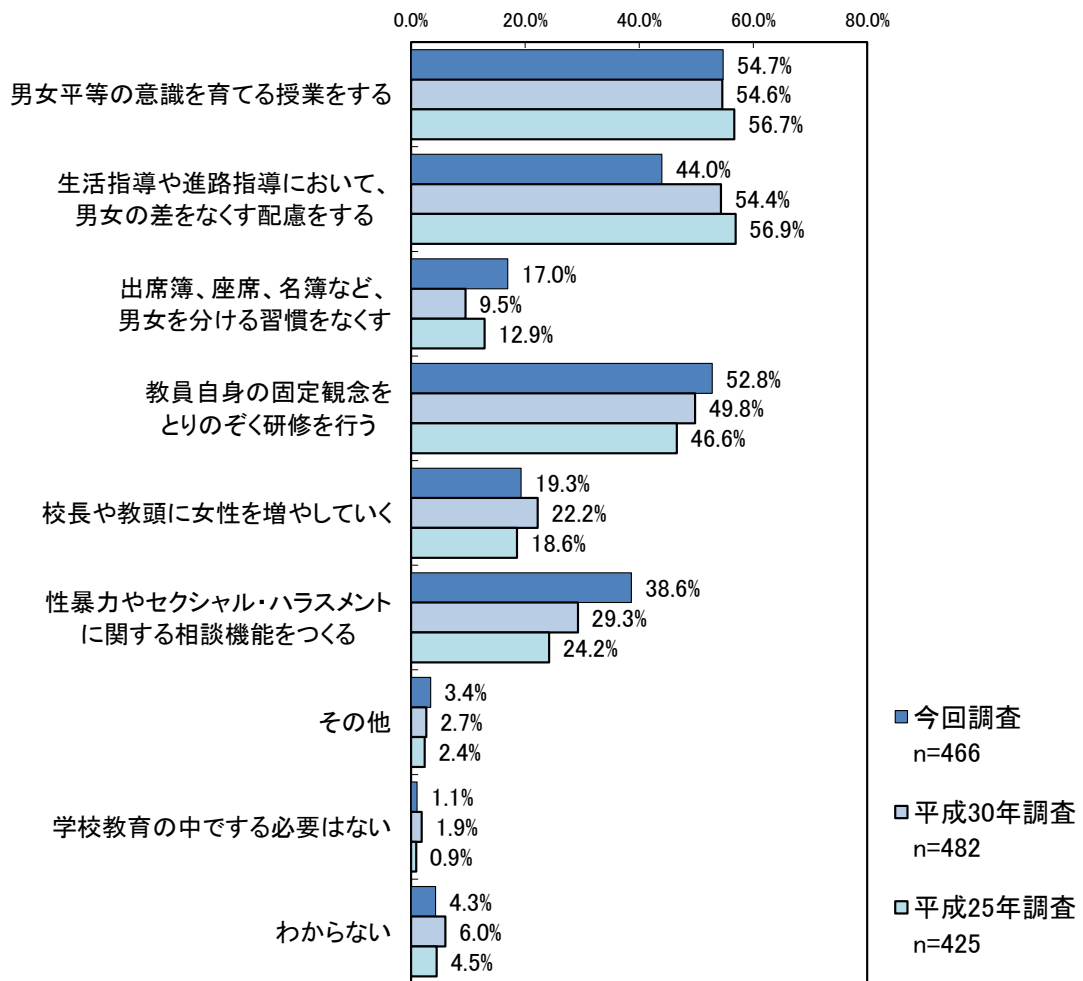
全体でみると、「男女平等の意識を育てる授業をする」(54.7%)と「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」(52.8%)とが僅差でもともに高く、次いで、「生活指導や進路指導において、男女の差をなくす配慮」(44.0%)となっており、男女平等意識育成授業、指導者の資質向上、男女差のない生活・進路指導を要望する人が多いことがうかがえる。

前回調査と比べて、「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」の割合には増加傾向が認められるほか、「性暴力やセクシャル・ハラスメントに関する相談機能をつくる」も前回調査よりも大きく増加している。

<男女平等実現のために学校教育の場で力を入れるべきこと [全体、性別]>



<男女平等実現のために学校教育の場で力を入れるべきこと [全体] (前回、前々回調査比較) >



(4) 安心して子どもを産み、健やかに育てる社会にするために行政に期待すること

問 16

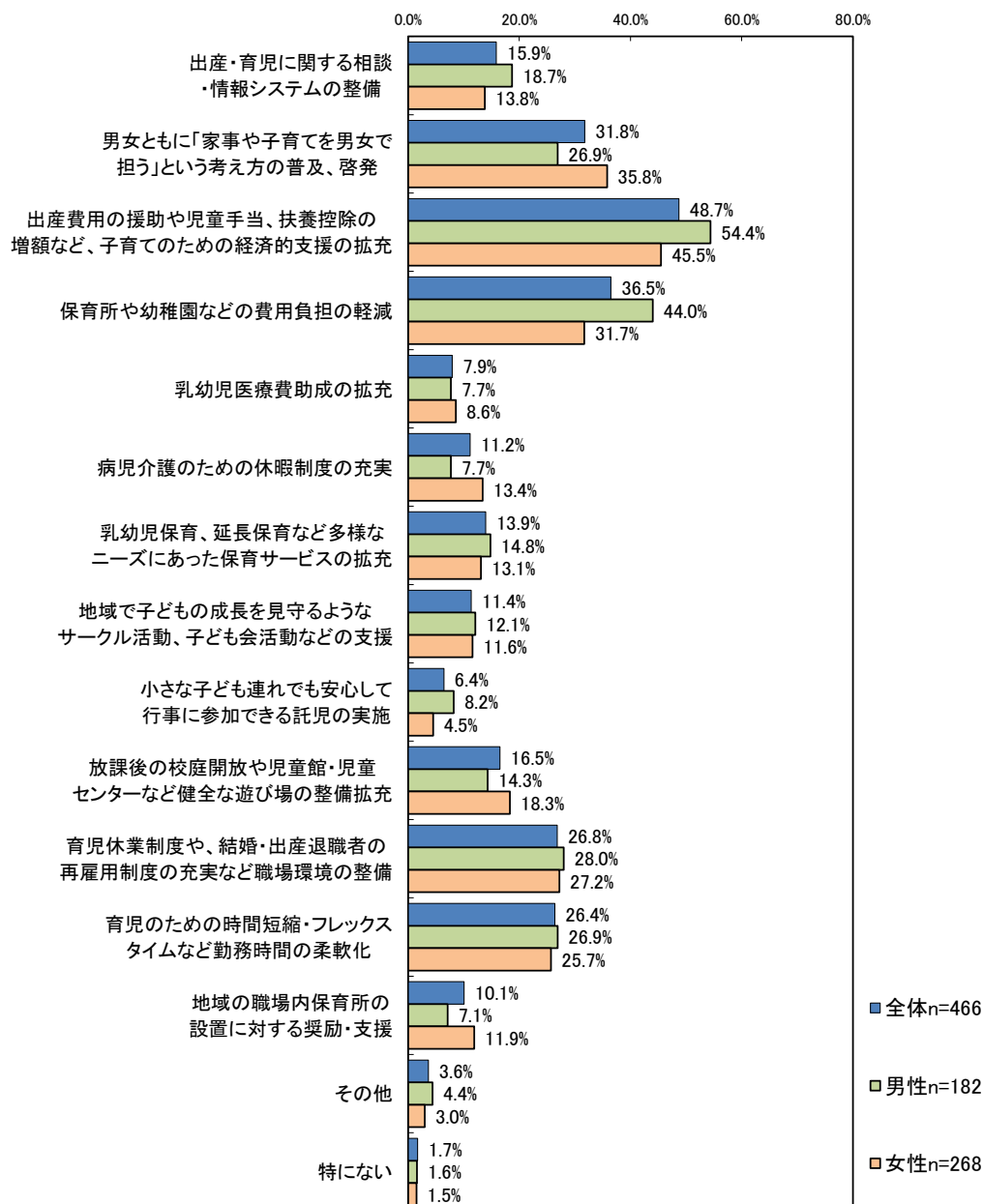
安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる社会にするために、行政にどのようなことを期待しますか。(〇は3つまで)

- ✓ 性別に係わらず経済的な支援に対する期待が大きくなっている。
- ✓ 「家事や子育てを男女で担う考え方の普及、啓発」については、前回調査と比べて女性の回答割合が増加している。

「子育てのための経済的支援の拡充」は男性 54.4%、女性 45.5%で、いずれも最も高く、これに次いで「保育所や幼稚園などの費用負担の軽減」が高くなっており（男性 44.0%、女性 31.7%）、経済的支援への期待が男女ともに大きいことがわかる。

「家事や子育てを男女で担う考え方の普及、啓発」については、男性 26.9%、女性 35.8%で性別による割合の差が大きいとともに、特に女性の回答割合は前回調査よりも 7.9 ポイント増加している。

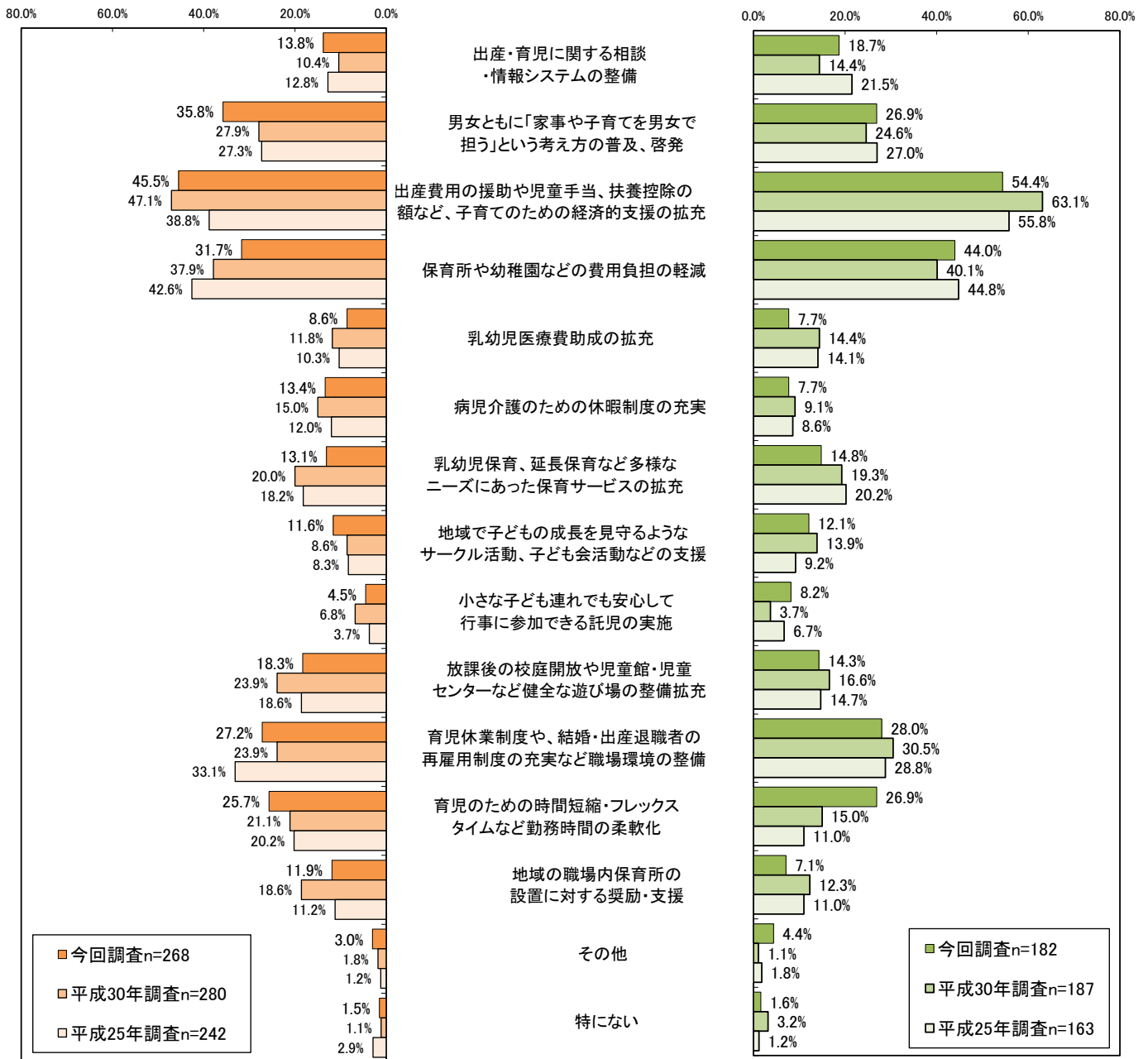
<安心して子どもを産み、育てるために行政に期待すること [全体、性別]>



＜安心して子どもを産み、育てるために行政に期待すること【性別】（前回、前々会調調査比較）＞

■女性

■男性



7. 仕事と家庭生活との両立について

(1) 女性が職業を持つことに対する考え

問 17 あなたは、女性が職業を持つことについて、どのようにお考えですか。(単一回答)

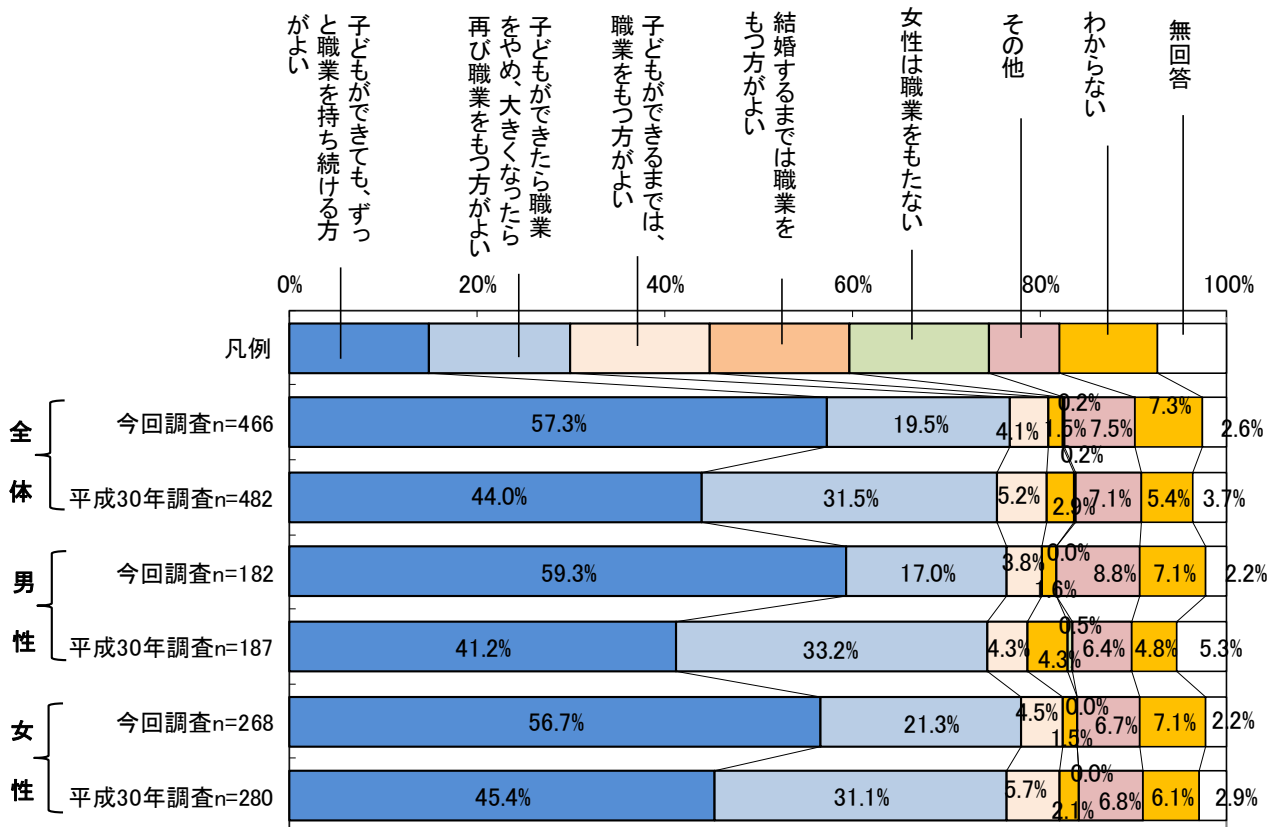
- ✓ 「ずっと職業を持ち続ける方がよい」が最も高く、全体の57.3%を占めている。
- ✓ 30～39歳の「ずっと職業を持ち続ける方がよい」の割合は46.6%で、他の年代よりも低くなっている。

全体で見ると、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」(57.3%)が最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(19.5%)となっている。性別で見ても大きな差はみられない。

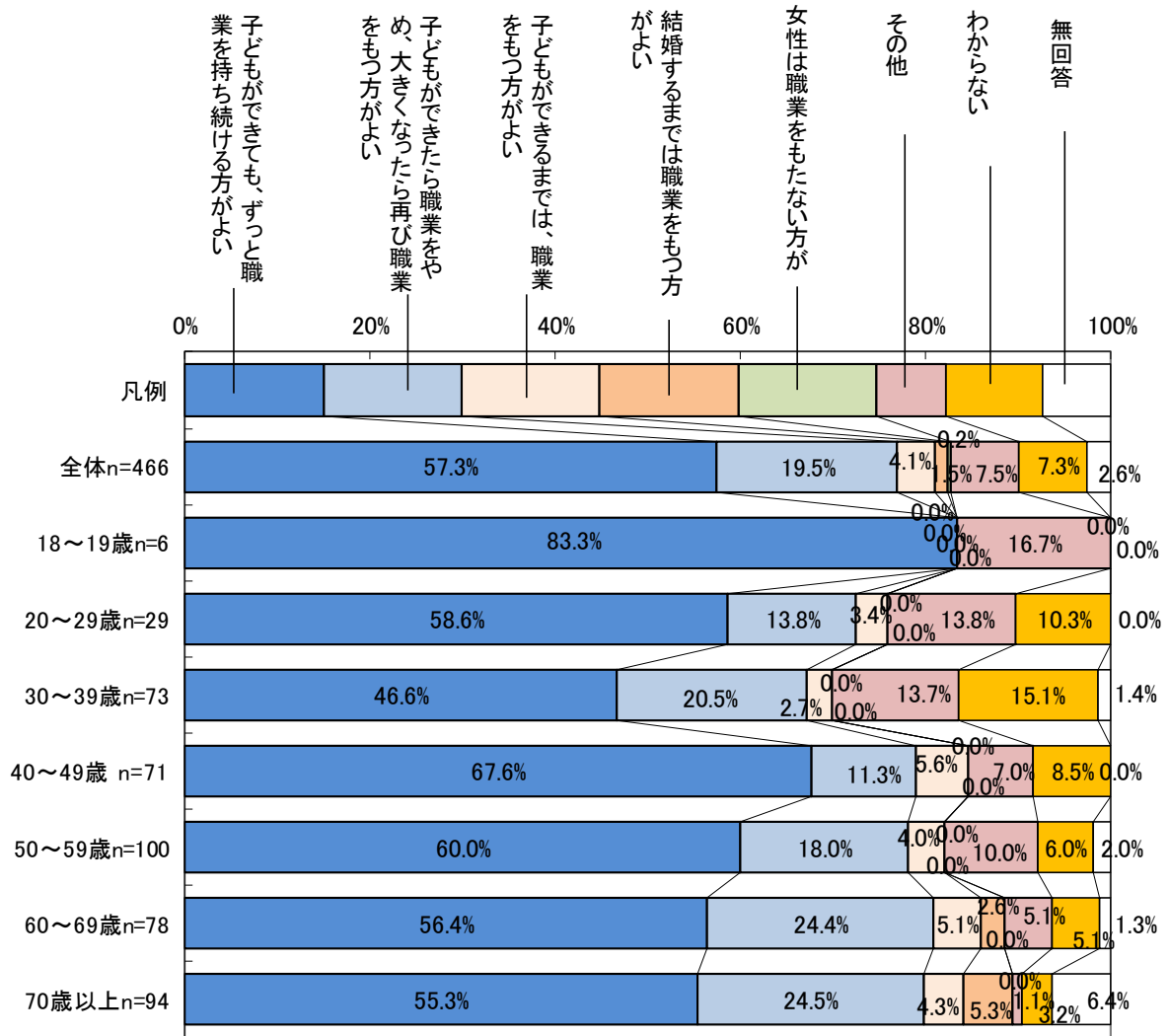
前回調査と比べると、性別に関わりなく「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」の割合が大きく増加している。

年代別にみると、30～39歳では「ずっと職業を持ち続ける方がよい」の割合が他の年代よりも低くなっている。

<女性が職業を持つことに対する考え [全体、性別]>



<女性が職業を持つことに対する考え [全体、年齢別] >



(2) 職業の有無

問 18 あなたは今職業を持っていますか。(単一回答)

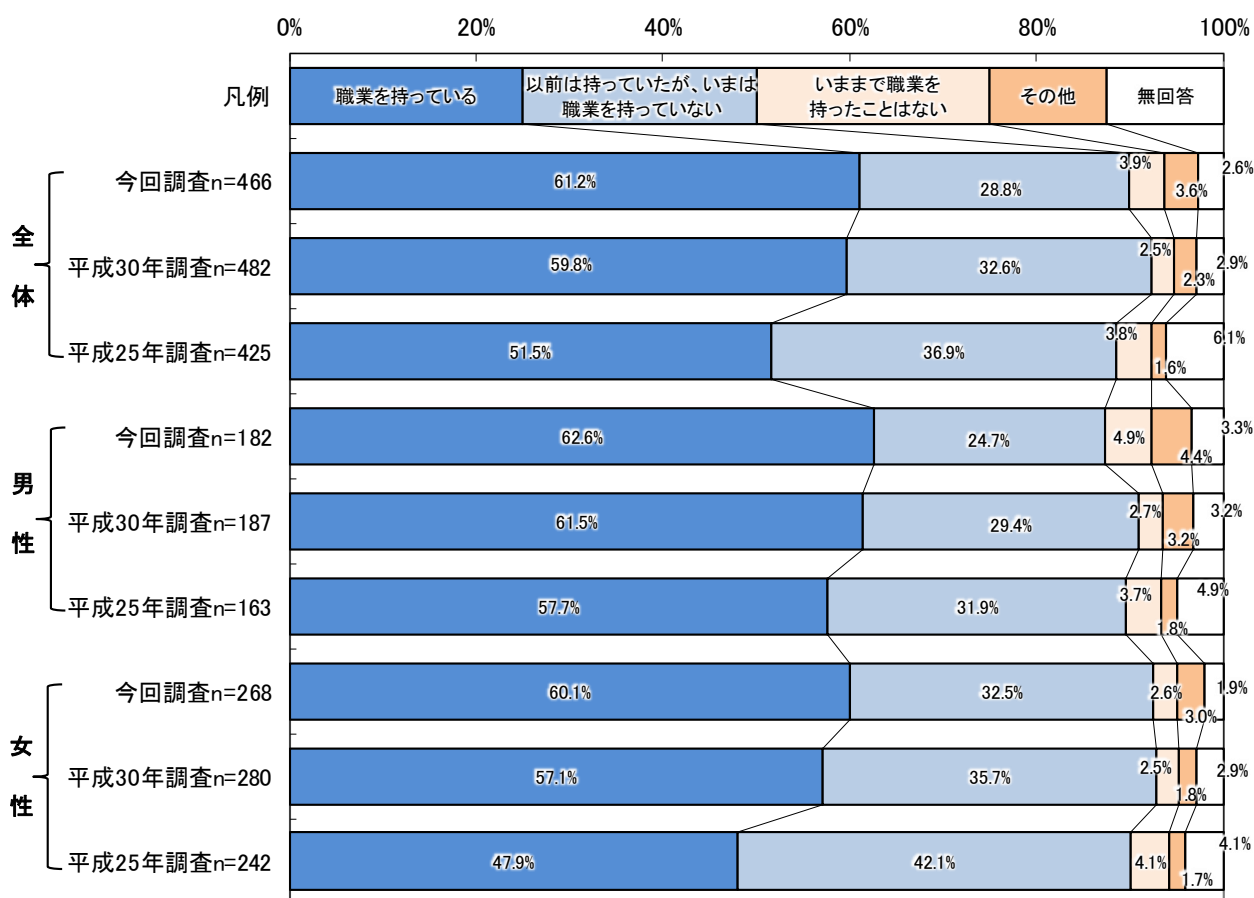
- ✓ 「職業を持っている」のは 61.2%で、3 人に 2 人は就業している状況である。
- ✓ 前々回調査と比べ女性で「職業を持っている」の割合は 12.2 ポイント増加しており、男女の就業率の差が小さくなってきている。
- ✓ 子どもの有無による就業率の差をみると、子どもがいる人 60.4%に対し、いない人は 64.5%と差は小さくなってきている。

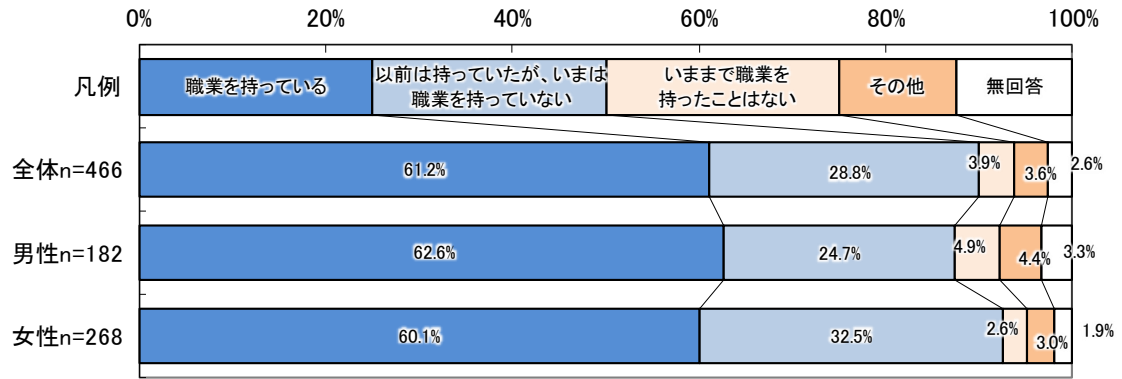
全体でみると、「職業を持っている」のは 61.2%で、3 人に 2 人は就業している状況であり、これを性別にみると、男性 62.6%、女性 60.1%と大きな差は認められない。ただし、「以前は職業を持っていたが、いまは職業を持っていない」の割合は女性が高い。

前々回調査と比べ女性で「職業を持っている」の割合は 12.2 ポイント増加しており、男女の就業率の差が小さくなってきている。

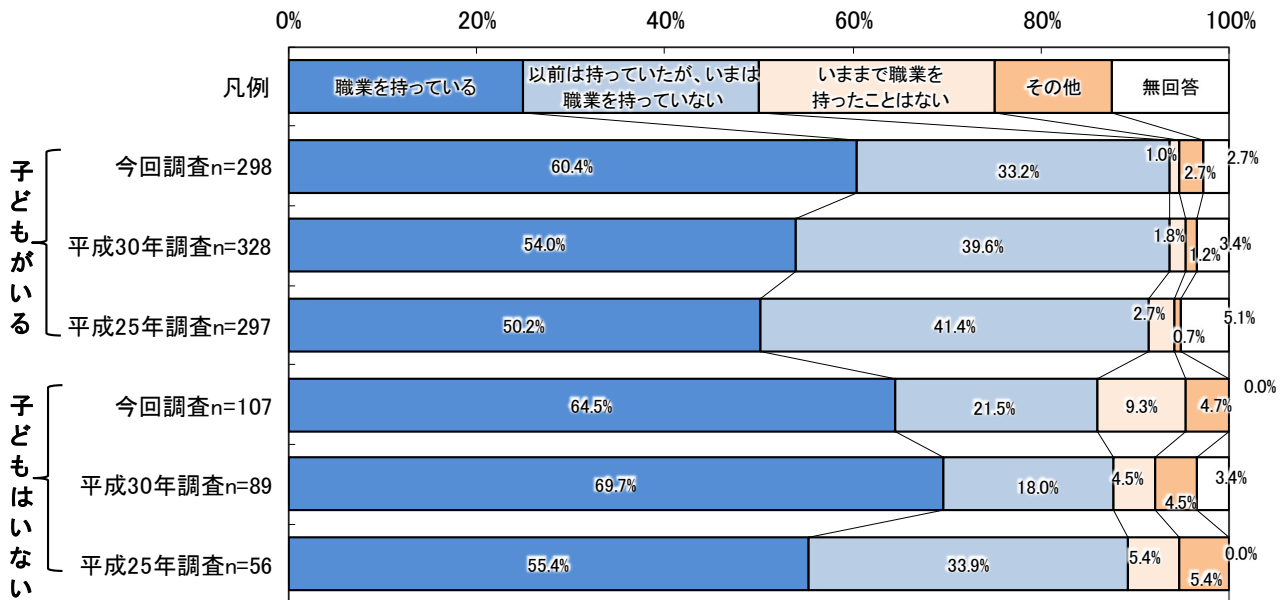
子どもの有無による就業率の差をみると、子どもがいる人 60.4%に対し、いない人は 64.5%と差は小さくなっており、前回調査と比べ、子どもがいる人の就業率は 6.4 ポイント増加している。

<職業の有無 [全体、性別] (前回、前々回調査比較) >





＜職業の有無 [子どもの有無別] (前回、前々回調査比較)＞



(3) 女性が職業を継続する上での障がい

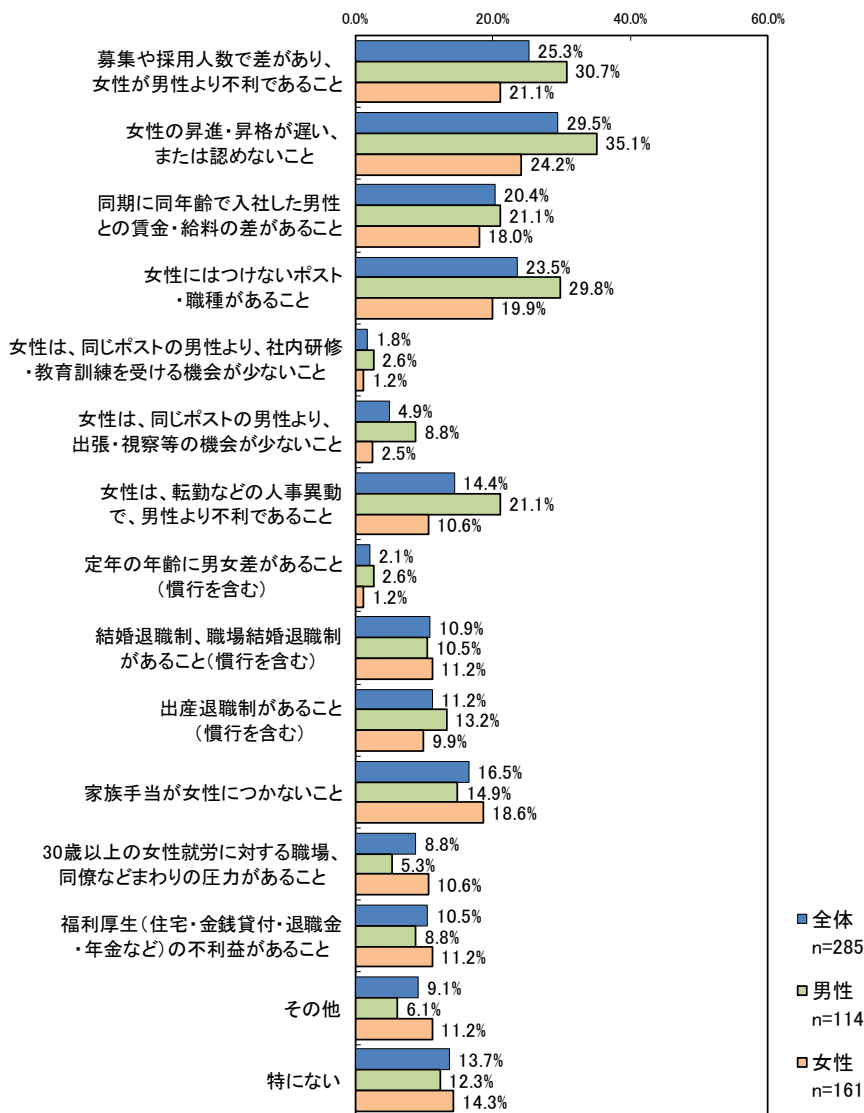
問 18-2

あなたは、女性が仕事を続けていく上で、障がいとなっているものはどのようなことだと思いますか。※問 18 で「1. 職業を持っている」と答えた人を対象（単一回答）

- ✓ 性別に関わらず「女性の昇進・昇格が遅い」に障がいを感じている人が多くなっている。
- ✓ 前回調査と比べると、全体的に男性の各項目に対する選択率が高くなっており、女性が職業を継続する上での矛盾を感じている男性が増加してきていることがうかがえる。

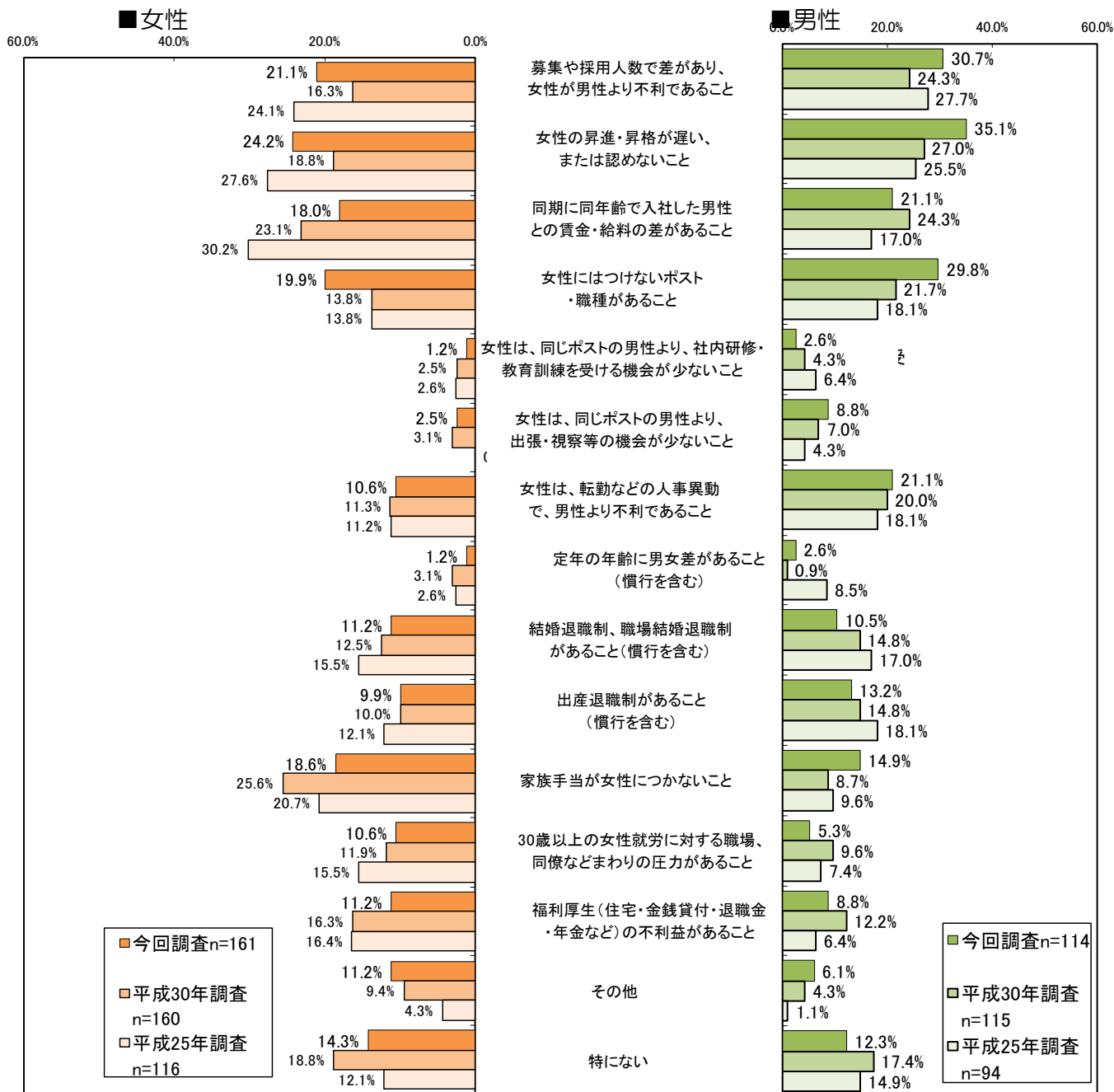
女性では「女性の昇進・昇格が遅い、または認めないこと」という回答が 24.2%と最も高く、男性でも 35.1%と最も高くなっている。女性の 2 位以下の回答としては、「募集や採用人数で差」（21.1%）、「女性では就けないポスト・職種」（19.9%）、「家族手当が女性につかないこと」（18.6%）と続いている。男性の 2 位以下は「募集や採用人数で差」（30.7%）、「女性では就けないポスト・職種」（29.8%）、「女性は転勤などの人事異動で男性より不利」（21.1%）で続いている。

<女性が職業を続けていく上での障がい [全体、性別]>



前回調査と比べると、女性では「女性では就けないポスト・職種」が増加傾向にあるほか、全体的に男性の各項目に対する選択率が高くなっており、女性が職業を継続する上での矛盾を感じている男性が増加してきていることがうかがえる。

<女性が職業を続けていく上での障がい [全体] (前回、前々回調査比較) >



(4) 政策決定の場などの女性の参画について

問 19

近年、議員や審議委員など、政策決定の場への女性の参画が少しずつ増えてきました。あなたはこのことについてどのように思いますか。(単一回答)

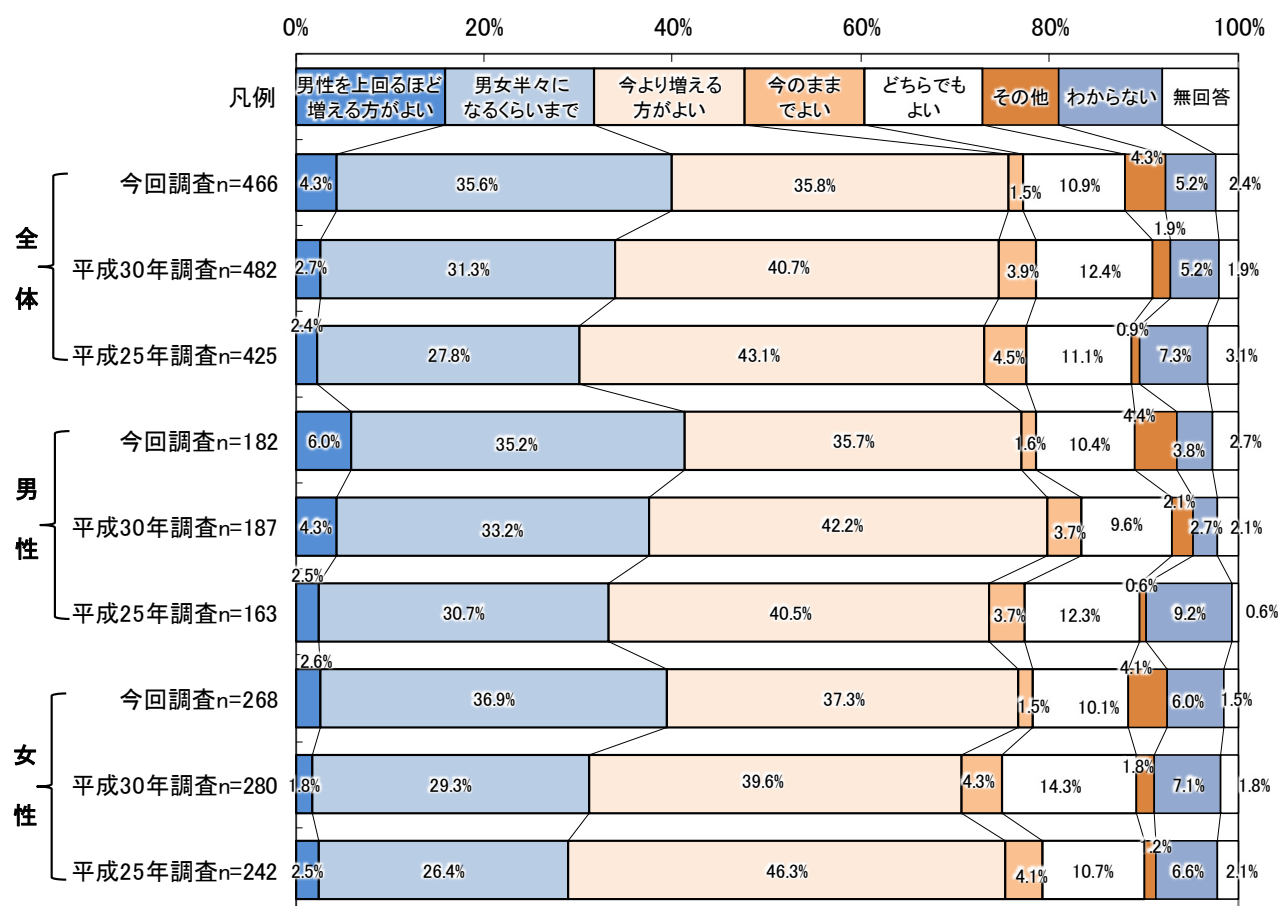
✓ 女性の女性参画肯定者の割合(76.8%)は前回調査(70.7%)と比べて増加しており、男性の女性参画肯定者の割合(76.9%)とほぼ同率となっている。

全体でみると、「今より増える方がよい」と「男女半々になるくらいまで」が35%台で最も高く、「男性を上回るほど増える方がよい」(4.3%)を含めた女性参画肯定者は7割台となっている。前回調査と比べると、「男女半々になるくらいまで」が4.3ポイント増加している。

性別にみると、女性の女性参画肯定者の割合(76.8%)は前回調査(70.7%)と比べて増加しており、男性の女性参画肯定者の割合(76.9%)とほぼ同率となっている。

年齢別でみると、女性参画肯定者の割合は、50代の83.0%が最も高くなっている。

<政策決定の場などの女性の参画について [全体、性別] (前回、前々回調査比較)>



<政策決定の場などの女性の参画について [年齢別] (前回、前々回調査比較) >

		全体	増え る方 がよ いほ ど	男 性 を 上 回 る ほ ど	男 女 半 々 に な る 方 が よ い	男 女 半 々 に な る 方 が よ い	男 女 半 々 に な る 方 が よ い	ど ち ら で も よ い	ど ち ら で も よ い	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
全体	今回調査	466	4.3%	35.6%	35.8%	1.5%	10.9%	4.3%	5.2%	2.4%		
	平成30年調査	482	2.7%	31.3%	40.7%	3.9%	12.4%	1.9%	5.2%	1.9%		
	平成25年調査	425	2.4%	27.8%	43.1%	4.5%	11.1%	0.9%	7.3%	3.1%		
18～19歳	今回調査	6	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%		
	平成30年調査	8	0.0%	37.5%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	37.5%	0.0%		
	平成25年調査	8	0.0%	12.5%	37.5%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%		
20～29歳	今回調査	29	3.4%	51.7%	17.2%	0.0%	13.8%	6.9%	3.4%	3.4%		
	平成30年調査	45	2.2%	42.2%	26.7%	4.4%	15.6%	2.2%	2.2%	4.4%		
	平成25年調査	36	2.8%	36.1%	22.2%	2.8%	19.4%	5.6%	11.0%	0.0%		
30～39歳	今回調査	73	4.1%	27.4%	43.8%	1.4%	11.0%	8.2%	4.1%	0.0%		
	平成30年調査	57	0.0%	33.3%	38.6%	5.3%	15.8%	0.0%	7.0%	0.0%		
	平成25年調査	53	1.9%	32.1%	43.4%	3.8%	7.5%	1.9%	9.4%	0.0%		
40～49歳	今回調査	71	4.2%	31.0%	36.6%	1.4%	15.5%	7.0%	2.8%	1.4%		
	平成30年調査	77	0.0%	31.2%	36.4%	3.9%	18.2%	5.2%	3.9%	1.3%		
	平成25年調査	54	1.9%	33.3%	44.4%	0.0%	11.1%	1.9%	5.6%	1.9%		
50～59歳	今回調査	100	3.0%	54.0%	26.0%	2.0%	7.0%	1.0%	5.0%	2.0%		
	平成30年調査	78	7.7%	28.2%	43.6%	2.6%	9.0%	2.6%	5.1%	1.3%		
	平成25年調査	78	1.3%	29.5%	35.9%	2.6%	16.7%	0.0%	11.5%	2.6%		
60～69歳	今回調査	78	3.8%	33.3%	39.7%	0.0%	11.5%	1.3%	6.4%	3.8%		
	平成30年調査	99	4.0%	23.2%	48.5%	3.0%	12.1%	2.0%	5.1%	2.0%		
	平成25年調査	104	2.9%	23.1%	53.8%	7.7%	8.7%	0.0%	3.8%	0.0%		
70歳以上	今回調査	94	5.3%	24.5%	45.7%	3.2%	8.5%	4.3%	6.4%	2.1%		
	平成30年調査	103	1.9%	33.0%	43.7%	5.8%	7.8%	0.0%	4.9%	2.9%		
	平成25年調査	73	—	—	—	—	—	—	—	—		

(5) 女性の職場進出を促進するための条件整備

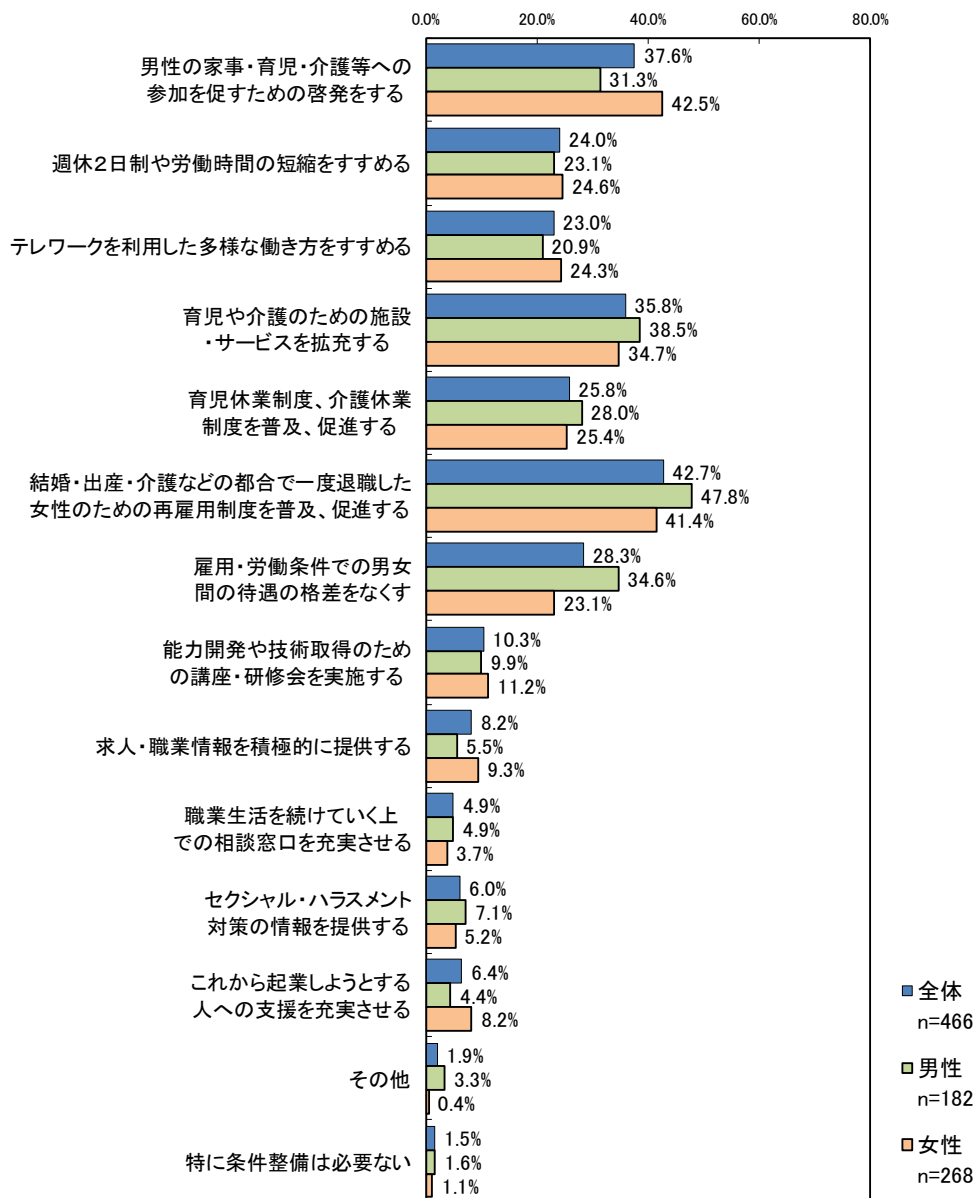
問 20

あなたは、女性の職場進出を促進するために、どのような条件整備が必要だと思いますか。
(〇は3つまで)

- ✓ 男性では「退職した女性の再雇用制度の普及、啓発」が最も高く、次いで、「育児や介護のための施設・サービスの拡充」など制度や女性に委ねる傾向が強い育児や介護サービスの充実を望む人が多い。
- ✓ 女性では「男性の家事・育児・介護などへの参加を促すための啓発」が最も高くなっているが、男性の選択率は 11.2 ポイント低く、啓発の必要性を感じている男性は相対的に少ない。

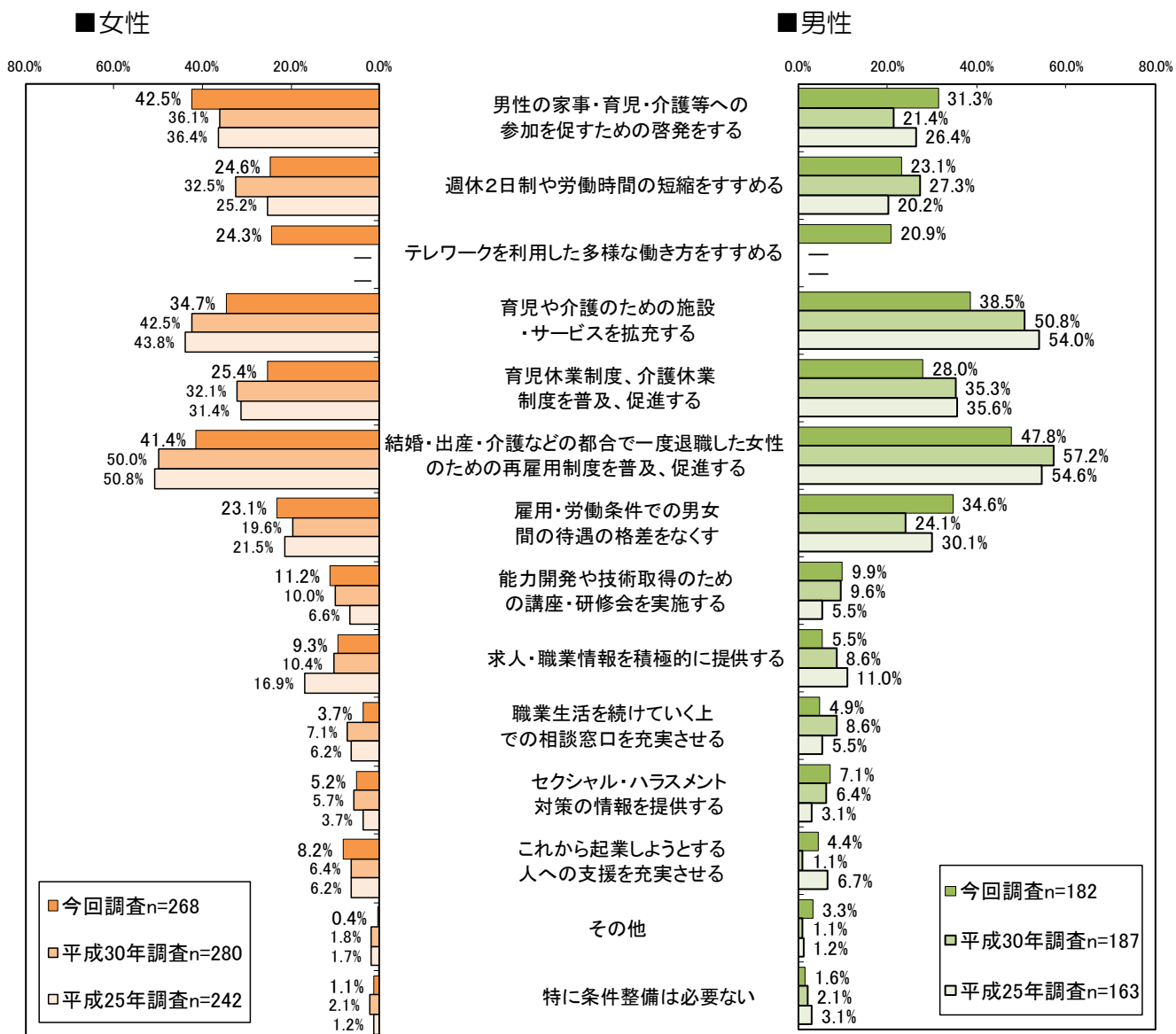
男性では「都合で一度退職した女性のための再雇用制度の普及、促進」が最も高く、次いで、「育児や介護のための施設・サービスの拡充」となっており、企業に対する女性の再雇用制度と、女性に委ねる傾向が強い育児や介護の施設・サービスの充実を望む人が多いといえる。

<女性の職場進出のための条件整備 [全体、性別] (前回調査比較) >



女性では「男性の家事・育児・介護などへの参加を促すための啓発」が最も高くなっているが、男性の選択率は 11.2 ポイント低く、啓発の必要性を感じている男性は相対的に少ないといえる。ただし、前回調査と比べて、男性の「男性の家事・育児・介護などへの参加を促すための啓発」は 9.9 ポイント増加している。

＜女性の職場進出のための条件整備 [性別] (前回調査比較) ＞



(6) 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの

問 21 あなたが「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」のどれを優先しているかおたずねします。あなたの現実（現状）に最も近いものに○をつけてください。（単一回答）
また、希望に最も近いものにも○をつけてください。

- ✓ 現状では「仕事」を優先しているという人の割合が最も高く、希望では「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという人の割合が最も高くなっている。
- ✓ 現状では、女性は「家庭生活」、男性は「仕事」を優先している割合が高いが、前回調査と比べ女性で家庭生活を優先している人の割合に大きな差は認められない。

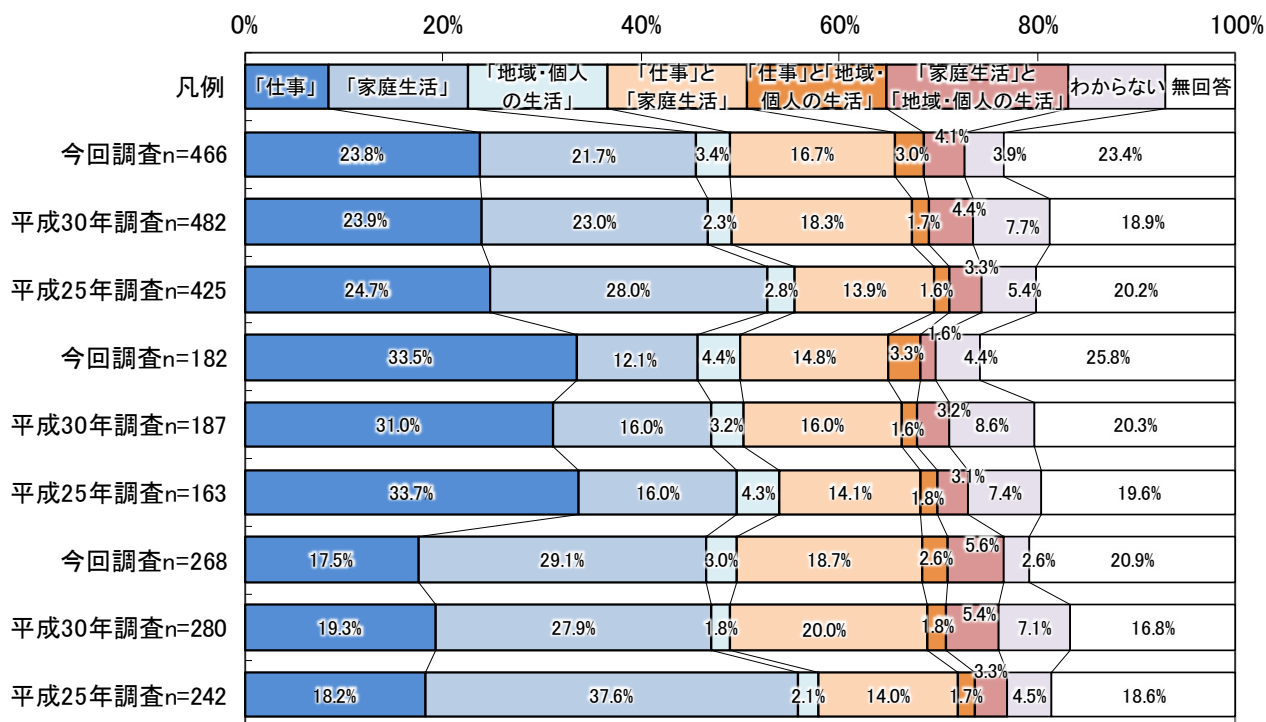
全体でみると、現状では、「仕事」を優先している人の割合が 23.8%と最も高く、以下、ほぼ同率で「家庭生活」（21.7%）、「仕事」と「家庭生活」（16.7%）と続いている。前回調査と比べ大きな差は認められない。

希望の上位3位は、「仕事」と「家庭生活」（22.3%）、「家庭生活」（14.6%）、「家庭生活」と「地域・個人の生活」（12.9%）となっている。

性別にみると、男女ともに、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望が最も高いが、現状では、女性は「家庭生活」（29.1%）、男性は「仕事」（33.5%）を優先している人の割合がそれぞれ最も高くなっている。女性の現状で「家庭生活」を優先している人の割合をみると、前回調査とは大きな差は認められない。

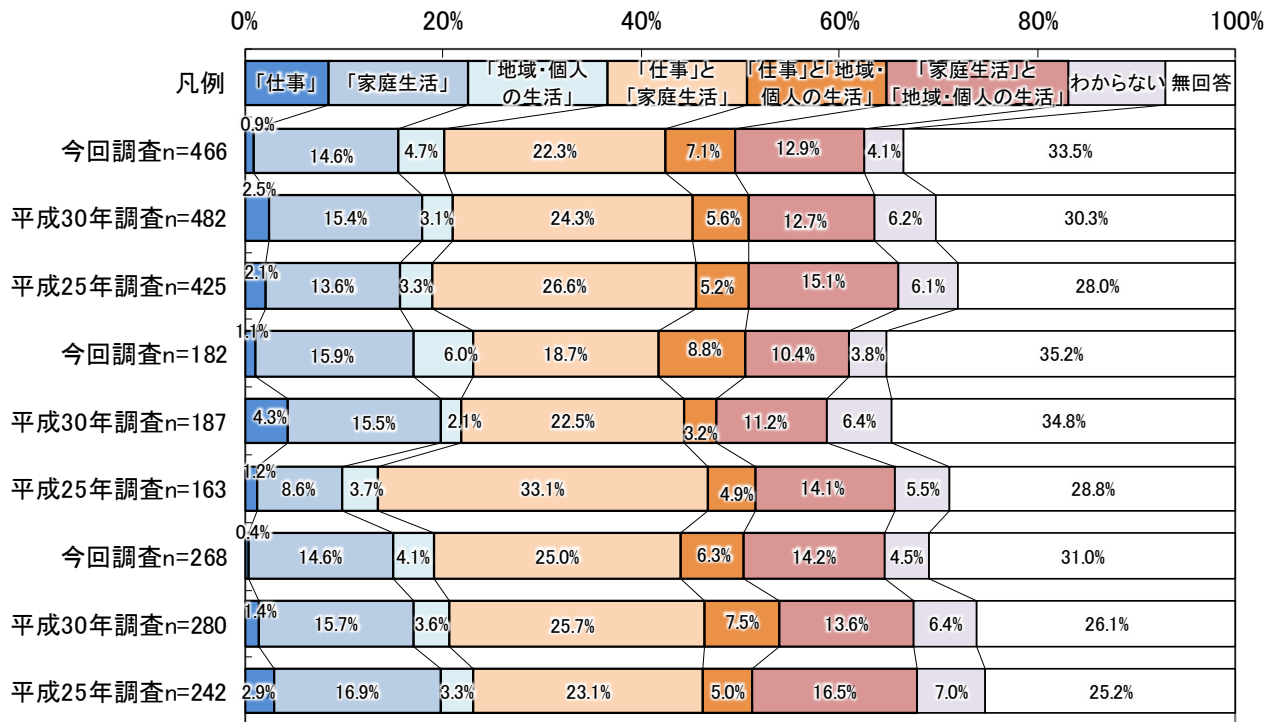
< 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの [全体、性別] (前回調査比較) - 1 >

■ 現状



< 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの〔全体、性別〕（前回調査比較）－ 2 >

■ 希望



(7) 男性が家事、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと

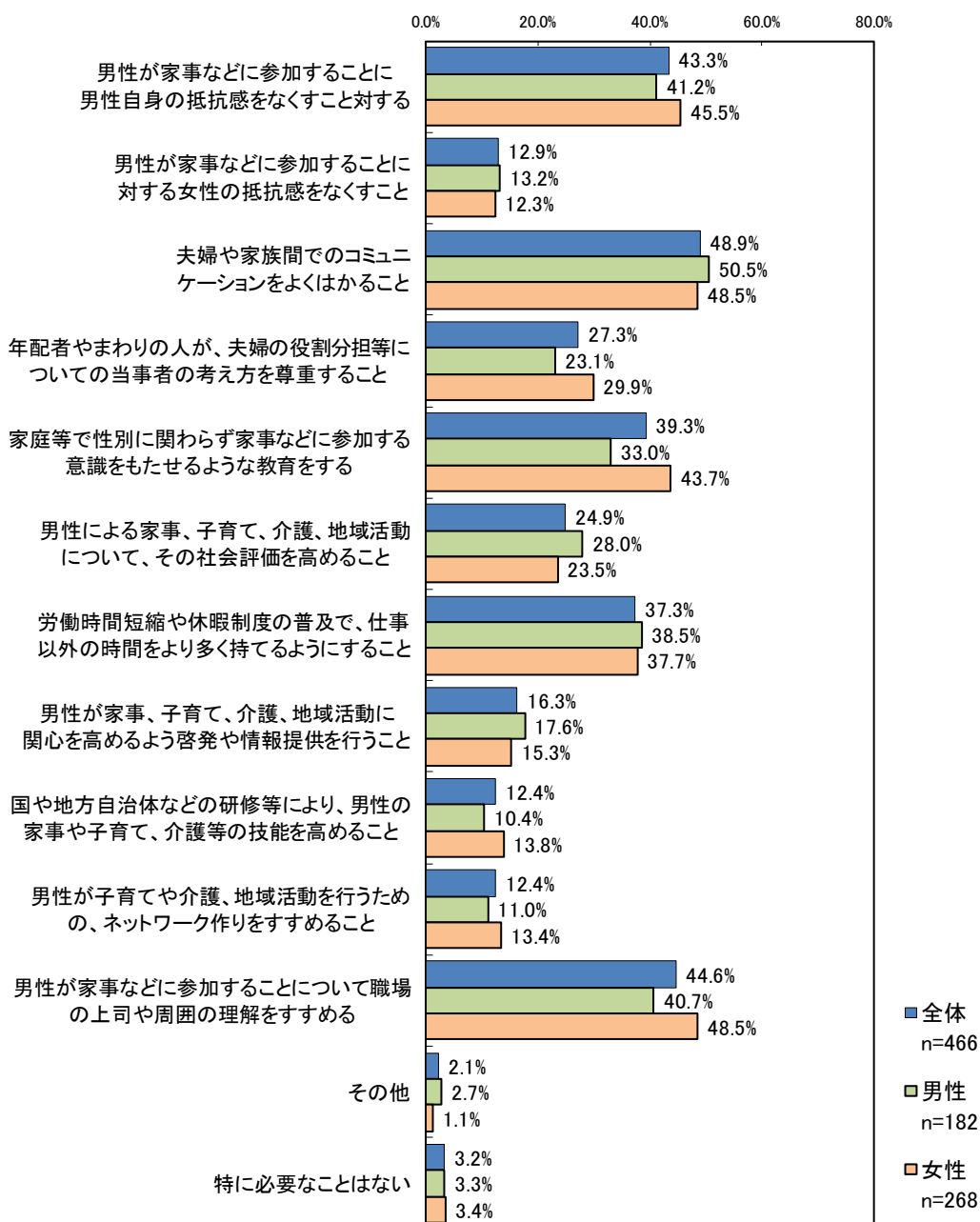
問 22

今後、男性が女性とともに家事、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

- ✓ 「性別に関わらず家事などに参加する意識をもたせる教育」については男性 33.0%に対し、女性は 43.7%となっており、女性のニーズが高い。
- ✓ 「男性が家事などに参加することについて職場や上司の理解をすすめる」が 44.6%と高い割合を示しており、職場の意識啓発が必要なことがうかがえる。

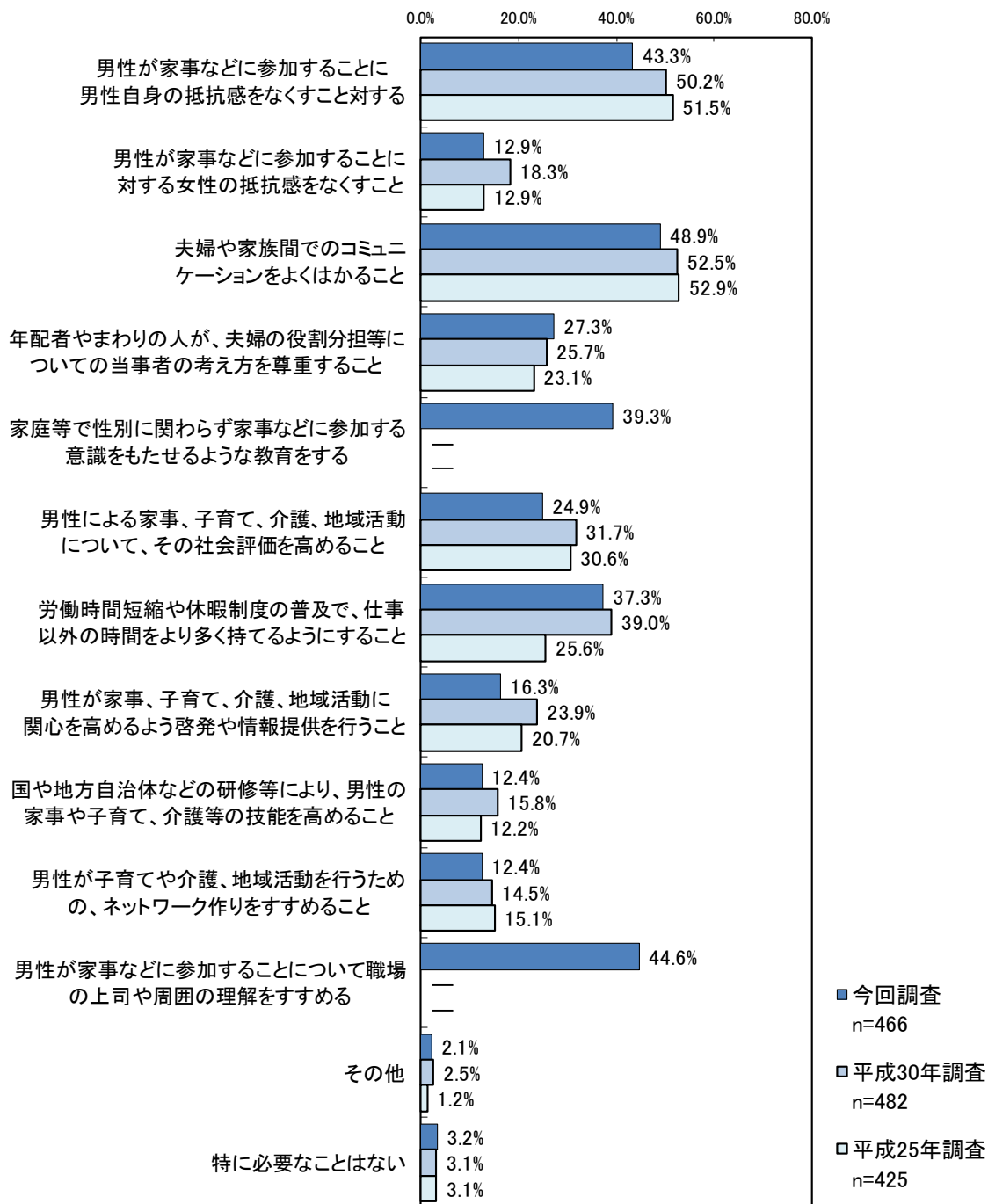
全体でみると、「夫婦や家族間でのコミュニケーション」(48.9%)が最も高く、以下、「男性自身の抵抗感をなくす」(43.3%)、「性別に関わらず家事などに参加する意識をもたせる教育」(39.3%)の順。「性別に関わらず家事などに参加する意識をもたせる教育」については男性 33.0%に対し、女性は 43.7%となっている。

<男性が家事、介護、地域活動に参加するために必要なこと [全体、性別]>



前回調査と比較すると、今回新設した「性別に関わらず家事などに参加する意識をもたせる教育」が 39.3%、「男性が家事などに参加することについて職場や上司の理解をすすめる」が 44.6%と高い割合を示している。

<男性が家事、介護、地域活動に参加するために必要なこと [全体] (前回、前々回調査比較) >



※「家庭等で性別に関わらず家事などに参加する意識をもたせるような教育をする」は今回のみの選択肢

8. 地域の社会的貢献活動への参加・参画について

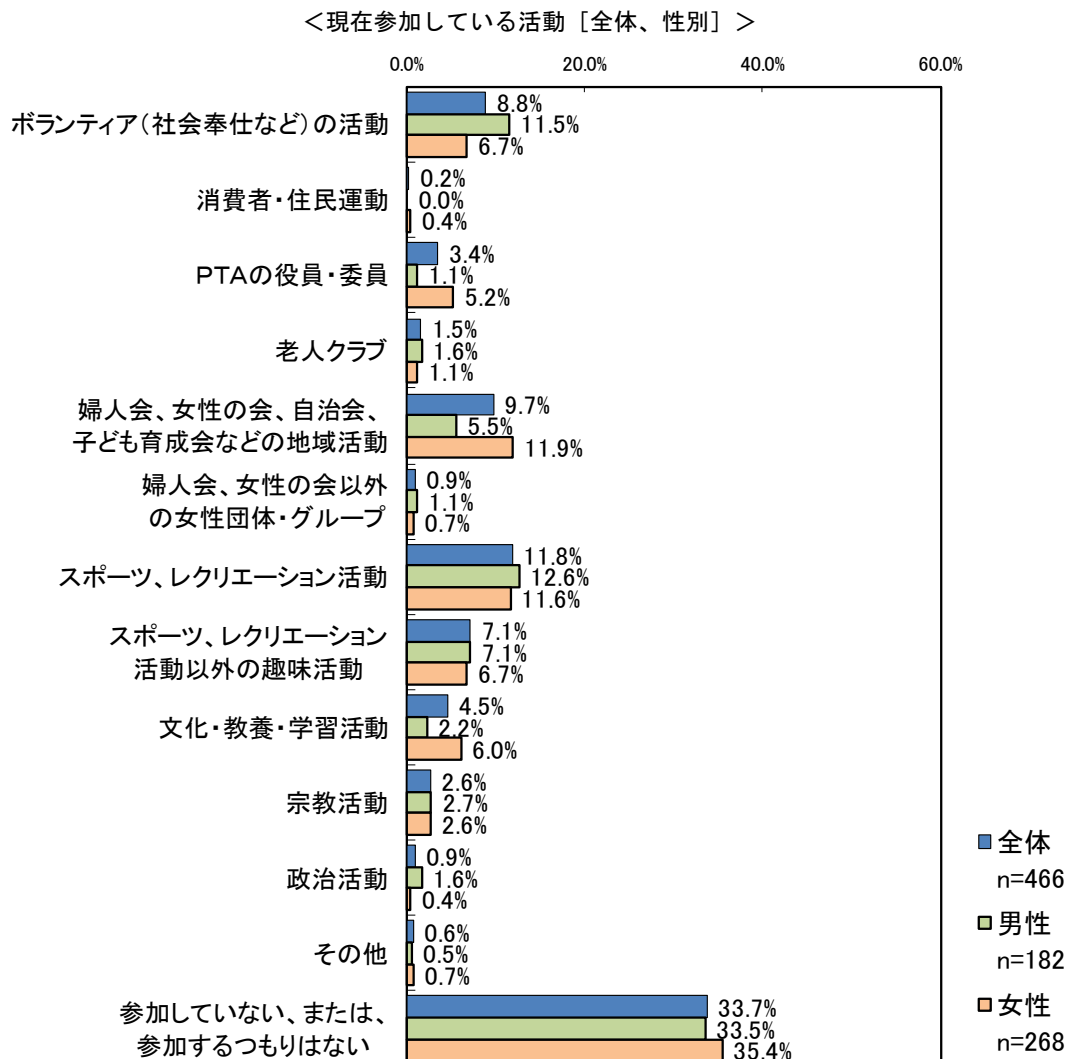
(1) 現在参加している活動

問 23① あなたは現在、仕事や家庭以外で何か活動をしていますか。(複数回答)

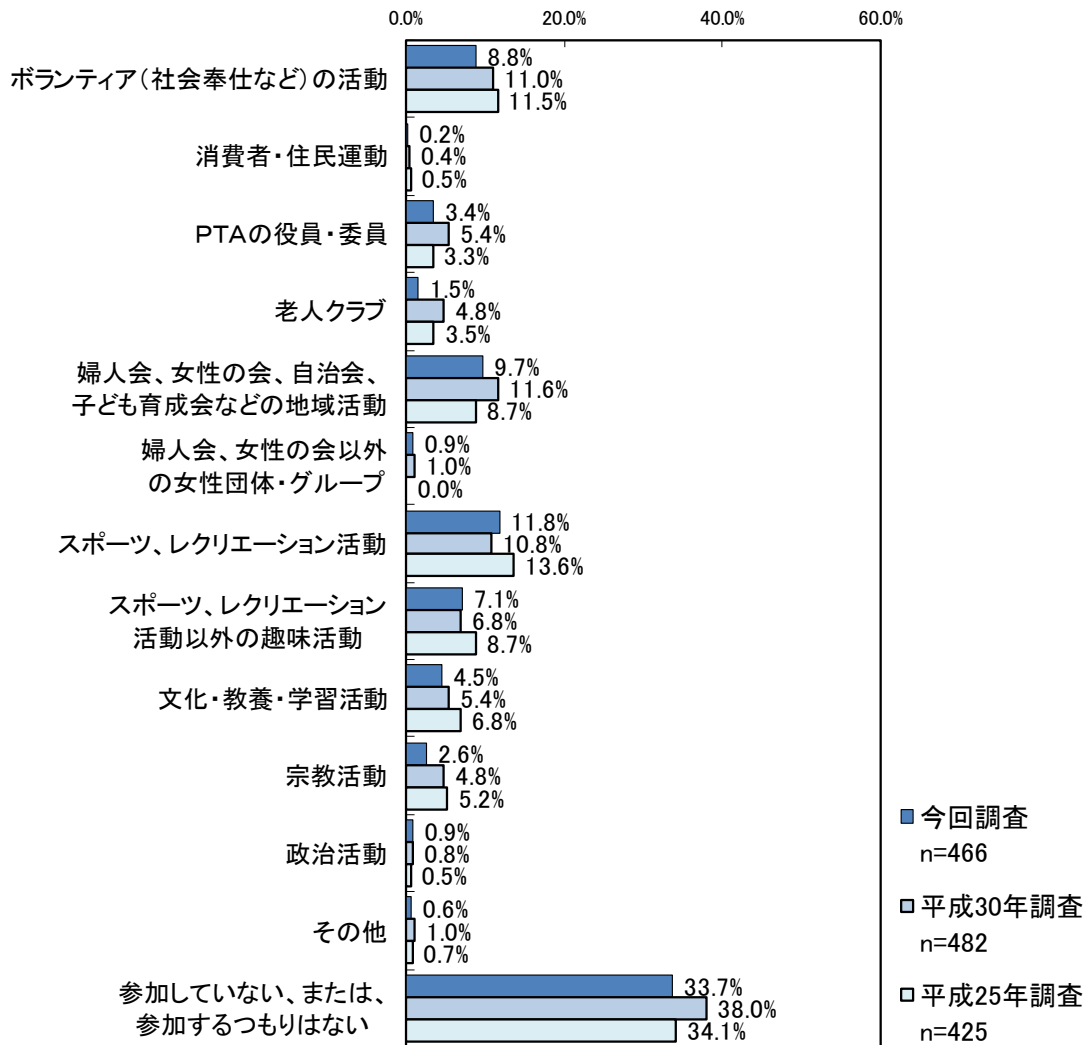
- ✓ 参加していないという人が 3 人に 1 人となっているが、参加している人の中では、「スポーツ、レクリエーション活動」が最も高くなっている。
- ✓ 前回調査と比べて、「参加していない、または参加するつもりはない」が 4.3 ポイント減少している。

全体でみると、「参加していない、または参加するつもりはない」が 3 人に 1 人の割合だが、参加している活動内容をみると、「スポーツ、レクリエーション活動」(11.8%) が最も高く、以下、「婦人会、女性の会、自治会、子ども育成会などの地域活動」(9.7%)、「ボランティアの活動」(8.8%)、と続き、趣味活動や地域活動など多岐にわたっている。性別にみると、「ボランティアの活動」は女性より男性の割合が高くなっている。

前回調査と比べて、「参加していない、または参加するつもりはない」が 4.3 ポイント減少している。



<現在参加している活動 [全体] (前回、前々回調査比較) >



(2) 今後も引き続き（あるいは今後新たに）参加してみたい活動

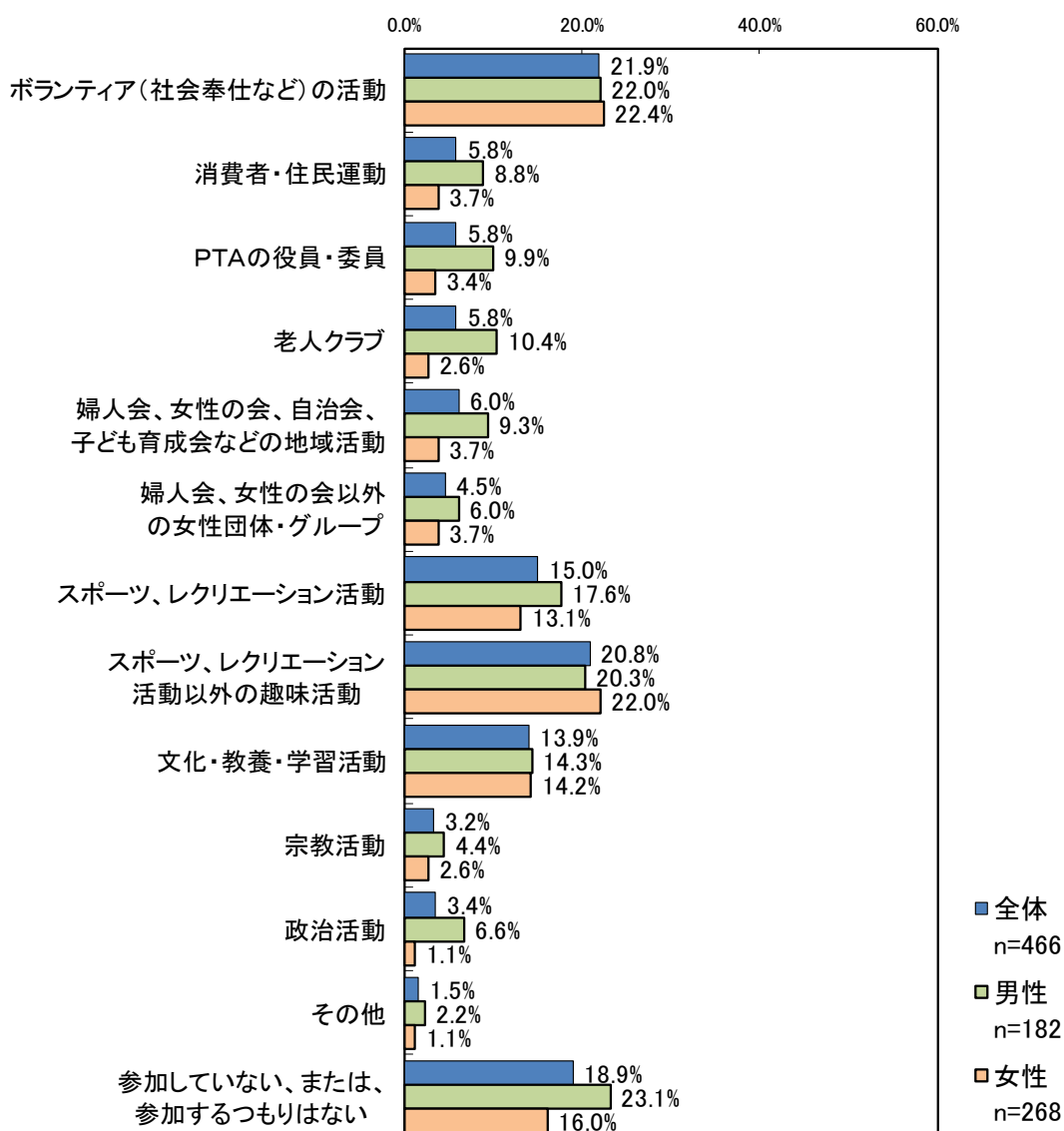
問 23② 今後も引き続き（あるいは今後新たに）参加してみたい活動は何ですか。（複数回答）

- ✓ 前回調査と変わらず、「ボランティアの活動」への参加意向が最も高いが、僅差で「スポーツ、レクリエーション活動以外の趣味活動」が続いている。
- ✓ 前回調査と比べて、「参加していない、参加するつもりはない」が 7.0 ポイント減少している。

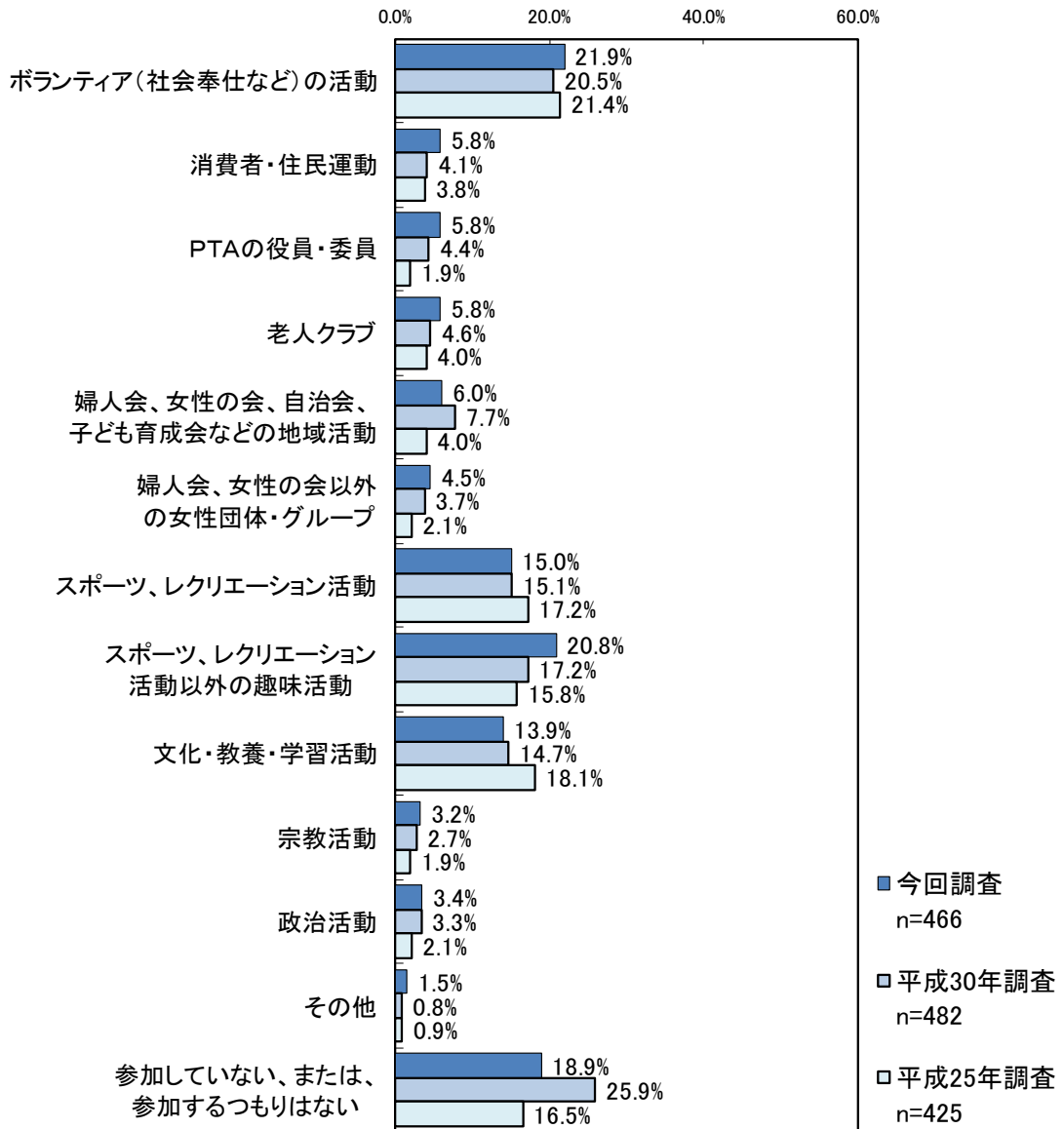
全体でみると、「ボランティアの活動」に参加したいという人が 21.9%で最も高く、現在参加している人が 8.8%（前頁参照）であることから、今後新たに参加してみたいという人が約 1 割いることがうかがえる。これに「スポーツ、レクリエーション活動以外の趣味活動」（20.8%）が続いており、前回調査及び前々回調査と比べ増加傾向が認められる。参加したい活動の 3 位以下は、「スポーツ、レクリエーション活動」（15.0%）、「文化・教養・学習活動」（13.9%）となっている。

前回調査と比べて、「参加していない、または参加するつもりはない」が 7.0 ポイント減少している。

<今後も引き続き（あるいは今後新たに）参加してみたい活動 [全体、性別]>



<今後も引き続き（あるいは今後新たに）参加してみたい活動 [全体]（前回、前々回調査比較）>



(3) 団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向

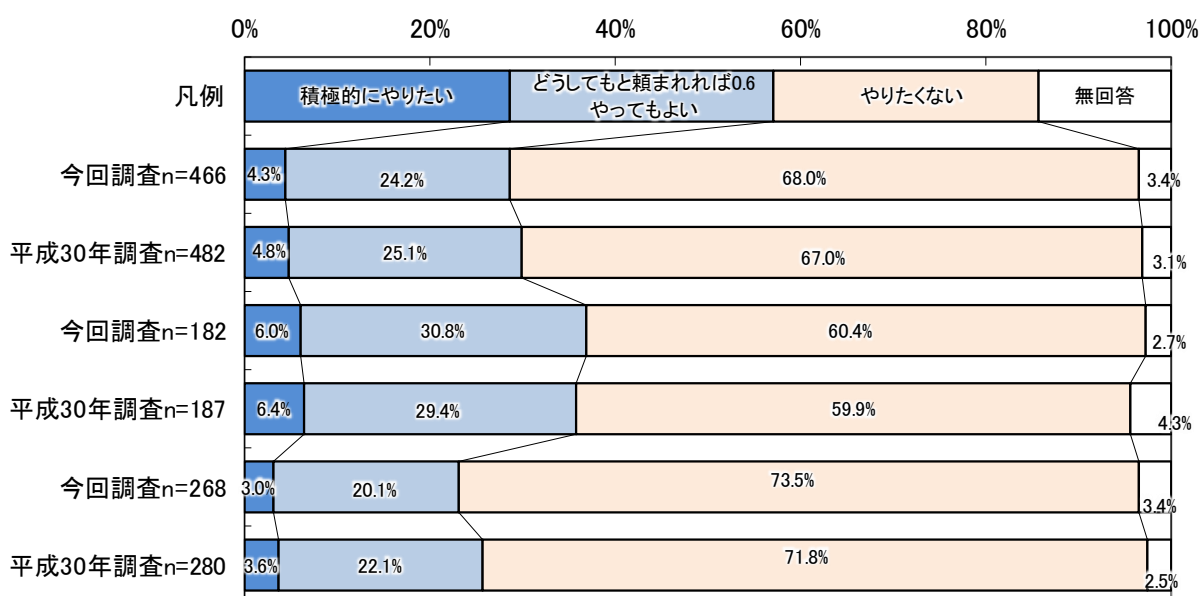
問 24 あなた自身が、団体の長や代表者として選ばれる機会があったとしたら、あなたはその職につきたいと思いますか。(単一回答)

✓ 女性は「やりたくない」の割合が73.5%と最も高くなっており、男性の「やりたくない」の割合(60.4%)を13.1ポイント上回っている。

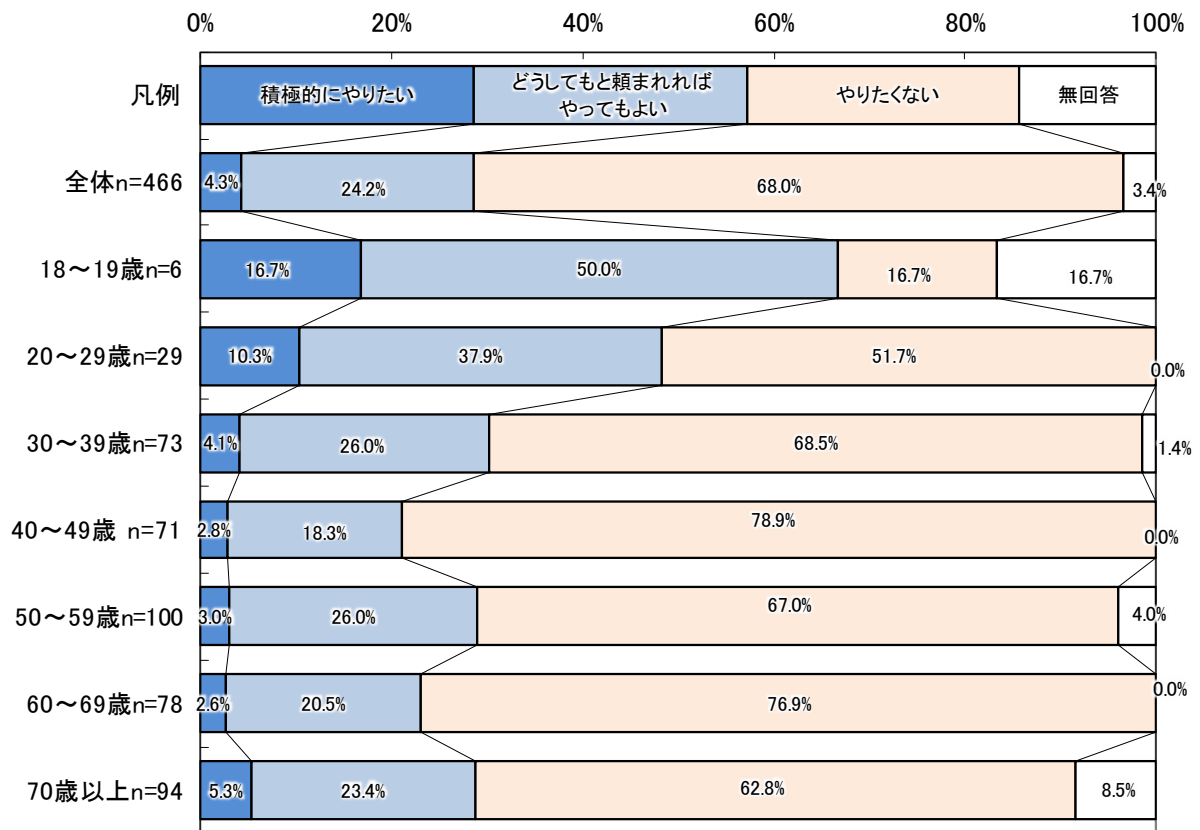
性別にみると、女性は「やりたくない」の割合が73.5%と最も高くなっており、男性の「やりたくない」の割合(60.4%)を13.1ポイント上回っている。「積極的にやりたい」と「どうしても頼まれればやってもよい」を合わせた団体の長や代表者を引き受ける人の割合は男性36.8%、女性23.1%で男性の割合が高くなっている。

団体の長や代表者を引き受ける人の割合を年齢別でみると、18～19歳が66.7%(ただし回答者数7人)、20～29歳が48.2%(同29人)と、回答者数は少ないものの若い世代で就任意向が高いことがうかがえる結果となっている。

<団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向 [全体、性別]>



<団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向 [年齢別] >



(4) 有職者が地域活動に参加しやすくなるために必要な条件整備

問 25

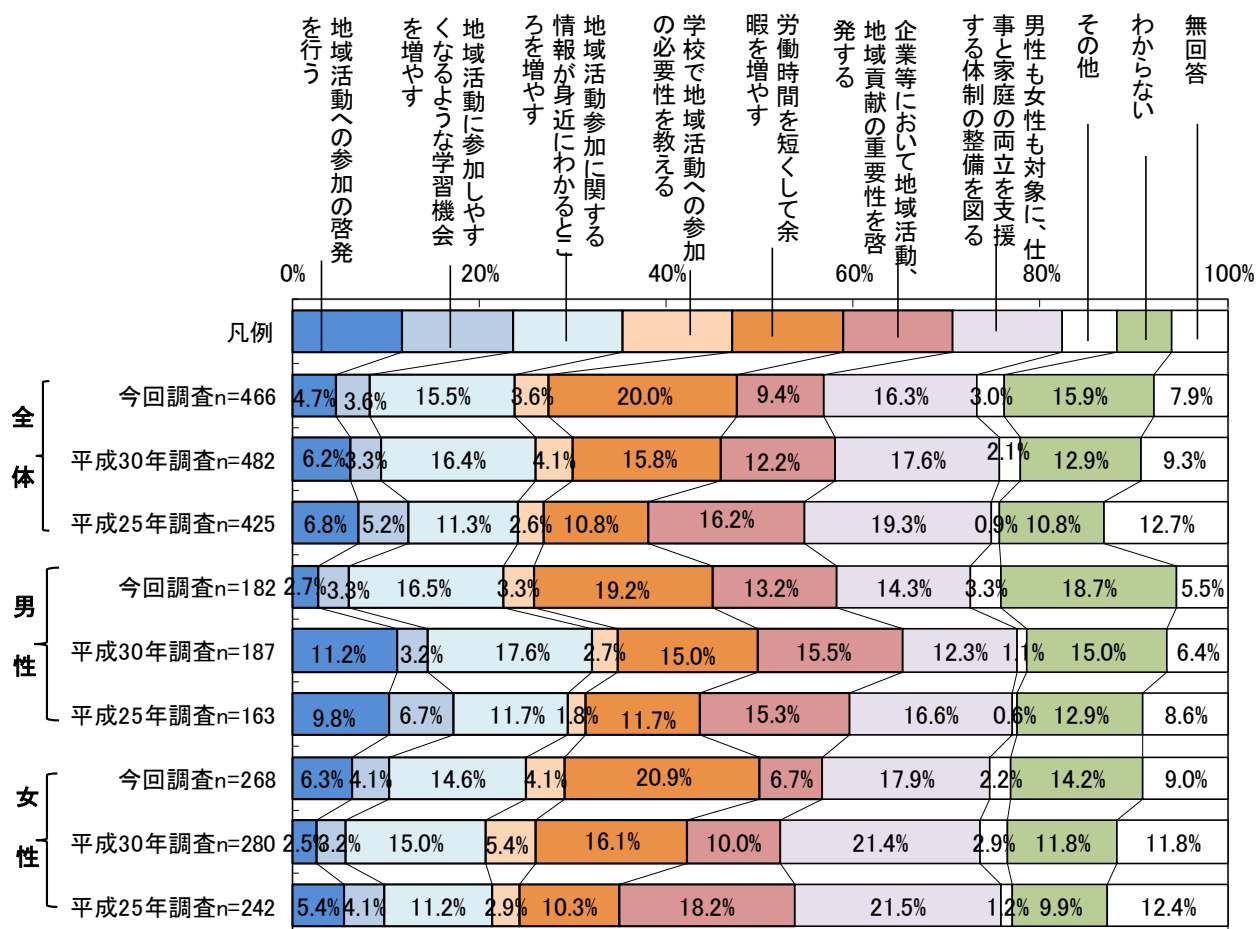
仕事を持っている男女が、地域活動に参加しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

- ✓ 女性は男性と比べ、「男性も女性も対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」ことが必要と考えている人の割合が高くなっている。
- ✓ 前回調査と比べると、「労働時間を短くして余暇を増やす」という啓発よりも具体的な取り組みに係わる選択肢が増加している。

全体でみると、「労働時間を短くして余暇を増やす」の割合が 20.0%と最も高く、以下、「男性も女性も対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」(16.3%)、「わからない」(15.9%)、「地域活動参加に関する情報提供を増やす」(15.5%)と続いている。前回調査と比べると、「労働時間を短くして余暇を増やす」という啓発よりも具体的な取り組みに係わる選択肢が増加している。

性別でみると、女性は男性に比べ、「男性も女性も対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」と回答した割合が高く、男性は女性に比べ「企業等において地域活動、地域貢献の重要性を啓発する」など企業等の取り組みの割合が高くなっている。

<有職者が地域活動に参加しやすくなるために必要なこと [全体、性別] (前回調査比較) >



9. パートナー（配偶者や恋人）間の暴力・人権などについて

(1) セクシャル・ハラスメントだと思う行為

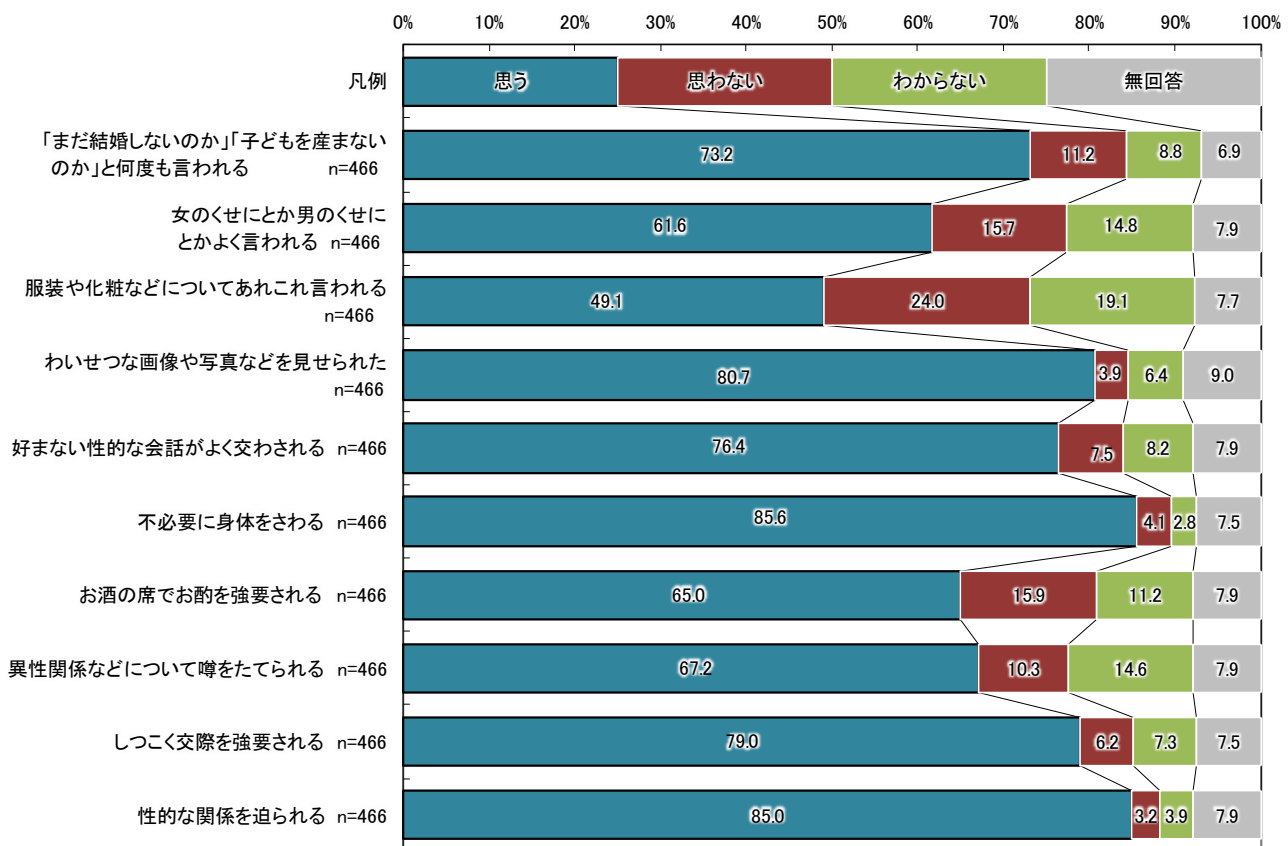
問 26 次の行為のうち、あなたがセクシャル・ハラスメントだと思うものはどれですか。

- ✓ 「不必要に身体をさわる」、「性的な関係を迫られる」、「わいせつな画像や写真などを見せられた」においては、8割以上の方がセクハラだと思うと回答している。
- ✓ 前回調査と比べて、すべての項目においてセクハラだ「思う」割合が高くなっている。

全体でみると、セクシャル・ハラスメントだと思う行為としては、「不必要に身体をさわる」(85.6%)、「性的な関係を迫られる」(85.0%)、「わいせつな画像や写真などを見せられた」(80.7%)、「しつこく交際を強要される」(79.0%)が上位を占めている。また、「服装や化粧などについてあれこれ言われる」、「女(男)のくせにとかよく言われる」、「異性関係などについて噂をたてられる」、「お酒の席でお酌を強要される」という行為についてはセクハラだという意識が上位と比較して低くなっているが、一方で「わからない」という回答が10%台となっている。

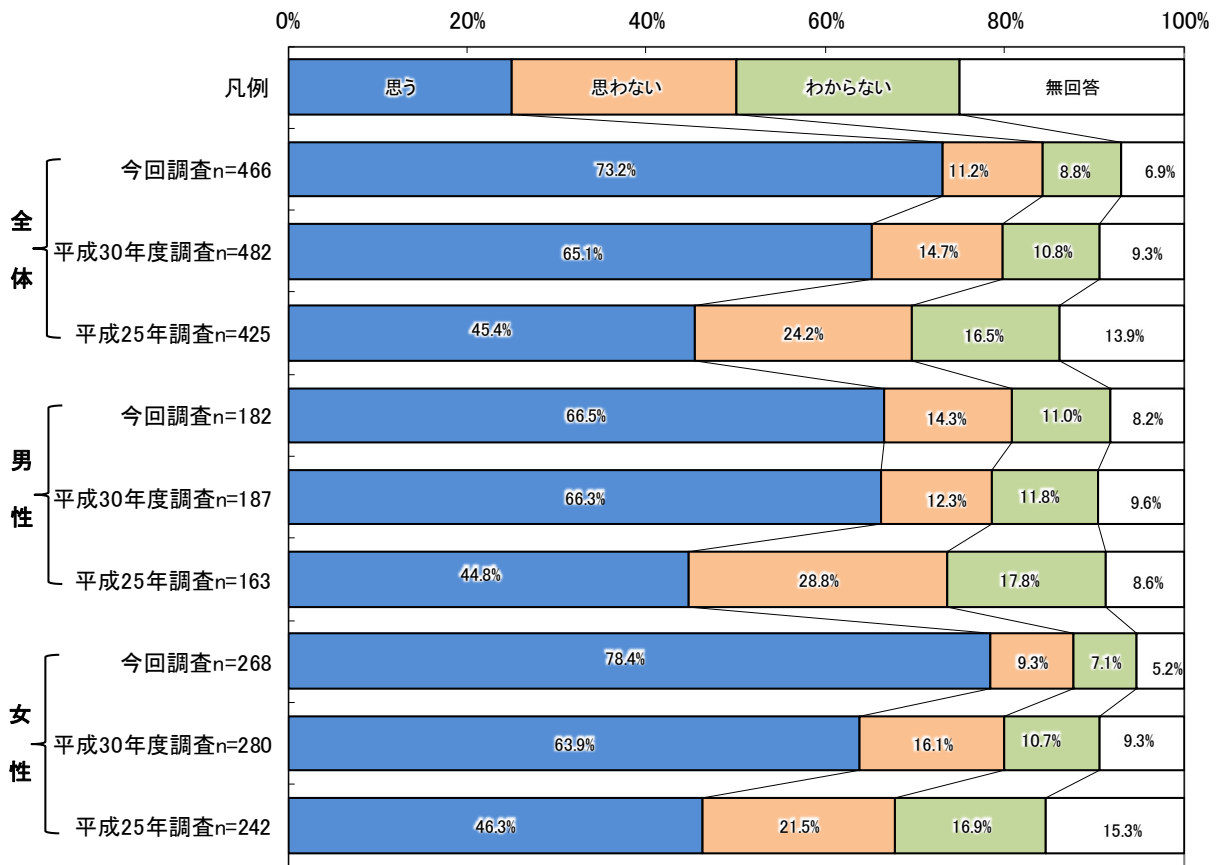
前回調査と比べると、すべての項目において、セクハラだと「思う」割合が高くなっており、女性の意識が男性に比べ高くなっている項目が多い。

<セクシャル・ハラスメントだと思う行為 [全体]>

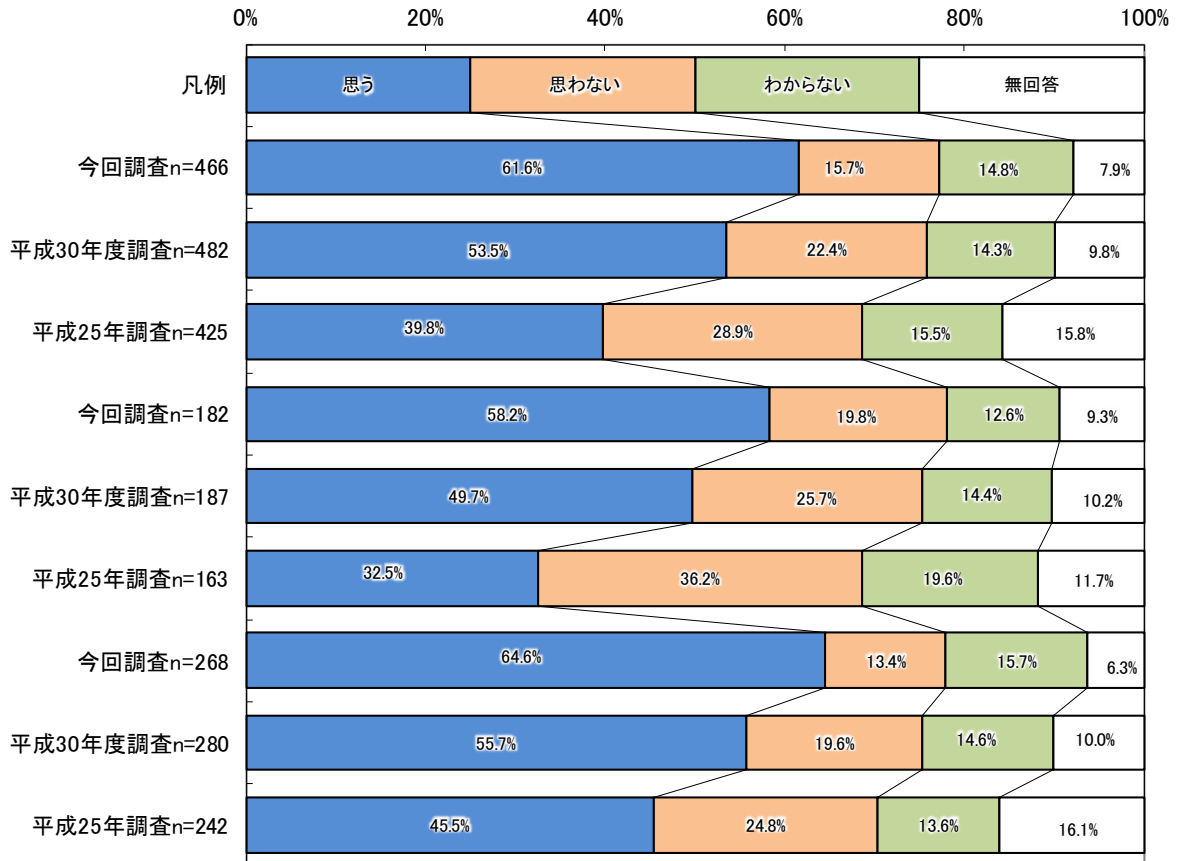


<セクシャル・ハラスメントだと思う行為 [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 1 >

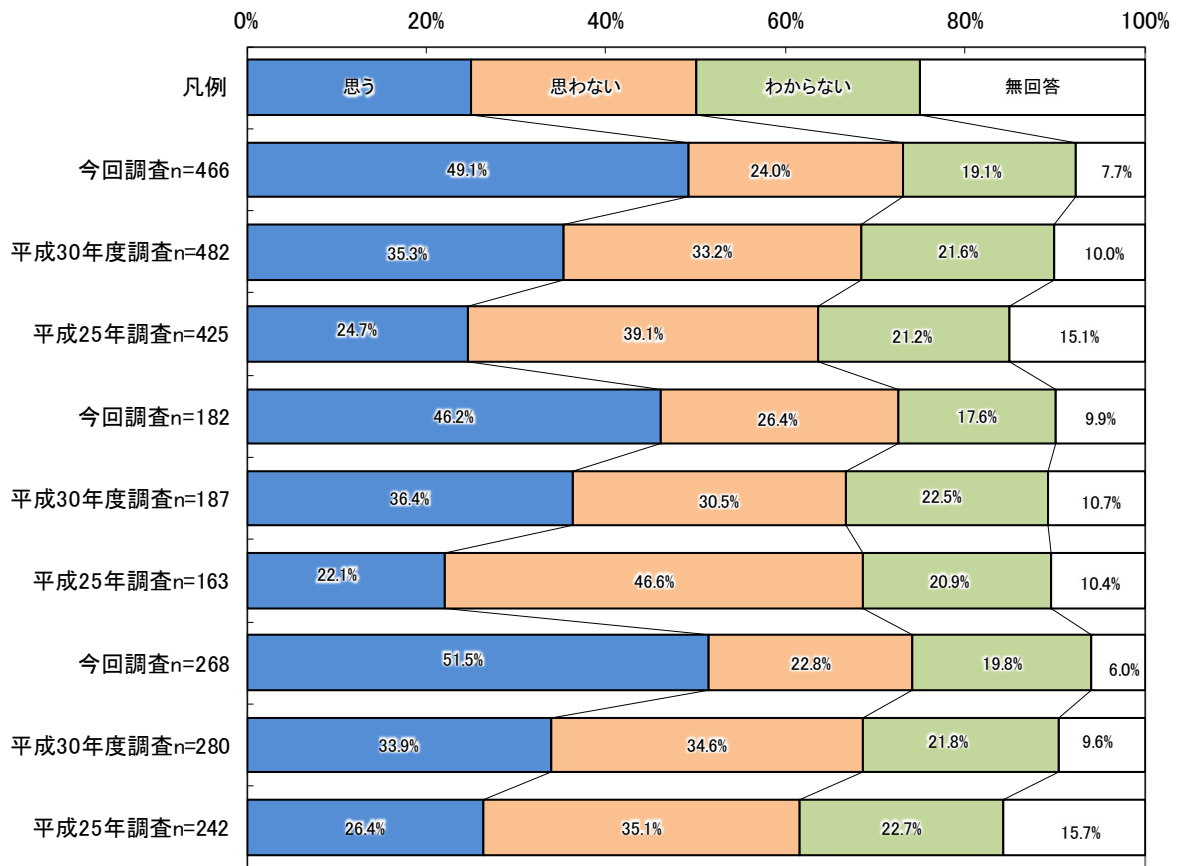
1. 「まだ結婚しないのか」「子どもを産まないのか」と何度も言われる



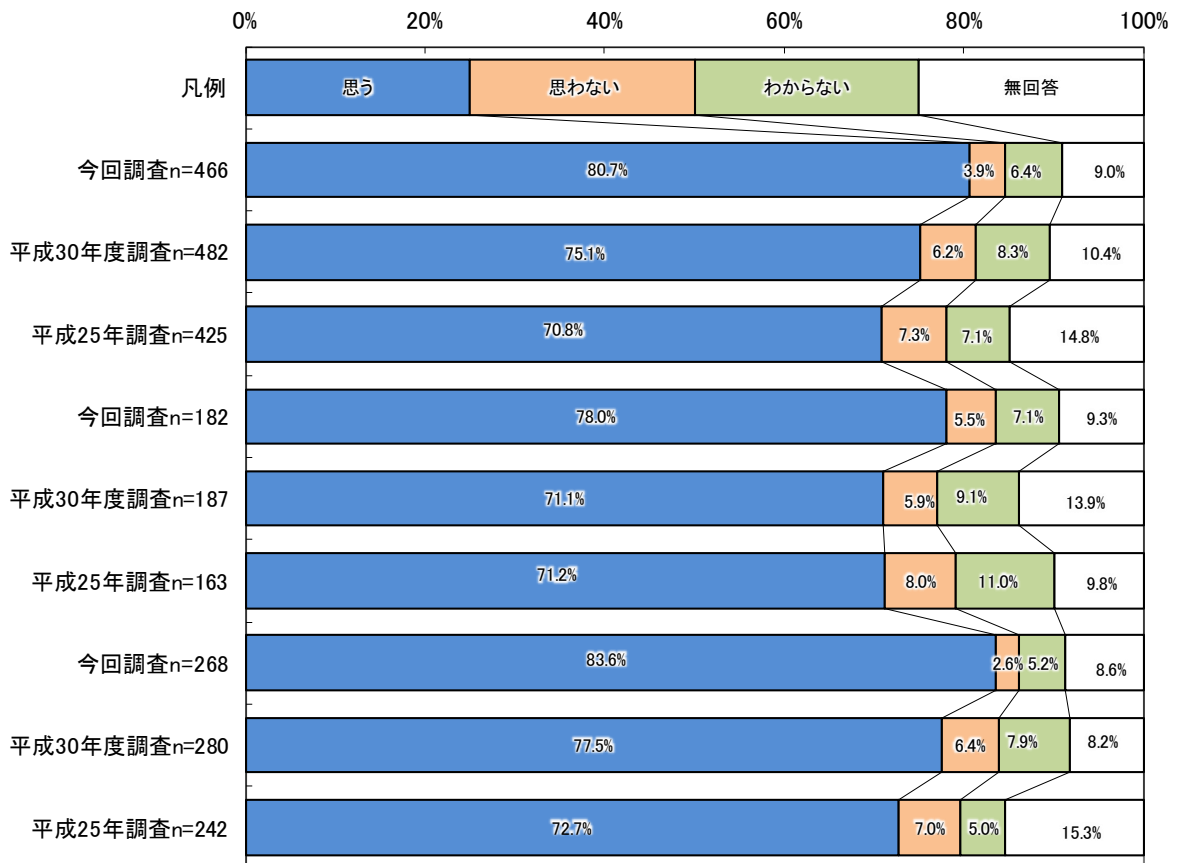
2. 女のくせにとか男のくせにとかよく言われる



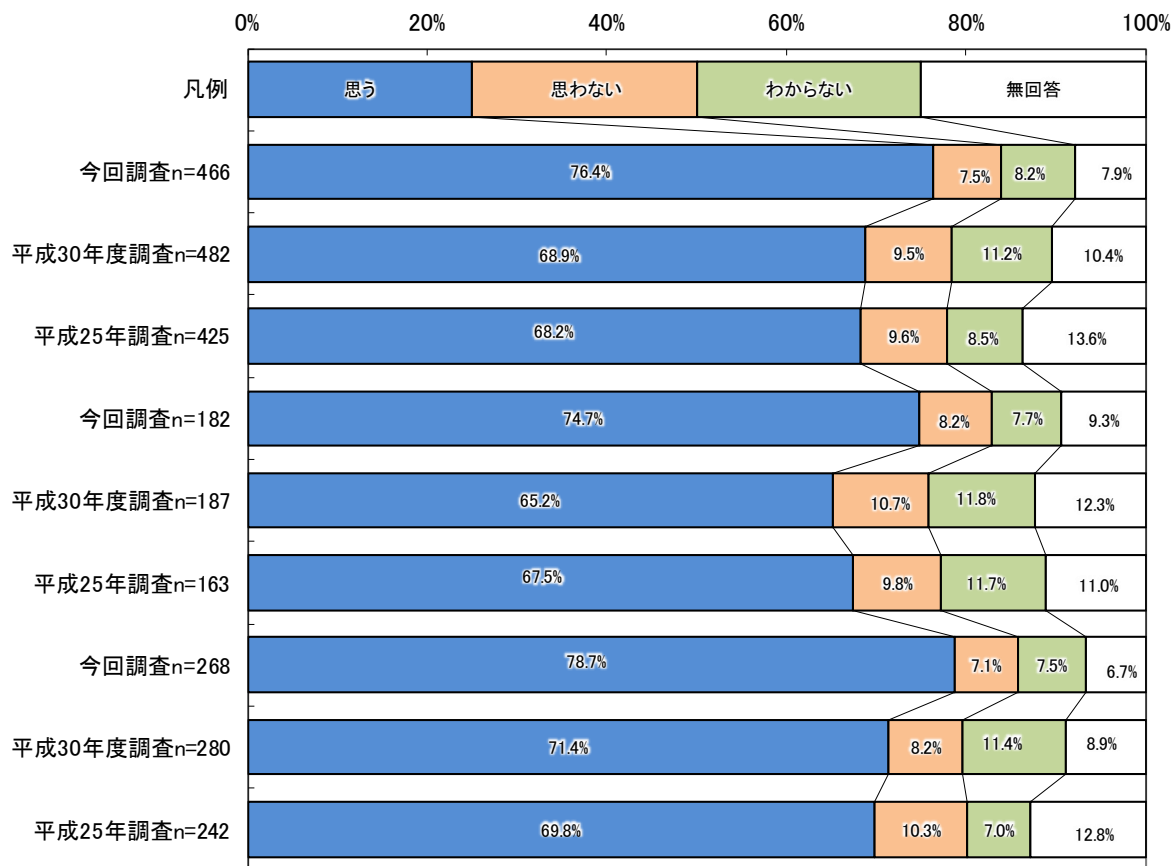
3. 服装や化粧などについてあれこれ言われる



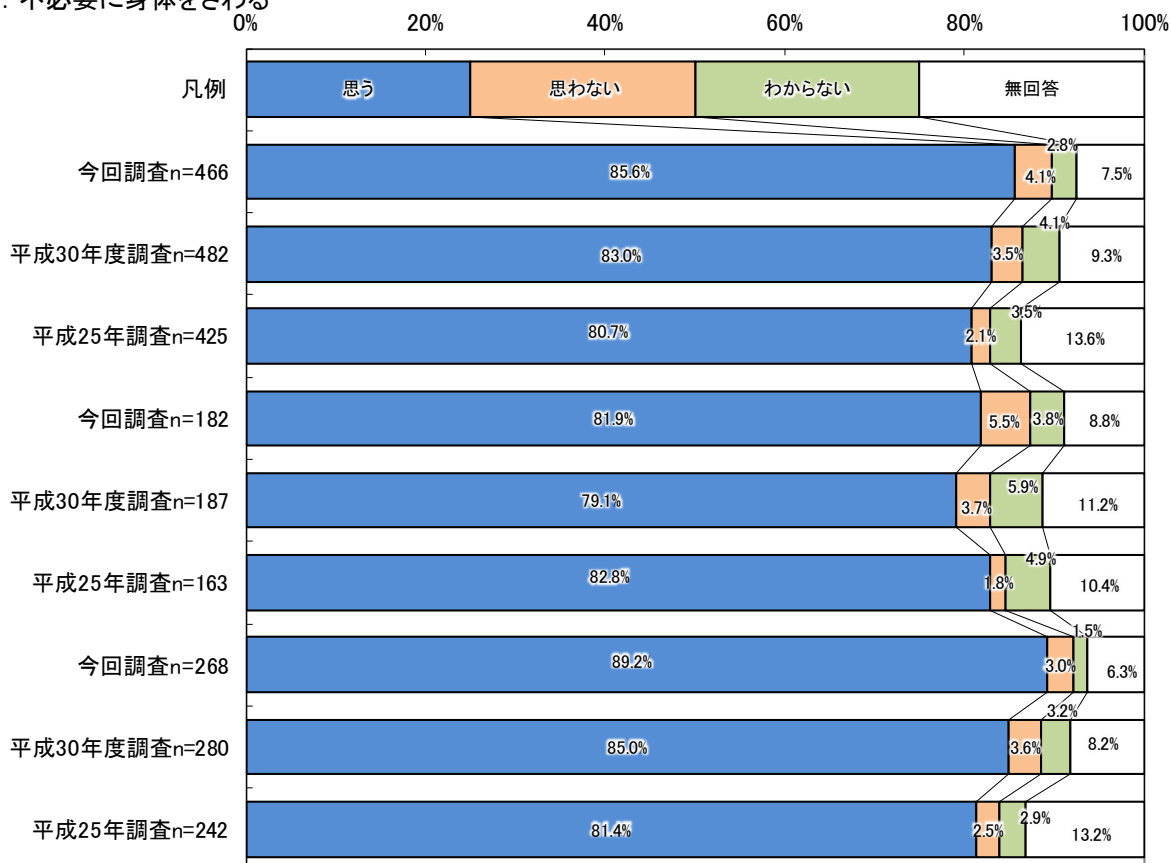
4. わいせつな画像や写真などを見せられた



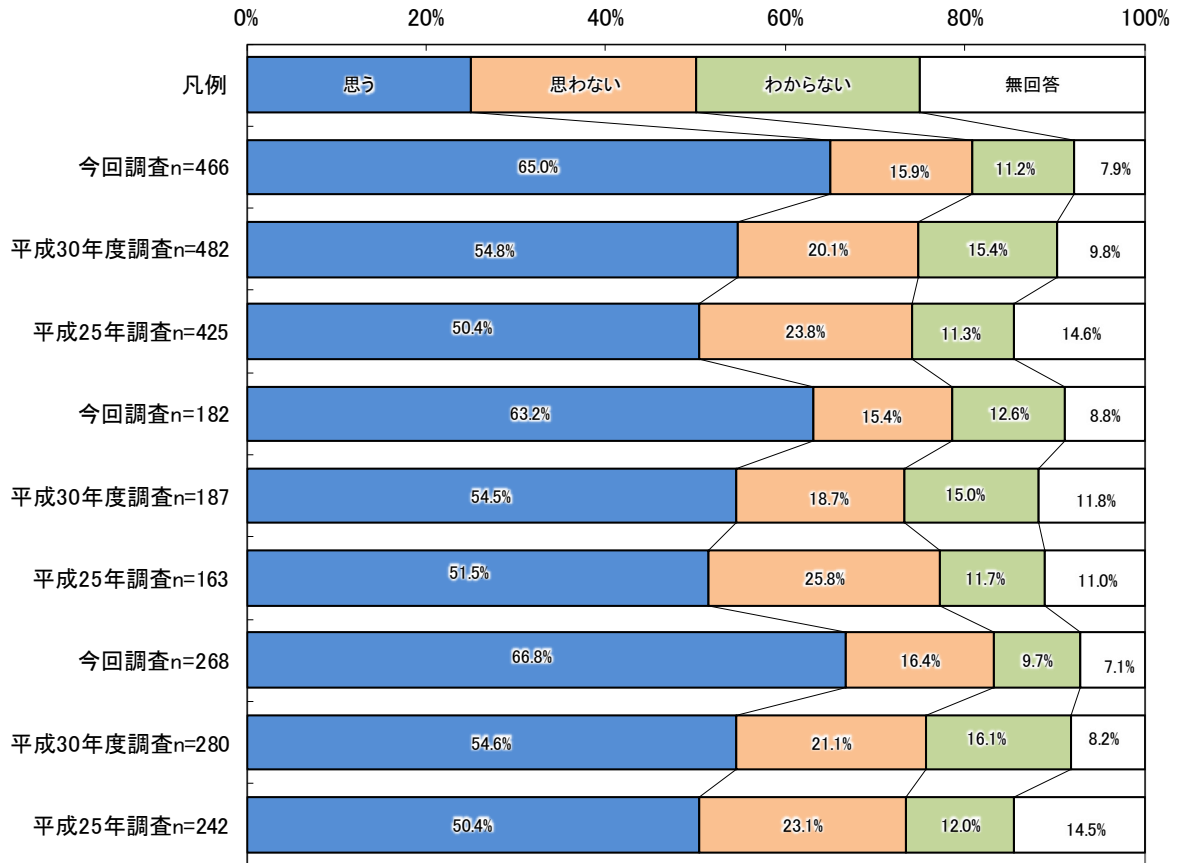
5. 好まない性的な会話がよく交わされる



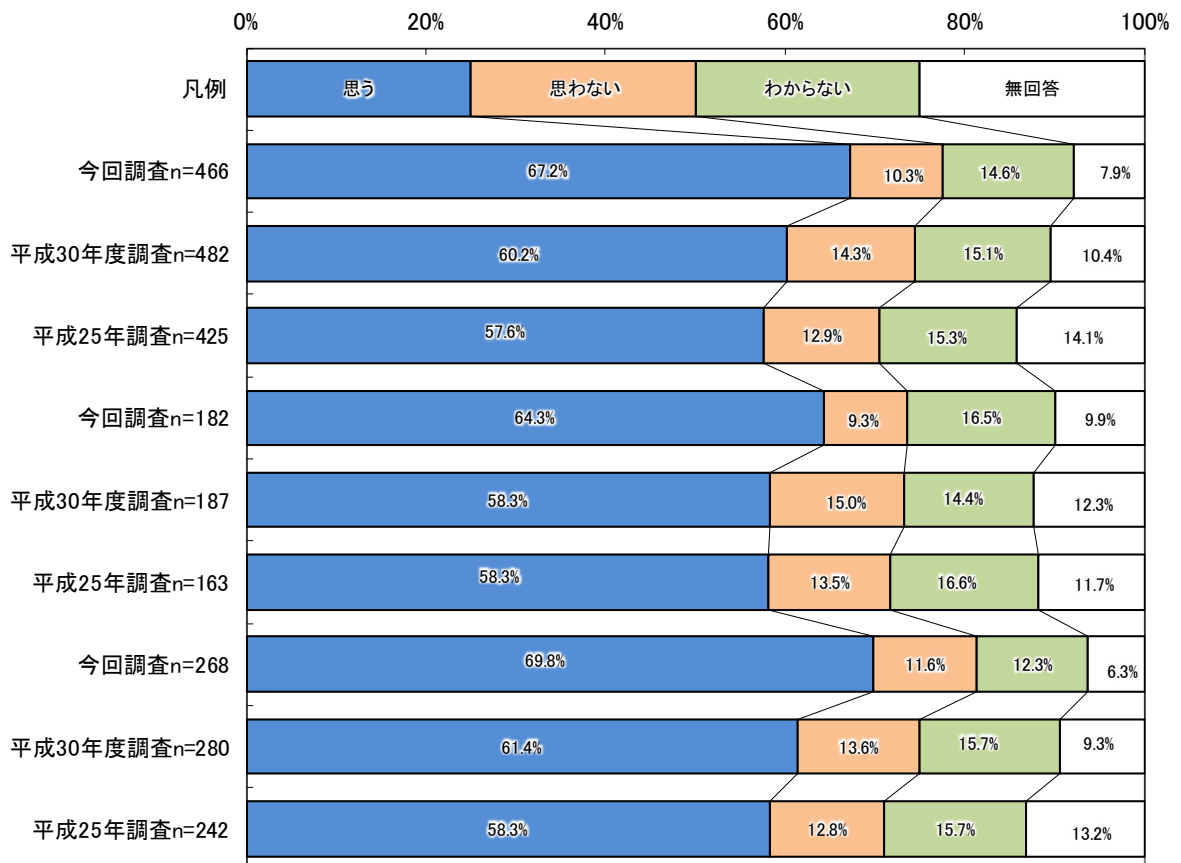
6. 不必要に身体をさわる



7. お酒の席でお酌を強要される

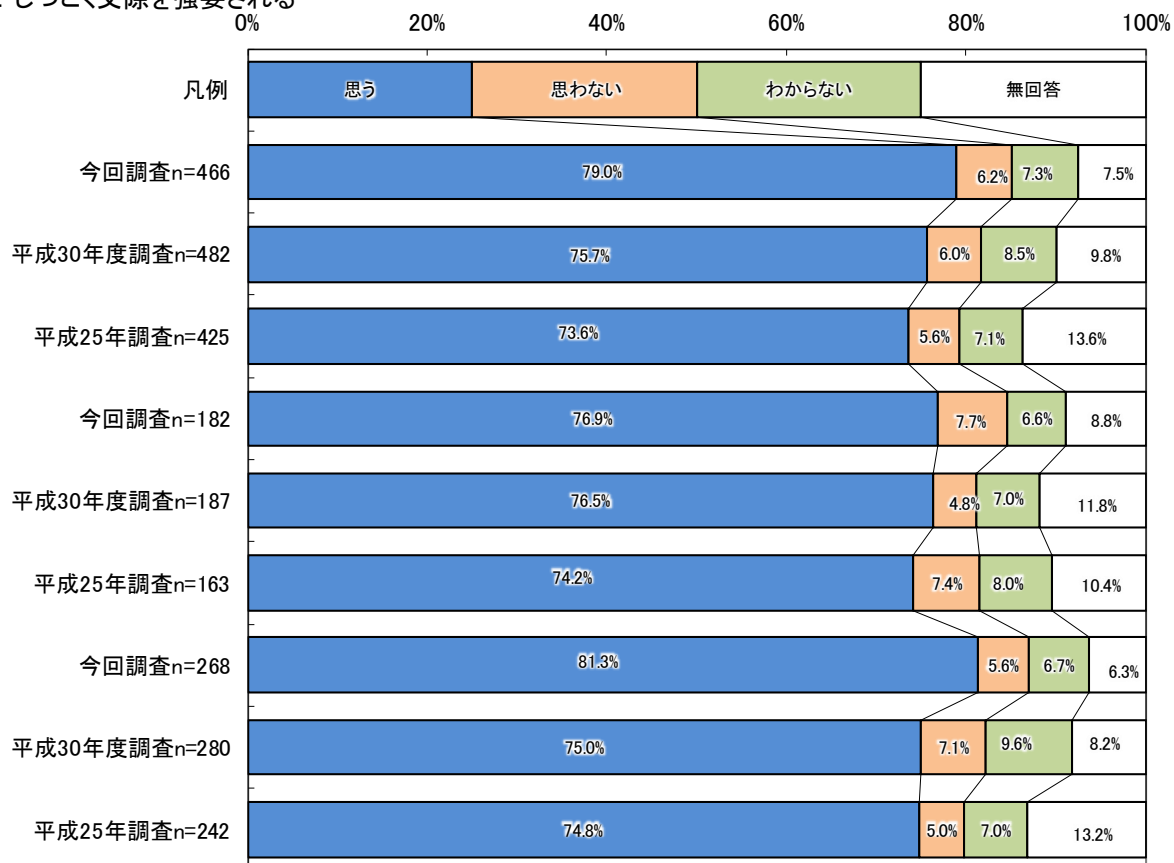


8. 異性関係などについて噂をたてられる

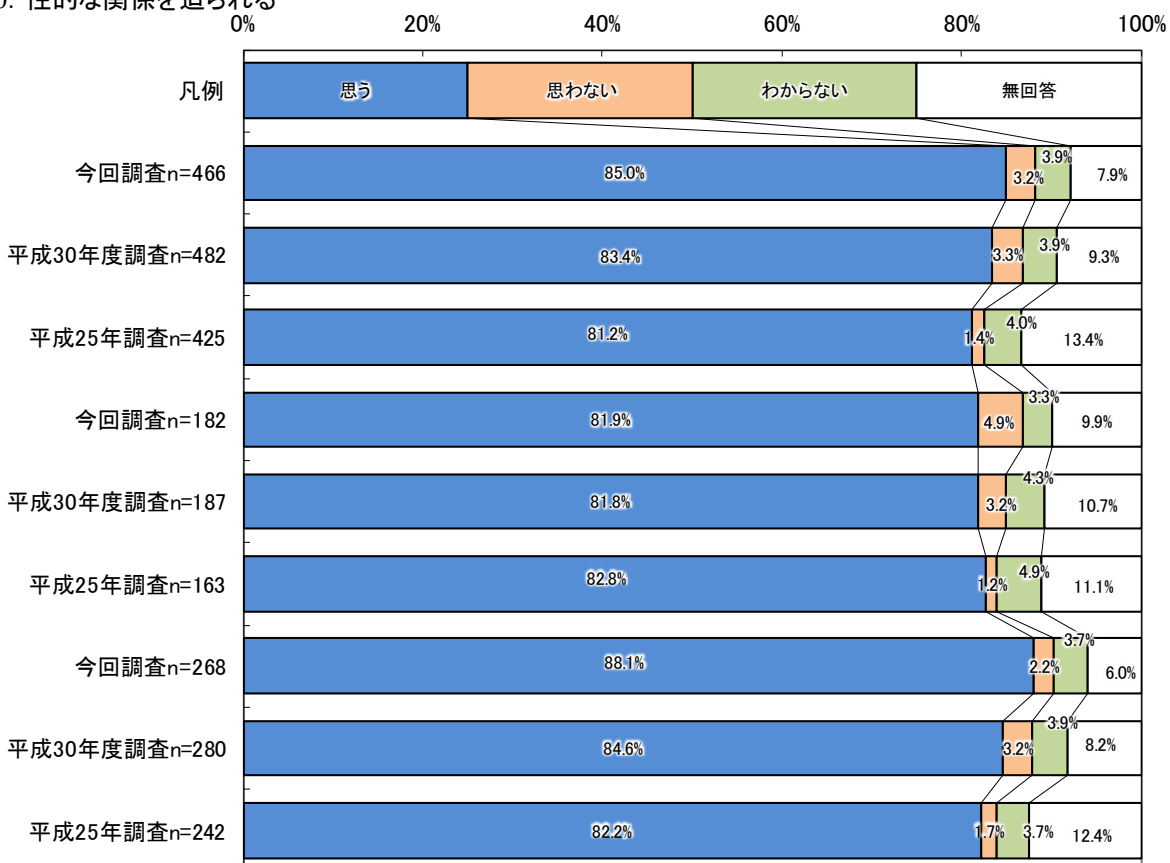


＜セクシャル・ハラスメントだと思う行為 [全体、性別] (前回、前々回調査比較) - 5＞

9. しつこく交際を強要される



10. 性的な関係を迫られる



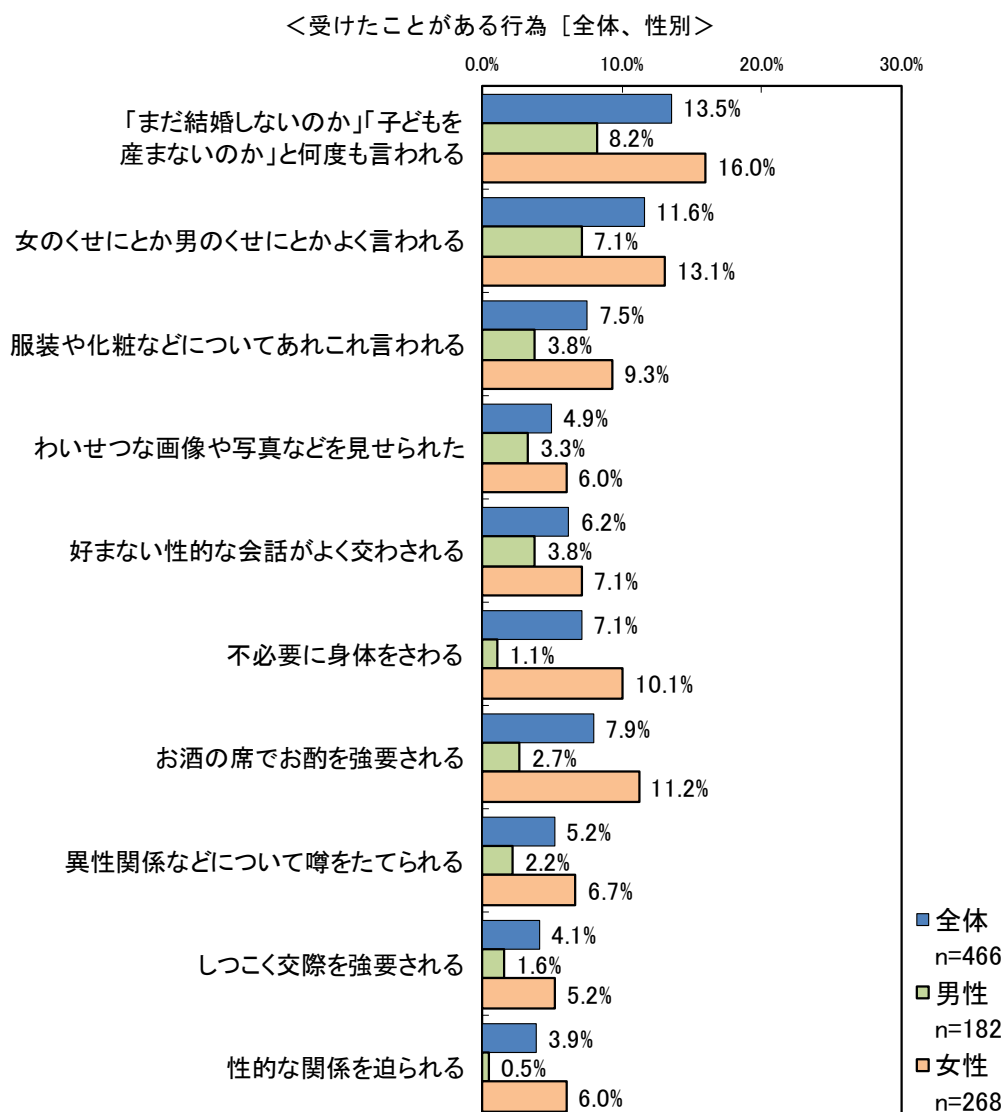
(2) 各種行為を受けた経験

問 25 それぞれの行為のうち、あなた自身が受けた経験があるものを教えてください。(複数回答)

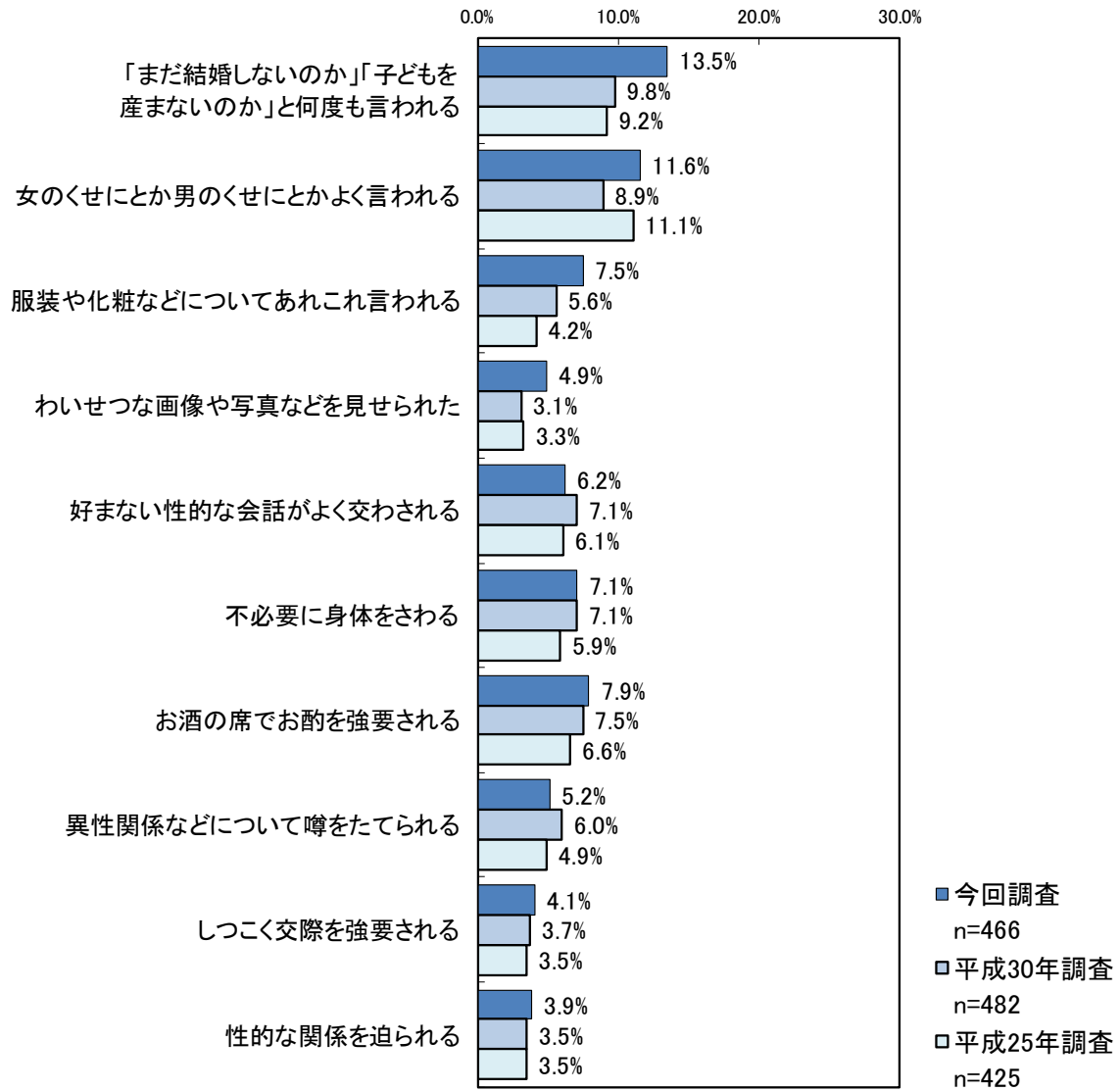
- ✓ 女性の1割以上の方が「まだ結婚しないのか」「子どもを産まないのか」と何度も言われる」、「女のくせにとか男のくせにとかよく言われる」、などの経験があると回答している。

すべての項目において、男性に比べ女性の回答率が高くなっている。性別にみると、女性では「まだ結婚しないのか」「子どもを産まないのか」と何度も言われる」と回答した人の割合が16.0%で最も高く、以下、「女(男)のくせにとかよく言われる」(13.1%)、「お酒の席でお酌を強要される」(11.2%)、「不必要に身体をさわる」(10.1%)、「服装や化粧などについてあれこれ言われる」(9.3%)と続いており、これら上位5位においては女性の1割程度の人が経験している。

前回調査と比べると、今回は「好まない性的な会話がよく交わされる」と「異性関係などについて噂をたてられる」の割合がやや減少し、「不必要に身体をさわる」は同率で他の項目はやや増加している。



＜受けたことがある行為〔全体、性別〕（前回調査比較）＞



(3) パートナーからの暴力を見聞きした経験

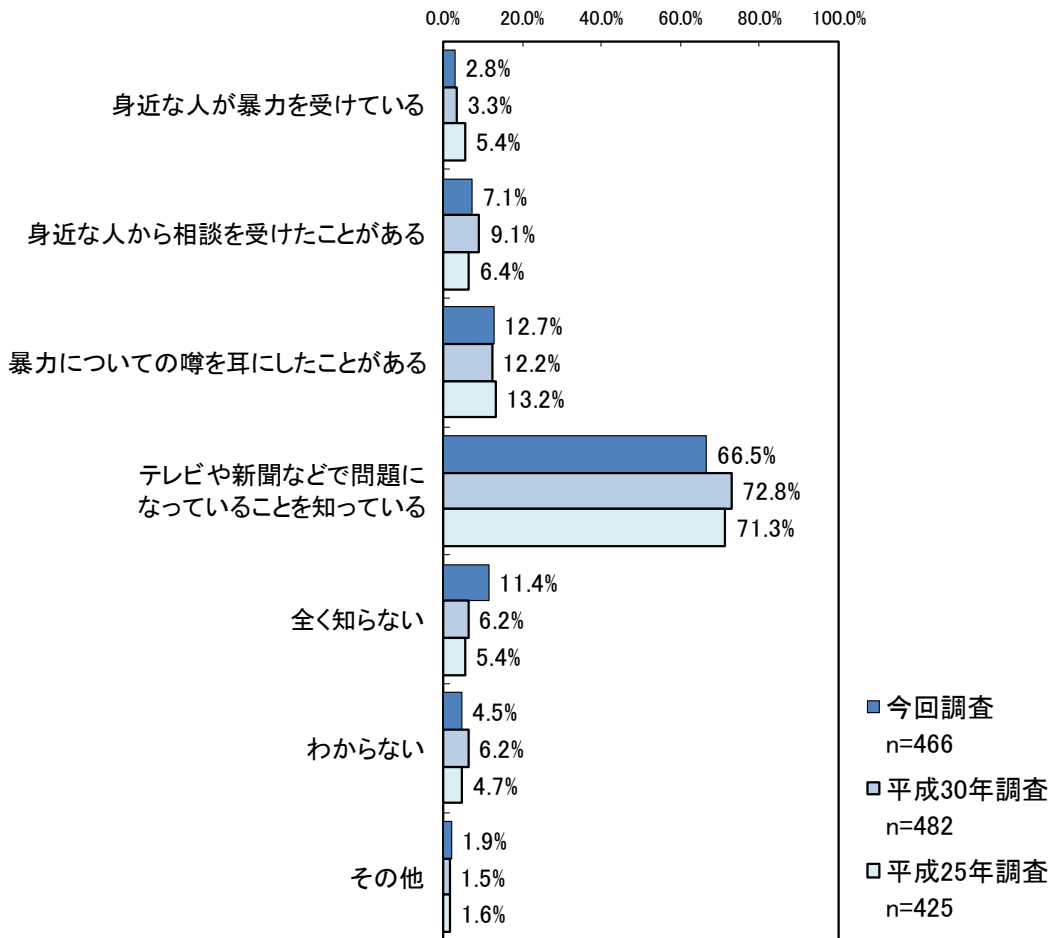
問 27 あなたは、パートナーからの暴力について身近に見たり聞いたりしたことがありますか。
(複数回答)

- ✓ テレビや新聞などのマスコミ媒体から情報を入手している人が多い。
- ✓ パートナーからの暴力が身近に存在していると回答した人が4～5人に1人となっている。

全体で見ると、「存在や要望を無視された」(17.0%)、「人格を否定されたと感じるほど、激しく罵られた」(14.4%)、「誰のおかげでおまへは生活できるんだ」と言われた」(12.4%)、「交友関係や電話を細かく監視された」(10.5%)という精神的暴力の割合が高い。また「平手でたたかれた」(10.3%)、「蹴られたり、殴られたりした」(8.4%)という身体的暴力の経験者も1割前後を占めている。前回調査と比べると、精神的暴力が微減傾向にある。

性別にみると、「刃物を突きつけられた」を除く項目において、男性に比べて女性の回答率が高く、女性が男性から暴力を受ける場合が多いことがうかがえる。

<パートナーからの暴力を見聞きした経験 [全体] (前回調査比較) >



(4) パートナーからの暴力の有無

問 28

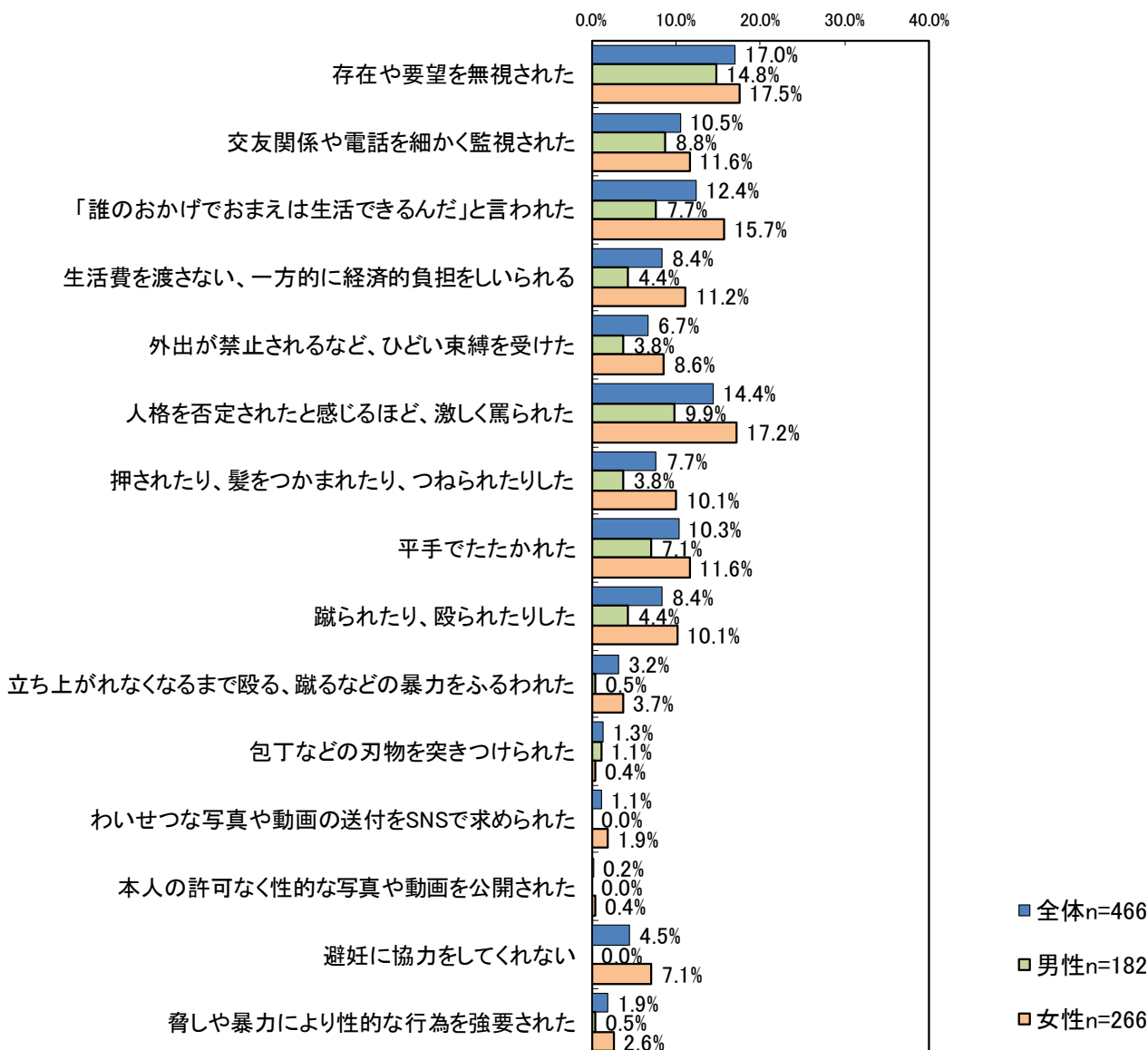
あなたはこれまでに、パートナー（配偶者や恋人）から次のようなことを受けたことがありますか。

- ✓ 経験者のうち、「存在や要望を無視された」など精神的暴力の割合が高い。
- ✓ 「刃物を突きつけられた」を除く項目において、男性に比べて女性の回答率が高く、女性が男性から暴力を受ける場合が多いことがうかがえる。

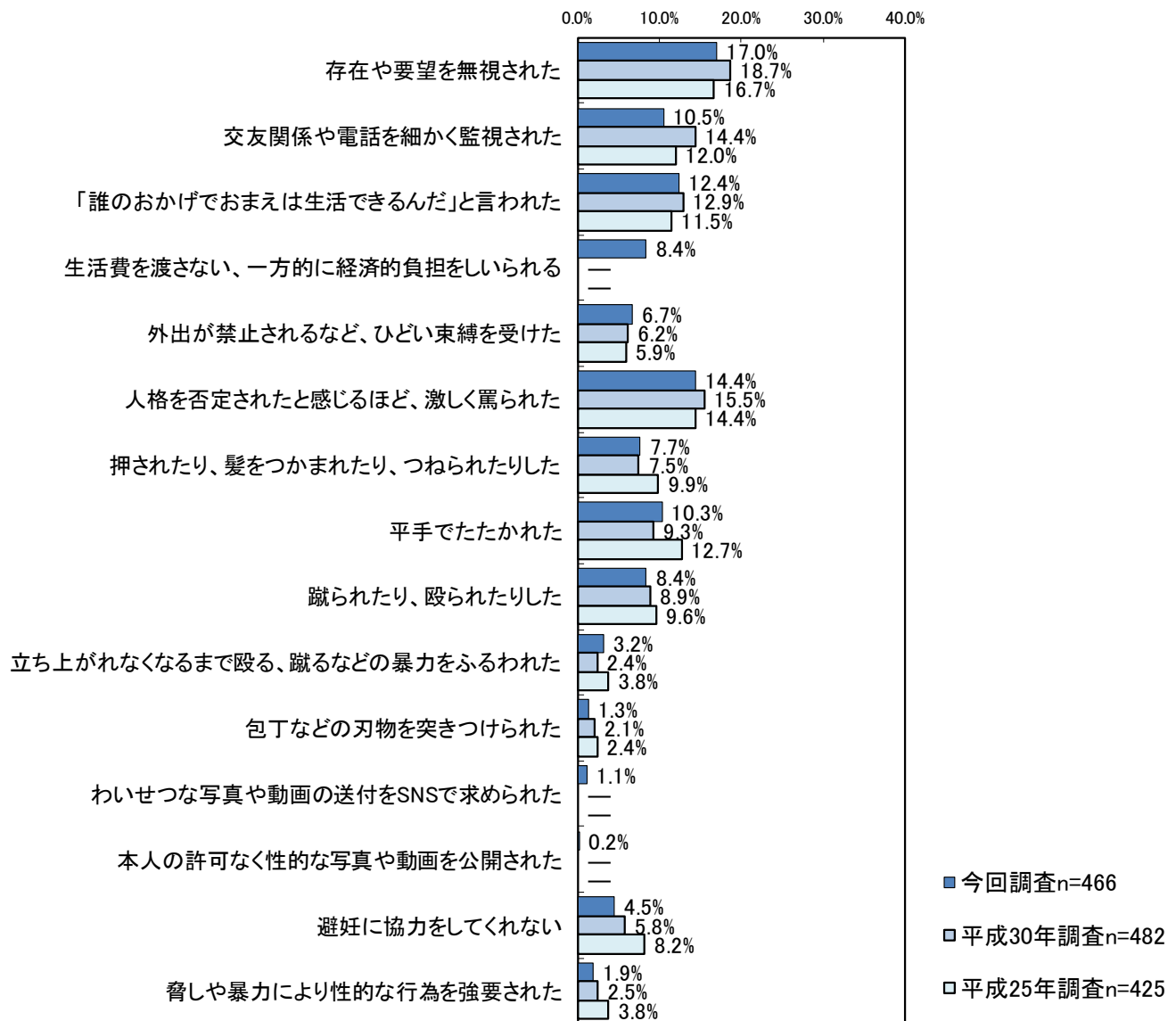
全体でみると、「存在や要望を無視された」（18.7%）、「人格を否定されたと感じるほど、激しく罵られた」（15.5%）、「交友関係や電話を細かく監視された」（14.4%）という精神的暴力の割合が高い。また「平手でたたかれた」（9.3%）、「蹴られたり、殴られたりした」（8.9%）という身体的暴力の経験者も1割近くを占めている。前回調査と比べると、精神的暴力が増加傾向にあるのに対し、身体的暴力は減少傾向がみられる。

性別でみると、どの項目においても、男性に比べて女性の回答率が高く、女性が男性から暴力を受ける場合が多いことがうかがえる。

<パートナーからの暴力の有無 [全体、性別]>



<パートナーからの暴力の有無 [全体] (前回、前々回調査比較) >



(5) 暴力を受けた後の対応

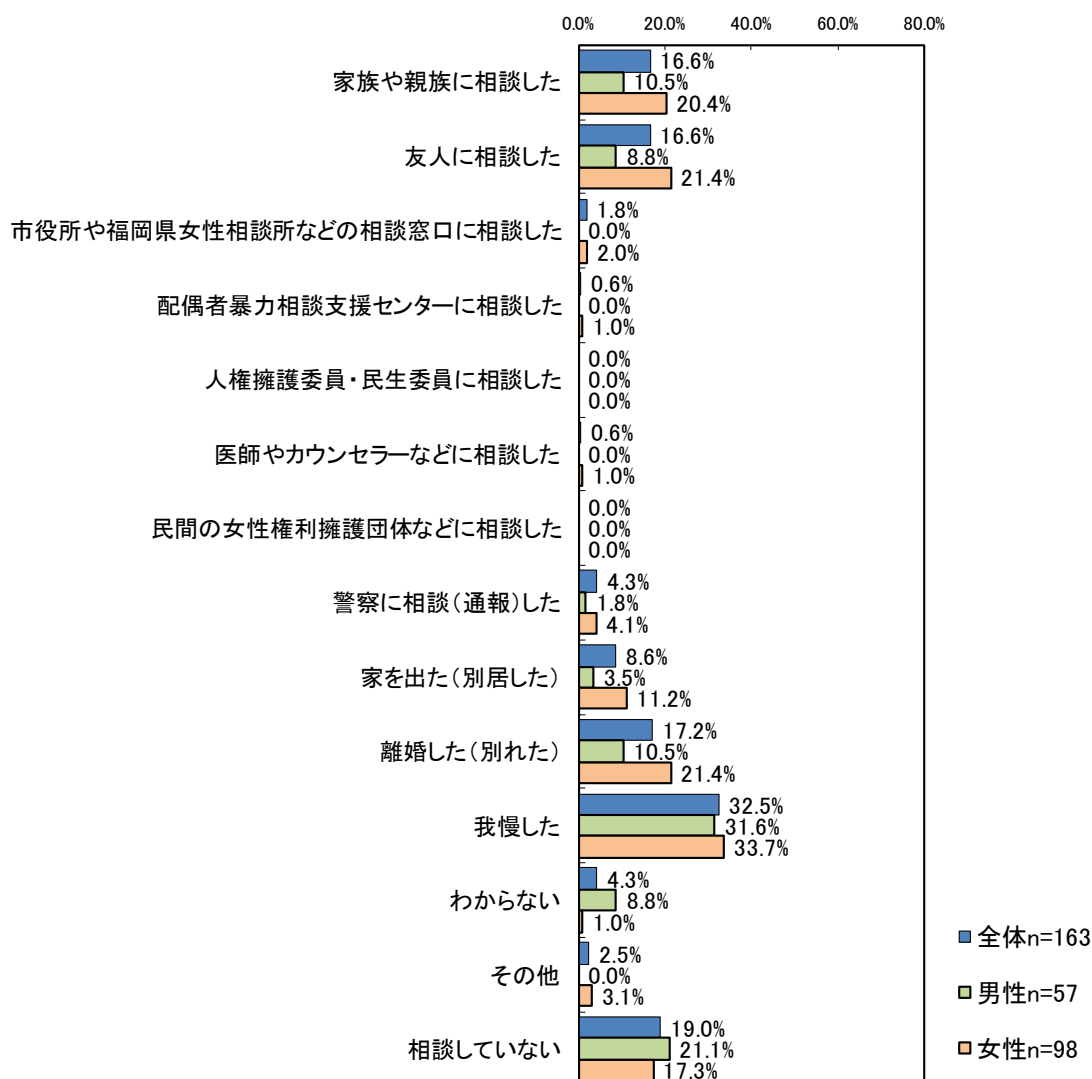
問 28-1 暴力を受けたとき、あなたはどのように対応しましたか。
 ※問 28 で「1. 何度もあった」、「2. 1～2回あった」と答えた人を対象（複数回答）

- ✓ 「我慢した」、「相談していない」という消極的な対応をとる人が圧倒的に多いが、前回調査と比べ「我慢した」という回答が減少し、「家族に相談した」、「友人に相談した」などの割合が増加している。
- ✓ 行動を起こした人で多いのは離婚（別れた）、友人や親族への相談となっている。

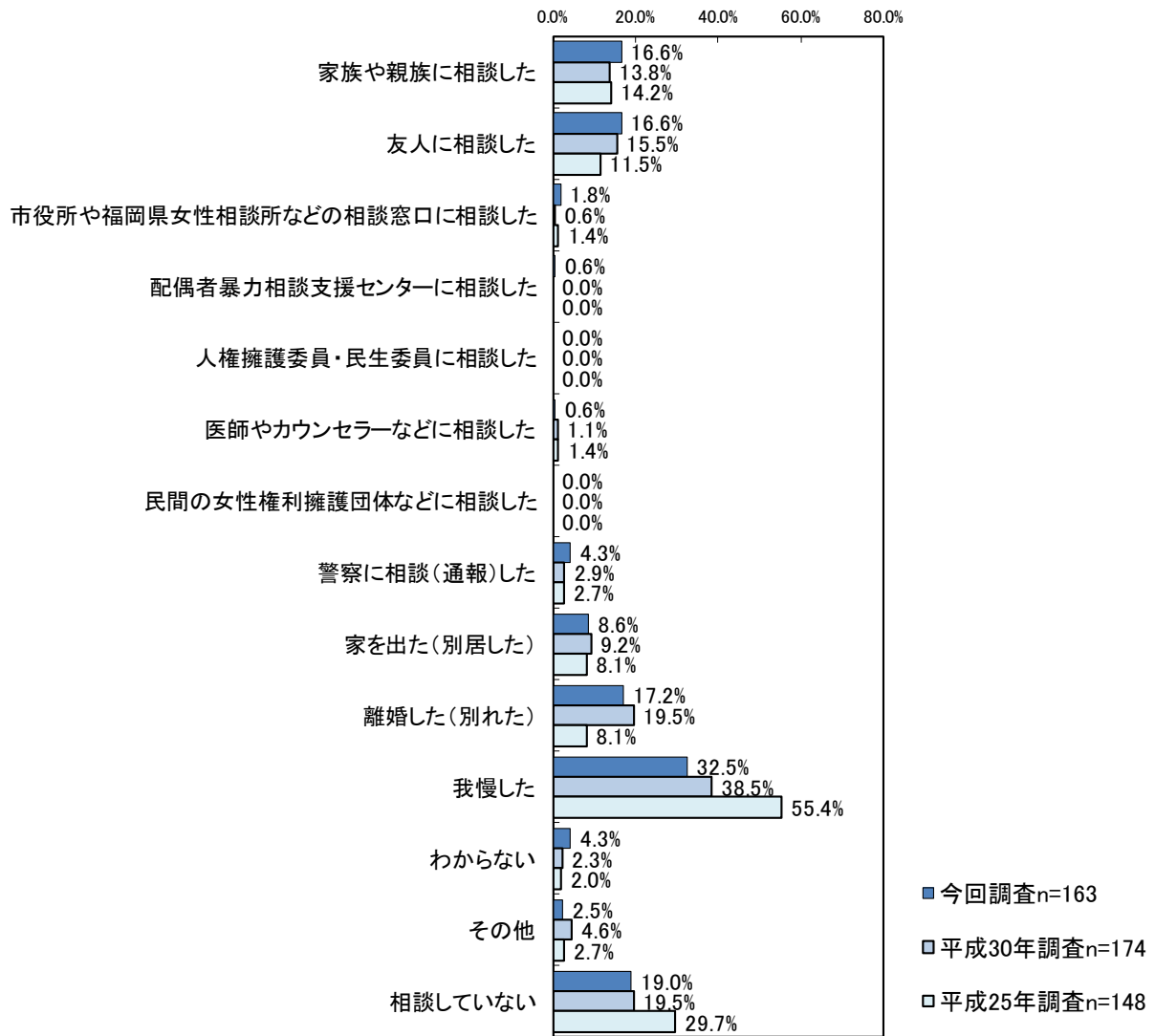
全体でみると、「我慢した」が 32.5%、「相談していない」が 19.0%と、何の対応もとっていない人の割合が相対的に高い。行動を起こした人のうち多いのが、「離婚した（別れた）」（17.2%）、「家族や親族に相談した」（16.6%）、「友人に相談した」（同）、「家を出た（別居した）」（8.6%）で、「人権擁護委員・民生委員に相談した」、「民間の女性権利擁護団体などに相談した」という回答はあがっていない。

性別にみると、女性は男性に比べ、家族や親族、友人に相談した、別れたという割合が高いが、男性は女性に比べ、「わからない」の割合が高くなっている。また、前回調査と比べ、「我慢した」が減少し、「家族や親族に相談した」、「友人に相談した」が増加している。

<暴力を受けた後の対応 [全体、性別]>



<暴力を受けた後の対応 [全体] (前回、前々回調査比較) >



10. 男女共同参画の施策に関する意識・関心について

(1) 男女共同参画の施策の認知度

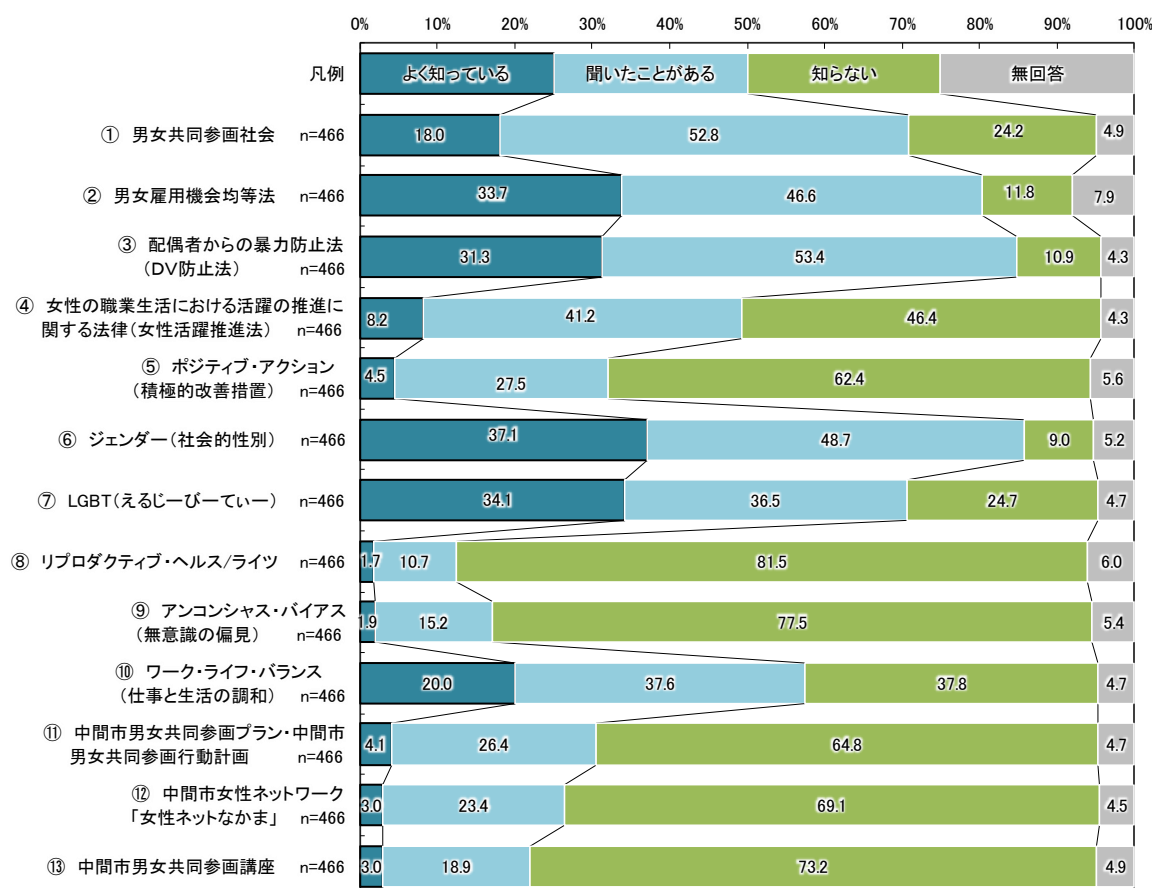
問 29 次の言葉を知っていますか。

- ✓ 「ジェンダー（社会的差別）」、「配偶者からの暴力防止法（DV防止法）」、「男女雇用機会均等法」の認知度は高い。
- ✓ 中間市独自の施策に関しては「知らない」という回答の割合が高く、前回調査と比べると、認知度はやや低くなっている。

認知度の高い施策としては、「よく知っている」と「聞いたことがある」の合計でみると、「ジェンダー（社会的差別）」が 85.8%で最も高く、以下、「配偶者からの暴力防止法（DV防止法）」（84.7%）、「男女雇用機会均等法」（80.3%）、「男女共同参画社会」（70.8%）、「LGBT」（70.6%）と続いている。一方、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については、知らない人が 81.5%を占め最も認知度が低いほか、「アンコンシャス・バイアス」、「ポジティブ・アクション」などの外来語の認知度も低い。

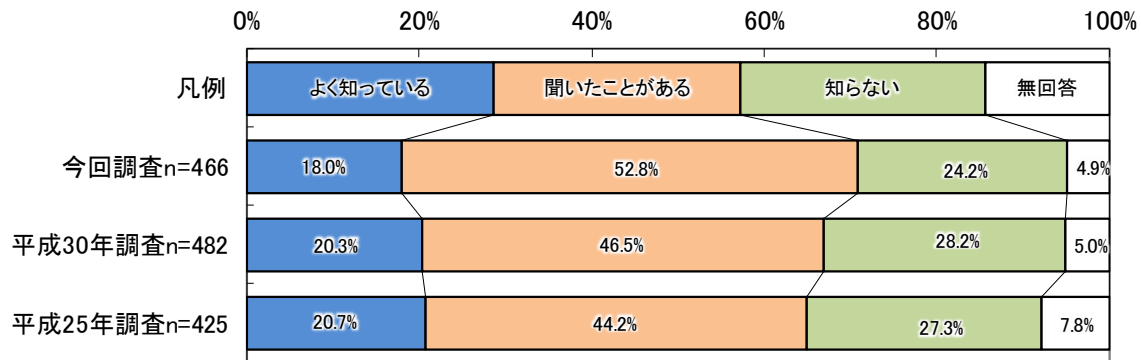
また、中間市独自の施策である「中間市男女共同参画講座」、「中間市男女共同参画プラン・中間市男女共同参画行動計画」、「中間市女性ネットワーク「女性ネットなかま」」については、知らないという人の割合が約6～7割と高く、前回調査と比べても、「知らない」の割合がやや増加している。

<男女共同参画の施策の認知度 [全体] - 1 >

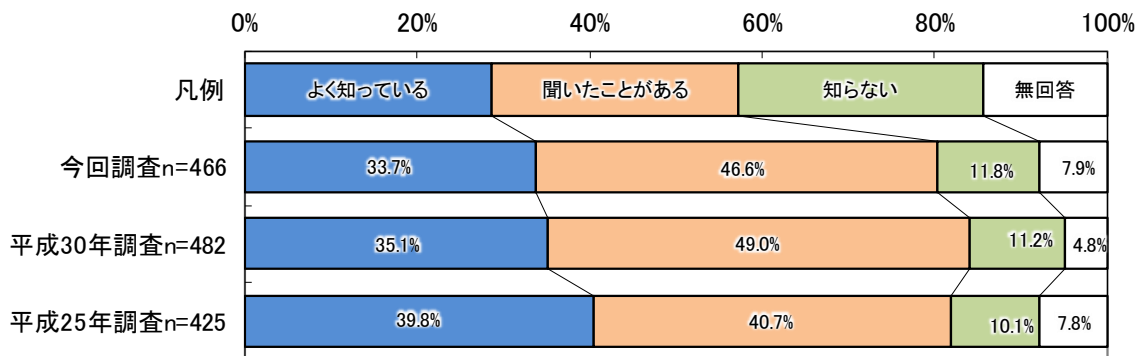


＜男女共同参画の施策の認知度 [全体]（前回、前々回調査比較）－ 2 ＞

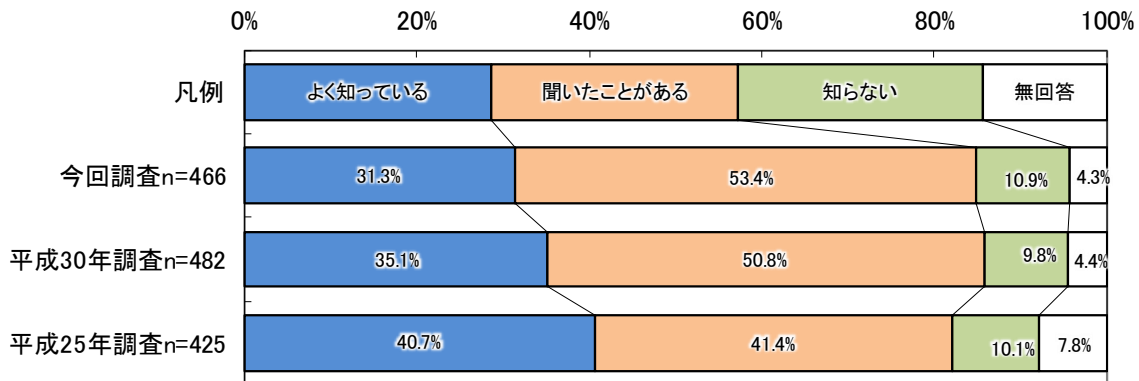
■男女共同参画社会



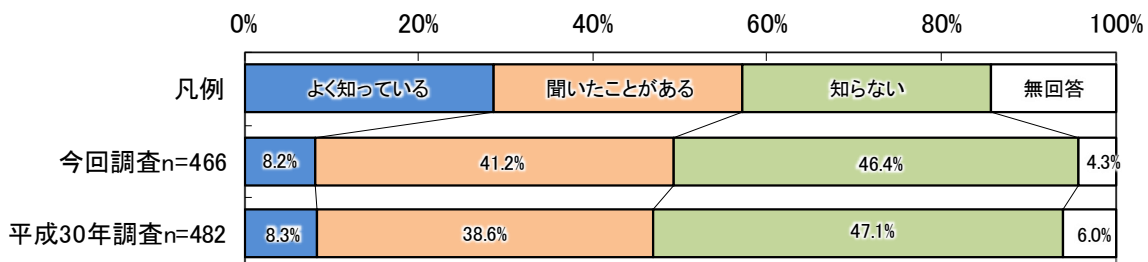
■男女雇用機会均等法



■配偶者からの暴力防止法(DV防止法)

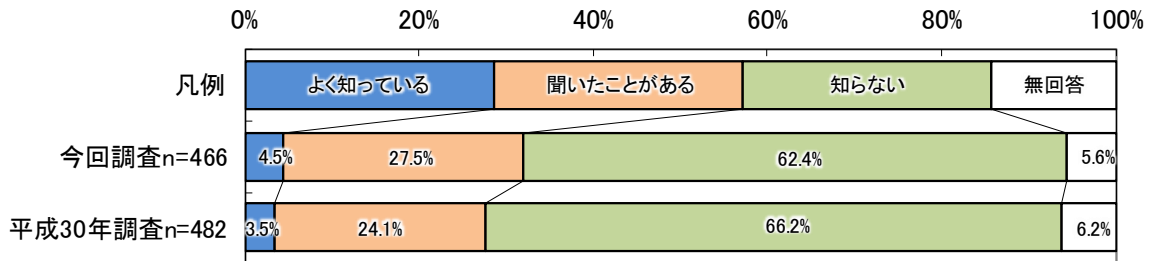


■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

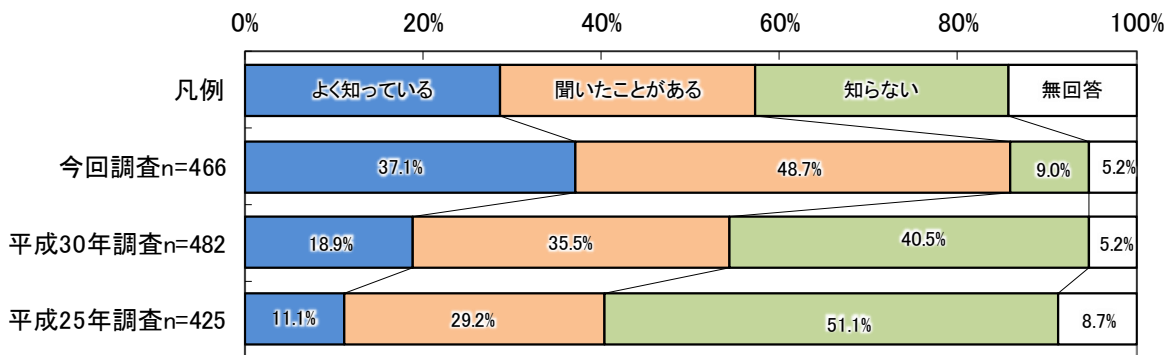


＜男女共同参画の施策の認知度 [全体]（前回、前々回調査比較）－ 2 ＞

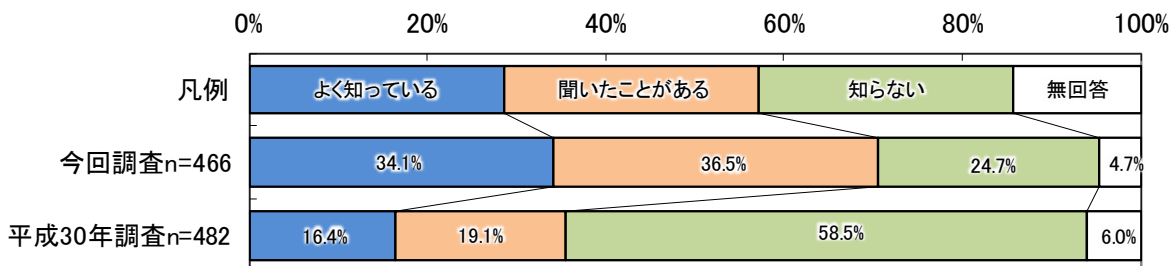
■ポジティブ・アクション(積極的改善措置)



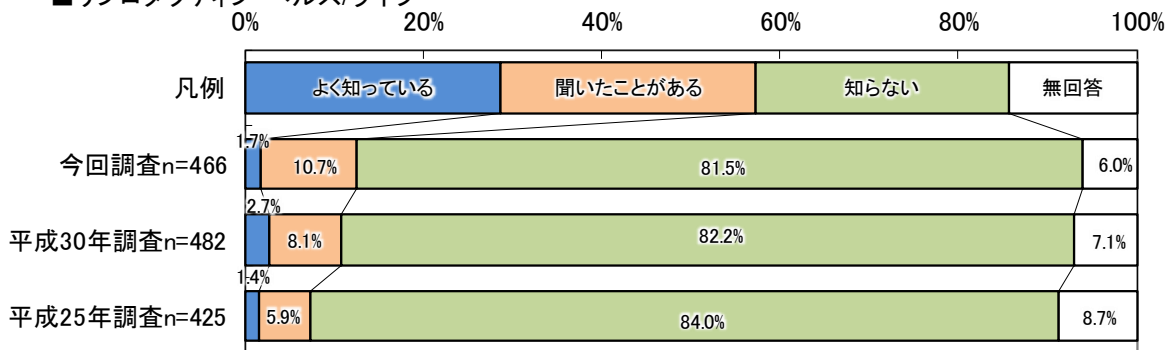
■ジェンダー(社会的性別)



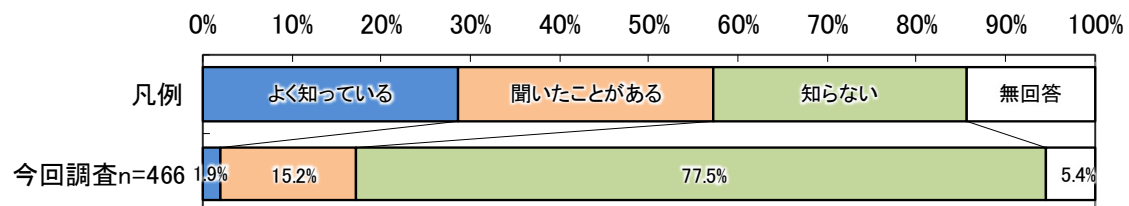
■LGBT(えるじーびーていー)



■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

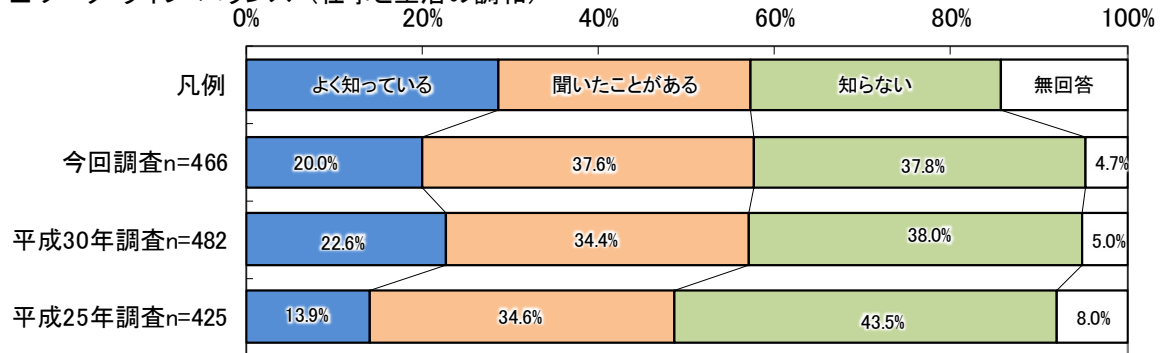


■アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)

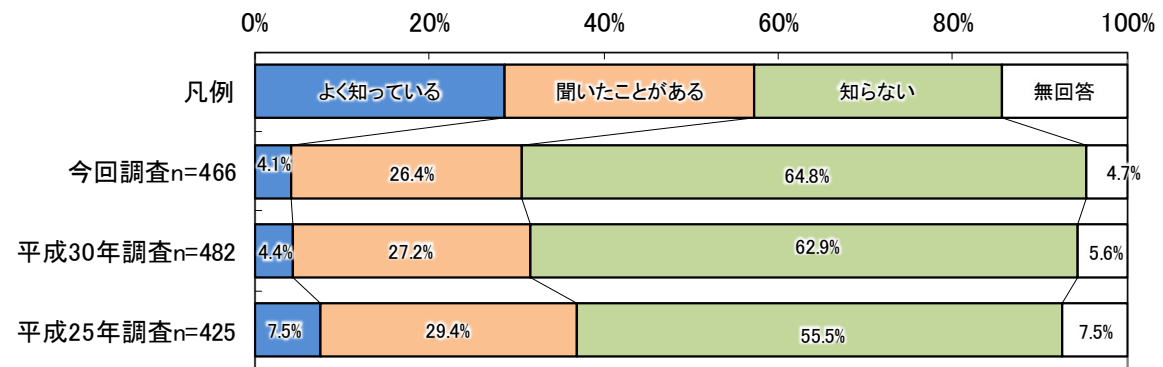


＜男女共同参画の施策の認知度 [全体]（前回、前々回調査比較）－ 3 ＞

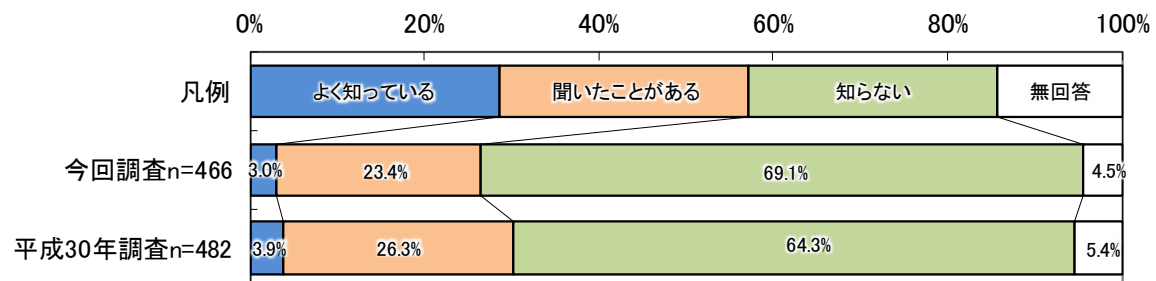
■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）



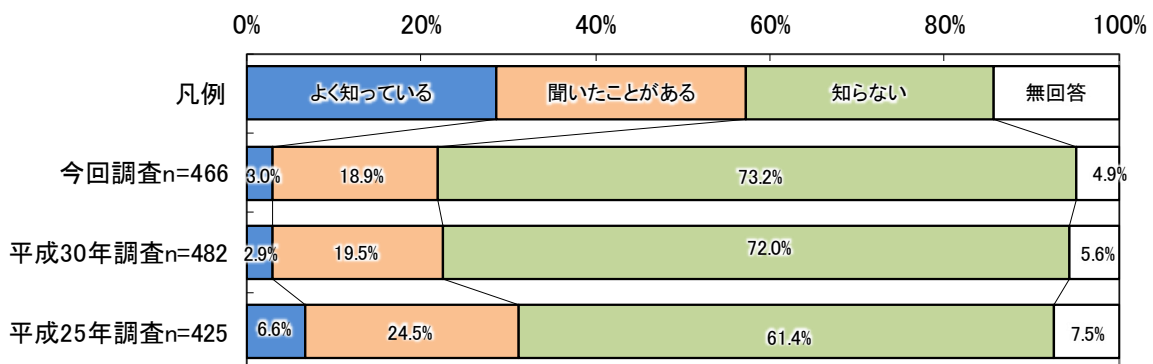
■ 中間市男女共同参画プラン・中間市男女共同参画行動計画



■ 中間市女性ネットワーク「女性ネットなかま」



■ 中間市男女共同参画講座



(2) 男女共同参画社会を進めるための行政施策

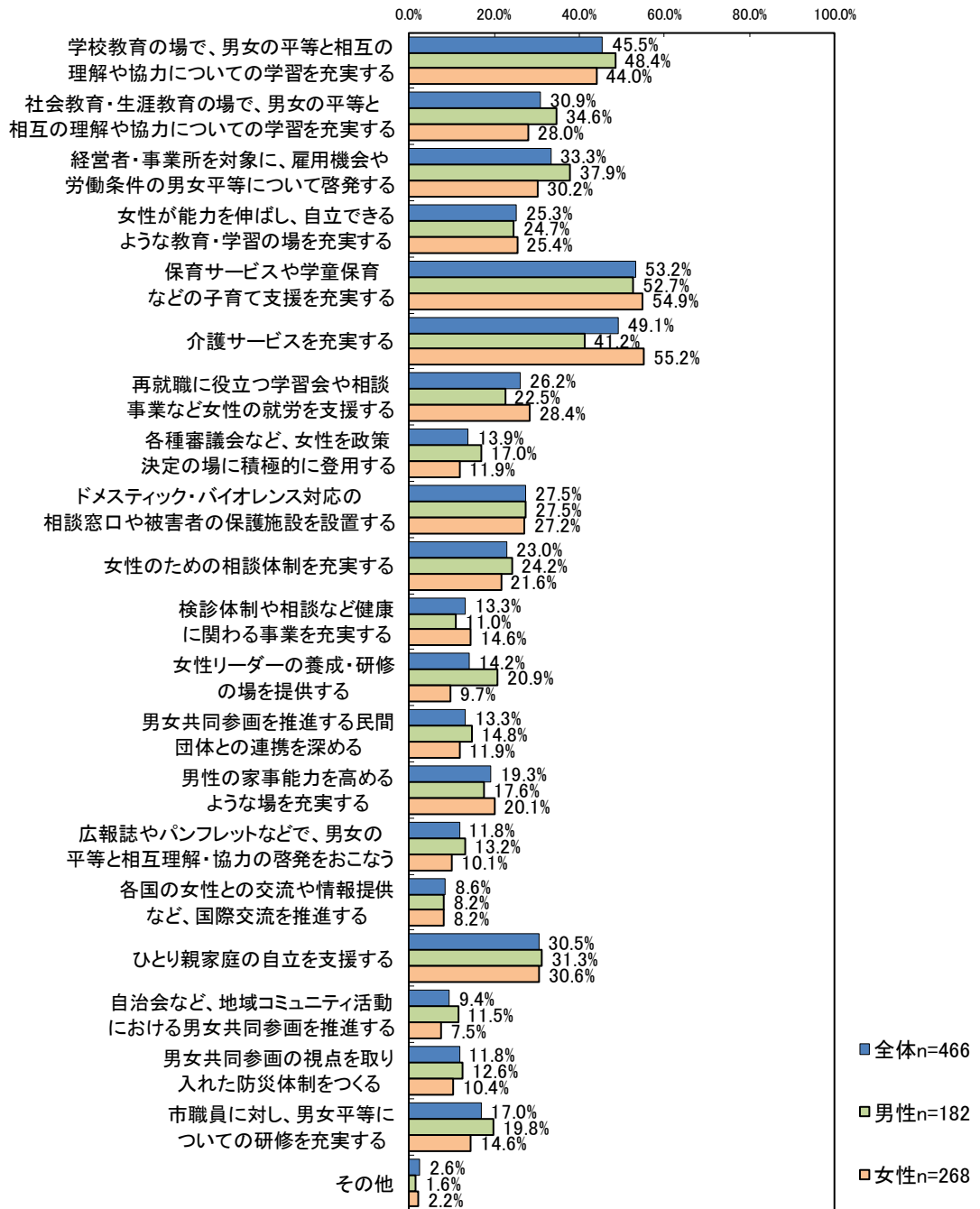
問 30 男女共同参画社会の実現のために、市ではどのような施策を推進すべきだと思いますか。
(複数回答)

- ✓ 前回調査と比べると、子育て支援や教育や学習の機会提供に係わる項目が増加傾向となっている。
- ✓ 女性は「子育て支援の充実」、「介護サービスの充実」が5割台と回答率が高く、従来女性が担う部分が大きかった役割への要望が高いと考えられる。

全体でみると、「子育て支援の充実」が 53.2%と最も高く、以下、「介護サービスの充実」(49.1%)、「学校教育の場での学習の充実」(45.5%)、「経営者や事業所対象の啓発」(33.3%)、「社会教育・生涯教育の場での学習の充実」(30.9%)、「ひとり親家庭の自立支援」(30.5%)と続いている。前回調査と比べると、子育て支援や教育や学習の機会提供に係わる項目が増加傾向となっている。

性別でみると、女性の場合、「子育て支援の充実」、「介護サービスの充実」が5割台と回答率が高く、従来女性が担う部分が大きかった役割への要望が高いと考えられる。

<男女共同参画社会を進めるための行政施策〔全体、性別〕>



<男女共同参画社会を進めるための行政施策 [全体] (前回、前々回調査比較) >

